

<b>第1 防災組織に関する資料</b>	1
1-1 大仙市防災会議条例	1
1-2 大仙市防災会議委員	2
1-3 大仙市災害対策本部条例	4
<b>第2 通信に関する資料</b>	5
2-1 大仙市防災行政無線運用管理規程	5
2-2 大仙市防災行政無線運用細則	7
2-3 大仙市防災行政無線局一覧表	10
2-4 仙北町防災行政無線放送施設設置条例	14
2-5 仙北町防災行政無線放送施設管理運用規則	15
2-6 防災関係機関電話一覧表	18
2-7 避難施設 特設公衆電話設置場所	21
<b>第3 災害援護に関する資料</b>	23
3-1 大仙市災害弔慰金の支給等に関する条例	23
3-2 大仙市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	26
3-2-1 大仙市災害援護資金貸付金利子補給要綱	28-1
3-3 大仙市災害見舞金支給条例	29
3-4 大仙市災害見舞金支給条例施行規則	31
3-5 災害り災者に対する見舞金給付要綱（秋田県）	33
3-6 災害救助法による救助の程度、方法及び期間について	35
3-7 各種被災者支援制度	39
（1）経済・生活面の支援	39
（2）住まいの確保・再建のための支援	47
（3）中小企業・自営業への支援	51
（4）安全な地域づくりへの支援	53
<b>第4 避難、救出等に関する資料</b>	57
4-1 指定緊急避難場所一覧	57
4-2 指定避難所一覧	63
4-3 福祉避難所として指定する施設一覧	73
<b>第5 救急医療に関する資料</b>	75
5-1 救急告示医療機関一覧表	75
5-2 一般医療機関一覧表	75
<b>第6 交通輸送に関する資料</b>	79
6-1 市保有車両一覧表	79
6-2 秋田県緊急輸送道路ネットワーク計画による緊急輸送路	105
6-3 臨時ヘリポート設置予定地	114
6-4 秋田県消防防災ヘリコプター臨時離着陸場	117
6-5 秋田県ドクターヘリ臨時離着陸場	118
<b>第7 災害危険箇所に関する資料</b>	120
7-1 急傾斜地崩壊危険箇所	120
7-2 地すべり	124
7-3 砂防指定地	125
7-4 土石流危険溪流	127
7-5 山地	136
（1）山腹崩壊危険地	136
（2）崩壊土砂流出危険地	146

7-6	雪崩	158
(1)	なだれ災害危険地	158
7-7	土砂災害警戒区域等	159-1
7-8	農業用ため池ハザードマップ（HM）作成ため池及び防災重点ため池	159-18
7-9	重要水防箇所一覧	160
(1)	国土交通省重要水防箇所評定基準（案）	160
(2)	平成25年度重要水防箇所別調書	162
(3)	平成25年度重要水防要注意区間調書	169
(4)	「特定の区間」調書	169
(5)	秋田県重要水防区域評定基準	170
(6)	平成25年度秋田県重要水防区域一覧表	172
<b>第8</b>	<b>危険物に関する事項</b>	<b>174</b>
8-1	高压ガス	174
(1)	一般高压ガス第一種製造事業所	174
(2)	高压ガス第一種貯蔵所	174
8-2	LPガス	174
(1)	LPガス第一種製造所、充てん所・輸送事業所	174
(2)	LPガス第一種製造所、オートスタンド専用	174
(3)	LPガス第一種製造事業所、移動式製造施設	175
(4)	LPガス販売所	175
8-3	火薬類	176
(1)	火薬類製造所	176
(2)	火薬類販売店所有・占有火薬庫	177
8-4	毒物・劇物	177
(1)	毒物劇物業務上取扱者	177
8-5	危険物	177
(1)	市内給油所	177
<b>第9</b>	<b>公用負担に関する資料</b>	<b>180</b>
9-1	市長等の応急公用負担	180
<b>第10</b>	<b>応援協定等に関する資料</b>	<b>181</b>
10-1	災害時における大仙市と座間市相互応援に関する協定書	181
10-2	災害時における相互援助に関する協定書（県内13市）	183
10-3	災害時における相互援助に関する協定書	189
10-4	秋田県広域消防相互応援協定書	191
10-5	災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定書	194
10-6	大規模災害時における秋田・岩手横軸連携相互援助に関する協定	198
10-7	災害時応援協定一覧	201
<b>第11</b>	<b>廃棄物処理に関する資料</b>	<b>203</b>
11-1	一般廃棄物収集業者	203
11-2	し尿・浄化槽汚泥収集業者	204
<b>第12</b>	<b>消防団に関する資料</b>	<b>205</b>
12-1	大仙市消防団編成表	205
<b>第13</b>	<b>後方支援計画に関する資料</b>	<b>209</b>
13-1	後方支援計画の一例	209
13-2	広域防災拠点候補一覧	213
<b>第14</b>	<b>その他の資料</b>	<b>216</b>

1 4 - 1	市内土木工事業者一覧	216
1 4 - 2	市内建築工事業者一覧	219
1 4 - 3	給排水暖冷房衛生設備工事業者一覧	220
1 4 - 4	簡易水道施設一覧表	221
1 4 - 5	小規模水道施設一覧表	224
1 4 - 6	樋門・樋管一覧表	226
1 4 - 7	河川堤防詳細点検結果情報図	231
1 4 - 8	農地及び農業用施設を利用して地域の防災力強化に取り組む地区	232
1 4 - 9	水防法第 1 5 条第 1 項に定める要配慮者利用施設	233
1 4 - 1 0	土砂災害防止法第 8 条第 1 項に定める要配慮者利用施設	237
1 4 - 1 1	孤立の可能性のある集落一覧	238
1 4 - 1 2	応急仮設住宅建設予定地一覧	239
1 4 - 1 3	土地改良区管理施設で防災機能を有する施設一覧	240

# 第1 防災組織に関する資料

## 1-1 大仙市防災会議条例

平成17年3月22日  
条例第331号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、大仙市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大仙市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 秋田県の知事の部局の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 秋田県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 市長がその部局の職員のうちから指名する者
- (5) 大仙市教育委員会教育長
- (6) 大仙市消防団長
- (7) 大曲仙北広域市町村圏組合消防長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

6 前項に規定する委員の定数は、35人以内とする。

7 第5項第8号及び第9号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項に規定する委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、秋田県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のあるものうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年3月22日から施行する。

附 則(平成24年9月24日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

1 - 2 大仙市防災会議委員

区分	職 名	区分	職 名
会長	大仙市長	委員	秋田県厚生農業協同組合連合会 大曲厚生医療センター看護部長
委員	東北地方整備局 湯沢河川国道事務所長	委員	大仙市建設業協会連合会 会長
委員	東北農政局 大仙地域センター長	委員	大仙・美郷管工事組合 理事長
委員	秋田県仙北地域振興局長	委員	秋田県石油商業協同組合 大曲仙北支部長
委員	秋田県大仙警察署長	委員	一般社団法人秋田県LPガス協会 大曲仙北支部長
委員	大仙市教育委員会教育長	委員	災害時生活物資等応援協定締結業者代表
委員	大仙市消防団長	委員	秋田おぼこ農業協同組合 代表理事専務
委員	大曲仙北広域市町村圏組合 消防本部消防長	委員	大仙市小・中学校校長会 会長
委員	日本郵政株式会社 大曲郵便局長	委員	大仙市小・中学校校長会 会長所属校 養護教諭
委員	東日本旅客鉄道株式会社 秋田支社大曲駅長	委員	大曲保育会 園長会 会長
委員	東日本電信電話株式会社 秋田支店長	委員	大仙市国際交流協会 会長
委員	株式会社NTTドコモ 東北支社秋田支店長	委員	大仙市消防団員（女性消防団員）
委員	東北電力株式会社 大曲営業所長	委員	秋田県自主防災アドバイザー
委員	秋田県トラック協会 大仙支部長	委員	福祉避難所設置協定締結施設 代表

区分	職名	区分	職名
委員	大曲仙北医師会長	委員	大仙市老人クラブ連合会理事
委員	大曲仙北歯科医師会長	委員	大仙市身体障害者福祉協会会長
委員	秋田県薬剤師会 大曲仙北支部長		

# 1 - 3 大仙市災害対策本部条例

平成17年3月22日  
条例第332号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、大仙市災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、本部長の命を受け本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、平成17年3月22日から施行する。

附 則(平成24年9月24日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 第2 通信に関する資料

### 2-1 大仙市防災行政無線運用管理規程

平成17年3月22日

訓令第99号

(趣旨)

第1条 この訓令は、市の災害対策に係る事務及び行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する大仙市防災行政無線局(以下「無線局」という。)の運用及び管理について、電波法(昭和25年法律第131号)及び関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 電波法第2条第5号に規定する無線局をいう。
- (2) 基地局 陸上移動局を通信相手とする移動しない無線局をいう。
- (3) 陸上移動局 陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中運用する無線局をいう。
- (4) 無線系 前3号の無線局及びその附帯設備を含めて一体となって運用するシステムをいう。
- (5) 無線従事者 無線設備の操作を行う者であつて、総務大臣の免許を受け、かつ、当該無線設備を操作する資格を有する者をいう。

(無線局の回線構成)

第3条 無線局の回線構成及び配置等は、別表第1のとおりとする。

(無線系の管理責任部)

第4条 無線系の管理責任部は、総務部とする。

(無線系の総括管理者)

第5条 無線系に、総括管理者を置く。

2 総括管理者は、無線系の管理及び運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。

3 総括管理者は、総務部長の職にある者を充てる。

(無線系の管理責任者)

第6条 無線系に、管理責任者を置く。

2 管理責任者は、総括管理者の命を受け無線系の管理運用の業務を行うとともに、管理者、無線取扱責任者及び無線従事者を指揮監督する。

3 管理責任者は、総合防災課長の職にある者を充てる。

(無線取扱責任者)

第7条 無線系に、無線取扱責任者を置く。

2 無線取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線局を管理、運用し無線局に係る業務を所掌する。

3 無線取扱責任者は、管理責任者が管理責任部の職員の中から無線従事者の資格を有する者を指名し、これに充てる。

(管理者)

第8条 管理責任部以外に、通信操作を行う附帯設備を設置している課所に、管理者を置く。

2 管理者は、総括管理者の命を受け、当該課所に設置されている附帯設備の管理監督の業務を所掌する。

3 管理者は、本庁の当該課長を、支所、施設等にあつては当該施設の長をもって充てる。

(無線従事者の配置)

第9条 総括管理者は、無線系に属する無線局の運用体制に見合った員数の無線従事者を配置するものとする。

2 管理責任者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意す

るものとする。

3 総括管理者は、無線従事者を選任又は解任した際には、無線従事者選(解)任届(様式第1号)によりその旨を遅滞なく東北総合通信局に届け出なければならない。

(無線従事者の任務)

第10条 無線従事者は、無線系に属する無線局の無線設備の操作を行うとともに、無線局業務日誌(様式第2号)の記載を行う。

(通信取扱者)

第11条 通信取扱者は、無線局の運用にたずさわる一般職員とする。

2 通信取扱者は、無線従事者の管理のもとに電波法等関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行う。

(備付書類等の管理)

第12条 管理責任者は、電波法等関係法令に基づく業務書類を管理保管する。

2 管理責任者は、電波法令集を常に現行のものに維持しておくものとする。

3 管理者は、無線業務日誌を毎日査閲するものとする。

4 管理責任者は、毎年1月から12月までの無線局業務日誌抄録(様式第3号)を翌年1月末までに作成し、総括管理者の査閲を受けて東北総合通信局に提出するものとする。

5 管理責任者は、無線従事者選(解)任届及び無線業務日誌抄録の写しを整理保管しておくものとする。

(災害発生時等の連絡体制)

第13条 災害発生時(警報発令時)における連絡体制は、別表第2のとおりとする。

(無線局の運用)

第14条 無線局の運用方法については、別に定める運用細則によるものとする。

(無線設備等の保守点検)

第15条 無線局の正常な機能を維持するため、無線取扱責任者は、無線局点検表(様式第4号)に掲げる点検項目について1年ごとに点検を行い、総括管理者の査閲を受けるものとする。ただし、設備関係については、保守契約を締結の上、外部委託により行うものとする。

(通信訓練)

第16条 管理責任者は、非常災害発生時に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため年1回総合通信訓練を行うものとする。

2 訓練は、通信統制訓練及び住民への警戒通報等の伝達訓練を重点として行うものとする。

(研修)

第17条 管理責任者は、通信取扱者等に対して電波法令等関係法令及び運用細則並びに無線機の取扱要領等の研修を行うものとする。

附 則

この訓令は、平成17年3月22日から施行する。

附 則(平成18年4月1日訓令第14号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月1日訓令第19号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月1日訓令第4号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

(別表及び様式は省略)

## 2-2 大仙市防災行政無線運用細則

平成17年3月22日訓令第100号

(趣旨)

第1条 この訓令は、大仙市防災行政無線運用管理規程（平成17年大仙市訓令第99号）第14条の規定に基づき、本市が設置した防災行政無線（以下「無線」という。）の通信方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(無線通信における遵守事項)

第2条 通信を行う場合は、適正かつ有効な通信を図るため、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 通信は、簡素かつ明瞭に行うこと。
  - (2) 通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、直ちに訂正しなければならない。
  - (3) 無線局等は、自局に対する呼び出しが反復され、かつ、自局に対する呼び出しであることが確実に判明するまで応答してはならない。
  - (4) 自局に対する呼び出しを受信した場合において、呼び出し局の呼び出し符号が不確実であるときは、応答事項のうち相手局の呼び出し符号の代わりに、自局の符号を送信し「誰か、こちらを呼びましたか」と直ちに応答しなければならない。
  - (5) 通信が終了したときは、「以上」を送信するものとする。
  - (6) あらかじめ予定される通信については、略号又は符号を使用し、発受信紙を様式化するなど、通信の能率化を図る。
  - (7) 送信する場合は、マイクロホンに適正な位置に保つとともに、プレストークボタンを正確に押すこと。
  - (8) 雑音の有無その他無線機の状況を確認した上、適正な操作を行い、無用な電波を発射しない。
  - (9) 通信を開始しようとする場合において、当該通信を行うことにより他の通信に混信を与えるおそれがあるときは、他の通信が終了した後に通信を開始すること。
  - (10) 通信の速度は、日常会話における速度を標準とする。ただし、通話の内容、相手局の受信状態良否等により適宜調整すること。
- 2 通信の送信が20秒を超えるときは、至急通話の割り込みを容易にするため、約20秒ごとに2秒ないし3秒の間、プレストークボタンを切り離し、電波の発射を中止するものとする。

(通信方法)

第3条 通信は、呼び出し及び応答により行うものとする。

- 2 無線局は、相互に相手局の確認を行った上、通信を開始しなければならない。

(呼び出し)

第4条 呼び出しは、次に掲げる事項を順次に送信して行うものとする。

- (1) 「相手局の呼び出し名称」 3回以下
  - (2) 「こちら」 1回
  - (3) 「自局の呼び出し名称」 1回
- 2 呼び出しを行った場合において、相手局の応答がないときは、10秒以上の間隔をおいた上、さらに2回呼び出しを行うことができるものとする。
- 3 前項の規定により、呼び出しを反復してもなお応答がないときは、1分以上の間隔をおかなければ再び呼び出しを行ってはならない。ただし、他の通信に混信を与えるおそれがないと認められるとき、又は至急通話の送信を行うときは、この限りでない。
- 4 至急通話は、普通通話の通信中に割り込んで通信を行うことができるものとする。
- 5 至急通話を送信する場合の呼び出しは、相手局の呼び出し名称を送信する前に（「至急」、

「至急」)と2回送信するものとする。

(応答)

第5条 自局に対する呼び出しを受信したときは、直ちに次に掲げる事項を順次送信して応答しなければならない。

- (1) 「こちらは」 1回
- (2) 「自局の呼び出し名称」 1回
- (3) 「どうぞ」 1回

2 直ちに通信を開始することができない場合は、前項第2号の自局の呼び出し名称に続けて「しばらくお待ち下さい」を1回送信しなければならない。

(用件の送信)

第6条 呼び出しに対する応答があった場合は、相手局から「しばらく待ってほしい旨」の送信があった場合を除き、直ちに次に掲げる事項を順次送信しなければならない。

- (1) 「通信事項」
- (2) 「了解でしょうか、どうぞ」

2 通信の送信が20秒以上にわたるときは、至急通話の割り込みを容易にするため、約20秒ごとに、2秒ないし3秒間電波の発射を中止しなければならない。

3 通信中に他の無線局から至急通信の呼び出しを聴取したときは、直ちに当該通信を中止しなければならない。

(通話の再開)

第7条 至急通話の割り込みにより、普通通話を中断した場合において、至急通話が終了したときは、普通通話を通信中であった無線局は、直ちに次の事項を順次送信して通信を再開することができる。

- (1) 「相手局の呼び出し名称」 1回
- (2) 再開する箇所を示し「から」 1回
- (3) 「どうぞ」 1回

(解信)

第8条 自局に対する通信の通信内容を了解したときは、次に掲げる事項を順次送信するものとする。

- (1) 「自局の呼び出し名称」
- (2) 「了解」

2 通信内容が明らかでないため、相手局に再度送信を求める場合は、次に掲げる事項を順次送信して行うものとする。

- (1) 「自局の呼び出し名称」
- (2) 不明な箇所を示し「再送願います」
- (3) 「どうぞ」

(通信の終了)

第9条 通信が終了したときは、呼び出しを行った局は、次に掲げる事項を順次送信するものとする。

- (1) 「以上」
- (2) 「自局の呼び出し名称」 1回

(一斉指令)

第10条 無線局の管理者は、全部又は一部の無線局に対して共通の通信を行う必要がある場合は、各無線局を一括して呼び出し、同時に送信すること(以下「一斉指令」という。)ができるものとする。

2 一斉指令の呼び出しは、次に掲げる事項を順次送信して行うものとする。

- (1) 「各局」 1回
- (2) 「こちらは」 1回
- (3) 「自局の呼び出し名称」 1回

3 前項に規定する呼び出しに対する無線局の応答及び解信（通信を受信した無線局が通信内容を了解した旨の送信）の順位（以下「指定順位」という。）は、その都度指示する。

4 指定順位による先順位の無線局が5秒を経過してもなお応答がないときは、次順位の無線局が応答するものとする。

（送信の感度及び明瞭度）

第11条 無線通信の感度及び明瞭度を総合的に表わしたものをメリットといい、別表のとおりとする。

（補則）

第12条 この訓令に定めるもののほか、無線通信の実施に必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年3月22日から施行する。

別表（第11条関係）

メリット5 雑音がなく良好な回線品質である。

メリット4 雑音は多少あるが通話内容を理解する上で害とはならない。

メリット3 雑音はかなりあるが、通話内容を理解する上で障害とはならない。

メリット2 雑音が非常に多く通話内容を理解する上でかなりの障害となり、通話内容を数回反復しないと、完全に理解できない。

メリット1 雑音が非常に多く、通話内容は全く理解できない。

2-3 大仙市防災行政無線局一覧表  
(大曲地域)

番 号	所 管	備考1	備考2
ぼうさいだいせんおおまがり基地局	総合防災課	基地局	総合防災課常駐
ぼうさいだいせんおおまがり子機	総合防災課	基地局遠隔制御 装置子機	総合防災課常駐
第1通信所(雄物川取水管理棟)	水道課	基地局遠隔操作機	取水管理棟常駐
第2通信所(除雪ステーション)	道路河川課	基地局遠隔操作機	除雪ステーション 常駐
第3通信所(道路河川課)	道路河川課	基地局遠隔操作機	道路河川課常駐
ぼうさいだいせんおおまがり01	水道課	移動局	車載
ぼうさいだいせんおおまがり02	水道課	移動局	車載
ぼうさいだいせんおおまがり03	水道課	移動局	車載
ぼうさいだいせんおおまがり04	水道課	移動局	車載
ぼうさいだいせんおおまがり05	水道課	移動局	携帯
ぼうさいだいせんおおまがり06	水道課	移動局	車載
ぼうさいだいせんおおまがり07	水道課	移動局	取水管理棟常駐 (可搬型)
ぼうさいだいせんおおまがり08	水道課	移動局	水道課常駐 (可搬型)
ぼうさいだいせんおおまがり09	水道課	移動局	車載
ぼうさいだいせんおおまがり10	水道課	移動局	車載
ぼうさいだいせんおおまがり11	水道課	移動局	車載
ぼうさいだいせんおおまがり12	水道課	移動局	浄水場常駐 (可搬型)
ぼうさいだいせんおおまがり13	水道課	移動局	浄水場常駐 (可搬型)
ぼうさいだいせんおおまがり20	道路河川課	移動局	車載
ぼうさいだいせんおおまがり21	道路河川課	移動局	車載
ぼうさいだいせんおおまがり22	道路河川課	移動局	車載
ぼうさいだいせんおおまがり23	道路河川課	移動局	車載
ぼうさいだいせんおおまがり24	道路河川課	移動局	車載
ぼうさいだいせんおおまがり25	道路河川課	移動局	車載
ぼうさいだいせんおおまがり26	道路河川課	移動局	車載
ぼうさいだいせんおおまがり27	道路河川課	移動局	車載
ぼうさいだいせんおおまがり28	道路河川課	移動局	車載
ぼうさいだいせんおおまがり29	道路河川課	移動局	車載
ぼうさいだいせんおおまがり30	道路河川課	移動局	車載
ぼうさいだいせんおおまがり31	道路河川課	移動局	車載
ぼうさいだいせんおおまがり32	道路河川課	移動局	車載
ぼうさいだいせんおおまがり33	道路河川課	移動局	車載
ぼうさいだいせんおおまがり34	道路河川課	移動局	車載
ぼうさいだいせんおおまがり35	道路河川課	移動局	車載
ぼうさいだいせんおおまがり36	総合防災課	移動局	携帯
ぼうさいだいせんおおまがり37	道路河川課	移動局	車載
ぼうさいだいせんおおまがり38	道路河川課	移動局	車載
ぼうさいだいせんおおまがり39	道路河川課	移動局	車載

番 号	所 管	備考 1	備考 2
ぼうさいだいせんおおまがり 4 0	道路河川課	移動局	車載
ぼうさいだいせんおおまがり 4 1	道路河川課	移動局	車載
ぼうさいだいせんおおまがり 5 0	総合防災課	移動局	携帯
ぼうさいだいせんおおまがり 5 1	総合防災課	移動局	携帯
ぼうさいだいせんおおまがり 5 2	総合防災課	移動局	携帯
ぼうさいだいせんおおまがり 5 3	総合防災課	移動局	携帯
ぼうさいだいせんおおまがり 5 4	総合防災課	移動局	携帯
ぼうさいだいせんおおまがり 5 5	総合防災課	移動局	携帯
ぼうさいだいせんおおまがり 5 6	総合防災課	移動局	携帯
ぼうさいだいせんおおまがり 6 0	スキー場	移動局	携帯
ぼうさいだいせんおおまがり 6 1	スキー場	移動局	携帯
ぼうさいだいせんおおまがり 6 2	スキー場	移動局	携帯
ぼうさいだいせんおおまがり 6 3	スキー場	移動局	携帯
ぼうさいだいせんおおまがり 8 0	総合防災課	移動局	大川西根公民館
ぼうさいだいせんおおまがり 8 1	総合防災課	移動局	内小友公民館
ぼうさいだいせんおおまがり 8 2	総合防災課	移動局	角間川公民館
ぼうさいだいせんおおまがり 8 3	総合防災課	移動局	藤木公民館
ぼうさいだいせんおおまがり 8 4	総合防災課	移動局	花館公民館
ぼうさいだいせんおおまがり 8 5	総合防災課	移動局	四ツ屋公民館

## (協和地域)

番 号	所 管	備考 1	備考 2
ぼうさいだいせんきょうわ基地局	市民 サービス課	基地局	基地局
基地局遠隔制御装置子機		基地局遠隔制御装 置子機	車載
ぼうさいだいせんきょうわ01		移動局	車載
ぼうさいだいせんきょうわ02		移動局	車載
ぼうさいだいせんきょうわ03		移動局	車載
ぼうさいだいせんきょうわ04		移動局	車載
ぼうさいだいせんきょうわ05		移動局	車載
ぼうさいだいせんきょうわ06		移動局	車載
ぼうさいだいせんきょうわ07		移動局	車載
ぼうさいだいせんきょうわ08		移動局	車載
ぼうさいだいせんきょうわ09		移動局	車載
ぼうさいだいせんきょうわ10		移動局	車載
ぼうさいだいせんきょうわ11		移動局	車載
ぼうさいだいせんきょうわ12		移動局	車載
ぼうさいだいせんきょうわ13		移動局	車載
ぼうさいだいせんきょうわ14		移動局	車載
ぼうさいだいせんきょうわ15		移動局	車載
ぼうさいだいせんきょうわ16		移動局	車載
ぼうさいだいせんきょうわ17		移動局	車載
ぼうさいだいせんきょうわ18		移動局	車載
ぼうさいだいせんきょうわ19		移動局	車載
ぼうさいだいせんきょうわ20		移動局	車載
ぼうさいだいせんきょうわ21		移動局	車載
ぼうさいだいせんきょうわ22		移動局	車載
ぼうさいだいせんきょうわ23		移動局	車載
ぼうさいだいせんきょうわ24		移動局	車載
ぼうさいだいせんきょうわ25		移動局	車載
ぼうさいだいせんきょうわ26		移動局	車載
ぼうさいだいせんきょうわ101		移動局	携帯
ぼうさいだいせんきょうわ102		移動局	携帯
ぼうさいだいせんきょうわ103		移動局	携帯
ぼうさいだいせんきょうわ104		移動局	携帯
ぼうさいだいせんきょうわ105		移動局	携帯
ぼうさいだいせんきょうわ106		移動局	携帯



## 2-4 仙北町防災行政無線放送施設設置条例

平成2年3月15日条例第2号

(設置の目的)

第1条 仙北町の防災及び一般行政の情報の伝達、情報の収集を円滑にし、地域住民の生活の安定、福祉向上に資するため、仙北町防災行政無線放送施設（以下「無線施設」という。）を設置する。

(無線施設の業務)

第2条 無線施設の業務は次のとおりとする。

- (1) 非常災害その他緊急通報及び連絡
- (2) 町の行政連絡及び伝達
- (3) 気象通報及び防災に関する伝達
- (4) その他特に町長が必要と認めた広報及び連絡

(業務区域)

第3条 無線施設の業務を行う区域は、仙北町全域とする。

(無線施設の設備)

第4条 無線施設の業務を行うため固定系「親局」及び固定系「子局」を設置しその内容は規則で定める。

(運用管理)

第5条 町長は、無線施設の管理運用について総括する。

- 2 町長は、無線施設設備の保全並びに無線施設の運用業務を円滑に行うため無線管理責任者を置く。
- 3 無線施設設備保全のため親局に無線通信取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を置く。

(取扱責任者)

第6条 取扱責任者は、無線施設の操作を行うとともに、無線施設に関する事務を分掌する。

(無線施設整備の点検整備)

第7条 取扱責任者は、無線施設の正常な運用を確保するため、別に定めるところにより無線施設設備の点検整備を行わなければならない。

(その他)

第8条 この条例で定めるもののほか無線施設等に関し、必要な事項は別に規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 2-5 仙北町防災行政無線放送施設管理運用規則

平成3年1月17日規則第2号  
改正 平成13年1月5日規則第1号

### (目的)

第1条 この規則は、仙北町防災行政無線放送施設条例（平成2年仙北町条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるとともに、仙北町地域防災計画に基づく災害対策に係る業務及び行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るため、仙北町防災行政無線放送施設（以下「無線局」という。）の運用及び管理について、必要事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規則における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 電波法（昭和25年法律第131号）第2条第5号に規定する無線局をいう。
- (2) 固定系親局 特定の2以上の受信設備に対し、同時に同一の通報を送信する無線局をいう。
- (3) 固定系子局 固定系親局の通信の相手方となる受信設備を持つ固定局をいう。
- (4) 無線系 前各号の無線局及びその付帯設備を含めた通信システムをいう。
- (5) 無線従事者 無線設備の操作を行う者であって、総務大臣の免許を受け、かつ、当該無線設備を操作する資格を有する者をいう。

### (無線局の回線構成)

第3条 条例第4条に規定する、無線施設設備の内容は別表1のとおりとする。

### (無線局の管理責任部署)

第4条 無線系の管理責任部署は、仙北町事務分掌規則（昭和46年規則第8号）第4条により総務課とする。

### (無線系の総括管理者)

第5条 無線系に総括管理者を置く。

- 2 総括管理者は、無線系の管理運用の業務を総括し、無線管理責任者を指揮監督する。
- 3 総括管理者は町長とする。

### (無線系の管理責任者)

第6条 条例第5条第2項の規定による無線管理責任者（以下「管理責任者」という。）は、総務課長がこれにあたる。

- 2 管理責任者は、総括管理者の命を受け管理運用の業務を行うとともに無線通信取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を指揮監督する。

### (取扱責任者)

第7条 条例第5条第3項の規定による取扱責任者は、総括管理者が無線従事者の資格を有する者をこれにあてる。

- 2 取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線系の管理、運用に努めなければならない。

### (無線従事者の配置)

第8条 総括管理者は無線系に属する無線局の運用体制に必要な無線従事者を確保し、配置するものとする。

### (通信取扱者)

第9条 通信取扱者は、無線局の運用に携わるものとする。

- 2 通信取扱者は、無線取扱者の管理のもとに電波法等関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行う。

### (備え付書類等の管理)

第10条 管理責任者は、電波法等関係法令に基づく業務書類を管理保管し、電波法令集を常に現行のものに維持しておくものとする。

2 管理責任者は、無線業務日誌を査閲し、毎年1月から12月までの無線業務日誌を取りまとめた抄録を作成し、東北総合通信局長に提出しなければならない。

(無線放送設備等の保守点検)

第11条 無線放送設備の正常な機能を維持するため、条例第7条の規定による点検整備は次により行うものとする。

(1) 毎日点検(様式1)取扱責任者

(2) 月点検(様式2)管理責任者

(3) 年点検(様式3-1・3-2)総括管理者

2 点検の結果異常を発見したときは、直ちに管理責任者に報告し、保守契約をしている業者等に連絡を行い障害の除去に努めなければならない。

3 無線放送設備は、保守契約により毎年1回以上専門技術者により定期点検を実施するものとする。

(通信訓練)

第12条 管理責任者は非常災害時に備え通信機能を確認及び通信運用の習熟を図るため、総合防災訓練に併せた通信訓練を毎年1回以上行うものとする。

(放送の種類)

第13条 放送の種類は緊急放送と一般放送とする。

2 緊急放送は、災害時あるいは、災害のおそれのある時に必要な情報を伝達する放送をいい、一般放送とは緊急以外の放送をいう。

(放送事項)

第14条 放送事項は免許状に記載された目的に沿って行わなければならない。

(放送時間)

第15条 無線局の運用は常時とする。ただし、一般放送においては執務時間内運用を原則とする。

(放送の申込)

第16条 各課、局長は所管の事務で放送によって住民に伝達する必要があるときは、別に定める様式「放送依頼書」(様式4)を放送を希望する前日までに管理責任者に提出しなければならない。ただし緊急放送でそのいとまがないときは口頭、電話等により依頼し、その後放送依頼書を提出するものとする。

(災害発生時等の連絡体制)

第17条 災害発生時等における連絡体制は、別表2のとおりとする。

2 管理責任者は、前項に定める放送依頼書の提出を受けたときは、その内容を検討し、必要とするものについてのみ放送を通信取扱者に指示するものとする。

(放送の制限)

第18条 管理責任者は、災害及び緊急事態が発生し、又は発生のおそれがあると認められる時は、放送を制限し必要な措置をとることができる。

(放送の記録)

第19条 取扱責任者は、放送を行ったときは無線業務日誌に必要事項を記載しなければならない。

(放送の方法)

第20条 放送は、次の方法により行うものとする。

(1) 題名

(2) 無線局の識別信号

(3) 内容

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 仙北町防災行政用無線局管理運用規程（平成元年仙北町規程第3号）及び仙北町防災行政用無線局運用細則（平成元年仙北町細則第1号）は、廃止する。

附 則（平成13年規則第1号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

2-6 防災関係機関電話一覧表

機 関 ・ 団 体 名	電 話 番 号	所 在 地
東北森林管理局秋田森林管理署	018-882-2311	秋田市河辺
東北地方整備局湯沢河川国道事務所	0183-73-3174	湯沢市
東北地方整備局湯沢河川国道事務所大曲出張所	63-3340	大仙市大曲金谷町
東北地方整備局湯沢河川国道事務所 大曲国道維持出張所	63-2157	大仙市飯田字大道端
仙北地域振興局総務企画部	63-5223	大仙市大曲上栄町
仙北地域振興局福祉環境部	63-3403	大仙市大曲上栄町
仙北地域振興局農林部	63-6111	大仙市大曲上栄町
仙北地域振興局農林部農村整備第二課	63-1744	大仙市大曲日の出町1丁目
仙北地域振興局建設部	63-3111	大仙市大曲上栄町
秋田湾雄物川流域下水道大曲処理センター	63-1917	大仙市花館
南教育事務所仙北出張所	63-3477	大仙市大曲上栄町
大仙警察署	63-3355	大仙市大曲日の出町1丁目
大曲郵便局	63-0502	大仙市佐野町
大曲労働基準監督署	63-5151	大仙市大曲日の出町1丁目
東日本電信電話(株)秋田支店	018-836-8125	秋田市
東日本旅客鉄道(株)大曲駅	63-3311	大仙市大曲通町
東日本旅客鉄道(株)神宮寺駅	72-4114	大仙市神宮寺字本郷野
東日本旅客鉄道(株)刈和野駅	75-1045	大仙市刈和野字愛宕下
東日本旅客鉄道(株)羽後長野駅	56-4111	大仙市長野字柳田
東日本旅客鉄道(株)峰吉川駅	018-895-2100	大仙市協和峰吉川字半仙
東日本旅客鉄道(株)羽後境駅	018-892-3007	大仙市協和境字野田
東日本旅客鉄道(株)大曲保線技術センター	63-3324	大仙市大曲通町
日本通運(株)横手支店	0182-34-4151	横手市杉沢中杉沢
東北電力(株)大曲電力センター	62-8834	大仙市朝日町
羽後交通株式会社大曲営業所	63-2215	大仙市泉町
羽後交通株式会社境営業所	018-892-3036	大仙市協和境字野田
大曲仙北医師会	63-3338	大仙市大曲中通町 (池田医院内)
秋田県薬剤師会大曲仙北支部 (佐藤薬局内)	0187-55-4192	仙北市角館町中菅沢
NHK秋田放送局	018-824-8111	秋田市
秋田放送県南支局	0182-32-2340	横手市平和町
秋田テレビ県南総局	0182-33-2521	横手市中央町
秋田朝日放送	018-866-5111	秋田市

機 関 ・ 団 体 名	電 話 番 号	所 在 地
秋田魁新報社大曲支局	63-0163	大仙市大曲花園町
秋田民報社	63-2113	大仙市大曲栄町
読売新聞大仙支局	63-0377	大仙市大曲須和町2丁目
秋田おばこ農業協同組合本店	86-0850	大仙市佐野町
秋田おばこ農業協同組合大曲支店	63-4646	大仙市大曲日の出町二丁目
秋田おばこ農業協同組合神岡支店	72-3311	大仙市神宮寺字西田
秋田おばこ農業協同組合西仙北支店	75-1211	大仙市刈和野字愛宕下
秋田おばこ農業協同組合中仙支店	56-2005	大仙市長野字柳田
秋田おばこ農業協同組合協和支店	018-892-3014	大仙市協和境字野田
秋田おばこ農業協同組合南外支店	73-1111	大仙市南外字山王台
秋田おばこ農業協同組合仙北支店	62-4466	大仙市高梨字麻生田
秋田おばこ農業協同組合太田支店	88-2200	大仙市太田横沢久保関北
仙北東森林組合	54-1030	仙北市田沢湖小松字外ノ山
仙北西森林組合	73-7163	大仙市神宮寺字中川原
仙北西森林組合西仙北支所	75-1163	大仙市刈和野字愛宕下
仙北西森林組合協和支所	018-892-3210	大仙市協和境字野田
仙北西森林組合南外支所	74-2195	大仙市南外字下袋
大仙市社会福祉協議会（本所・大曲支所）	63-0277	大仙市大曲通町
大仙市社会福祉協議会神岡支所	72-2948	大仙市神宮寺字蓮沼
大仙市社会福祉協議会西仙北支所	75-1145	大仙市刈和野字本町
大仙市社会福祉協議会中仙支所	56-4670	大仙市北長野字茶畑
大仙市社会福祉協議会協和支所	018-892-3532	大仙市協和境字野田
大仙市社会福祉協議会南外支所	74-2097	大仙市南外字松木田
大仙市社会福祉協議会仙北支所	73-7380	大仙市高梨字田茂木
大仙市社会福祉協議会太田支所	88-2940	大仙市太田町横沢字窪関南
大曲商工会議所	62-1262	大仙市大曲通町
大仙市商工会本所	75-1041	大仙市刈和野字愛宕下
大仙市商工会神岡支所	72-4028	大仙市神宮寺字蓮沼
大仙市商工会南外支所	74-2615	大仙市南外字悪戸野
大仙市商工会西仙北支所	75-1021	大仙市刈和野字愛宕下
大仙市商工会協和支所	018-892-3333	大仙市協和境字野田
大仙市商工会中仙支所	56-2021	大仙市長野字柳田
大仙市商工会仙北支所	63-4172	大仙市高梨字田茂木
大仙市商工会太田支所	88-1633	大仙市太田町太田字新田田尻
秋田銀行大曲支店	63-1321	大仙市大曲須和町1丁目
秋田銀行大曲駅前支店	63-1315	大仙市大曲通町

機 関 ・ 団 体 名	電 話 番 号	所 在 地
秋田銀行角間川支店	65-2211	大仙市角間川町
秋田銀行神宮寺支店	72-3111	大仙市神宮寺字本郷野
秋田銀行刈和野支店	75-1005	大仙市刈和野
秋田銀行長野支店	56-4116	大仙市長野字柳田
秋田銀行協和支店（刈和野支店内）	75-1005	大仙市刈和野
北都銀行大曲支店	62-4411	大仙市大曲中通町
北都銀行大曲南支店	62-4422	大仙市大曲田町
北都銀行大曲プラザ店	62-8910	大仙市和合
北都銀行仙北支店（大曲支店内）	62-4411	大仙市大曲中通町
北都銀行太田支店（大曲支店内）	62-4411	大仙市大曲中通町
羽後信用金庫大曲支店	62-3322	大仙市大曲福住町
羽後信用金庫大町支店	62-1805	大仙市大曲上大町
羽後信用金庫大曲東支店	66-2601	大仙市大花町
羽後信用金庫大曲南支店	62-7755	大仙市大曲上栄町
羽後信用金庫神岡支店	72-3355	大仙市神宮寺
羽後信用金庫西仙北支店	75-0370	大仙市刈和野字清光院後
羽後信用金庫中仙支店	56-3210	大仙市北長野字野口前
羽後信用金庫協和支店	018-892-3020	大仙市協和境字野田
羽後信用金庫太田支店	88-2311	大仙市太田町横沢字堀ノ内
東北労働金庫大曲支店	63-4100	大仙市大曲通町

2-7 避難施設 特設公衆電話設置場所

No.	避難施設名称 及び設置場所	所在地	連絡先 電話番号	設置 台数	特設公衆電話 番号
1	ペアーレ大仙 ラウンジ（公衆電話脇）	大曲通町10番6号	0187-63-8600	4	0187-62-1219 0187-62-1249 0187-62-1264 0187-62-1304
2	はびねす大仙 通路（公衆電話脇）	幸町2番70号	0187-88-8722	3	0187-63-0674 0187-62-1054 0187-62-1064
3	神岡支所 市民ホール	神宮寺字蓮沼16番 地3	0187-72-4603	2	0187-72-2084 0187-72-2094
4	大綱交流館 ロビー	刈和野字愛宕下24 番地1	0187-75-1115	3	0187-75-2043 0187-75-2098 0187-75-2104
5	中仙中学校 玄関ホール（公衆電話脇）	長野字新山5番地1	0187-56-2328	2	0187-56-3709 0187-56-3849
6	協和市民センター（和ピア） 1Fホール（公衆電話脇）	協和船岡字大袋1番 地7	018-892-3128	2	018-892-2948 018-892-2949
7	南外コミュニティセンター 1Fホール	南外字下袋218	0187-74-2095	2	0187-74-3819 0187-74-3799
8	仙北ふれあい文化センター 1Fホール（公衆電話脇）	堀見内字元田茂木7 番地1	0187-69-3333	2	0187-69-2004 0187-69-2029
9	サンクエスト大曲 エントランスホール（公衆電 話脇）	大曲日の出町1丁目 23-3	0187-63-5572	2	0187-62-3019 0187-62-3034
10	大曲地域職業訓練センター 通路（公衆電話脇）	大曲田町3番地1号	0187-62-1726	2	0187-62-3059 0187-62-3099
11	大曲小学校 体育館入口前廊下	大曲花園町4-88	0187-63-1018	2	0187-62-5044 0187-62-5114
12	花館小学校 体育館入口	花館中町1番地4	0187-63-1022	2	0187-63-3684 0187-63-3709
13	四ツ屋小学校 体育館入口脇	四ツ屋字上古道81 番地	0187-66-1513	2	0187-66-1029 0187-66-1054
14	大曲西中学校 ポーチ	内小友字中沢176 番地1	0187-68-2222	2	0187-68-4629 0187-68-4634
15	大曲南中学校 生徒通用口	藤木字上野中70番 地2	0187-65-2001	2	0187-65-3514 0187-65-3519
16	北檜岡公民館 ポーチ	北檜岡字北檜岡57 番地	0187-72-2414	2	0187-72-2109 0187-72-2154

No.	避難施設名称 及び設置場所	所在地	連絡先 電話番号	設置 台数	特設公衆電話 番号
17	西仙北スポーツセンター 体育館入口前	刈和野字小野 1 7 番 地 1	0187-75-0552	2	0187-75-0649 0187-75-0659
18	中仙公民館清水分館	清水字上大蔵 7 5 - 1	0187-56-2210	2	0187-56-2281 0187-56-2282
19	道の駅協和	協和荒川字新田表 1 5 - 2	018-881-6646	2	018-892-3571 018-892-3572
20	ふれあい体育館 事務室（窓口）	堀見内字下田茂木 1 2 2	0187-69-2115	2	0187-69-2064 0187-69-2099
21	敬愛館 事務室	太田町東今泉字大信 田 4 7 2 - 1 0	0187-86-9220	2	0187-88-1794 0187-88-1804
22	花館公民館 ホール	花館上町 5 - 1 9	0187-62-3012	2	0187-63-0519 0187-63-0529
23	大川西根公民館 体育館	大曲西根字小館 1 0	0187-68-3531	1	0187-68-2169
24	内小友公民館 ホール	内小友字仙北屋 6 8 - 2	0187-68-2033	1	0187-68-3483
25	藤木公民館 ホール（公衆電話脇）	藤木字乙本藤木 8	0187-65-2823	1	0187-65-4049
26	四ツ屋公民館 ホール（公衆電話脇）	四ツ屋字西下瀬 1 6 2 - 4	0187-66-1500	2	0187-63-1674 0187-63-1684
27	角間川公民館 ホール	角間川町字四上町 1	0187-65-2545	2	0187-65-4019 0187-65-4025
28	西仙北農村環境改善センター 講堂	土川字刈布沢 2 4 - 4 8	0187-75-1104	1	0187-75-1644
29	西仙北林業者等健康増進施設 講堂	大沢郷宿字横山 5 9 - 2	0187-78-1100	1	0187-78-1912
30	西仙北農村交流施設 講堂	北野目字堂伝野 2	0187-75-2884	1	0187-75-2119

## 第3 災害援護に関する資料

### 3-1 大仙市災害弔慰金の支給等に関する条例

平成17年3月22日

条例第334号

#### 目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 災害弔慰金の支給(第3条—第8条)
- 第3章 災害障害見舞金の支給(第9条—第11条)
- 第4章 災害援護資金の貸付け(第12条—第16条)
- 附則

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

##### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により、被害を受けた当時大仙市の区域内に住所を有した者をいう。

#### 第2章 災害弔慰金の支給

##### (災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金を支給するものとする。

##### (災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)に対し、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合、その他の事情により前2項の規定により難いときは、前2項の規

定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったこと、その他の特別の事情があるため、市長が支給を不適當と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

### 第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

### 第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円

- イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
- ウ 住居が半壊した場合 270万円
- エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

- ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円
- イ 住居が半壊した場合 170万円
- ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円
- エ 住居の全体が滅失又は流失した場合 350万円

(3) 第1号ウ又は第2号イ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は、そのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は、5年)とする。

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は、無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年大曲市条例第26号)、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年神岡町条例第41号)、西仙北町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和57年西仙北町条例第15号)、中仙町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年中仙町条例第24号)、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年協和町条例第15号)、南外村災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和50年南外村条例第6号)、仙北町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例(昭和56年仙北町条例第21号)又は災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年太田町条例第28号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成25年6月24日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大仙市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害に係る災害弔慰金について適用する。

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 災害弔慰金の支給（第2条・第3条）
- 第3章 災害障害見舞金の支給（第4条・第5条）
- 第4章 災害援護資金の貸付け（第6条—第18条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、大仙市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年大仙市条例第334号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

（支給の手続）

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- （1）死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- （2）死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- （3）死亡者の遺族に関する事項
- （4）支給の制限に関する事項
- （5）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第3条 市長は、この市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

（支給の手続）

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- （1）障害者の氏名、性別、生年月日
- （2）障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- （3）障害の種類及び程度に関する事項
- （4）支給の制限に関する事項
- （5）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第5条 市長は、この市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第1号）を出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

（借入れの申込み）

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書（様式第1号の2。以下「借入申込書」という。）を、市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
  - (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
  - (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
  - (4) 保証人となるべき者に関する事項
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
  - (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類
- 3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。
- (調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書（様式第2号。以下「貸付決定通知書」という。）を借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書（様式第3号）を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに保証人の連署した災害援護資金借用書（様式第4号）に資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書（様式第7号）を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（様式第8号）を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び

支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書（様式第10号）を当該借受人に交付するものとする。

- 3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（様式第11号）を当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類のいずれかを添えなければならない。

- (1) 借受人の死亡を証する書類

- (2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

- 3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書（様式第13号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

- 4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書（様式第14号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者がいるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に変更を生じたときは、借受人は、速やかに市長に氏名等変更届（様式第15号）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

（補則）

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手續に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年3月22日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年大曲市規則第30号）、災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年神岡町規則第33号）、西仙北町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和57年西仙北町規則第15号）、中仙町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年中仙町規則第16号）、仙北町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例施行規則（昭和51年仙北町規則第5号）又は災害弔慰金の支給等に関する規則（昭和50年太田町規則第1号）の規定によりなされた処分、手續その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

（様式は省略）

3-2-1 大仙市災害援護資金貸付金利子補給要綱

平成26年4月1日  
告示第148号

(趣旨)

第1条 この告示は、大仙市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年大仙市条例第334号。以下「条例」という。）第12条に定める災害援護資金（以下単に「災害援護資金」という。）の貸付けを受けた者に対して行う利子補給金の給付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利子補給金の給付)

第2条 市は、大仙市補助金等の適正に関する条例（平成17年大仙市条例第60号）及び大仙市補助金等の適正に関する条例施行規則（平成17年大仙市規則第62号）に定めるもののほか、この告示の定めるところにより利子補給金を給付する。

(利子補給の対象資金)

第3条 利子補給の対象資金は、災害援護資金とする。

(利子補給金の額)

第4条 利子補給金の額は、条例第14条に定める利率による災害援護資金の元金に係る償還利子に相当する額とする。

(利子補給金の給付申請)

第5条 利子補給金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大仙市災害援護資金貸付金利子補給金給付申請書（様式第1号）に災害援護資金貸付金の償還を証する書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(利子補給金の給付決定)

第6条 市長は、前条の利子補給金の給付の申請を受理したときは、大仙市大仙市災害援護資金貸付金利子補給金給付決定（不決定）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(利子補給金の給付決定の取消し等)

第7条 市長は、利子補給金の給付の決定を受けた申請者が次に掲げる事項のいずれかに該当すると認めるときは、利子補給金の給付の決定を取り消し、又は既に給付した利子補給金を返還させるものとする。

(1) 申請書類に虚偽の記載があったとき。

(2) 偽りその他不正な手段で災害援護資金の貸付けの決定を受け、又は災害援護資金の貸付けを受けたとき。

(3) 他の償還金を滞納したとき。

(利子補給金の給付方法)

第8条 利子補給金は、災害援護資金の元利償還金の償還時に繰り替えて給付することができるものとする。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

大仙市災害援護資金貸付金利子補給金給付申請書

年 月 日

大仙市長 様

(申請者)

住 所

氏 名

災害援護資金貸付金の利子補給金の給付を受けたいので大仙市災害援護資金貸付金利子補給要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 災害援護資金貸付番号 号
- 2 災害援護資金貸付額 円
- 3 利子補給金給付申請額 円
- 4 利子補給対象期間 年 月 日から 年 月 日までの償還金利子

様式第2号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

大仙市長

印

大仙市災害援護資金貸付金利子補給金給付決定（不決定）通知書

年 月 日付けで申請のあった災害援護資金貸付金の利子補給金の給付申請について、次のとおり利子補給金の給付を決定（不決定と）したので大仙市災害援護資金貸付金利子補給要綱第6条の規定により通知します。

- 1 利子補給金給付決定額 円
- 2 利子補給対象期間 年 月 日から 年 月 日までの償還金利子

（不決定の場合はその理由）

### 3-3 大仙市災害見舞金支給条例

平成17年3月22日  
条例第333号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害により被災した世帯又は事業者に対する災害見舞金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、落雷、地すべり、なだれ等の異常な現象又は火事若しくは爆発等をいう。
- (2) 被災 住家又は事業用建物が災害を受けた状態をいう。
- (3) 住家 専ら居住の用に供する建物であつて、現に居住しているものをいう（事業用建物と棟続きの事業所併用住宅を含む。）。
- (4) 世帯 同一の住家において生計を一にしている実際の生活単位で市に住所を有するものをいう。
- (5) 事業用建物 民営の事業所が現に事業を営んでいる店舗、事務所、工場、業務用倉庫等の建物であつて、基礎等により土地に定着しているものをいう。

(支給対象)

第3条 災害見舞金は、市の行政区域内で発生した災害により、市内に居住し、住民基本台帳に登録されている者又は被災した住家若しくは事業用建物が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該被災した世帯又は事業者に対し支給する。ただし、故意又は重大な過失により災害を発生させたものについては、これを支給しない。

- (1) 死亡又は死亡したと推定される場合
- (2) 住家が被災し、次のいずれかに該当する場合
  - ア 全焼、全壊、流失又は埋没
  - イ 半焼、半壊、半流失又は半埋没
  - ウ 床上浸水又は土砂等のたい積により一時的に居住することができない状態
  - エ 床下浸水又は床下への土砂等のたい積
  - オ 屋根部材の剝離（居住部分の直上の被害に限る。）
- (3) 事業用建物が水害により被災し、次のいずれかに該当する場合
  - ア 流失又は半流失若しくは床上浸水による営業停止等
  - イ 床下浸水による営業停止等
- (4) 前2号に準ずる被害として市長が認める場合

2 水害によって住家が被災し、災害見舞金の支給対象に該当する場合であつて、災害見舞金の支給対象となる当該世帯の構成員が個人事業主である事業用建物が同一水害により前項第3号に該当したときは、住家に係る災害見舞金のみを支給する。

3 一の事業所に属する複数の事業用建物が被災した場合は、これらのうち最も被害が大きい建物1棟に係る災害見舞金を支給する。

(災害見舞金の額)

第4条 災害見舞金の額は、別表に定めるところによる。ただし、前条第1項第4号に該当する場合の災害見舞金の額は、市長が別に定める。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の大曲市災害見舞金支給条例（昭和47年大曲市条

例第25号)、西仙北町災害罹災者に対する見舞金給付要綱(平成4年西仙北町要綱第6号)、中仙町災害見舞金交付規程(平成9年9月3日中仙町制定)又は協和町災害罹災者に対する見舞金給付要綱(昭和49年4月2日協和町制定)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成23年7月11日条例第44号)

この条例は、公布の日から施行し、平成23年6月23日から適用する。

附 則(平成25年3月19日条例第8号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月20日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、平成26年12月1日から適用する。

#### 別表(第4条関係)

種別	被害区分	災害見舞金の額
1 死亡等の被害	死亡又は死亡したと推定される場合	200,000円
2 住家の被害	全焼、全壊、流失又は埋没	100,000円
	半焼、半壊、半流失又は半埋没	50,000円
	床上浸水又は土砂等のたい積	50,000円
	床下浸水又は土砂等のたい積	20,000円
	屋根部材の剝離	20,000円
3 事業用建物の被害	流失、半流失又は床上浸水による営業停止等	20,000円
	床下浸水による営業停止等	20,000円

#### 備考

- 1 災害見舞金の額は、種別1については1人当たり、2については1世帯当たり、3については1事業者当たりの額とする。
- 2 種別1の被害区分のうち「死亡したと推定される場合」とは、災害の際現にその場にあわせた者につき、当該災害のやんだ後三月間その生死がわからない場合とする。

### 3-4 大仙市災害見舞金支給条例施行規則

平成17年3月22日  
規則第260号

(趣旨)

第1条 この規則は、大仙市災害見舞金支給条例(平成17年大仙市条例第333号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害状況の調査)

第2条 条例第2条第1号に規定する災害が発生し、市内居住者、住家又は事業用建物が被災したときは、当該災害の原因及び災害状況調査書(別記様式)により調査するものとする。

(災害見舞金の支給)

第3条 市長は、前条の災害状況調査書に基づき、必要な事項を調査の上災害見舞金の支給及び額を決定し、速やかに支給するものとする。

2 条例第3条第1項第1号に該当する場合において、世帯(世帯員全員が死亡し、又は死亡したと推定される場合を含む。)に対する災害見舞金の支給については、大仙市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成17年大仙市条例第334号)第4条の規定を準用する。

(被害の程度)

第4条 条例第3条第1項第2号に定める被害の程度は、次のとおりとする。

(1) 全焼、全壊、流失又は埋没 損失床面積が当該住家の床面積の7割以上のもの又は主要構造部分の損害額が5割以上で改築しなければ居住できない状態のもの

(2) 半焼、半壊、半流失又は半埋没 損失床面積が当該住家の床面積の2割以上7割未満のもの又は主要構造部分の損害額が2割以上7割未満のもの

(3) 床上浸水 浸水が住家の居室の床上部分に達したもの

(4) 床下浸水 浸水が住家の居室の床下部分に達したもの

(5) 屋根部材の剝離 風害により剝離した屋根トタン等の面積が同棟の屋根全体の3分の1以上であるもの

2 条例第3条第1項第3号に定める被害の程度は、次のとおりとする。

(1) 流失若しくは半流失又は床上浸水による営業停止等 流失若しくは半流失(損失床面積が当該建物の床面積の2割以上又は主要構造部分の損害額が2割以上)又は床上部分に浸水が達したことにより一時的又は永続的に事業を営むことができない状態のもの

(2) 床下浸水による営業停止等 浸水が床下部分又は基礎の内側に達し、かつ、建物内に通常固定し、又は据置いている事業用の主要な機器等が破損等したことにより一時的又は永続的に事業を営むことができない状態のもの

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の大曲市災害見舞金支給条例施行規則(昭和47年大曲市規則第25号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成23年7月11日規則第43号)

この規則は、公布の日から施行し、平成23年6月23日から適用する。

附 則(平成25年3月22日規則第17号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月20日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行し、平成26年12月1日から適用する。



### 3-5 災害り災者に対する見舞金給付要綱（秋田県）

#### （目的）

第一 この要綱は、火災または暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象による災害（以下「災害」という。）により被害を受けたり災者に対し、見舞金の給付を行い、その自立更生を助長することを目的とする。

#### （対象）

第二 この要綱による見舞い金の給付対象は、次のとおりとする。ただし、二号（自然災害の場合に限る）及び三号、並びに四号については、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は給付しないものとする。

- 一 災害により死者又は行方不明者を出した世帯。
- 二 火災の類焼により住家を全焼または半焼した世帯。
- 三 火災以外の災害により住家を全壊、流失または半壊した世帯。
- 四 床上浸水により住家に被害を受けた世帯。
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認めたもの。

#### （見舞金の額）

第三 見舞金の給付は、次の範囲内で行うものとする。

- 一 死者又は行方不明者（一世帯につき）60万円
- 二 火災の類焼全焼又は半焼1万円
- 三 火災以外の災害

（一）自己所有家屋居住の被災世帯主	全壊、流失	60万円
	半壊、床上浸水	20万円
（二）借家居住被災世帯主	全壊、流失	20万円
	半壊、床上浸水	6万円

#### （市町村長の報告）

第四 市町村長は、災害により見舞金の給付対象となりうるり災世帯が発生した場合は、災害見舞金給付適用報告書（様式第1号）を県地方部県民生活室長に提出するものとする。ただし、大規模な災害により該当する世帯が多い場合は、報告書を省略することができるものとする。

#### （給付の方法）

第五 知事は、見舞金の給付を決定したときは、当該市町村長に通知するとともに、り災者に交付するものとする。

- 2 前項の見舞金の給付の決定の通知及び見舞金の給付は、地方部県民生活室長が行うものとする。
- 3 地方部県民生活室長は、り災者に見舞金を交付完了したときは、見舞金交付調書（様式第2号）に様式第1号の写しを添えて速やかに消防防災課長に提出するものとする。

#### 附 則

1. この要綱は、昭和47年9月1日から施行する。
2. 小災害り災者に対する見舞措置要綱（昭和39年6月15日施行）は廃止する。
3. この要綱は、昭和50年7月11日発生の災害から施行する。
4. この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

5. この要綱は、昭和59年8月1日から施行する。
6. この要綱は、平成6年4月1日から施行する。
7. この要綱は、平成9年10月1日から施行する。
8. この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
9. この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
10. この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
11. この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

【様式第1号】

災害見舞金給付適用報告書

市町村名

災害発生の日時			年 月 日 時 分				
災害発生の場所							
災害の種類							
り災世帯の状況							
番号	世帯主氏名	年令	職業	家族数	住所	被災の程度	備考

(注) 1 「被災の程度」には、死亡、行方不明、全焼、半焼、全壊、流失、半壊及び床上浸水の別と、自家・借家の別を記入すること。

2 死者・行方不明者を出した世帯は、その氏名、年令、世帯主との続柄、及び状況を備考欄又は別紙に記入すること。

3 世帯主氏名欄は見舞金給付先となる者の氏名を記入すること。

(様式第2号は省略)

3-6 災害救助法による救助の程度、方法及び期間について

昭和39年10月1日秋田県規則第38号

救助の種類	対象	令和4年度費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1人1日当り 330円以内  高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる	災害発生の日から7日以内	1. 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費を含む
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼または流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1. 1戸当たりの規模は、地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出することができる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費 2. 限度額1戸当り 6,285,000円以内 3. 同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる	災害発生の日から20日以内に着工	1. 供与期間：最長2年以内 2. 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする
炊き出しその他による食品の供与	1. 避難所に避難している者 2. 住家に被害を受け、若しくは災害により炊事ができない者	1. 1人1日当り1,180円以内	災害発生の日から7日以内	食品供与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい (1食は1/3日)
飲料水の供給	災害のため現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対象	令和4年度の費用の限度額	期間	備考																																				
被服寝具その他生活必需品の供与又は貸与	全半壊(焼)流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失または毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1. 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生日をもって決定する	災害発生日から10日以内	1. 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2. 現物給付に限ること																																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人増すごとに加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊 全焼 流失</td> <td>夏</td> <td>18,700</td> <td>24,000</td> <td>35,600</td> <td>42,500</td> <td>53,900</td> <td>7,800</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>31,000</td> <td>40,100</td> <td>55,800</td> <td>65,300</td> <td>82,200</td> <td>11,300</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊 半焼 床上浸水</td> <td>夏</td> <td>6,100</td> <td>8,200</td> <td>12,300</td> <td>15,000</td> <td>18,900</td> <td>2,600</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>9,900</td> <td>12,900</td> <td>18,300</td> <td>21,800</td> <td>27,400</td> <td>3,600</td> </tr> </tbody> </table>	区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	全壊 全焼 流失	夏	18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800	冬	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300	半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600	冬	9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600
区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算																																	
全壊 全焼 流失	夏	18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800																																	
	冬	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300																																	
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600																																	
	冬	9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600																																	
医療	災害のため医療の途を失った者(応急的処置)	1. 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2. 病院または診療所 …国民健康保険診療報酬の額以内 3. 施術者 協定料金の額以内	災害発生日から14日以内	患者等の移送費は別途計上																																				
助産	災害発生日以前または以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1. 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2. 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分娩した日から7日以内	妊婦等の移送費は別途計上																																				
被災者の救出	1. 災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者 2. 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生日から3日以内	1. 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取扱う 2. 輸送費、人件費は別途計上																																				

救助の種類	対象	令和4年度の費用の限度額	期間	備考
被災した住宅の応急修理	住宅が半壊(焼)し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者又は災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当り 1. 大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 655,000円以内 2. 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000円以内	災害発生の日から3カ月以内 ただし災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された場合は6カ月以内	
生業に必要な資金の貸与	住宅が全壊(焼)、又は流失し、災害のため生業の手段を無くした世帯	貸与できる金額は次の範囲内 生業費 1件当り、30,000円 就職支度費 1件あたり15,000円 貸与期間は2年以内とし、無利子とする。	災害発生の日から1月以内	
学用品の供与	住宅の全壊(焼)、流失、半壊(焼)または床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒(盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童、中学部生徒及び高等部生徒も含める)	1. 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出またはその承認を受けて使用している教材、または正規の授業で使用している教材実費 2. 文房具及び通学用品は次の金額以内 小学校児童 1人当り4,700円 中学校生徒 1人当り5,000円 高等学校等生徒 1人当り5,500円	災害発生の日から教科書は1月以内 文房具及び通学用品は15日以内	1. 備蓄物資は評価額 2. 入進学時の場合は個々の実状に応じて支給する
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者	1体当り 大人(12歳以上) 213,800円以内 小人(12歳未満) 170,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる
死体の捜索	災害により行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1. 輸送費、人件費は別途計上 2. 災害発生3日を経過したものは一応死亡した者と推定している

救助の種類	対象	令和4年度の費用の限度額	期間	備考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く)をする者。	洗浄、消毒等 1体当たり 3,500円以内 一時保存 既存建物借上料 通常の実績 既存建物以外 1体当たり 5,400円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内。	1. 検案は原則として救護班 2. 輸送費、人件費は別途計上 3. 死体の一時保存にドライアイスの購入等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれるため生活に支障をきたしている場合で、自力では除去できない者	1世帯あたり 138,300円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1. 被災者の避難 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の供給 5. 死体の搜索 6. 死体の処理 7. 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 19,400円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、歯科衛生士 16,800円以内 保健師、助産師、看護師、准看護師 16,200円以内 救急救命士 14,000円以内 土木技術者、建築技術者 16,200円以内 大工 29,900円以内 左官 27,000円以内 とび職 25,800円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

### 3-7 各種被災者支援制度

#### (1) 経済・生活面の支援

制度の名称	災害弔慰金
支援の種類	給付
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金を支給します。</li> <li>●災害弔慰金の支給額は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生計維持者が死亡した場合：500万円を超えない範囲内で支給</li> <li>・その他の者が死亡した場合：250万円を超えない範囲内で支給</li> </ul> </li> </ul>
対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害により死亡した方（お住まいの市町村に住民登録のある方、外国人登録がある方）のご遺族です。</li> <li>●支給の範囲・順位 <ul style="list-style-type: none"> <li>・①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母</li> <li>・上記のいずれも存しない場合には兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る）※対象となる災害は、自然災害で1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害等です。</li> </ul> </li> </ul>
問い合わせ先	市町村

制度の名称	災害障害見舞金
支援の種類	給付
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給します。</li> <li>●災害障害見舞金の支給額は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生計維持者が重度の障害を受けた場合：250万円を超えない範囲内で支給</li> <li>・その他の者が重度の障害を受けた場合：125万円を超えない範囲内で支給</li> </ul> </li> </ul>
対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害により以下のような重い障害を受けた方です。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 両眼が失明した人</li> <li>② 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した人</li> <li>③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人</li> <li>④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人</li> <li>⑤ 両上肢をひじ関節以上で失った人</li> <li>⑥ 両上肢の用を全廃した人</li> <li>⑦ 両下肢をひざ関節以上で失った人</li> <li>⑧ 両下肢の用を全廃した人</li> <li>⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる人</li> </ol> </li> <li>※対象となる災害は、自然災害で1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害等です。</li> </ul>
問い合わせ先	市町村

制度の名称	災害援護資金（災害弔慰金の支給等に関する法律）
支援の種類	貸付
支援の内容	●災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。 貸付限度額有り（被害の程度等による）
対象となる方	●以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象です。 ①世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上 ②家財の1/3以上の損害 ③住居の半壊又は全壊・流出 ●所得制限があります。
問い合わせ先	市町村

制度の名称	生活福祉資金制度による貸付
支援の種類	融資
支援の内容	●生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者や要介護者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図ることのために必要な経費を貸し付けるものです。 ●生活福祉資金には、災害を受けたことにより臨時に必要となる費用の貸付（福祉費：限度額150万円）、災害等によって緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合の小口の貸付（緊急小口資金：限度額10万円）の貸付があります。 ●このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。
対象となる方	●低所得世帯、障害者のいる世帯、要介護者のいる世帯 ●災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外
問い合わせ先	都道府県、市町村、社会福祉協議会

制度の名称	母子寡婦福祉貸付金
支援の種類	融資
支援の内容	●母子寡婦福祉資金とは、母子家庭や寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。 ●災害により被災した母子家庭及び寡婦に対しては、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長、償還金の支払猶予などの特別措置を講じます。 ●事業開始資金、事業継続資金、住宅資金については、貸付けの日から2年を超えない範囲で据置期間を延長できます。
対象となる方	●母子福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象です。） ①母子家庭の母（配偶者のない女子で現に児童を扶養している方） ②母子福祉団体（法人） ③父母のいない児童（20歳未満） ●寡婦福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象です。） ①寡婦（かつて母子家庭の母であった者） ②40歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の者
問い合わせ先	市町村

制度の名称	厚生年金等担保貸付、労災年金担保貸付等
支援の種類	融資
支援の内容	● 共済年金、厚生年金、労災年金等を担保に、教育費や居住関係費、事業資金等を融資するものです。 ● 貸付限度額 250 万円
対象となる方	● 年金受給者の方が対象です。
問い合わせ先	株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人福祉医療機構

制度の名称	恩給担保貸付
支援の種類	融資
支援の内容	● 恩給を担保に、教育費や居住関係費、事業資金等を融資するものです。 ● 貸付限度額 250 万円
対象となる方	● 恩給受給者の方が対象です。
問い合わせ先	株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫

制度の名称	幼稚園への就園奨励事業
支援の種類	給付
支援の内容	● 保護者の所得状況に応じて、幼稚園の入園料・保育料を軽減します。
対象となる方	● 幼稚園に通う園児の保護者（災害の被害による家計の急変が考慮される場合があります。）
問い合わせ先	市町村、幼稚園

制度の名称	教科書等の無償給与（災害救助法）
支援の種類	現物支給
支援の内容	● 災害救助法に基づく学用品の給付は、災害により学用品を失った児童・生徒に対して、教科書や教材、文房具、通学用品を支給します。
対象となる方	● 災害救助法が適用された市町村において、住宅に被害を受け学用品を失った小・中学校、高等学校等の児童・生徒（特別支援学校、養護学校の小学児童及び中学部生徒、中等教育学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒を含む）が対象です。
問い合わせ先	都道府県、災害救助法が適用された市町村

制度の名称	小・中学生の就学援助措置
支援の種類	給付
支援の内容	● 災害による経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、学用品費、通学費、学校給食費等を援助します。
対象となる方	● 要保護世帯、準要保護世帯（市町村が要保護世帯に準ずる程度に困窮していると認めた世帯）
問い合わせ先	都道府県、市町村、学校

制度の名称	高等学校授業料等減免措置
支援の種類	減免・猶予
支援の内容	●災害による経済的な理由によって授業料等の納付が困難な生徒を対象に、授業料、受講料、入学科及び入学者選抜手数料等の徴収猶予又は減額、免除します。
対象となる方	●地方公共団体の長が天災その他特別の事情のある場合において減免を必要とすると認める方が対象です。
問い合わせ先	都道府県、市町村、学校

制度の名称	大学等授業料等減免措置
支援の種類	減免
支援の内容	●災害により、家計が急変した等の理由により授業料等の納付が困難な学生を対象に、授業料等の減額、免除を行います。
対象となる方	●各大学等において、減免等を必要とすると認める方が対象です。
問い合わせ先	在籍する各大学等

制度の名称	特別支援教育就学奨励費
支援の種類	給付
支援の内容	●災害により、特別支援学校等への就学が困難になった児童生徒等の保護者等を対象に、学用品等購入費、通学費等を援助します。
対象となる方	●災害により就学等が困難となった児童生徒等の保護者等
問い合わせ先	都道府県、市町村、学校

制度の名称	緊急採用奨学金
支援の種類	貸与
支援の内容	●災害等により家計が急変した学生・生徒に対して、緊急採用奨学金の貸与を実施します。
対象となる方	●大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校（高等課程・専門課程）、高等学校の学生・生徒
問い合わせ先	在籍する各学校（奨学金担当窓口）

制度の名称	児童扶養手当等の特別措置
支援の種類	給付
支援の内容	●被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当、特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限の特例措置を講じます。
対象となる方	●障害者・児のいる世帯、児童扶養手当受給者世帯
問い合わせ先	市町村

制度の名称	地方税の特別措置
支援の種類	減免、徴収の猶予等
支援の内容	<p>●地方税の減免</p> <p>災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税（個人住民税、固定資産税、自動車税など）について、一部軽減又は免除を受けることができます。</p> <p>●徴収の猶予</p> <p>災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税について、その徴収の猶予を受けることができます。</p> <p>●期限の延長</p>

	災害により、地方税の申告・納税等が期限内にできないような場合、一定の地域について、災害がやんだ日から2か月以内の範囲で申告等の期限が延長されます。
対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害によりその財産等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方が対象となります。</li> <li>●地方税の減免等の要件や手続きなどについては、自治体によって異なります。お住まいの都道府県、市町村にご相談、お問い合わせください。</li> </ul>
問い合わせ先	都道府県、市町村(税務課など)

制度の名称	国税の特別措置
支援の種類	延長、猶予、軽減
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●申告などの期限の延長 災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできない場合、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長されます。これには、地域指定による場合と個別指定による場合とがあります。</li> <li>●納税の猶予 災害により被害を受けた場合、税務署長に申請をすることにより、納税の猶予を受けることができます。</li> <li>●予定納税の減額 所得税の予定納税をされる方が災害により損失を受けた場合、税務署長に申請をすることにより、災害が発生した後に納期限の到来する予定納税について、減額を受けることができます。</li> <li>●給与所得者の源泉所得税の徴収猶予など 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、給与所得者が税務署長に申請（一定のものについてはその支払者を経由して税務署長に申請）をすることにより所得金額の見積額に応じて源泉所得税額の徴収猶予や還付を受けることができます。</li> <li>●所得税の軽減 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、確定申告で、①所得税法に定める雑損控除の方法、②災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。</li> </ul>
対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●申告などの期限の延長については、災害によりその期限までに申告、納付などをすることができないと認められる方が対象です。</li> <li>●納税の猶予については、納税者（源泉徴収義務者を含みます。）で災害により全積極財産の概ね1/5以上の損失を受けた方又は災害などにより被害を受けたことに基づき国税を一時に納付することができないと認められる方が対象です。</li> <li>●予定納税の減額については、所得税の予定納税をされる方で災害により損失を受け、その年の税額が前年より減少することが見込まれる方が対象です。</li> <li>●給与所得者の源泉所得税の徴収猶予については、災害による住宅や家財の損害額がその住宅や家財の価額の1/2以上で、かつ、その年分の所得金額の見積額が1,000万円以下である方などが対象です。</li> <li>●雑損控除については、災害により生活に通常必要な資産に損害を受けた方、災害に関連してやむを得ない支出（災害関連支出）をした方が対象です。また、所得税についての災害減免法に定める税金の軽減免除について</li> </ul>

	は、損害額が住宅や家財の価額の1/2以上で、被害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の方が対象です。
問い合わせ先	税務署

制度の名称	葬祭の実施（災害救助法）
支援の種類	現物支給
支援の内容	●遺族で遺体の埋葬（火葬）を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない場合、自治体が遺族に代わって応急的に埋葬を行います。
対象となる方	●災害救助法が適用された市町村において遺体の埋葬（火葬）を行うことが困難な遺族の方が対象です。また、死亡した者の遺族がいない場合も対象です。
問い合わせ先	都道府県、災害救助法が適用された市町村

制度の名称	国民健康保険料、健康保険料、介護保険料等の減免・猶予等
支援の種類	減免、猶予
支援の内容	●国民健康保険料や医療費の一部負担金、健康保険料、介護保険料、国民年金保険料等について、特例措置が講じられます。
対象となる方	●保険者によって取扱が異なりますので、ご加入の医療保険制度保険者や市町村にご確認ください。
問い合わせ先	市町村、健康保険組合、国民健康保険、日本年金機構年金事務所

制度の名称	放送受信料の免除
支援の種類	免除
支援の内容	●災害により被害を受けた受信契約者の放送受信料が一定期間免除されることがあります。
対象となる方	●受信契約の住所の建物が、半壊・半焼又は床上浸水以上程度の被害を受けた方
問い合わせ先	日本放送協会

制度の名称	公共料金・使用料等の特別措置
支援の種類	減免
支援の内容	●災害により被害を受けた被災者に対しては、都道府県や市町村において、各自治体が所管する公共料金や施設使用料、保育料等が軽減・免除されることがあります。 ●電気、ガス、電話料金等についても、各種料金の軽減・免除が実施されることがあります。
対象となる方	●対象者については、都道府県、市町村、関係事業者が定めることとなります。
問い合わせ先	都道府県、市町村、関係事業者

制度の名称	生活保護
支援の種類	給付
支援の内容	●生活に現に困窮している方に、生活の保障と自立の助長を図ることを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護を行うものです。 ●生活保護の受給にあたっては、各種の社会保障施策による支援、不動産等の資産、稼働能力等の活用が保護実施の前提となります。また、扶養義務者による扶養は保護に優先されます。 ●生活保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出

	産扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成されています。医療扶助及び介護扶助は、医療機関等に委託して行う現物給付を原則とし、それ以外は金銭給付が原則です。 ●扶助の基準は、厚生労働大臣が設定します。
対象となる方	●資産や能力等すべてを活用した上でも生活に困窮する方が対象です。
問い合わせ先	都道府県、市町村

制度の名称	未払賃金立替払制度
支援の種類	その他
支援の内容	●企業倒産により賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を、独立行政法人労働者健康福祉機構が事業主に代わって支払います。 ●対象となる未払賃金は、労働者が退職した日の6カ月前から立替払請求日の前日までに支払期日が到来している定期賃金と退職手当のうち未払となっているものです（上限有り）。ボーナスは立替払の対象とはなりません。また、未払賃金の総額が2万円未満の場合も対象とはなりません。 ●立替払した場合は、独立行政法人労働者健康福祉機構がその分の賃金債権を代位取得し、本来の支払責任者である使用者に求償します。
対象となる方	●次に掲げる要件を満たしている場合は立替払を受けることができます。 (1) 使用者が、 ①労災保険の適用事業に該当する事業を行っていたこと ②1年以上事業活動を行っていたこと ③ア. 法律上の倒産（破産、特別清算、民事再生、会社更生の場合）をしたこと この場合は、破産管財人等に倒産の事実等を証明してもらう必要があります。 イ. 事実上の倒産（中小企業が事業活動を停止し、再開する見込みがなく、賃金支払能力がない場合）をしたこと この場合は、労働基準監督署長の認定が必要です。労働基準監督署に認定の申請を行って下さい。 (2) 労働者が、倒産について裁判所への申立て等（法律上の倒産の場合）又は労働基準監督署への認定申請（事実上の倒産の場合）が行われた日の6か月前の日から2年の間に退職した者であること
問い合わせ先	労働基準監督署、独立行政法人労働者健康福祉機構

制度の名称	雇用保険の失業等給付
支援の種類	給付
支援の内容	●労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合等に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付を一定の要件を満たした方に支給します。 ●災害により雇用される事業所が休業することとなったため、一時的な離職を余儀なくされた方に雇用保険の基本手当を支給する特例措置を実施します。
対象となる方	●災害救助法の適用を受ける市町村に所在する事業所に雇用される方で、事業所が災害を受け、やむを得ず休業することとなったため、一時的に離職を余儀なくされ、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている方が対象です。
問い合わせ先	公共職業安定所

制度の名称	人権相談
支援の種類	相談
支援の内容	●差別や虐待、プライバシー侵害など、様々な人権問題について、法務局職員又は人権擁護委員が電話又はインターネット（パソコン・携帯電話）で相談に応じます。相談は無料で、相談内容の秘密は厳守します。電話相談は平日午前8時30分から午後5時15分まで受け付けており、インターネットによる相談は24時間受け付けています。
対象となる方	どなたでもご利用いただけます。
問い合わせ先	●全国共同人権相談ダイヤル（みんなの人権110番） 0570-003-110（全国共通ナビダイヤル） ●子どもの人権110番【いじめ、虐待など子どもの人権問題に関する専用相談電話です。】 0120-007-110（全国共通・フリーダイヤル） ●女性の人権ホットライン【セクシュアル・ハラスメント、DVなど女性の人権問題に関する専用相談電話です。】 0570-070-810（全国共通ナビダイヤル） ●インターネット人権相談受付窓口【24時間受付】 （パソコン） <a href="http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html">http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html</a> （携帯電話） <a href="http://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html">http://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html</a>

制度の名称	法的トラブル等に関する情報提供
支援の種類	情報提供
支援の内容	●全国の日本司法支援センター（法テラス）地方事務所や全国统一窓口である法テラス・サポートダイヤル等において、利用者から面談、電話等によって問い合わせを受け付け、その内容に応じて、法的トラブルの解決に役立つ法制度や適切な窓口を無料で案内します。
対象となる方	●利用に際して制限はありません。（法的トラブルかどうかわからない方も、お気軽にお問い合わせください）
問い合わせ先	法テラス・サポートダイヤル（0570-078374(おなやみなし)）、法テラス各地方事務所 法テラスホームページ <a href="http://www.houterasu.or.jp">http://www.houterasu.or.jp</a> 法テラス携帯サイト <a href="http://www.houterasu.or.jp/k">http://www.houterasu.or.jp/k</a>

制度の名称	弁護士費用の立替等に係る民事法律扶助制度
支援の種類	扶助
支援の内容	日本司法支援センター（法テラス）では、経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに、次の援助を行います。 ●弁護士又は司法書士による無料法律相談（「法律相談援助」） ●裁判所における民事・家事及び行政事件に関する手続又はそれに先立つ示談交渉等における 弁護士又は司法書士費用（着手金・実費等）の立替え（「代理援助」） ●裁判所に提出する書類の作成における司法書士又は弁護士費用（報酬・実費等）の立替え（「書類作成援助」）
対象となる方	次の要件を満たしている場合に援助を受けることができます。 ※法律相談援助の場合は（1）と（3）、代理援助と書類作成援助の場合は（1）から（3）のいずれも満たす必要があります。 （1）資力が一定額以下であること

	<p>夫婦間の紛争の場合を除き、原則として、配偶者の収入・資産を加算した金額で判断します。</p> <p>① 月収が一定額以下であること          単身者 182,000円以下 (200,200円以下)          2人家族 251,000円以下 (276,100円以下)          3人家族 272,000円以下 (299,200円以下)          4人家族 299,000円以下 (328,900円以下)</p> <p>※ ( ) 内は、東京、大阪などの大都市の基準です。          ※ 5人家族以上は、1人増につき30,000円 (33,000円) が加算されます。          ※ 医療費、教育費などの出費がある場合は、相当額が控除されます。          ※ 家賃・住宅ローンを負担している場合は、上記収入基準に下記の限度内でその全額が加算されます。          単身者/41,000円 2人家族/53,000円          3人家族/66,000円 4人家族以上/71,000円</p> <p>② 保有資産が一定額以下であること          現金、預貯金、有価証券、不動産(自宅と係争物件を除く)などの保有資産の価値を合計して(法律相談援助の場合は、現金と預貯金のみの合計)、次の基準を満たす必要があります。          単身者/180万円以下 2人家族/250万円以下          3人家族/270万円以下 4人家族/300万円以下</p> <p>※ 3か月以内に医療費、教育費などの出費がある場合は控除されます。          (2) 勝訴の見込みがないとはいえないこと          和解、調停、示談成立等による紛争解決の見込みがあるもの、自己破産の免責見込みがあるものなども含みます。          (3) 民事法律扶助の趣旨に適すること          報復的感情を満たすだけや宣伝のためといった場合、または権利濫用的な訴訟の場合などは援助できません。</p>
問い合わせ先	<p>法テラス・サポートダイヤル (0570-078374(おなやみなし))、法テラス各          地方事務所          法テラスホームページ <a href="http://www.houterasu.or.jp">http://www.houterasu.or.jp</a>          法テラス携帯サイト <a href="http://www.houterasu.or.jp/k">http://www.houterasu.or.jp/k</a></p>

(2) 住まいの確保・再建のための支援

制度の名称	被災者生活再建支援制度
支援の種類	給付
支援の内容	<p>● 災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。</p> <p>● 支給額は、下記の2つの支援金の合計額になります。          (世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になります。)</p> <p>■ 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)          ■ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)</p>
対象となる方	<p>● 住宅が全壊等(※)又は大規模半壊した世帯が対象です。          (※) 下記の世帯を含みます。          ■ 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止、居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯</p>

	■噴火災害等で、危険な状況が継続し、長期にわたり住宅が居住不能になった世帯（長期避難世帯）
問い合わせ先	都道府県、市町村

制度の名称	災害復興住宅融資（建設）
支援の種類	融資
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を建設する場合に受けられる融資です。</li> <li>●融資が受けられるのは、原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅です。</li> <li>●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。</li> <li>●この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができます。</li> </ul>
対象となる方	●ご自分が居住するために住宅を建設される方であって、住宅が「全壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方が対象です。（住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した「り災証明書」の発行を受けた方でも一定の条件を満たす場合は、対象となります。）
問い合わせ先	独立行政法人住宅金融支援機構

制度の名称	災害復興住宅融資（新築購入、リ・ユース購入）
支援の種類	融資
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、新築住宅、リ・ユース住宅を購入する場合に受けられる融資です。</li> <li>●融資が受けられるのは、原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が50㎡（マンションの場合30㎡）以上175㎡以下の住宅です。</li> <li>●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。</li> <li>●この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができます。</li> </ul>
対象となる方	●ご自分が居住するために住宅を購入される方であって、住宅が「全壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方が対象です。（住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方でも一定の条件を満たす方は、対象となります。）
問い合わせ先	独立行政法人住宅金融支援機構

制度の名称	災害復興住宅融資（補修）
支援の種類	融資
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を補修する場合に受けられる融資です。</li> <li>●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。</li> <li>●この融資は、融資の日から1年間の元金据置期間を設定できます（ただし、返済期間は延長できません）。</li> </ul>

対象となる方	●ご自分が居住するために住宅を補修される方で、住宅に10万円以上の被害を受け、「り災証明書」の発行を受けた方が対象です。
問い合わせ先	独立行政法人住宅金融支援機構

制度の名称	住宅金融支援機構融資の返済方法の変更
支援の種類	その他
支援の内容	●独立行政法人住宅金融支援機構が指定する災害により被害を受けたご返済中の被災者（旧住宅金融公庫から融資を受けてご返済中の被災者を含む。）に対して、返済方法を変更することにより被災者を支援するものです。 ●支援の内容の概要は次のとおりです。 ①返済金の払込みの据置：1～3年間 ②据置期間中の金利の引き下げ：0.5～1.5%減 ③返済期間の延長：1～3年 ●支援の内容は、災害発生前の収入額や災害発生後の収入予定額、自己資金額等を加味した「り災割合」に応じて決まります。詳しくは住宅金融支援機構又はお取り扱いの金融機関にご相談ください。
対象となる方	●以下のいずれかに該当する事業者が対象です。 ①商品、農作物その他の事業財産又は勤務先が損害を受けたため、著しく収入が減少した方 ②融資住宅が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方 ③債務者又は家族が死亡・負傷したために、著しく収入が減少した方
問い合わせ先	独立行政法人住宅金融支援機構又はお取り扱いの金融機関

制度の名称	生活福祉資金制度による貸付（住宅の補修等）
支援の種類	融資
支援の内容	●災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けます。 ●貸付限度額は250万円
対象となる方	●低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯が対象です。 ●災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外になります。
問い合わせ先	都道府県、市町村、社会福祉協議会

制度の名称	母子寡婦福祉資金の住宅資金
支援の種類	融資
支援の内容	●災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けます。 ●貸付限度額は200万円
対象となる方	●住宅が全壊・半壊、全焼・半焼、流出、床上浸水等の被害を受けた母子・寡婦世帯が対象です。
問い合わせ先	都道府県、市町村、社会福祉協議会

制度の名称	公営住宅への入居
支援の種類	現物支給
支援の内容	●低所得の被災者の方は、都道府県又は市町村が整備する公営住宅に入居することができます。 ●公営住宅の家賃は収入に応じて設定されますが、必要があると認められ

	る場合は、一定期間、家賃が減免されることがあります。
対象となる方	<p>●以下の要件を満たす方が対象です。</p> <p>①住宅困窮要件：災害によって住宅を失い、現に住宅に困窮していることが明らかかな方</p> <p>②同居親族要件：現に同居し、又は同居しようとする親族がある方</p> <p>③入居収入基準：21万4千円以下（災害発生日から3年を経過した後は15万8千円）</p> <p>●一定の戸数以上の住宅が滅失した地域において自らの住宅を失った者等については、同居親族要件、入居収入基準はありません。</p> <p>※公営住宅に入居できる世帯の資格要件については、公営住宅を整備する地方公共団体（都道府県、市町村）で別に定める場合があります。</p>
問い合わせ先	都道府県、市町村

制度の名称	特定優良賃貸住宅等への入居
支援の種類	現物支給
支援の内容	●被災者の方は、都道府県、市町村、地方住宅供給公社、民間土地所有者等が整備する特定優良賃貸住宅等に入居することができます。
対象となる方	<p>●以下の要件を満たす方が対象です。</p> <p>災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において賃貸住宅に入居させることが適当である者として都道府県知事が認めるもの（48万7千円以下で当該都道府県知事が定める額以下の所得のある者（15万8千円に満たない所得のある者にあつては、所得の上昇が見込まれる者）に限ります。）</p>
問い合わせ先	都道府県、市町村

制度の名称	住宅の応急修理（災害救助法）
支援の種類	現物支給
支援の内容	<p>●災害救助法に基づく住宅の応急修理は災害により住宅が半壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理します。</p> <p>●応急修理は、市町村が業者に委託して実施します。</p> <p>●修理限度額は1世帯あたり52万円（平成23年度基準）です。同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされます。</p>
対象となる方	<p>●災害救助法が適用された市町村において、以下の要件を満たす方が対象です。</p> <p>①災害により住宅が半壊又は半焼した方 ②応急仮設住宅等に入居していない方 ③自ら修理する資力のない世帯（※大規模半壊以上の世帯については資力は問いません）。</p> <p>※世帯年収や世帯人員などの条件については、お住まいの市町村にご相談ください。</p>
問い合わせ先	都道府県、災害救助法が適用された市町村

制度の名称	宅地防災工事資金融資
支援の種類	融資
支援の内容	<p>●災害によって崩壊又は危険な状況にある宅地については、宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、その所有者に改善勧告又は改善命令が出されます。</p> <p>●改善勧告又は改善命令を受けた方に対して、のり面の保護、排水施設の</p>

	設置、整地、擁壁の設置（旧擁壁の除去を含みます。）の工事のための費用を融資します。
対象となる方	●宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、改善勧告又は改善命令を受けた方が対象です。
問い合わせ先	独立行政法人住宅金融支援機構

制度の名称	地すべり等関連住宅融資
支援の種類	融資
支援の内容	●地すべりや急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある家屋を移転したり、これに代わるべき住宅を建設する場合の資金を融資します。
対象となる方	●関連事業計画若しくは改善命令若しくは勧告に基づいて、住宅を移転又は除去する際の当該家屋の所有者、賃借人又は居住者で、地方公共団体から移転等を要することを証明する書類の発行を受けた方が対象です。
問い合わせ先	独立行政法人住宅金融支援機構

### （3）中小企業・自営業への支援

制度の名称	天災融資制度
支援の種類	融資
支援の内容	●天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づき、政令で指定された天災によって被害を受けた農林漁業者に対して再生産に必要な低利の経営資金を、被害を受けた農協等の組合に対しては事業資金をそれぞれ融資し、経営の安定化を図ります。
対象となる方	農林水産業の減収、損失が一定以上あった方
問い合わせ先	市町村

制度の名称	株式会社日本政策金融公庫による資金貸付
支援の種類	融資
支援の内容	<p>●株式会社日本政策金融公庫では、農林漁業者に対する各種の資金貸付を行っています。</p> <p>○農林漁業セーフティネット資金：災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資します。</p> <p>○農林漁業施設資金：災害により被災した農林漁業施設の復旧のための資金を融資します。</p> <p>○農業基盤整備資金：農地・牧野又はその保全・利用上必要な施設の復旧のための資金を融資します。</p> <p>○林業基盤整備資金：森林、林道等の復旧のための資金を融資します。</p> <p>○漁業基盤整備資金・漁船資金：漁港、漁場施設や漁船の復旧の資金を融資します。</p> <p>●上記のほかにも農林漁業者に対する資金貸付がございます。各種貸付事業の詳細については、株式会社日本政策金融公庫にご確認ください。</p>
対象となる方	●農林漁業者
問い合わせ先	株式会社日本政策金融公庫

制度の名称	災害復旧貸付
支援の種類	融資
支援の内容	●災害により被害を受けた中小企業者に対して、事業の復旧のための資金を融資します。

	●災害復旧資金貸付は、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫において、受付を行います。
対象となる方	●中小企業経営者、中小企業協同組合・振興組合等
問い合わせ先	株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫

制度の名称	高度化事業（災害復旧貸付）
支援の種類	融資
支援の内容	●大規模な災害により、既存の高度化資金貸付を受けて取得・設置した施設等が災し、当該施設の復旧を図る場合又は施設等の復旧にあたって新たに高度化事業を行う場合に、都道府県及び独立行政法人中小企業基盤整備機構が必要な資金を貸し付けます。
対象となる方	●事業協同組合等であって、以下のいずれかに該当する場合は対象です。 ①既存の高度化資金貸付を受けて取得・設置した施設等が災した場合 ②施設等の復旧にあたって新たに高度化事業を行う場合
問い合わせ先	都道府県、独立行政法人中小企業基盤整備機構

制度の名称	経営安定関連保証 4 号
支援の種類	借入債務に対する保証
支援の内容	●中小企業者の金融機関からの借入債務に対して、信用保証協会が保証を行います。
対象となる方	●災害等により中小企業者の事業活動に著しい被害が生じている地域として経済産業大臣が指定する地域内に事業所を有する中小企業者であって、当該災害等によって経営の安定に支障が生じていることについて市区町村長の認定を受けた中小企業者が対象です。
問い合わせ先	信用保証協会

制度の名称	災害関係保証
支援の種類	借入債務に対する保証
支援の内容	●中小企業者の金融機関からの借入債務に対して、信用保証協会が保証を行います。
対象となる方	●激甚災害法に基づき災害関係保証の適用を受けた地域内に事業所を有する中小企業者等であって、市区町村等から、事業所または主要な事業用資産に係る罹災証明を受けた中小企業者等が対象です。
問い合わせ先	信用保証協会

制度の名称	職場適応訓練費の支給
支援の種類	給付
支援の内容	●職場適応訓練を実施する事業主に対して訓練費を支給します。また、訓練生に対して雇用保険の失業等給付などを支給します。 ●事業者は、訓練費として職場適応訓練生 1 人につき 24,000 円／月（重度の障害者 25,000 円／月）が支給されます。短期の職場適応訓練については、960 円／日（重度の障害者 1,000 円／日）です。 ●訓練期間は、6 か月（中小企業及び重度の障害者に係る訓練等 1 年）以内です。短期の職場適応訓練については、2 週間（重度の障害者に係る訓練 4 週間）以内です。
対象となる方	●職場適応訓練は、雇用保険の受給資格者等であって、再就職を容易にするため職場適応訓練を受けることが適当であると公共職業安定所長が認める者を、次のイからホに該当する事業主に委託して行います。

	イ 職場適応訓練を行う設備的余裕があること ロ 指導員としての適当な従業員がいること ハ 労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険等に参加し、又はこれらと同様の職員共済制度を保有していること ニ 労働基準法及び労働安全衛生法の規定する安全衛生その他の作業条件が整備されていること ホ 職場適応訓練修了後、引き続き職場適応訓練を受けた者を雇用する見込みがあること
問い合わせ先	公共職業安定所又は都道府県労働局

#### (4) 安全な地域づくりへの支援

制度の名称	災害公営住宅の整備
制度の内容	●災害により住宅を失った低額所得者に賃貸するための公営住宅を整備する場合に、国が支援を行うことで地方公共団体の負担を軽減する特例制度です。 ●災害公営住宅の整備については、緊急かつ機動的な対応が求められることから、地域住宅計画への位置付けを必要としません。
実施主体	●地方公共団体
問い合わせ先	都道府県、市町村

制度の名称	既設公営住宅等の復旧
制度の内容	●災害により被害を受けた既設公営住宅等（改良住宅・地域優良賃貸住宅（公共供給型））や共同施設（集会所、管理事務所等）を復旧する場合に、国が支援を行うことで地方公共団体の負担を軽減する特例制度です。 ① 公営住宅等が滅失した場合の再建 ② 公営住宅等が損傷した場合の補修 ③ 公営住宅等を再建するための宅地の復旧 ●既設公営住宅等の復旧については、緊急かつ機動的な対応が求められることから、地域住宅計画への位置付けを必要としません。
実施主体	●地方公共団体
問い合わせ先	都道府県、市町村

制度の名称	市街地再開発事業
制度の内容	●市街地再開発事業は、中心市街地等の木造家屋が密集して防災上危険な地区や、駅前広場等の公共施設の整備の遅れている地区を再整備する事業です。 ●敷地を共同化し、高度利用することによって、多くの床や公共施設用地を生み出します。従前権利者の権利は、原則として等価で新しい再開発ビルの床に置き換えられます。高度利用によって新たに生み出された床の処分金収入は事業費にあてられます。 ●社会資本整備総合交付金により、基本計画作成や調査設計、土地整備、共同施設整備などが助成対象となっており、国費率は1/2又は1/3です。
実施主体	●個人施行者、市街地再開発組合、再開発会社、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社等
問い合わせ先	都道府県、市町村

制度の名称	都市防災総合推進事業
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●密集市街地に代表される防災上危険な市街地の総合的な防災性の向上を図る事業です。</li> <li>●避難地・避難路の整備、耐震性貯水槽・備蓄倉庫等の防災まちづくり施設の整備などが交付対象となっています。</li> <li>●激甚災害に指定された市町村を対象に、復興まちづくり計画の策定から公共施設や共同施設・修景施設等の整備までを一体的に支援するメニューもあります。</li> <li>●国費率は1/2又は1/3です。</li> </ul>
実施主体	●地方公共団体等
問い合わせ先	都道府県、市町村

制度の名称	土地区画整理事業
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●用地買収方式によらず、換地手法を用いて、道路、公園、河川等の公共施設を整備し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図ることにより、健全な市街地の形成と良好な宅地の供給に資する事業です。</li> <li>●社会資本整備総合交付金により、調査設計費や公共施設工事費、移転移設補償費、地区外関連工事費などが助成対象となっており、国費率は基本的に1/2です。</li> </ul>
実施主体	●個人施行者、土地区画整理組合、区画整理会社、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社等
問い合わせ先	都道府県、市町村

制度の名称	街なみ環境整備事業
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活道路や公園・広場等の地区施設が未整備であったり、街並みが良好な美観を有していないなど、住環境の整備改善を必要とする区域において、住宅や地区施設等の整備改善を行う事業です。</li> <li>●地区内の権利者等で構成される協議会組織による良好な街なみ形成のための活動や、街なみ環境整備方針及び街なみ環境整備事業計画の策定、生活道路や小公園などの地区施設整備のほか、地区住民の行う門・塀等の移設や住宅等の修景なども補助対象となっており、補助率は1/2又は1/3です。</li> </ul>
実施主体	●地方公共団体、土地所有者等
問い合わせ先	都道府県、市町村

制度の名称	住宅市街地基盤整備事業
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住宅及び宅地の供給を促進することが必要な地域における住宅建設事業及び宅地開発事業の推進を図るため、住宅宅地事業に係る関連公共施設等の整備を総合的に行う事業です。</li> <li>●道路、都市公園、下水道、河川、砂防設備等の公共施設整備のほか、多目的広場、公開空地、電線類の地下埋設等の居住環境基盤施設整備等が補助対象となっています。</li> </ul>
実施主体	●地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等
問い合わせ先	都道府県、市町村

制度の名称	住宅市街地総合整備事業
制度の内容	●既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、密集市

	街地の整備改善など 都市再生の推進に必要な課題に、より機動的に対応するため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う事業です。 ●整備計画策定、住宅整備、公共施設の整備などが補助対象となっています。
実施主体	●地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等
問い合わせ先	都道府県、市町村

制度の名称	住宅地区改良事業
制度の内容	●不良住宅が密集する地区の環境の整備改善を図り、健康で文化的な生活を営むに足る住宅の集団的建設を促進する事業です。 ●不良住宅の買収除却、公共施設や地区施設の設備、改良住宅（賃貸）建設、改良住宅（賃貸）用地取得造成、一時収容施設設置費、改良住宅（分譲）の共同施設整備などが補助対象となっています。
実施主体	●地方公共団体
問い合わせ先	都道府県、市町村

制度の名称	小規模住宅地区等改良事業
制度の内容	●不良住宅が集合すること等により生活環境の整備が遅れている地区において、住環境の整備 改善又は災害の防止のために、住宅の集団的建設、建築物の敷地の整備等を実施する事業です。 ●不良住宅の買収除却、公共施設や地区施設の設備、小規模改良住宅の建設などが補助対象となっています。
実施主体	●地方公共団体
問い合わせ先	都道府県、市町村

制度の名称	優良建築物等整備事業
制度の内容	●市街地の改善整備、良好な市街地住宅の供給等の促進を図るための事業です。 ●一定割合以上の空地確保や、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優れた建築物等の整備に対して、共同通行部分や空地等の整備などが補助対象となっています。 ●この事業には、「優良再開発型」「市街地住宅供給型」「既存ストック再生型」の3つのタイプがあります。 ●マンション再建に活用できます。
実施主体	●地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等
問い合わせ先	都道府県、市町村

制度の名称	防災集団移転促進事業
制度の内容	●災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進する事業です。 ●住宅団地の用地取得造成、移転者の住宅建設・土地購入（ローン利子相当額）、住宅団地の公共施設の整備、移転促進区域内の農地等の買い取り、移転者の住居の移転費用などが補助対象となっております。 ●住宅団地について、10戸以上（移転しようとする住居の数が20戸を超え

	る場合には、その半数以上の戸数)の規模であることが必要です。
実施主体	●市町村(特別な場合は都道府県)
問い合わせ先	都道府県、市町村

制度の名称	がけ地近接等危険住宅移転事業
制度の内容	●がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に建っている危険住宅の移転を行う方に対して、住宅の除却費や新築する住宅の建設費、土地の取得等に要する経費の一部を補助する事業です。補助率は1/2です。
実施主体	●市町村(原則として)
問い合わせ先	都道府県、市町村

制度の名称	災害関連地域防災がけ崩れ対策事業
制度の内容	●市町村地域防災計画に危険箇所として記載され、又は記載されることが確実であるがけ地で激甚災害に伴い発生した崩壊等のうち、がけ地の高さが5m以上、人家2戸以上に倒壊等著しい被害を及ぼすと認められる箇所において実施する直接人命保護を目的とするがけ崩れ防止工事に要する経費の一部を補助する事業です。補助率は1/2です。
実施主体	●市町村
問い合わせ先	都道府県、市町村

平成23年10月 内閣府政策統括官(防災担当) 発行  
「被災者支援に関する各種制度の概要」より

## 第 4 避難、救出等に関する資料

### 第 4 避難、救出等に関する資料

#### 4-1 指定緊急避難場所一覧

##### 【大曲地域】

番号	名称 (電話番号)	所在地	受入地区	受入可 能人数 (人)	面積 (㎡)	対象となる災害の種類						指定 避難 所と の重 複	備考
						洪水	崖崩 れ、土 石流 及び 地滑り	地震 (建 物は 耐震 性)	大規 模な 火事	内水 はん 濫	雪崩		
1	大曲中学校グラウンド (0187)-63-2222	若竹町7番17号	大曲通町,大曲福住町,大曲丸の内町,大曲白金町,	4,730	31,585	×	○	○	○	×	○		
2	十日市第一児童公園	大曲白金町地内	大曲中通町,大曲黒瀬町,若竹	150	1,000	×	○	○	×	×	○		
3	さるびや児童公園	佐野町地内	町,美原町,佐野	180	1,200	×	○	○	×	×	○		
4	白金児童公園	大曲白金町地内	町,朝日町,富士見	160	1,100	×	○	○	×	×	○		
5	若竹第一児童公園	若竹町地内	町,大花町,福田	310	2,100	×	○	○	×	×	○		
6	ねむのき児童公園	大曲通町地内	町,花館杉本,幸町	220	1,500	×	○	○	×	×	○		
7	あかしゃ児童公園	朝日町地内		530	3,500	×	○	○	×	×	○		
8	八幡児童公園	大曲丸の内町地内		230	1,500	×	○	○	×	×	○		
9	大花児童公園	大花町地内		150	1,000	×	○	○	×	×	○		
10	大曲駅東広場 (0187)-63-0011	大花町13番地内		300	2,073	×	○	○	○	×	○		
11	大曲黒瀬街区公園	大曲黒瀬町地内		390	2,600	×	○	○	×	×	○		
12	しあわせ公園	幸町地内		450	3,000	×	○	○	×	×	○		

番号	名称 (電話番号)	所在地	受入地区	受入可 能人数 (人)	面積 (㎡)	対象となる災害の種類						指定 避難 所と の重 複	備考
						洪水	崖崩 れ、土 石流 及び 地滑り	地震 (建 物は 耐震 性)	大規 模な 火事	内水 はん 濫	雪崩		
13	大曲工業 高等学校 グラウンド (0187)-63 -4060	大曲若葉町 3-17	大曲丸子 町,大曲福 見町,大曲 戸巻町,戸 蒔,大曲若 葉町,中良 野,大曲	14, 275	28, 550	×	○	○	○	×	○		
14	戸巻町児 童公園	大曲戸巻町 地内	住吉町,大 槻,高畑, 東川,和 合,古四王 際,開谷 地,於倉	130	1,200	×	○	○	×	×	○		
15	東大曲小 学校グラ ウンド	大曲字下高 畑81	大曲大町, 大曲上大 町,大曲浜 町,大曲須 和町,大曲 田町,大曲 花園町,大 曲上栄町, 大曲栄町,	1,000	11, 379	×	○	○	○	×	○		
16	桂公園	大曲田町地 内	大曲あけ ぼの町,大 曲緑町,大 曲川原町, 大曲船場 町	1,700	19, 000	×	○	○	○	×	○		
17	須和町児 童公園	大曲須和町 一丁目地内		250	3,000	×	○	○	×	×	○		
18	大曲小学 校グラウン ド (0187)-63 -1018	大曲花園町 4番88号		900	13, 734	×	○	○	○	×	○		
19	中央公園	大曲浜町, 大曲花園 町,大曲川 原町地内		2,700	25, 000	×	○	○	○	×	○		
20	花園児童 公園	大曲花園町 地内		60	1,100	×	○	○	×	×	○		

番号	名称 (電話番号)	所在地	受入地区	受入可 能人数 (人)	面積 (㎡)	対象となる災害の種類						指定 避難 所と の重 複	備考
						洪水	崖崩 れ、 土石 流及 び地 滑り	地震 (建 物は 耐震 性)	大規 模な 火事	内水 はん 濫	雪崩		
21	大曲農業 高等学校 グラウンド (0187)-63 -2257	大曲金谷町 26-9	大曲金谷 町,大曲日 の出町,大 曲飯田町, 大曲住吉 町,大槻, 上飯田,中 飯田,笑ノ 口,小貫, 川目,屋敷 通	2,400	13, 734	×	○	○	○	×	○		
22	蓮沼第一 児童公園	大曲金谷町 地内		60	1,100	×	○	○	×	×	○		
23	いちよう 児童公園	大曲日の出 町1丁目地 内		180	3,300	×	○	○	×	×	○		
24	旧大曲南 保育園跡 地	大曲日の出 町1-27		180	3,300	×	○	○	×	×	○		
25	さくら児童 公園	大曲日の出 町1丁目地 内		100	1,900	×	○	○	×	×	○		
26	大曲市民 会館第1駐 車場	大曲日の出 町2-472・4 73		1,458	2,916	×	○	○	○	×	○		
27	大曲市民 会館第2駐 車場	飯田字屋舗 通247・248		1,784	3,569	×	○	○	○	×	○		
28	大曲中央 公民館駐 車場	大曲日の出 町2-447		755	1,511	×	○	○	×	×	○		
29	住吉町児 童公園	大曲住吉町 地内		290	3,500	×	○	○	×	×	○		
30	花館小学 校グラウン ド (0187)-63 -1022	泉町地内		花館上町, 花館中町, 花館柳町, 泉町,中 野,上大 戸,下大 戸,常保 寺,唐関, 間倉,豊後 野,下袋	2,500	9,778	×	○	○	○	×	○	

番号	名称 (電話番号)	所在地	受入地区	受入可 能人数 (人)	面積 (㎡)	対象となる災害の種類						指定 避難 所と の重 複	備考
						洪水	崖崩 れ、 土石 流及 び地 滑り	地震 (建 物は 耐震 性)	大規 模な 火事	内水 はん 濫	雪崩		
31	大曲西中 学校グラウ ンド (0187)-68 -2222	内小友字中 沢176-1	内小友地 区全域,大 川西根地 域全域,大 曲大島	2,100	24, 540	○	○	○	○	○	○		
32	内小友小 学校グラウ ンド (0187)-68 -2345	内小友字四 ツ村35		900	9,219	×	○	○	○	×	○		
33	大川西根 小学校グラ ウンド (0187)-68 -3030	大曲西根字 小館20		800	7,391	×	○	○	○	×	○		
34	大曲支援 学校グラウ ンド (0187)-68 -4123	大曲西根字 下成沢122		7,402	14, 805	○	○	○	○	○	○		
35	大曲南中 学校グラウ ンド (0187)-65 -2001	藤木字上野 中70-2	角間川地 区全域,藤 木地区全 域	1,500	18, 393	×	○	○	○	×	○		
36	藤木小学 校グラウン ド (0187)-65 -2420	藤木字街道 下67		1,000	11, 046	×	○	○	○	×	○		
37	角間川小 学校グラウ ンド (0187)-65 -2201	角間川町字 大浦町99		1,000	14, 116	×	○	○	○	×	○		
38	角間川児 童公園	角間川町字 四上町地内		180	3,100	×	○	○	×	×	○		
39	川港親水 公園	藤木字東八 圭,丙大久 保地内		350	68, 000	×	○	○	○	×	○		

番号	名称 (電話番号)	所在地	受入地区	受入可 能人数 (人)	面積 (㎡)	対象となる災害の種類						指定 避難 所と の重 複	備考
						洪水	崖崩 れ、 土石 流及 び地 滑り	地震 (建 物は 耐震 性)	大規 模な 火事	内水 はん 濫	雪崩		
40	四ツ屋小 学校グラウ ンド (0187)-66 -1513	四ツ屋字下 古道81	四ツ屋地 区全域	1,000	10, 468	×	○	○	○	×	○		
41	松倉農村 広場	四ツ屋字小 又35-1		400	5,740	×	○	○	○	○	○		
42	総合公園 テニスコー ト駐車場 (0187)-68 -4000	内小友字中 沢176-14	広域	3,217	6,434	○	○	○	○	○	○		車中泊 対応 駐車可 能台数 246台

【神岡地域】

番号	名称 (電話番号)	所在地	受入地区	受入可 能人数 (人)	面積 (㎡)	対象となる災害の種類						指定 避難 所と の重 複	備考
						洪水	崖崩 れ、 土石 流及 び地 滑り	地震 (建 物は 耐震 性)	大規 模な 火事	内水 はん 濫	雪崩		
1	中川原グ ラウンド	神宮寺字吉 貝人着	神宮寺地 域全域	1,200	25, 709	×	○	○	○	×	○		
2	神岡小学 校グラウン ド (0187)-72 -2222	神宮寺字館 ノ北29		1,900	19, 285	×	○	○	○	×	○		
3	平和中学 校グラウン ド (0187)-72 -2211	神宮寺字荒 屋20		2,700	27, 342	×	○	○	○	×	○		

番号	名称 (電話番号)	所在地	受入地区	受入可 能人数 (人)	面積 (㎡)	対象となる災害の種類						指定 避難 所と の重 複	備考
						洪水	崖崩 れ、 土石 流及 び地 滑り	地震 (建 物は 耐震 性)	大規 模な 火事	内水 はん 濫	雪崩		
4	かみおか 嶽雄館 (0187)-72 -2501	神宮寺字下 川原前開10 2	神宮寺地 域全域	1,355	2,711	×	○	○	○	×	○		
5	神岡中央 公園	神宮寺字大 坪街道下及 び中瀬古川 敷地内		3,781	7,562	×	○	○	○	×	○		
6	二タ沢農 村公園	神宮寺字八 石上高野56 -1		2,100	4,200	○	○	○	○	○	○		
7	笹倉公園 (0187)-72 -2062	神宮寺字笹 倉1-2		10, 000	20, 000	○	○	○	○	○	○		
8	太平健康 広場	神宮寺字鶴 ヶ沢出口50 -1		1,200	12, 561	○	○	○	○	○	○		
9	神岡野球 場 (0187)-72 -3464	北檜岡字向 堀野2-1	北檜岡地 区全域	1,200	12, 292	×	○	○	○	×	○		
10	旧北神小 学校グラウ ンド(音楽 交流館)	北檜岡字嶋 151		1,200	12, 280	×	○	○	○	×	○		
11	道の駅か みおか駐 車場	北檜岡字船 戸	神宮寺,北 檜岡地区 全域	410	4,110	×	○	○	○	×	○		
12	八石太平 台	神宮寺字萩 の台151-5		4,404	8,809	○	○	○	○	○	○		
13	神岡カント リーエレベ ーター (0187)-72 -3941	北檜岡字上 龍蔵台191- 1		623	1,246	○	○	○	○	○	○		

【西仙北地域】

番号	名称 (電話番号)	所在地	受入地区	受入可 能人数 (人)	面積 (㎡)	対象となる災害の種類						指定 避難 所と の重 複	備考
						洪水	崖崩 れ、 土石 流及 び地 滑り	地震 (建 物は 耐震 性)	大規 模な 火事	内水 はん 濫	雪崩		
1	西仙北小 学校グラ ウンド (0187)-75 -1014	刈和野字上 ノ台322	上ノ台,上 ノ台荒屋 敷,高屋 敷,百人畑	661	27, 089	○	○	○	○	○	○		
2	旧土川小 学校グラ ウンド	土川字半道 寺西野1-11 外	上野西,上 野東,間明 田,上大 野,大野	547	6,728	○	○	○	○	○	○		
3	旧大沢郷 小学校グ ラウンド	大沢郷宿字 カクマ沢13 8-1	宿,上宿, 椒沢,八木 山,円行 寺,坂繫	1,263	12, 320	○	○	○	○	○	○		
4	旧双葉小 学校グラ ウンド	強首字上野 台1-2	強首,大場 崎,乙越	601	19, 000	×	○	○	○	×	○		
5	西仙北中 学校グラ ウンド (0187)-75 -1108	刈和野字田 中蟻塚12	上町,一区 町	1,021	58, 736	○	○	○	○	○	○		
6	旧西仙北 西中学校 グラウンド	強首字上野 台92-1	杉山田,正 手沢,木売 沢,江原 田,金山 沢,上野 台,九升田	1,243	45, 733	○	○	○	○	○	○		
7	西仙北高 等学校グ ラウンド (0187)-75 -1002	刈和野字北 ノ沢嶋山5- 1	広域	726	26, 758	○	○	○	○	○	○		

番号	名称 (電話番号)	所在地	受入地区	受入可 能人数 (人)	面積 (㎡)	対象となる災害の種類						指定 避難 所と の重 複	備考
						洪水	崖崩 れ、 土石 流及 び地 滑り	地震 (建 物は 耐震 性)	大規 模な 火事	内水 はん 濫	雪崩		
8	西仙北緑 地運動広 場	強首字上野 台23-22	寺館	1,213	24, 372	○	○	○	○	○	○		車中泊 対応 駐車可 能台数 80台
9	大佐沢公 園	刈和野字山 堂ヶ沢2-1 外	上ノ台,上 ノ台荒屋 敷	758	7,000	○	○	○	○	○	○		
10	半道寺運 動公園	土川字上雨 堤1-33	西野	451	11, 845	○	○	○	○	○	○		
11	西仙北ス ポーツセ ンター内 公園 (0187)-75 -0552	刈和野字小 野17-1	小野,山北 ノ沢,昭和 町	537	14, 824	○	○	○	○	○	○		
12	大綱交流 館駐車場 (0187)-75 -1115	刈和野字愛 宕下24-1	御幸町,日 ノ出町,愛 宕町,上 町,一区町	1,236	2,500	×	○	○	○	×	○		
13	西今泉農 村公園	土川字大楽 183-3	添ノ沢,野 中,床畑, 大楽,田ノ 沢	800	8,000	○	○	○	○	○	○		
14	西仙北農 村環境改 善センタ ー (0187)-75 -1104	土川字刈布 沢24-48	寺ノ下,園 町,殿屋 敷,添ノ 又,野中, 床畑,大楽	600	6,021	○	○	○	○	○	○		
15	辰ノ口集 落会館	土川字小杉 山沢ノ内古 道沢山2-1	辰ノ口,方 角沢	50	262	○	×	○	○	○	○		

番号	名称 (電話番号)	所在地	受入地区	受入可 能人数 (人)	面積 (㎡)	対象となる災害の種類						指定 避難 所と の重 複	備考
						洪水	崖崩 れ、 土石 流及 び地 滑り	地震 (建 物は 耐震 性)	大規 模な 火事	内水 はん 濫	雪崩		
16	小杉山地区生涯学習センター (0187)-75-2807	土川字小杉山沢ノ内焼山1-2	鳥井野沖田,太田谷地,小杉山,楯越,柳沢,杉沢,寺村	200	994	○	×	○	○	○	○		
17	小杉山農村公園	土川字楯越1-1	楯越,柳沢,杉沢,鬼頭,寺村	900	9,000	×	×	○	○	○	○		
18	西仙北農村交流施設 (0187)-75-2884	北野目字堂伝野2	北野目,堂伝野,高城,皆別当,下戸川,小戸川	400	4,812	×	○	○	○	×	○		
19	強首地区多目的研修施設 (0187)-77-2121	強首字上野台1	大巻	100	1,547	×	○	○	○	×	○		
20	西仙北林業者等健康増進施設 (0187)-78-1100	大沢郷宿字横山59-2	秋通,大場沢,寺村,白坂,石持,野田	300	3,131	×	○	○	○	×	○		
21	大場台集落会館 (0187)-78-1210	円行寺字大場台38-2	布又,上戸川,立倉,大場台,滝ノ沢	200	2,366	○	○	○	○	○	○		
22	大仙市ドライバー休憩施設 駐車場(西仙北IC)	強首字上野台25	広城	1,250	2,500	○	○	○	○	○	○		車中泊 対応 駐車可 能台数 80台

【中仙地域】

番号	名称 (電話番号)	所在地	受入地区	受入可 能人数 (人)	面積 (㎡)	対象となる災害の種類						指定 避難 所と の重 複	備考
						洪水	崖崩 れ、 土石 流及 び地 滑り	地震 (建 物は 耐震 性)	大規 模な 火事	内水 はん 濫	雪崩		
1	中仙公民館 鶯野分館 グラウンド (0187)-56-2322	下鶯野字上 村1	上鶯野地区, 下鶯野地区	300	6,406	×	○	○	○	○	○		
2	ドンパン広 場 (0187)-56-2111	北長野字茶 畑地内	長野地区, 北長野地区	2,900	7,280	×	○	○	○	×	○		
3	中仙中学 校グラウン ド (0187)-56-2328	長野字新山 5-1		1,500	23, 141	×	○	○	○	×	○		
4	中仙公民館 鐘見内分館 広場 (0187)-56-2504	鐘見内字石 持108	鐘見内地区, 長戸呂地区	300	6,500	×	○	○	○	×	○		
5	清水小学 校グラウン ド (0187)-56-3215	清水字上大 蔵86	清水地区	1,000	14, 457	○	○	○	○	○	○		
6	豊成小学 校グラウン ド (0187)-57-2324	豊川字下水 無47	豊川地区	1,000	12, 000	○	○	○	○	○	○		
7	旧豊岡小 学校グラウ ンド (0187)-57-2134	豊岡字中荒 井野29	豊岡地区, 栗沢地区, 大神成地区	1,000	13, 373	○	○	○	○	○	○		
8	道の駅な かせん駐 車場 (0187)-56-4515	長野字高畑 95-1	長野地区	500	5,576	×	○	○	○	○	○		

【協和地域】

番号	名称 (電話番号)	所在地	受入地区	受入可 能人数 (人)	面積 (㎡)	対象となる災害の種類						指定 避難 所と の重 複	備考
						洪水	崖崩 れ、土 石流 及び 地滑り	地震 (建 物は 耐震 性)	大規 模な 火事	内水 はん 濫	雪崩		
1	協和市民 センター 和ピア駐 車場 (018)-892 -3820	協和船岡字 大袋1-7	合貝,大 袋,蟬ヶ森, 船沢,西ノ 向,一ノ渡	9,000	18, 441	○	○	○	○	○	○		
2	協和支所 駐車場 (018)-892 -2111	協和境字野 田4-2	境地区	2,600	6,700	○	○	○	○	○	○		
3	協和小学 校グラウ ンド (018)-881 -6868	協和境字岸 館37	上淀川地 区	6,304	12, 608	○	○	○	○	○	○		
4	旧協和給 食センタ ー駐車場	協和荒川字 下谷地10	荒川, 上野 地区	651	1,302	○	○	○	○	○	○		
5	大盛館駐 車場	協和荒川字 川前9-1	宮田, 徳 滝, 牛沢	4,600	11, 700	○	○	○	○	○	○		
6	旧稲沢小 学校グラ ウンド	協和稲沢字 堤ヶ沢出 口6	落合, 水 沢, 稲沢	1,500	14, 969	○	○	○	○	○	○		
7	船岡共学 館	協和船岡字 下中野159- 2	中野, 君ヶ 野	1,000	2,000	○	○	○	○	○	○		
8	宇津野農 村公園	協和船岡字 上宇津野27 8-2	野田, 宇津 野, 芋台	900	2,400	○	○	○	○	○	○		
9	協和スキ ー場駐車 場	協和船岡字 上庄内71-1	沢内, 庄内	1,600	4,000	○	×	○	○	○	○		
10	峰吉川駅 前広場	協和峰吉川 字半仙64-2 1	半仙, 小 平, 岩瀬, 湯野沢	600	1,500	○	×	○	○	○	○		

番号	名称 (電話番号)	所在地	受入地区	受入可 能人数 (人)	面積 (㎡)	対象となる災害の種類						指定 避難 所と の重 複	備考
						洪水	崖崩 れ、土 石流 及び 地滑り	地震 (建 物は 耐震 性)	大規 模な 火事	内水 はん 濫	雪崩		
11	中淀川緑 地広場	協和中淀川 字鳥屋野24	坊台,館 野,千着, 日暮,上 宿,下夕村, 白岩	5,000	12, 700	○	○	○	○	○	○		
12	特別養護 老人ホーム 峰山荘 駐車場 (018)-893 -5520	協和中淀川 字中村12-2	中村,川 原,西,沼ノ 上	4,400	11, 360	○	○	○	○	○	○		
13	下淀川グ ラウンド	協和下淀川 字車田29-2	馬場,逢 田,土淵, 川口	2,800	7,100	×	○	○	○	×	○		
14	旧小種小 学校グラウ ンド	協和小種字 中台15-4	中小種,上 野,福部 羅,新田, 大川端	4,500	11, 070	○	○	○	○	○	○		
15	道の駅協 和駐車場 (018)-881 -6646	協和荒川字 新田表15-2	広域	8,131	16, 262	○	○	○	○	○	○		車中泊 対応 駐車可 能台数 大型車 12台 小型車 121台

【南外地域】

番号	名称 (電話番号)	所在地	受入地区	受入可 能人数 (人)	面積 (㎡)	対象となる災害の種類						指定 避難 所と の重 複	備考
						洪水	崖崩 れ、 土石 流及 び地 滑り	地震 (建 物は 耐震 性)	大規 模な 火事	内水 はん 濫	雪崩		
1	南外山村 運動広場 ・野球場 (0187)-73 -1040	南外字小出 375番地外	高野,小 出,大畑, 梨木団地	6,750	13, 502	○	○	○	○	○	○		
2	南外中学 校グラウン ド・野球場 (0187)-73 -1231	南外字赤平 台野19-1	大杉,赤 平,中宿, 和寺,落合	14, 950	29, 993	○	○	○	○	○	○		
3	南外運動 場	南外字上野 99-1	及水,大和 野,無尻 橋,大西, 土場,悪戸 野,下袋, 中袋,上 野,細川, 金屋,大向	6,500	13, 093	○	○	○	○	○	○		
4	南外小学 校グラウン ド・駐車場 (0187)-73 -1800	南外字田中 田17	平形,木 直,田屋 村,本川, 日吉,物渡 台,西坂 戸,揚坊, 北田	4,850	16, 952	○	×	○	○	○	○		
5	旧南外西 小学校グ ランド (0187)-74 -2520	南外字下湯 ノ又198-14	薬師堂,湯 ノ又,夏見, 湯松,湯 元,釜坂、 荒又,荒 沢,十二ヶ 沢,中野, 滝,桑台	7,800	15, 612	○	○	○	○	○	○		

【仙北地域】

番号	名称 (電話番号)	所在地	受入地区	受入可 能人数 (人)	面積 (㎡)	対象となる災害の種類						指定 避難 所と の重 複	備考
						洪水	崖崩 れ、 土石 流及 び地 滑り	地震 (建 物は 耐震 性)	大規 模な 火事	内水 はん 濫	雪崩		
1	高梨小学 校グラウ ンド (0187)-62 -2195	高梨字新屋 敷1	高梨,橋本	2,000	11, 057	×	○	○	○	×	○		
2	仙北健康 広場	堀見内字元 田茂木35-1 外	戸地谷,堀 見内	500	14 ,460	×	○	○	○	×	○		
3	真山公園	払田字真山 1	払田,上野 田,板見内	150	4,086	○	○	○	○	○	○		
4	横堀小学 校グラウ ンド (0187)-69 -2111	福田字穴沢 4	横堀,福 田,板見 内,堀見内	2,000	11, 332	×	○	○	○	×	○		
5	仙北中学 校グラウ ンド (0187)-69 -2113	堀見内字西 福嶋29	戸地谷,堀 見内	2,000	13, 265	×	○	○	○	○	○		
6	柵の湯駐 車場 (0187)-69 -3311	板見内字一 ツ森149	板見内	1,372	3,549	×	○	○	○	○	○		

【太田地域】

番号	名称 (電話番号)	所在地	受入地区	受入可 能人数 (人)	面積 (㎡)	対象となる災害の種類						指定 避難 所と の重 複	備考
						洪水	崖崩 れ、 土石 流及 び地 滑り	地震 (建 物は 耐震 性)	大規 模な 火事	内水 はん 濫	雪崩		
1	太田東小 学校グラウ ンド (0187)-89 -1212	太田町齊内 字高野1-93	上太田地 区	1,000	9,637	○	○	○	○	○	○		
2	太田ふれ あいの里 (グラウン ド・ゴルフ 場) (0187)-86 -9116	太田町太田 字惣行小坂 地内 外		1,000	103, 756	○	×	○	○	○	×		
3	太田東部 地区公園 (墓地公 園)	太田町川口 字北千本野 1-57	上太田地 区	1,000	24, 067	○	○	○	○	○	○		
4	太田東今 泉緑地広 場(敬愛 館) (0187)-86 -9220	太田町東今 泉字大信田 472-6		1,000	3,956	○	○	○	○	○	○		
5	太田南小 学校グラ ウンド (0187)-88 -2111	太田町横沢 字窪関南29 8	下太田地 区	1,000	11, 970	×	○	○	○	×	○		
6	太田球場 (0187)-88 -2122	太田町横沢 字堤田350		1,000	44, 912	×	○	○	○	×	○		
7	太田北小 学校グラ ウンド (0187)-88 -2112	太田町国見 字国見田11 5		1,000	9,360	○	○	○	○	○	○		
8	太田中学 校グラウ ンド (0187)-88 -2211	太田町太田 字新田田尻 76	太田地域 全域	1,000	23, 719	○	○	○	○	○	○		



4-2 指定避難所一覧

【大曲地域】

番号	名称 (電話番号)	所在地	受入地区	受入可 能人数 (人)	面積 (㎡)	対象となる災害の種類					指定 緊急 避難 場所 との 重複	備考
						洪水	崖崩 れ、 土石 流及 び地 滑り	地震 (建 物は 耐震 性)	大規 模な 火事	内水 はん 濫		
1	大曲中学 校 (0187)-63 -2222	若竹町7-17	大曲通町, 大曲福住 町,大曲丸 の内町,大 曲白金町, 大曲中通 町,大曲黒 瀬町,若竹 町,美原 町,佐野 町,朝日 町,富士見 町,大花 町,福田 町,花館杉 本,幸町	2,095	4,190	○	○	○	○	○	○	洪水時 2階以 上
2	はびねす 大仙 (0187)-88 -8722	幸町2-70		419	837	×	○	○	○	×	○	
3	ペアーレ 大仙 (0187)-63 -8600	大曲中通町 10-6		116	232	○	○	○	○	○	○	洪水時 2階以 上
4	大曲高等 学校 (0187)-63 -4004	大曲栄町6- 7	大曲大町, 大曲上大 町,大曲浜 町,大曲田 町,大曲須 和町,大曲 花園町,大 曲上栄町, 大曲栄町, 大曲あけ ぼの町,大 曲緑町,大 曲川原町, 大曲船場 町	1,102	2,204	○	○	○	○	○	○	洪水時 2階以 上
5	大曲地域 職業訓練 センター (0187)-62 -1726	大曲田町3- 1		350	700	○	○	○	○	○	○	洪水時 2階以 上

番号	名称 (電話番号)	所在地	受入地区	受入可 能人数 (人)	面積 (㎡)	対象となる災害の種類						指定 緊急 避難 場所 との 重複	備考
						洪水	崖崩 れ、 土石 流及 び地 滑り	地震 (建 物は 耐震 性)	大規 模な 火事	内水 はん 濫	雪崩		
6	大曲小学 校 (0187)-63 -1018	大曲花園町 4-88	大曲大町, 大曲上大 町, 大曲浜 町, 大曲田 町, 大曲須 和町, 大曲 花園町, 大 曲上栄町, 大曲栄町, 大曲あけ ぼの町, 大 曲緑町, 大 曲川原町, 大曲船場 町	1,609	3,219	○	○	○	○	○	○		洪水時 2階以 上
7	大曲農業 高等学校 (0187)-63 -2257	大曲金谷町 26-9	大曲金谷 町, 大曲日 の出町, 大 曲飯田町,	1,639	3,279	○	○	○	○	○	○		洪水時 2階以 上
8	サンクエス ト大曲 (0187)-63 -5572	大曲日の出 町1-23-3	大曲住吉 町, 大槻, 上飯田, 中 飯田, 笑の 口, 小貫, 川目, 屋敷 通	360	720	×	○	○	○	×	○		
9	大曲交流 センター (0187)-63 -1105	大曲日の出 町2-7-53		1,039	2,078	○	○	○	○	○	○		洪水時 2階以 上
10	大曲市民 会館 (0187)-63 -6101	大曲日の出 町2-6-50		500	4,489	○	○	○	○	○	○		洪水時 2階以 上
11	大曲中央 公民館 (0187)-63 -6101	大曲日の出 町2-6-60		300	2,577	○	○	○	○	○	○		洪水時 2階以 上

番号	名称 (電話番号)	所在地	受入地区	受入可 能人数 (人)	面積 (㎡)	対象となる災害の種類						指定 緊急 避難 場所 との 重複	備考
						洪水	崖崩 れ、 土石 流及 び地 滑り	地震 (建 物は 耐震 性)	大規 模な 火事	内水 はん 濫	雪崩		
12	大曲工業 高等学校 (0187)-63 -4060	大曲若葉町 3-17	大曲丸子 町, 大曲福 見町, 大曲 戸巻町, 戸 蒔, 大曲若 葉町, 中良 野, 大曲住 吉町, 大 槻, 高畑, 東川, 和 合, 古四王 際, 開谷 地, 於倉	931	1,863	○	○	○	○	○	○		洪水時 2階以 上
13	東大曲小 学校 (0187)-63 -1020	大曲字下高 畑81		387	774	○	○	○	○	○	○		洪水時 2階以 上
仙 北 9	さくまろ 館	高梨字田茂 木10		100	200	×	○	○	○	○	○		
14	花館小学 校 (0187)-63 -1022	花館中町1- 40	花館上町, 花館中町, 花館柳町, 泉町, 中 野, 上大 戸, 下大 戸, 常保 寺, 唐関, 間倉, 豊後 野, 下袋	461	910	○	○	○	○	○	○		洪水時 2階以 上
15	花館公民 館 (0187)-62 -3012	花館上町5- 19		210	420	○	○	×	○	○	○		洪水時 2階以 上
神 岡 1	神岡小学 校 (0187)-72 -2222	神宮寺字神 宮寺52	間倉, 豊後 野, 下袋	569	1,292	○	○	○	○	○	○		洪水時 2階以 上
16	大曲西中 学校 (0187)-68 -2222	内小友字中 沢176-1	内小友地 区全域, 大 川西根地 域全域, 大 曲大島	820	1,886	○	○	○	○	○	○		
17	内小友小 学校 (0187)-68 -2345	内小友字四 ツ村35		354	708	○	○	○	○	○	○		洪水時 2階以 上
18	内小友公 民館 (0187)-68 -2033	内小友字仙 北屋68-2		210	420	○	○	×	○	○	○		洪水時 2階以 上

番号	名称 (電話番号)	所在地	受入地区	受入可 能人数 (人)	面積 (㎡)	対象となる災害の種類						指定 緊急 避難 場所 との 重複	備考
						洪水	崖崩 れ、 土石 流及 び地 滑り	地震 (建 物は 耐震 性)	大規 模な 火事	内水 はん 濫	雪崩		
19	大川西根 小学校 (0187)-68 -3030	大曲西根字 小館20	内小友地 区全域,大 川西根地 区全域,大 曲大島	412	825	○	○	○	○	○	○		洪水時 2階以 上
20	大川西根 公民館 (0187)-68 -3531	大曲西根字 小館10		202	405	○	○	×	○	○	○		洪水時 2階以 上
21	道路維持 センター (0187)-68 -2372	大曲西根字 上野150-2		50	100	×	○	○	○	×	○		
22	大曲南中 学校 (0187)-65 -2001	藤木字上野 中70-2	藤木地区 全域,角間 川地区全 域	511	1,023	○	○	○	○	○	○		洪水時 2階以 上
23	藤木小学 校 (0187)-65 -2420	藤木字街道 下67		270	434	○	○	○	○	○	○		洪水時 2階以 上
24	藤木公民 館 (0187)-65 -2823	藤木字乙本 藤木8		210	420	○	○	×	○	○	○		洪水時 2階以 上
25	角間川小 学校 (0187)-65 -2201	角間川町字 大浦町99		293	565	○	○	○	○	○	○		洪水時 2階以 上
26	角間川公 民館 (0187)-65 -2545	角間川町字 四上町1		225	450	○	○	×	○	○	○		洪水時 2階以 上
27	四ツ屋小 学校 (0187)-66 -1513	四ツ屋字下 古道81		四ツ屋地 区全域	374	698	○	○	○	○	○	○	
28	四ツ屋公 民館 (0187)-66 -1500	四ツ屋字西 下瀬162-4	232		464	○	○	×	○	○	○		洪水時 2階以 上

【神岡地域】

番号	名称 (電話番号)	所在地	受入地区	受入可 能人数 (人)	面積 (㎡)	対象となる災害の種類						指定 緊急 避難 場所 との 重複	備考
						洪水	崖崩 れ、 土石 流及 び地 滑り	地震 (建 物は 耐震 性)	大規 模な 火事	内水 はん 濫	雪崩		
1	神岡小学 校 (0187)-72 -2222	神宮寺字神 宮寺52	館越,館ノ 北,新道, 新丁,中 町,関金, 蒲,福島, 大曲地域 の一部	569	1,292	○	○	○	○	○	○		洪水時 2階以 上
2	神岡福祉 センター (0187)-72 -4614	神宮寺字蓮 沼17	上町,岳 見,裏町, 下町,宮 田,上高野	611	1,222	○	○	×	○	○	○		洪水時 2階以 上
3	平和中学 校 (0187)-72 -2211	神宮寺字荒 屋20	本郷,駅 通,大浦, 荒屋,駅 向,ビュー タウン嶽, 二タ子沢, 内大坪	700	1,401	○	○	○	○	○	○		洪水時 2階以 上
4	北檜岡公 民館 (0187)-72 -2414	北檜岡字北 檜岡57	北檜岡地 区全域	325	650	×	○	○	○	×	○		
5	音楽交流 館(旧北 神小学校)	北檜岡字嶋 151	北檜岡地 区全域,高 花,八石, 戸月,宇留 井谷地,船 戸	416	832	×	○	○	○	○	○		

番号	名称 (電話番号)	所在地	受入地区	受入可能人数 (人)	面積 (㎡)	対象となる災害の種類						指定 緊急 避難 場所 との 重複	備考
						洪水	崖崩 れ、土 石流 及び 地滑り	地震 (建 物は 耐震 性)	大規 模な 火事	内水 はん 濫	雪崩		
6	神岡体育館 (0187)-72-2721	神宮寺字大坪街道下22	神宮寺地区全域	666	1,333	×	○	○	○	×	○		
7	神岡農村環境改善センター (0187)-72-2501	神宮寺字下川原前開100	愛幸園,ビュータウン嶽	699	1,398	○	○	○	○	○	○		洪水時 2階以上
8	かみおか嶽雄館 (0187)-72-2501	神宮寺字下川原前開102	神宮寺地区全域	1,108	2,216	×	○	○	○	×	○		

#### 【西仙北地域】

番号	名称 (電話番号)	所在地	受入地区	受入可能人数 (人)	面積 (㎡)	対象となる災害の種類						指定 緊急 避難 場所 との 重複	備考
						洪水	崖崩 れ、土 石流 及び 地滑り	地震 (建 物は 耐震 性)	大規 模な 火事	内水 はん 濫	雪崩		
1	大綱交流館 (0187)-75-1115	刈和野字愛宕下24-1	御幸町,日ノ出町,愛宕町,上町,一区町	1,236	2,455	○	○	○	○	○	○		洪水時 2階以上
2	西今泉公民館	土川字大楽182	添ノ又,野中,床畑,大楽,田ノ沢	103	205	○	○	×	○	○	○		

番号	名称 (電話番号)	所在地	収容地区	計画集 合人数 (人)	面積 (㎡)	対象となる災害の種類						指定 緊急 避難 場所 との 重複	備考
						洪水	崖崩 れ、土 石流 及び 地滑り	地震 (建 物は 耐震 性)	大規 模な 火事	内水 はん 濫	雪崩		
3	西仙北農 村環境改 善センタ ー (0187)-75 -1104	土川字刈布 沢24-48	寺ノ下,園 町,殿屋 敷,添ノ又, 野中,床 畑,大楽, 西野,間明 田,大野, 上野	800	1,600	○	○	○	○	○	○		
4	小杉山地 区生涯学 習センタ ー (0187)-75 -2807	土川字小杉 山沢ノ内焼 山1-2	鳥井野沖 田,太田谷 地,小杉 山,楯越, 柳沢,杉 沢,鬼頭, 寺村	800	1,600	○	×	○	○	○	○		
5	西仙北林 業者等健 康増進施 設 (0187)-78 -1100	大沢郷宿字 横山59-2	秋通,大場 沢,寺村, 白坂,石 持,野田, 宿,上宿, 椒沢,八木 山,円行 寺,坂繫, 滝ノ沢	500	1,000	×	○	○	○	×	○		
6	強首地区 多目的研 修施設 (0187)-77 -2121	強首字上野 台1	寺館,大 巻,強首, 大場崎,乙 越	800	1,600	×	○	○	○	×	○		
7	西仙北農 村交流施 設 (0187)-75 -2884	北野目字堂 伝野2	北野目,堂 伝野,高 城,皆別 当,小戸 川,下戸川	800	1,600	×	○	○	○	×	○		
8	西仙北小 学校 (0187)-75 -1014	刈和野字上 ノ台322	上ノ台,上 ノ台荒屋 敷,高屋敷	546	1,092	○	○	○	○	○	○		

番号	名称 (電話番号)	所在地	受入地区	受入可 能人数 (人)	面積 (㎡)	対象となる災害の種類						指定 緊急 避難 場所 との 重複	備考
						洪水	崖崩 れ、土 石流 及び 地滑り	地震 (建 物は 耐震 性)	大規 模な 火事	内水 はん 濫	雪崩		
9	西仙北中 学校 (0187)-75 -1108	刈和野字田 中蟻塚12	上町, 一区 町	619	1,239	○	○	○	○	○	○		
10	西仙北西 体育館	強首字上野 台92-1	九升田, 杉 山田, 正手 沢, 木売 沢, 江原 田, 金山 沢, 上野台	498	997	○	○	○	○	○	○		
11	西仙北ス ポーツセ ンター (0187)-75 -0552	刈和野字小 野17-1	小野, 山北 ノ沢, 昭和 町, 上町, 一区町	1,100	3,200	○	○	○	○	○	○		
12	西仙北ぬ く森温泉 ユメリア (0187)-87 -3100	刈和野字山 北ノ沢5-4	広域	1,062	6,515	○	○	○	○	○	×		
13	西仙北高 等学校 (0187)-75 -1002	刈和野字北 ノ沢嶋山5- 1		680	1,361	○	○	○	○	○	○		

【中仙地域】

番号	名称 (電話番号)	所在地	受入地区	受入可 能人数 (人)	面積 (㎡)	対象となる災害の種類						指定 緊急 避難 場所 との 重複	備考
						洪水	崖崩 れ、土 石流 及び 地滑り	地震 (建 物は 耐震 性)	大規 模な 火事	内水 はん 濫	雪崩		
1	中仙中学 校 (0187)-56 -2328	長野字新山 5-1	長野地区, 北長野地 区	837	1,675	○	○	○	○	○	○		洪水時 2階以 上

番号	名称 (電話番号)	所在地	受入地区	受入可 能人数 (人)	面積 (㎡)	対象となる災害の種類						指定 緊急 避難 場所 との 重複	備考
						洪水	崖崩 れ、土 石流 及び 地滑り	地震 (建 物は 耐震 性)	大規 模な 火事	内水 はん 濫	雪崩		
2	中仙公民館 鑓見内分館 (0187)-56-2504	鑓見内字石持108	鑓見内地区, 長戸呂地区	361	723	×	○	○	○	×	○		
3	中仙公民館 鶯野分館 (0187)-56-2322	下鶯野字上村1	上鶯野地区, 下鶯野地区	337	675	○	○	○	○	○	○		
4	清水小学校 (0187)-56-3215	清水字上大蔵86	清水地区	450	1,025	○	○	○	○	○	○		
5	中仙公民館 清水分館 (0187)-56-2210	清水字上大蔵75-1		181	362	○	○	○	○	○	○		
6	中仙公民館 豊川分館 (0187)-57-2030	豊川字久保175	豊川地区	502	1,004	○	○	×	○	○	○		
7	豊成小学校 (0187)-57-2324	豊川字下水無47		598	1,196	○	○	○	○	○	○		
8	中仙公民館 豊岡分館 (0187)-57-2010	豊岡字中荒井野175	豊岡地区, 栗沢地区, 大神成地区	1,105	2,211	○	○	○	○	○	○		
9	八乙女交流センター (0187)-56-3870	長野字長野山88	長野地区	1,469	2,938	○	×	×	○	○	○		

番号	名称 (電話番号)	所在地	受入地区	受入可 能人数 (人)	面積 (㎡)	対象となる災害の種類						指定 緊急 避難 場所 との 重複	備考
						洪水	崖崩 れ、土 石流 及び 地滑り	地震 (建 物は 耐震 性)	大規 模な 火事	内水 はん 濫	雪崩		
10	道の駅な かせんこ めこめプ ラザ (0187)-56 -4515	長野字高畑 95-1	長野地区	37	74	×	○	○	○	○	○		
11	中仙小学 校 (0187)-56 -2318	長野字六日 町215		504	1,009	×	○	○	○	×	○		
12	中仙農村 環境改善 センター (0187)-56 -2337	北長野字茶 畑108	北長野地 区	787	1,574	○	○	○	○	○	○		洪水時 2階以 上

#### 【協和地域】

番号	名称 (電話番号)	所在地	受入地区	受入可 能人数 (人)	面積 (㎡)	対象となる災害の種類						指定 緊急 避難 場所 との 重複	備考
						洪水	崖崩 れ、土 石流 及び 地滑り	地震 (建 物は 耐震 性)	大規 模な 火事	内水 はん 濫	雪崩		
1	協和中学 校 (018)-892 -3025	協和境字岸 館90	上淀川地 区	522	1,020	○	○	○	○	○	○		
2	協和小学 校 (018)-881 -6868	協和境字岸 館37		648	1,369	○	○	○	○	○	○		

番号	名称 (電話番号)	所在地	受入地区	受入可 能人数 (人)	面積 (㎡)	対象となる災害の種類						指定 緊急 避難 場所 との 重複	備考
						洪水	崖崩 れ、土 石流 及び 地滑り	地震 (建 物は 耐震 性)	大規 模な 火事	内水 はん 濫	雪崩		
3	荒川福祉 会館 (018)-892 -2071	協和荒川字 平城22	荒川, 上 野, 宮田, 徳滝, 牛沢 地区	139	278	○	×	○	○	○	×		
4	稲沢体育 館	協和稲沢字 堤ヶ沢出口 6	落合, 水 沢, 稲沢地 区	412	825	○	○	○	○	○	○		
5	協和市民 センター 「和ピア」 (018)-892 -3820	協和船岡字 大袋1-7	合貝, 大 袋, 蟬ヶ森, 船沢, 西ノ 向, 一ノ渡, 境地区	2,307	4,614	○	○	○	○	○	○		
6	宇津野自 治会館	協和船岡字 上宇津野28 2-2	野田, 宇津 野, 芋台地 区	100	-	○	○	○	○	○	○		
7	船岡共学 館 (018)-893 -2761	協和船岡字 下中野159- 2	君ヶ野, 中 野地区	164	328	○	○	○	○	○	○		
8	美山荘 (018)-893 -2050	協和船岡字 上庄内71-1	沢内, 庄内 地区	358	716	○	×	×	○	○	○		
9	半仙自治 会館	協和峰吉川 字半仙64-3 20	半仙, 小 平, 岩瀬, 湯野沢地 区	300	-	○	×	○	○	○	○		
10	旧峰吉川 小学校体 育館(協和 第2体育 館)	協和峰吉川 字南明谷地 1-1	峰吉川本 村全域, 西 窪, 前沢, 高寺, 芦沢 地区	413	825	×	○	○	○	×	○		
11	中淀川世 代交流福 祉館 (018)-896 -2750	協和中淀川 字鳥屋野22	坊台, 館 野, 千着, 日暮, 上 宿, 下夕 村, 白岩地 区	257	515	○	○	○	○	○	○		

番号	名称 (電話番号)	所在地	受入地区	受入可 能人数 (人)	面積 (㎡)	対象となる災害の種類						指定 緊急 避難 場所 との 重複	備考
						洪水	崖崩 れ、土 石流 及び 地滑り	地震 (建 物は 耐震 性)	大規 模な 火事	内水 はん 濫	雪崩		
12	協和公民館淀川分館 (018)-896-2111	協和下淀川字車田16-1	逢田,土 淵,馬場, 川原,西, 中村,沼ノ 上,川口地区	188	400	×	○	○	○	×	○		
13	小種体育館	協和小種字 上鏡台2-1	中小種,上 野,鏡台, 新田,大川 端,福部羅 地区	420	841	○	○	○	○	○	○		
14	小種世代交流福祉館	協和小種字 上鏡台2-7		137	275	×	○	○	○	×	○		
15	道の駅協和 (018)-881-6646	協和荒川字 新田表15-2	広域	155	1,156	○	○	○	○	○	○		

【南外地域】

番号	名称 (電話番号)	所在地	受入地区	受入可 能人数 (人)	面積 (㎡)	対象となる災害の種類						指定 緊急 避難 場所 との 重複	備考
						洪水	崖崩 れ、土 石流 及び地 滑り	地震 (建 物は 耐震 性)	大規 模な 火事	内水 はん 濫	雪崩		
1	南外コミュニティーセンター (0187)-74-2095	南外字下袋 218	中宿,和 寺,落合, 及水,大和 野,無尻 橋,大西, 土場,悪戸 野,下袋, 中袋,上野	1,660	3,320	○	○	○	○	○	○		

番号	名称 (電話番号)	所在地	受入地区	受入可 能人数 (人)	面積 (㎡)	対象となる災害の種類						指定 緊急 避難 場所 との 重複	備考
						洪水	崖崩 れ、 土石 流及 び地 滑り	地震 (建 物は 耐震 性)	大規 模な 火事	内水 はん 濫	雪崩		
2	旧南外西 小学校	南外字下湯 ノ又198-14	中袋,上 野,細川, 金屋,大 向,薬師 堂,湯ノ又, 夏見,湯 松,湯元, 釜坂,荒 又,荒沢, 十二ヶ沢, 中野,滝, 桑台	350	710	○	○	○	○	○	○		
3	南外体育 館 (0187)-73 -1005	南外字梨木 田208-3	小出,大 畑,高野, 赤平,大 杉,中宿, 和寺,落 合,梨木田 団地,平	1,042	2,084	○	○	○	○	○	○		
4	南外中学 校 (0187)-73 -1231	南外字赤平 台野19-1	形,木直, 田屋村,本 川,日吉, 小出,大 畑,物渡 台,西板 戸,揚坊, 北田	735	1,470	○	○	○	○	○	○		

【仙北地域】

番号	名称 (電話番号)	所在地	受入地区	受入可 能人数 (人)	面積 (㎡)	対象となる災害の種類						指定 緊急 避難 場所 との 重複	備考
						洪水	崖崩 れ、 土石 流及 び地 滑り	地震 (建 物は 耐震 性)	大規 模な 火事	内水 はん 濫	雪崩		
1	仙北中学校 (0187)-69 -2113	堀見内字西 福嶋29	戸地谷,堀 見内地区 の一部	452	905	○	○	○	○	○	○		洪水時 2階以 上
2	横堀小学 校 (0187)-69 -2111	福田字穴沢 4	横堀,板見 内,福田	539	1,078	○	○	○	○	○	○		洪水時 2階以 上
3	高梨小学 校 (0187)-62 -2195	高梨字新屋 敷1	高梨,橋 本,払田, 上野田	354	708	○	○	○	○	○	○		洪水時 2階以 上
4	ふれあい 体育館 (0187)-69 -2115	堀見内字下 田茂木122	戸地谷,堀 見内地区 の一部	1,200	2,400	×	○	○	○	×	○		
5	仙北ふれ あい文化 センター (0187)-69 -3333	堀見内字元 田茂木7-1	戸地谷、 堀見内	1,200	2,400	○	○	○	○	○	○		洪水時 2階以 上
6	さくまろ館	高梨字田茂 木10	高梨,戸地 谷地区の 一部,大曲 地区の一 部	100	200	×	○	○	○	○	○		
7	柵の湯 (0187)-69 -3311	板見内字一 ツ森149	板見内	167	1,881	○	○	○	○	○	○		

【太田地域】

番号	名称 (電話番号)	所在地	受入地区	受入可 能人数 (人)	面積 (㎡)	対象となる災害の種類						指定 緊急 避難 場所 との 重複	備考
						洪水	崖崩 れ、土 石流 及び 地滑り	地震 (建 物は 耐震 性)	大規 模な 火事	内水 はん 濫	雪崩		
1	敬愛館 (0187)-86 -9220	太田町東今 泉字大信田 472-10	上太田地 区	355	710	○	○	○	○	○	○		
2	太田トレー ニングセン ター (0187)-89 -1200	太田町太田 字築地古館 27-1		530	1,060	○	○	○	○	○	○		
3	太田東部 地区生活 改善セン ター (0187)-89 -1731	太田町太田 字築地古館 27-1		50	348	○	○	○	○	○	○		
4	太田東小 学校 (0187)-89 -1212	太田町齊内 字高野1-93		462	872	○	○	○	○	○	○		
5	太田体育 館 (0187)-88 -1350	太田町横沢 字堤田369- 1	下太田地 区	1,200	2,400	○	○	○	○	×	○		
6	太田体育 館クラブハ ウス (0187)-88 -2944	太田町横沢 字堤田369- 4		100	943	○	○	○	○	×	○		
7	太田北部 地区多目 的研修セ ンター (0187)-88 -1528	太田町国見 字佐幣神16 1		320	640	○	○	×	○	○	○		
8	太田南小 学校 (0187)-88 -2111	太田町横沢 字窪関南29 8		363	708	○	○	○	○	○	○		洪水時 2階以 上
9	太田北小 学校 (0187)-88 -2112	太田町国見 字国見田11 5		393	786	○	○	○	○	○	○		

番号	名称 (電話番号)	所在地	受入地区	受入可 能人数 (人)	面積 (㎡)	対象となる災害の種類						指定 緊急 避難 場所 との 重複	備考
						洪水	崖崩 れ、土 石流 及び 地滑り	地震 (建 物は 耐震 性)	大規 模な 火事	内水 はん 濫	雪崩		
10	太田文化 プラザ (0187)-88 -1118	太田町太田 字新田田尻 3-4	太田地域 全域	900	1,800	○	○	○	○	○	○		
11	太田中学 校 (0187)-88 -2211	太田町太田 字新田田尻 76		542	1,084	○	○	○	○	○	○		
12	おおたコミ ュニティプ ラザ (0187)-88 -1112	太田町横沢 字窪関南50 1		137	275	×	○	○	○	○	○		

\* 学校等については、体育館の面積を記載しているが、避難者の状況により、一時的に教室等の使用も考慮する。

4-3 福祉避難所として指定する施設一覧

No	施設・事業所等名称	住 所	電話番号	経営主体
1	特別養護老人ホームこもれびの杜	大仙市飯田字堰東235	0187-	社会福祉法人 県南ふくし会
	フレンドィ大曲		63-6646	
2	特別養護老人ホームサン・サルビア	大仙市角間川町字元道巻97	0187-	
	ナイスデイ大曲		86-5100	
3	特別養護老人ホームありすの街	大仙市強首字上野台23-18	0187-	社会福祉法人 柏仁会
	ありすの街デイサービスセンター		87-7310	
4	障がい者支援施設柏の郷	大仙市強首字上野台23-18	0187- 87-7300	
5	特別養護老人ホームテnderヒルズ	大仙市内小友字明通36-2	0187-	社会福祉法人 あけとおり会
	老人デイサービス事業テnderヒルズ		68-2611	
6	特別養護老人ホーム花館	大仙市花館柳町1-51	0187- 73-8386	社会福祉法人 ウォームハート
7	特別養護老人ホームウォームハート	大仙市刈和野字愛宕町17-1	0187-	
	デイサービスセンターハートフル刈和野		87-3003	
8	特別養護老人ホーム愛幸園	大仙市神宮寺字本郷道南78	0187-	社会福祉法人 大仙ふくし会
	愛幸園デイサービスセンター		87-1080	
9	特別養護老人ホーム峰山荘	大仙市協和中淀川字中村12-2	018- 893-5520	
10	特別養護老人ホーム桜寿苑	大仙市北長野字野口前47	0187-	
	桜寿苑デイサービスセンター		56-2001	
11	特別養護老人ホーム福寿園	大仙市南外字湯神台10	0187- 74-2121	
12	介護老人保健施設幸寿園	大仙市強首字上野台12-15	0187- 77-2226	
13	介護老人保健施設八乙女荘	大仙市北長野字野口前23	0187- 56-2888	
14	介護老人保健施設なごみのさと	大仙市大曲船場町1-1-4	0187- 86-0511	社会福祉法人 あけぼの会
15	介護老人保健施設サングレイス	大仙市協和上淀川字五百刈田278-5	018- 892-3260	医療法人 慧眞会
16	特別養護老人ホーム真森苑	大仙市板見内字一ツ森410	0187- 69-3838	大仙美郷 介護福祉組合

No	施設・事業所等名称	住 所	電話番号	経営主体
17	特別養護老人ホーム真木苑	大仙市太田町横沢字窪関南535-1	0187-86-9060	大仙美郷 介護福祉組合
	真木苑デイサービスセンター指定 通所介護事業所			
18	かわ舟の里角間川	大仙市角間川町字町頭98	0187-65-3676	社会福祉法人 水交会
19	ショートステイ大曲	大仙市飯田字大槻127-1	0187-88-8851	ソイン 株式会社
20	ショートステイ大仙あんり	大仙市戸地谷字大和田28 8-1	0187-88-8940	エフシー 株式会社
21	グループホーム銀のさじ	大仙市大曲上栄町11-2	0187-73-6568	特定非営利活動 法人 障がい者自立生 活支援センター 「ほっと大仙」

## 第5 救急医療に関する資料

### 5-1 救急告示医療機関一覧表

病 院 名	電 話 番 号	病 床 数	救 急 告 示
大曲厚生医療センター	0187-63-2111	437	S51.4.1
大曲中通病院	0187-63-2131	106	S51.3.9
市立角館総合病院	0187-54-2111	295	S53.3.28
秋田赤十字病院	018-829-5000	496	H10.7.1
平鹿総合病院	0182-32-5121	586	S39.6.30
由利組合総合病院	0184-27-1202	626	H6.11.12

### 5-2 一般医療機関一覧表

(医科)

医療機関名	所在地	電話番号	備考
あい内科クリニック日の出	大曲日の出町2-4-46	0187-88-8503	
荒井医院	大曲上大町6-22	0187-63-2670	
荒川医院	角間川町字下中町32	0187-86-5080	
池田医院	大曲中通町4-20	0187-63-3338	
石河ひふ科医院	花館字葛野110-7	0187-66-8866	
伊藤内科医院	角間川町字町頭178-2	0187-65-3200	
大石脳外科クリニック	大曲浜町7-45	0187-73-5100	
大曲厚生医療センター	大曲通町8-65	0187-63-2111	
大曲こどもクリニック	大花町14-7	0187-83-7330	
大曲整形外科クリニック	大花町11-6-8	0187-73-6437	
大曲中通病院	大曲上栄町6-4	0187-63-2131	
大曲母子医院	大曲福住町8-18	0187-63-2288	
大曲リハビリテーションクリニック	大曲住吉町1-17	0187-73-7900	
小山田医院	大曲須和町1-4-21	0187-63-1133	
木村内科医院	大曲中通町3-3	0187-63-2070	
くしま産婦人科医院	幸町1-53	0187-88-8455	
くどう整形外科	大曲船場町1-6-3	0187-86-0010	
ケイメンタルクリニック	大曲通町10-8	0187-66-3020	
秋桜ペインクリニック	大曲中通町1-8-7	0187-88-8333	
こにし胃腸科内科	福田町21-23-13	0187-88-8871	
佐々木内科医院	大曲上栄町1-28	0187-63-1410	
ささき脳神経外科・内科クリニック	大曲日の出町2-7-4	0187-63-1010	
佐藤耳鼻咽喉科医院	大曲黒瀬町3-11	0187-62-2455	
佐藤レディースクリニック	戸蒔字谷地添106-1	0187-86-0311	
下山クリニック	大曲福住町2-23	0187-63-5110	
白鳥耳鼻咽喉科医院	福田町22-21-10	0187-66-3387	
市立大曲病院	飯田字堰東210	0187-63-9100	
大仙眼科クリニック	大花町14-3	0187-63-0001	
大仙ごとう整形外科クリニック	大曲田町28-33	0187-73-5106	
高階医院	四ツ屋字西下瀬57-6	0187-66-1411	
高津内科医院	大曲須和町2-8-36	0187-86-0366	

医療機関名	所在地	電話番号	備考
たかはし内科循環器科医院	大曲福住町9-23	0187-63-5115	
高橋久志眼科医院	大曲通町12-22	0187-66-1148	
田口医院	大曲福住町2-5	0187-63-1380	
中島内科医院	朝日町17-1	0187-63-2211	
仲村内科胃腸科医院	大曲日の出町1-7-15	0187-63-2225	
花園病院	大曲あけぼの町9-26	0187-63-3100	
はら眼科	幸町1-50	0187-88-8658	
三浦クリニック	幸町4-23-2	0187-86-3280	
山下医院	大曲黒瀬町3-45	0187-63-3328	
吉方内科医院	大曲白金町5-31	0187-86-0800	
神岡診療所	神宮寺字本郷下64-1	0187-72-3001	
黒澤医院	刈和野字清光院後24-1	0187-75-0368	
佐藤医院	刈和野字清光院後42-35	0187-75-1000	
生和堂医院	刈和野字清光院後15-2	0187-75-0318	
藤本医院	刈和野字北ノ沢107-2	0187-75-2221	
石井内科胃腸科医院	長野字新山70-1	0187-56-7300	
羽後長野駅前内科	長野字柳田59	0187-42-8255	
滑川医院	長野字九日町15-1	0187-56-3121	
秋田県立リハビリテーション ・精神医療センター	協和上淀川字五百刈田352	018-892-3751	
協和病院	協和上淀川字五百刈田277-1	018-892-2881	
佐藤内科クリニック	協和峰吉川字半仙114	018-895-2730	
サンメンタルクリニック	協和上淀川字中嶋33	018-838-4862	
豊島医院	協和境字野田86	018-892-2211	
後藤内科医院	高梨字田茂木87	0187-62-1113	
柳田医院	横堀字南福嶋95-2	0187-69-2101	
太田診療所	太田町横沢字窪関南505-1	0187-88-2233	

(歯科)

医療機関名	所在地	電話番号	備考
井関歯科医院	朝日町4-14	0187-63-8100	
岩田歯科医院	四ッ屋字下古道42-1	0187-62-8264	
大曲厚生医療センター	大曲通町1-30	0187-63-2111	
大曲中通歯科診療所	大曲上栄町4-3	0187-62-2323	
おやしき歯科クリニック	角間川町字東本町6	0187-65-2002	
角間川歯科医院	角間川町中前田11	0187-65-3536	
金子歯科クリニック	大曲丸子町7-31	0187-63-7300	
こまい歯科医院	大曲上大町7-11	0187-62-4189	
佐々木歯科医院	大曲上栄町1-18	0187-63-3025	
嶋村歯科医院	大曲中通町8-32	0187-62-0410	
高橋歯科医院	大曲栄町3-23	0187-62-5058	
高橋歯科医院	角間川町字西本町2	0187-65-2238	
高橋ひろし歯科医院	大曲田町12-20	0187-63-1230	

医療機関名	所在地	電話番号	備考
田口歯科医院	大曲田町28-30	0187-63-7117	
タケダ歯科クリニック	大曲飯田字大道端3-1	0187-62-6480	
畠山歯科医院	大曲浜町2-3	0187-62-3636	
はら歯科医院	大花町12-3-110	0187-88-8418	
船木歯科医院	大曲中通町2-17	0187-63-0027	
ホワイト歯科医院	大曲日の出町2-4-16	0187-86-3180	
山下歯科医院	大曲黒瀬町3-45	0187-63-0418	
神岡歯科診療所	神宮寺字本郷下26-2	0187-72-4186	
高橋歯科医院	神宮寺字本郷野125-9	0187-72-3211	
船木歯科医院	神宮寺字本郷野22番地の4	0187-72-3222	
小坂歯科医院	刈和野字愛宕25	0187-75-1015	
富塚歯科医院	刈和野字川原田2-28	0187-75-1125	
長尾歯科医院	長野字紫嶋48-2	0187-56-4405	
ながさか歯科医院	北長野字茶畑家55-1	0187-56-2255	
米澤歯科医院	長野字六日町68	0187-56-4460	
協和歯科診療所	協和境字野田21-3	018-892-3166	
畠山歯科医院	南外落合24	0187-74-3115	
仙北歯科医院	福田字穴沢47	0187-69-2828	
たかはし歯科クリニック	高梨字田茂木84	0187-62-6800	
佐藤歯科クリニック	太田町横沢字久保関北731	0187-86-9955	
富岡歯科医院	太田町中里字二十町98	0187-88-1123	

(調剤薬局)

薬局名	所在地	電話番号	備考
あさひ薬局	大曲中通町4-26	0187-86-3433	
有坂薬局	大花町13-19	0187-63-2777	
イオン薬局大曲店	和合字坪立177	0187-66-3168	
池田薬局大曲店	大曲福住町9-22	0187-73-7500	
おおはな調剤薬局	大花町11-6-10	0187-73-6412	
大曲駅東みよし薬局	福田町22-21-7	0187-62-3440	
おおまがり中央薬局	大曲住吉町1-17-2	0187-73-7250	
大曲調剤薬局	大曲上栄町10-32	0187-66-2688	
大曲ひまわり薬局	大曲日の出町2-4-45	0187-88-8255	
大曲みよし薬局	戸蒔字谷地添70-3	0187-63-4440	
オオミ薬局	大曲須和町1-4-22	0187-62-0322	
おやま薬局	大曲あけぼの町8-11	0187-62-7122	
上大町薬局	大曲上大町551	0187-86-0838	
厚生調剤薬局	大曲通町8-36	0187-73-6345	
こすもす調剤薬局	大曲福住町1-10	0187-62-3011	
こまち調剤薬局	大曲通町6-30	0187-86-0363	
こまち薬局福田店	福田町21-23-12	0187-66-3332	
佐野薬局日の出町店	大曲日の出町2-7-6	0187-88-8400	

医療機関名	所在地	電話番号	備考
下山サカエ薬局	大曲上栄町8-6	0187-62-5110	
下山薬局駅前店	大花町14-14	0187-73-8315	
下山薬局黒瀬店	大曲黒瀬町3-43-3	0187-63-2818	
下山薬局ねむのき店	大曲通町10-1	0187-62-0481	
下山薬局福住店	大曲福住町2-26	0187-63-8008	
下山薬局本店	大曲上大町11-11	0187-62-2225	
しろがね調剤薬局	大曲福住町3-19	0187-62-5466	
仙北調剤薬局	大曲通町8-36	0187-63-5880	
たいよう薬局	大曲須和町2-2-49	0187-63-9200	
中央薬局	大花町14-3	0187-63-2800	
調剤薬局ツルハドラック大曲福田店	福田町22-23-6	0187-86-3306	
ハート調剤薬局	大曲通町10-11	0187-66-3939	
浜町調剤薬局	大曲浜町7-41	0187-66-3207	
ヒカリ薬局	角間川町字下中町33-2	0187-86-5450	
藤井薬局	大曲中通町1-24	0187-62-2458	
みずほ薬局	朝日町17-4	0187-63-0350	
みよし薬局市立大曲病院前	飯田字堰東152-3	0187-66-3730	
モモ薬局	大曲白金町6-32	0187-86-3000	
みよし薬局大曲厚生医療センター前	大曲福住町6-20	0187-66-3150	
やまな薬局	幸町4-23-5	0187-86-3330	
薬局すばる	角間川町字町頭180-19	0187-65-4141	
ライフ薬局	飯田字堰東151-1	0187-73-6408	
ワコウ薬局	大曲福住町2-4	0187-66-3060	
だけ調剤薬局	神宮寺字本郷下63-7	0187-72-2558	
にしせんぼく薬局	刈和野清光院後38-2	0187-87-3075	
広小路薬局	刈和野字清光院後42-26	0187-75-2233	
羽後長野駅前薬局	長野字柳田58-4	0187-49-6185	
佐々木薬局	長野字六日町94	0187-56-3002	
つくしの薬局	長野字柳田64-2	0187-56-4411	
中仙薬局	長野字新山63-3	0187-56-7511	
松田薬局	協和境字野田86-1	018-892-3051	
たかなし薬局	高梨字田茂木89	0187-62-6688	
日の出調剤薬局	横堀字杉下120	0187-69-2300	
こまち調剤薬局太田店	太田町横沢字久保関北718-1	0187-86-9070	
富岡薬局	太田町横沢字堀ノ内1	0187-88-1139	

## 第6 交通輸送に関する資料

### 6-1 市保有車両一覧表（令和5年4月現在）

（財産活用課）

No.	地域	所管課	登録番号		メーカー・車名		種別・用途	
1	大曲	財産活用課	秋田301す	4885	トヨタ	アルファードHV (市長車)	普通	乗用
2	大曲	財産活用課	秋田300み	3810	トヨタ	アルファードHV (副市長車)	普通	乗用
3	大曲	財産活用課	秋田300ふ	886	トヨタ	エスティマHV (副市長車)	普通	乗用
4	大曲	財産活用課	秋田300み	3592	トヨタ	エスティマHV (議長車)	普通	乗用
5	大曲	財産活用課	秋田200は	238	日産	大型バス	大型	乗合
6	大曲	財産活用課	秋田800さ	7010	日産	マイクロバス	大型	乗合
7	大曲	財産活用課	秋田501ち	8193	ホンダ	フィットHV	小型	乗用
8	大曲	財産活用課	秋田501な	8564	日産	ウイングロード	小型	乗用
9	大曲	財産活用課	秋田501ふ	8910	スズキ	イグニスHV	小型	乗用
10	大曲	財産活用課	秋田100さ	2523	日野	デュトロ	普通	貨物
11	大曲	財産活用課	秋田501ひ	5010	トヨタ	カラーフィルター	小型	乗用
12	大曲	財産活用課	秋田300み	3820	日産	エクストレイル	普通	乗用
13	大曲	財産活用課	秋田480た	4011	スズキ	エブリィ	軽自動車	貨物
14	大曲	財産活用課	秋田480せ	8103	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物
15	大曲	財産活用課	秋田 00ま	5297	小松メック	除雪ドーザ	大型特殊	
16	大曲	財産活用課	秋田300な	2625	トヨタ	ハイエース	普通	乗用
17	大曲	財産活用課	秋田501せ	9256	トヨタ	ヴェイツ	小型	乗用

No.	地域	所管課	登録番号		メーカー・車名		種別・用途	
18	大曲	財産活用課	秋田501ぬ	8225	日産	ノート	小型	乗用
19	大曲	財産活用課	秋田400そ	9894	日産	A Dバン	小型	貨物
20	大曲	財産活用課	秋田500も	787	日産	ティーダ	小型	乗用
21	大曲	財産活用課	秋田480く	2224	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物
22	大曲	財産活用課	秋田501ち	8190	ホンダ	フィットHB	小型	乗用
23	大曲	財産活用課	秋田300む	9046	日産	リーフ	普通	乗用
24	大曲	財産活用課	秋田580そ	3392	ホンダ	ライフ	軽自動車	乗用
25	大曲	財産活用課	秋田580と	2037	ダイハツ	ミラ	軽自動車	乗用
26	大曲	財産活用課	秋田580と	2036	ダイハツ	ミラ	軽自動車	乗用
27	大曲	財産活用課	秋田501に	87	マツダ	デミオ	小型	乗用
28	大曲	財産活用課	秋田501ち	8191	ホンダ	フィットHB	小型	乗用
29	大曲	財産活用課	秋田501な	9738	マツダ	デミオ	小型	乗用
30	大曲	財産活用課	秋田580え	7666	ダイハツ	エッセ	軽自動車	乗用
31	大曲	財産活用課	秋田580け	1586	日産	ピノ	軽自動車	乗用
32	大曲	財産活用課	秋田580ね	9150	ダイハツ	ミライース	軽自動車	乗用
33	大曲	財産活用課	秋田301そ	2007	三菱	エクリプスクロス	普通	乗用
34	大曲	財産活用課	秋田301そ	4361	日産	リーフ	普通	乗用
35	大曲	総合防災課	秋田301そ	2008	三菱	エクリプスクロス	普通	乗用
36	大曲	総合防災課	秋田800す	3117	スバル	フォレスター	普通	特種

No.	地域	所 管 課	登録番号		メーカー・車名		種別・用途	
37	大曲	総合防災課	秋田800は	1434	日野	排水ポンプ車		
38	大曲	総合防災課	秋田 80あ	1719	スバル	消防車	軽自動車	特種
39	大曲	総合防災課	秋田 80あ	1729	スバル	消防車	軽自動車	特種
40	大曲	総合防災課	秋田 80あ	1730	スバル	消防車	軽自動車	特種
41	大曲	総合防災課	秋田 80あ	1731	スバル	消防車	軽自動車	特種
42	大曲	総合防災課	秋田 80あ	1732	スバル	消防車	軽自動車	特種
43	大曲	総合防災課	秋田 80あ	1733	スバル	消防車	軽自動車	特種
44	大曲	総合防災課	秋田 80あ	1734	スバル	消防車	軽自動車	特種
45	大曲	総合防災課	秋田 80あ	1735	スバル	消防車	軽自動車	特種
46	大曲	総合防災課	秋田 80あ	1736	スバル	消防車	軽自動車	特種
47	大曲	総合防災課	秋田 80あ	1737	スバル	消防車	軽自動車	特種
48	大曲	総合防災課	秋田 80あ	1738	スバル	消防車	軽自動車	特種
49	大曲	総合防災課	秋田880あ	1071	ダイハツ	消防車	軽自動車	特種
50	大曲	総合防災課	秋田880あ	1478	ダイハツ	消防車	軽自動車	特種
51	大曲	総合防災課	秋田880あ	1479	ダイハツ	消防車	軽自動車	特種
52	大曲	総合防災課	秋田880あ	1480	ダイハツ	消防車	軽自動車	特種
53	大曲	総合防災課	秋田880あ	1603	ダイハツ	消防車	軽自動車	特種
54	大曲	総合防災課	秋田880あ	1604	ダイハツ	消防車	軽自動車	特種
55	大曲	総合防災課	秋田880あ	1606	ダイハツ	消防車	軽自動車	特種

No.	地域	所 管 課	登録番号		メーカー・車名		種別・用途	
56	大曲	移住定住促進課	秋田580ほ	7270	ダイハツ	タント	軽自動車	乗用
57	大曲	移住定住促進課	秋田580ゆ	7895	スバル	ステラ	軽自動車	乗用
58	大曲	生活環境課	秋田501ぬ	6134	トヨタ	ヴィッツ	小型	乗用
59	大曲	生活環境課	秋田480す	7810	三菱	ミニキャブミーヴ	軽自動車	乗用
60	大曲	生活環境課	秋田500ひ	1010	日産	クルー	小型	乗用
61	大曲	生活環境課	秋田480え	6700	スズキ	キャリィ	軽自動車	貨物
62	大曲	債権管理課	秋田534や	1123	日産	マーチ	小型	乗用
63	大曲	債権管理課	秋田501み	7478	日産	マーチ	小型	乗用
64	大曲	社会福祉課	秋田480け	7660	ダイハツ	ハイゼット	軽自動車	貨物
65	大曲	社会福祉課	秋田480け	7661	ダイハツ	ハイゼット	軽自動車	貨物
66	大曲	社会福祉課	秋田480け	7856	ダイハツ	ハイゼット	軽自動車	貨物
67	大曲	社会福祉課	秋田300ふ	4780	トヨタ	ハイエースワゴン	普通	乗用
68	大曲	高齢者包括支援センター	秋田501ふ	4590	トヨタ	ヴィッツ	小型	乗用
69	大曲	高齢者包括支援センター	秋田580も	3655	スズキ	アルト	軽自動車	乗用
70	大曲	高齢者包括支援センター	秋田580ゆ	9272	スズキ	アルト	軽自動車	乗用
71	大曲	健康増進センター	秋田400す	2679	日産	バネット	小型	貨物
72	大曲	健康増進センター	秋田580す	9363	日産	ピノ	軽自動車	乗用
73	大曲	健康増進センター	秋田580ね	9148	ダイハツ	ミライース	軽自動車	乗用
74	大曲	健康増進センター	秋田501む	1144	ダイハツ	ブーン	軽自動車	乗用

No.	地域	所 管 課	登録番号		メーカー・車名		種別・用途	
75	大曲	健康増進センター	秋田581い	7947	ダイハツ	ムーブ	軽自動車	乗用
76	大曲	農業振興課	秋田 41こ	4403	三菱	ミニキャブ	軽自動車	貨物
77	大曲	農林整備課	秋田300も	9913	日産	エクストレイル	普通	乗用
78	大曲	農林整備課	秋田301さ	9634	日産	エクストレイル	普通	乗用
79	大曲	農林整備課	秋田480て	3738	ダイハツ	ハイゼット	軽自動車	貨物
80	大曲	花火産業推進課	秋田480ち	4272	ホンダ	N-VAN	軽自動車	貨物
81	大曲	道路河川課	秋田501ぬ	5592	日産	ウイングロード	小型	乗用
82	大曲	道路河川課	秋田501な	8510	日産	ウイングロード	小型	乗用
83	大曲	道路河川課	秋田501せ	9257	トヨタ	ヴィッツ	小型	乗用
84	大曲	道路河川課	秋田300と	7333	スバル	フォレスター	普通	乗用
85	大曲	道路河川課	秋田800す	3003	三菱	パジェロ	普通	特種
86	大曲	道路河川課	秋田480た	3656	スズキ	キャリィ	軽自動車	貨物
87	大曲	道路河川課	秋田100す	2972	いすゞ	エルフダブルキャブ	普通	貨物
88	大曲	道路河川課	秋田100す	4063	いすゞ	3tダンプ	普通	貨物
89	大曲	道路河川課	秋田 11ち	8909	日産	4tダンプ	普通	貨物
90	大曲	道路河川課	秋田800さ	9544	いすゞ	清掃車 (高圧洗浄)	普通	特種
91	大曲	道路河川課	秋田800さ	9573	三菱	清掃車 (バキューム)	普通	特種
92	大曲	道路河川課	秋田800さ	7145	日野	道路作業車 (乳剤散布)	普通	特種
93	大曲	道路河川課	秋田000る	3640	日立	ショベル・ローダ	大型	特殊

No.	地域	所 管 課	登録番号		メーカー・車名		種別・用途	
94	大曲	道路河川課	秋田000る	3789	キャタピラー	グレーダ	大型	特殊
95	大曲	道路河川課	秋田 00ま	6024	コマツ	グレーダ	大型	特殊
96	大曲	道路河川課	秋田900る	1040	ニイガタ	ロータリ除雪自動車	大型	特殊
97	大曲	道路河川課	秋田 99ま	5286	ニッセキ	ロータリ除雪自動車	大型	特殊
98	大曲	道路河川課	秋田 99ま	4530	ニッセキ	ロータリ除雪自動車	大型	特殊
99	大曲	道路河川課	秋田900る	1253	ニッセキ	ロータリ除雪自動車	大型	特殊
100	大曲	道路河川課	秋田900る	773	ニッセキ	小型ロータリ除雪自動車	大型	特殊
101	大曲	道路河川課	秋田900る	76	ニッセキ	ロータリ除雪自動車	大型	特殊
102	大曲	道路河川課	秋田 99ま	4166	ニッセキ	ロータリ除雪自動車	大型	特殊
103	大曲	道路河川課	秋田000る	1068	コベルコ	ショベル・ローダ (ホイールバックホー)	大型	特殊
104	大曲	道路河川課	秋田800す	3425	いすゞ	エルフダブルキャブ	普通	貨物
105	大曲	道路河川課	秋田 45ち	7296	いすゞ	エルフダブルキャブ	小型	貨物
106	大曲	道路河川課	秋田480た	3648	スズキ	キャリイ	軽自動車	貨物
107	大曲	道路河川課	秋田800す	4755	いすゞ	ダブルキャブ	普通	特殊
108	大曲	道路河川課	秋田480ち	961	スズキ	キャリイ	軽自動車	貨物
109	大曲	道路河川課	大仙市な	3083	コベルコ	小型除雪ドーザ	小型	特殊
110	大曲	道路河川課	60675V i O25-5		ヤンマー	ミニバックホー	小型	特殊
111	大曲	道路河川課	大仙市に	376	ニイガタ	小型ロータリ除雪自動車	小型	特殊
112	大曲	道路河川課	秋田800は	1391	日野	道路作業車	普通	特殊

No.	地域	所 管 課	登録番号		メーカー・車名		種別・用途	
113	大曲	道路河川課	秋田900る	1464	コマツ	タイヤ・ドーザ	大型	特殊
114	大曲	道路河川課	秋田000る	310	コマツ	グレーダー	大型	特殊
115	大曲	道路河川課	秋田900る	1478	コマツ	タイヤドーザ	大型	特殊
116	大曲	道路河川課	秋田400す	202	マツダ	3t ダンプ	普通	貨物
117	大曲	道路河川課	秋田800す	4947	いすゞ	4t ダンプ	普通	貨物
118	大曲	道路河川課	秋田000る	4498	コマツ	ショベルローダー	大型	特殊
119	大曲	道路河川課	秋田300ふ	8045	日産	エクストレイル	普通	乗用
120	大曲	道路河川課	秋田100せ	1679	日野	レンジャー	普通	貨物
121	大曲	道路河川課	大仙市な	5602	ニッセキ	ロータリー除雪自動車		
122	大曲	都市管理課	秋田300な	3582	スバル	フォレスター	普通	乗用
123	大曲	都市管理課	秋田501ひ	2917	トヨタ	カローラフィールダー	小型	乗用
124	大曲	都市管理課	秋田800さ	4443	日産	アトラス	普通	特種
125	大曲	都市管理課	秋田480あ	4553	スズキ	エブリイ	軽自動車	貨物
126	大曲	都市管理課	秋田484	830	ホンダ	アクティトラック	軽自動車	貨物
127	大曲	建築住宅課	秋田501ぬ	7679	日産	ウイングロード	小型	乗用
128	大曲	建築住宅課分室	秋田501た	2189	日産	ウイングロード	小型	乗用
129	大曲	建築住宅課分室	秋田501そ	3102	日産	ウイングロード	小型	乗用
130	大曲	市立大曲病院	秋田501せ	3177	マツダ	デミオ	小型	乗用
131	大曲	市立大曲病院	秋田800さ	3248	トヨタ	ハイエース	普通	特種

No.	地域	所 管 課	登録番号		メーカー・車名		種別・用途	
132	大曲	市立大曲病院	秋田 33に	9418	トヨタ	クラウンワゴン	普通	乗用
133	大曲	生涯学習課	秋田501に	2431	日産	マーチ	小型	乗用
134	大曲	施設管理課	秋田400つ	6614	トヨタ	プロボックス	小型	貨物
135	大曲	学校給食総合センター	秋田100さ	8321	いすゞ	エルフワイドSG	普通	貨物
136	大曲	学校給食総合センター	秋田100さ	8322	いすゞ	エルフワイドSG	普通	貨物
137	大曲	学校給食総合センター	秋田100さ	3378	いすゞ	エルフ	普通	貨物
138	大曲	学校給食総合センター	秋田100さ	1506	いすゞ	エルフ	普通	貨物
139	大曲	学校給食総合センター	秋田100さ	121	いすゞ	エルフ	普通	貨物
140	大曲	学校給食総合センター	秋田 11ち	9278	いすゞ	エルフ	普通	貨物
141	大曲	花館公民館	秋田580あ	2671	マツダ	AZワゴン	軽自動車	乗用
142	大曲	経営管理課	秋田501ひ	4044	日産	マーチ	小型	乗用
143	大曲	水道課	秋田480せ	6140	スズキ	エブリイ	軽自動車	貨物
144	大曲	水道課	秋田480さ	3584	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物
145	大曲	水道課	秋田330ひ	1635	スバル	フォレスター	普通	乗用
146	大曲	水道課	秋田 11ち	7660	日産	アトラス	普通	貨物
147	大曲	水道課	秋田480つ	2165	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物
148	大曲	水道課	秋田400そ	9893	日産	ADバン	小型	貨物
149	大曲	水道課	秋田480て	3027	スズキ	エブリイ	軽自動車	貨物
150	大曲	水道課	秋田800す	6271	三菱	給水車 (CANTER)	普通	特殊

No.	地域	所 管 課	登録番号		メーカー・車名		種別・用途	
151	大曲	水道課	秋田480な	1684	スズキ	キャブオーバ	軽自動車	貨物
152	大曲	下水道課	秋田 59め	7692	トヨタ	カルディナ	小型	乗用
153	大曲	下水道課	秋田300ち	6543	日産	エクストレイル	普通	乗用
154	大曲	下水道課	秋田400そ	9895	日産	A Dバン	小型	貨物
1	神岡	神岡/市民サービス課	秋田500の	193	日産	キューブ	小型	乗用
2	神岡	神岡/市民サービス課	秋田200は	119	三菱	フクシバス	自家用	乗合
3	神岡	神岡/市民サービス課	秋田480け	7943	ダイハツ	ハイゼット	普通	特殊
4	神岡	神岡/市民サービス課	秋田480す	4653	スズキ	エブリイ	四輪	貨物
5	神岡	神岡/市民サービス課	秋田58り	2571	トヨタ	ビスタ	小型	乗用
6	神岡	神岡/市民サービス課	秋田80あ	1114	ダイハツ	消防車	ダブルキャブ	特殊
7	神岡	神岡/市民サービス課	秋田80あ	1556	ダイハツ	消防車	軽自動車	特殊
8	神岡	神岡/市民サービス課	秋田800さ	9818	いすゞ	消防車	普通	特殊
9	神岡	神岡/市民サービス課	秋田880あ	1222	ダイハツ	消防車	軽自動車	特殊
10	神岡	神岡/市民サービス課	秋田880あ	1484	ダイハツ	消防車	軽自動車	特殊
11	神岡	神岡/市民サービス課	秋田880あ	1083	ダイハツ	消防車	軽自動車	貨物
12	神岡	神岡/市民サービス課	秋田580ゆ	2472	日産	ディズ	小型	乗用
13	神岡	神岡/市民サービス課	秋田480く	2223	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物
14	神岡	神岡/市民サービス課	秋田301そ	3546	三菱	エクリプスクロス	普通	乗用
15	神岡	神岡/農林建設課	秋田300て	1501	日産	エクストレイル	普通	乗用

No.	地域	所 管 課	登録番号		メーカー・車名		種別・用途	
16	神岡	神岡/農林建設課	秋田900る	1236	コマツ	除雪ドーザ	大型	特殊
17	神岡	神岡/農林建設課	秋田41こ	5199	スズキ	キャリー	四輪	貨物
18	神岡	神岡/農林建設課	秋田000る	1041	コマツ	除雪ドーザ	その他大型	特殊
19	神岡	神岡/農林建設課	秋田400そ	1910	いすゞ	エルフ	小型	貨物
20	神岡	神岡/農林建設課	秋田00ま	5711	コマツ	除雪ドーザ	その他大型	特殊
21	神岡	神岡/農林建設課	神岡町の	1031	フォード	トラクター	その他小型	特殊
22	神岡	神岡/農林建設課	秋田40や	5541	ホンダ	アクティ	軽自動車	貨物
23	神岡	神岡/農林建設課	秋田000る	3791	キャタピラー	除雪グレーダ	大型	特殊
24	神岡	神岡/農林建設課	秋田00る	531	日立建機	除雪ドーザ	その他大型	特殊
25	神岡	神岡/農林建設課	秋田000る	1945	T C M	除雪ドーザ	その他大型	特殊
26	神岡	神岡/農林建設課	秋田900る	335	ニッセキ	除雪ロータリ	その他大型	特殊
27	神岡	神岡/農林建設課	秋田800は	221	いすゞ	道路作業車	普通	特種
28	神岡	神岡/農林建設課	PC78-US7462		コマツ	バックホウ	その他大型	特殊
29	神岡	神岡/農林建設課	秋田900る	1480	ニッセキ	除雪ロータリー	その他大型	特殊
30	神岡	神岡/農林建設課	秋田900る	303	コマツ	タイヤ・ドーザ	大型	特殊
31	神岡	神岡中央公民館	秋田500そ	3570	トヨタ	カローラ	小型	乗用
32	神岡	神岡中央公民館	秋田580ち	6432	ホンダ	ライフ	軽自動車	乗用
33	神岡	教育総務課	秋田200さ	580	日産	シビリアン	普通	乗合
1	西仙北	総務課7-カブス	秋田400そ	4026	日産	A Dバン	小型	貨物

No.	地域	所 管 課	登録番号		メーカー・車名		種別・用途	
2	西仙北	西仙北/市民サービス課	秋田33ち	5814	トヨタ	ステーションワゴン	普通	乗用
3	西仙北	西仙北/市民サービス課	秋田200は	159	いすゞ	バス（中型）	普通	乗合
4	西仙北	西仙北/市民サービス課	秋田41け	9574	ダイハツ	ハイゼット	軽自動車	貨物
5	西仙北	西仙北/市民サービス課	秋田501せ	9259	トヨタ	ヴィッツ	小型	乗用
6	西仙北	西仙北/市民サービス課	秋田580ゆ	2473	日産	デイズ	軽自動車	乗用
7	西仙北	西仙北/市民サービス課	秋田501な	8824	日産	ノート	小型	乗用
8	西仙北	西仙北/市民サービス課	秋田480け	7945	ダイハツ	ハイゼット	軽自動車	貨物
9	西仙北	西仙北/市民サービス課	秋田800さ	5009	日産	シビリアン	普通	特殊
10	西仙北	西仙北/市民サービス課	秋田22す	1631	日産	シビリアン	普通	乗合
11	西仙北	西仙北/市民サービス課	秋田500ね	1479	日産	ブルーバード	小型	乗用
12	西仙北	西仙北/市民サービス課	秋田880あ	1221	ダイハツ	消防車	軽自動車	特殊
13	西仙北	西仙北/市民サービス課	秋田880あ	1078	ダイハツ	消防車	軽自動車	特殊
14	西仙北	西仙北/市民サービス課	秋田880あ	1340	ダイハツ	消防車	軽自動車	特殊
15	西仙北	西仙北/市民サービス課	秋田880あ	1483	ダイハツ	消防車	軽自動車	特殊
16	西仙北	西仙北/市民サービス課	秋田880あ	1736	ダイハツ	消防車	軽自動車	特殊
17	西仙北	西仙北/市民サービス課	秋田880あ	1737	ダイハツ	消防車	軽自動車	特殊
18	西仙北	西仙北/市民サービス課	秋田880あ	1854	ダイハツ	消防車	軽自動車	特殊
19	西仙北	西仙北/市民サービス課	秋田880あ	1978	ダイハツ	消防車	軽自動車	特殊
20	西仙北	西仙北/市民サービス課	秋田200は	26	日産	ディーゼル	普通	乗合

No.	地域	所 管 課	登録番号		メーカー・車名		種別・用途	
21	西仙北	西仙北/市民サービス課	秋田480こ	7445	三菱	タウンボックス	軽自動車	貨物
22	西仙北	西仙北/市民サービス課	秋田301そ	3547	三菱	エクリプスクロス	普通	乗用
23	西仙北	西仙北/市民サービス課	秋田300た	3160	トヨタ	エスティマ	普通	乗用
24	西仙北	西仙北/市民サービス課	秋田580す	5552	ダイハツ	エッセ	軽自動車	乗用
25	西仙北	西仙北/市民サービス課	秋田501な	8825	日産	ノート	小型	乗用
26	西仙北	西仙北/市民サービス課	秋田501と	1984	ホンダ	フィット	小型	乗用
27	西仙北	西仙北/市民サービス課	秋田500に	2243	日産	マーチ	小型	乗用
28	西仙北	西仙北/市民サービス課	秋田501は	9748	ホンダ	ライフ	軽自動車	乗用
29	西仙北	西仙北/農林建設課	秋田00ま	5982	日立	タイヤドーザ	大型特殊	
30	西仙北	西仙北/農林建設課	秋田000る	2938	ヒタチ	タイヤドーザ	大型特殊	
31	西仙北	西仙北/農林建設課	秋田900る	254	TCM	ロータリ除雪自動車	大型特殊	
32	西仙北	西仙北/農林建設課	秋田900る	1237	コマツ	ショベルローダ	大型特殊	
33	西仙北	西仙北/農林建設課	秋田88ゆ	929	三菱	トラック	普通	特殊
34	西仙北	西仙北/農林建設課	秋田00ま	4185	コマツ	タイヤドーザ	大型特殊	
35	西仙北	西仙北/農林建設課	秋99さ	389	新潟	ロータリ除雪自動車	大型特殊	
36	西仙北	西仙北/農林建設課	秋田99ま	4332	ニッセキ	ロータリ除雪自動車	大型特殊	
37	西仙北	西仙北/農林建設課	秋田000る	505	TCM	タイヤドーザ	大型特殊	
38	西仙北	西仙北/農林建設課	秋田800は	107	日野	凍結防止散布車	普通	特殊
39	西仙北	西仙北協和建設水道事務所	秋田99ま	4744	新潟	ロータリ除雪自動車	大型特殊	

No.	地域	所 管 課	登録番号		メーカー・車名		種別・用途	
40	西仙北	西仙北協和建設水道事務所	秋田000る	3450	KCM	ショベルドーザ	大型特殊	
41	西仙北	西仙北協和建設水道事務所	秋田900る	184	カワサキ	タイヤドーザ	大型特殊	
42	西仙北	西仙北協和建設水道事務所	秋田99す	57	新潟	ロータリ除雪自動車	大型特殊	
43	西仙北	西仙北協和建設水道事務所	秋田00ま	4844	小松メック	タイヤドーザ	大型特殊	
44	西仙北	西仙北協和建設水道事務所	秋田99ま	5338	新潟	ロータリ除雪自動車	大型特殊	
45	西仙北	西仙北協和建設水道事務所	秋田900る	1317	コマツ	タイヤドーザ	大型特殊	
46	西仙北	西仙北協和建設水道事務所	秋田900る	1318	ニッセキ	ロータリ	大型特殊	
47	西仙北	西仙北協和建設水道事務所	秋田00ま	5211	小松メック	タイヤドーザ	大型特殊	
48	西仙北	西仙北協和建設水道事務所	秋田800す	2746	いすゞ	ダンプ	普通	貨物
49	西仙北	西仙北協和建設水道事務所	秋田501ぬ	7672	日産	ウイングロード	小型	乗用
50	西仙北	西仙北協和建設水道事務所	秋田900る	1467	コマツ	タイヤドーザ	大型特殊	
51	西仙北	西仙北協和建設水道事務所	秋田900る	1481	コマツ	タイヤドーザ	大型特殊	
52	西仙北	高齢者包括支援センター西部	秋田580も	3654	スズキ	アルト	軽自動車	乗用
53	西仙北	高齢者包括支援センター西部	秋田581い	5758	ダイハツ	ミライース	軽自動車	乗用
54	西仙北	西部学校給食センター	秋田100す	5652	いすゞ	エルフ	普通	貨物
55	西仙北	西部学校給食センター	秋田100す	5653	いすゞ	エルフ	普通	貨物
56	西仙北	西部学校給食センター	秋田100さ	5603	いすゞ	エルフ	普通	貨物
57	西仙北	用地対策課	秋田41き	6065	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物
58	西仙北	用地対策課	秋田501た	5656	日産	ウイングロード	小型	乗用

No.	地域	所 管 課	登録番号		メーカー・車名		種別・用途	
59	西仙北	用地対策課	秋田300や	5735	トヨタ	ヴァンガード	普通	乗用
60	西仙北	大綱交流館	秋田41さ	1297	ダイハツ	ハイゼット	軽自動車	貨物
61	西仙北	大綱交流館	秋田400せ	1265	トヨタ	プロボックス	小型	貨物
62	西仙北	西部新規就農者研修施設	秋田580と	8540	ダイハツ	アトレーワゴン	軽自動車	乗用
63	西仙北	西部新規就農者研修施設	秋田480さ	3145	ダイハツ	ハイゼット	軽自動車	貨物
1	中仙	中仙/市民サービス課	秋田300ぬ	400	トヨタ	ハイエース	普通	乗用
2	中仙	中仙/市民サービス課	秋田200さ	244	トヨタ	ハイエース	普通	乗合
3	中仙	中仙/市民サービス課	秋田200は	97	日野	セレガ	普通	乗合
4	中仙	中仙/市民サービス課	秋田500さ	7426	日産	ブルーバード	小型	乗用
5	中仙	中仙/市民サービス課	秋田200さ	1012	日産	シビリアン	普通	乗合
6	中仙	中仙/市民サービス課	秋田501せ	9258	トヨタ	ヴィッツ	小型	乗用
7	中仙	中仙/市民サービス課	秋田40ら	8845	ホンダ	アクティ	軽自動車	貨物
8	中仙	中仙/市民サービス課	秋田501ほ	4554	日産	マーチ	小型	乗用
9	中仙	中仙/市民サービス課	秋田480け	7384	三菱	ミニキャブ	軽自動車	貨物
10	中仙	中仙/市民サービス課	秋田501ま	1609	トヨタ	ノア	小型	乗用
11	中仙	中仙/市民サービス課	秋田80あ	890	ダイハツ	消防車	軽自動車	特殊
12	中仙	中仙/市民サービス課	秋田80あ	891	ダイハツ	消防車	軽自動車	特殊
13	中仙	中仙/市民サービス課	秋田880あ	1482	ダイハツ	消防車	軽自動車	特殊
14	中仙	中仙/市民サービス課	秋田880あ	1486	ダイハツ	消防車	軽自動車	特殊

No.	地域	所 管 課	登録番号		メーカー・車名		種別・用途	
15	中仙	中仙/市民サービス課	秋田80あ	1641	スバル	消防車	軽自動車	特殊
16	中仙	中仙/市民サービス課	秋田880あ	1608	ダイハツ	消防車	軽自動車	特殊
17	中仙	中仙/市民サービス課	秋田880あ	1609	ダイハツ	消防車	軽自動車	特殊
18	中仙	中仙/市民サービス課	秋田880あ	1611	ダイハツ	消防車	軽自動車	特殊
19	中仙	中仙/市民サービス課	秋田80あ	1160	ホンダ	消防車	軽自動車	特殊
20	中仙	中仙/市民サービス課	秋田880あ	1855	ダイハツ	消防車	軽自動車	特殊
21	中仙	中仙/市民サービス課	秋田880あ	1979	ダイハツ	消防車	軽自動車	特殊
22	中仙	中仙/市民サービス課	秋田880あ	1977	ダイハツ	消防車	軽自動車	特殊
23	中仙	中仙/市民サービス課	秋田880あ	1980	ダイハツ	消防車	軽自動車	特殊
24	中仙	中仙/市民サービス課	秋田501に	99	ホンダ	フィット	小型	乗用
25	中仙	中仙/市民サービス課	秋田500は	4530	日産	マーチ	小型	乗用
26	中仙	中仙/市民サービス課	秋田501な	8827	日産	ノート	小型	乗用
27	中仙	中仙/市民サービス課	秋田581く	9106	日産	デイズ	軽自動車	乗用
28	中仙	中仙/市民サービス課	秋田301そ	2567	三菱	エクリプスクロス	普通	乗用
29	中仙	中仙/市民サービス課	秋田 41こ	4812	マツダ	スクラムバン	軽自動車	貨物
30	中仙	中仙太田建設水道事務所	秋田00ま	6143	コマツメック	ドーザ	大型特殊	除雪車
31	中仙	中仙太田建設水道事務所	秋田900る	1073	新潟鉄工所	小形ロータリ	大型特殊	除雪車
32	中仙	中仙太田建設水道事務所	秋田900る	719	新潟鉄工所	ロータリ	大型特殊	除雪車
33	中仙	中仙太田建設水道事務所	秋田900る	172	日立建機	ドーザ	大型特殊	除雪車

No.	地域	所 管 課	登録番号		メーカー・車名		種別・用途	
34	中仙	中仙太田建設水道事務所	秋田800は	380	いすゞ	凍結防止剤散布車	普通	特殊
35	中仙	中仙太田建設水道事務所	秋田88ゆ	1066	三菱	除雪トラック	大型特殊	除雪車
36	中仙	中仙太田建設水道事務所	秋田000る	528	コマツ	ドーザ	大型特殊	除雪車
37	中仙	中仙太田建設水道事務所	秋田000る	3788	キャタピラー	グレーダ	大型特殊	除雪車
38	中仙	中仙太田建設水道事務所	秋田000る	110	三菱	グレーダ	大型特殊	除雪車
39	中仙	中仙太田建設水道事務所	秋田800は	911	日野	除雪トラック	大型特殊	除雪車
40	中仙	中仙太田建設水道事務所	秋田900る	1482	コマツ	ドーザ	大型特殊	除雪車
41	中仙	中仙太田建設水道事務所	秋田000る	293	三菱	グレーダ	大型特殊	除雪車
42	中仙	中仙太田建設水道事務所	秋田100す	5014	いすゞ	ダンプ	普通	貨物
43	中仙	中仙太田建設水道事務所	秋田300む	7107	日産	エクストレイル	普通	乗用
44	中仙	中仙太田建設水道事務所	秋田900る	1476	コマツ	タイヤドーザ	大型特殊	
45	中仙	高齢者包括支援センター東部	秋田580も	3661	スズキ	アルト	軽自動車	乗用
46	中仙	生涯学習部中仙公民館	秋田300ち	7755	トヨタ	エスティマ	普通	乗用
47	中仙	中仙学校給食センター	秋田100さ	2991	いすゞ	エルフ	普通	貨物
48	中仙	中仙学校給食センター	秋田100さ	2993	いすゞ	エルフ	普通	貨物
1	協和	協和/市民サービス課	秋田300て	452	トヨタ	プリウス	普通	乗用
2	協和	協和/市民サービス課	秋田500な	7484	ホンダ	トルネオ	小型	乗用
3	協和	協和/市民サービス課	秋田501ぬ	7671	日産	ウイングロード	小型	乗用
4	協和	協和/市民サービス課	秋田100さ	5512	いすゞ	エルフ	普通	貨物

No.	地域	所 管 課	登録番号		メーカー・車名		種別・用途	
5	協和	協和/市民サービス課	秋田200は	121	フソウ	エアロミディ	普通	乗合
6	協和	協和/市民サービス課	秋田480け	7946	ダイハツ	ハイゼット	軽自動車	貨物
7	協和	協和/市民サービス課	秋田580に	5791	日産	モコ	軽自動車	乗用
8	協和	協和/市民サービス課	秋田300て	9781	日産	プリメーラ	普通	乗用
9	協和	協和/市民サービス課	秋田200さ	623	日野	リエッセ	普通	乗合
10	協和	協和/市民サービス課	秋田501ね	2733	ホンダ	ステップワゴン	小型	乗用
11	協和	協和/市民サービス課	秋田800さ	3813	日産	消防車	普通	特種
12	協和	協和/市民サービス課	秋田88す	5420	日産	消防車	普通	特種
13	協和	協和/市民サービス課	秋田800さ	6581	日産	消防車	普通	特種
14	協和	協和/市民サービス課	秋田880あ	1612	ダイハツ	消防車	軽自動車	特種
15	協和	協和/市民サービス課	秋田88す	4594	日産	消防車	普通	特種
16	協和	協和/市民サービス課	秋田800さ	5741	日産	消防車	普通	特種
17	協和	協和/市民サービス課	秋田800さ	4819	日産	消防車	普通	特種
18	協和	協和/市民サービス課	秋田880あ	270	ダイハツ	消防車	軽自動車	特種
19	協和	協和/市民サービス課	秋田301そ	3548	三菱	エクリプスクロス	普通	乗用
20	協和	協和/農林建設課	秋田300や	3105	トヨタ	ヴァンガード	普通	乗用
21	協和	協和/農林建設課	秋田41こ	4643	ダイハツ	ハイゼット	軽自動車	貨物
22	協和	協和/農林建設課	-	-	コマツ	油圧パワーショベルPC100 (バックホー)	車両系建設機械	整地等
23	協和	協和/農林建設課	秋99ま	2687	フォード	FORD6600 (トラクター)	大型特殊	特殊

No.	地域	所 管 課	登録番号		メーカー・車名		種別・用途	
24	協和	協和/農林建設課	秋田99ま	3661	フォード	FORD6610 (トラクター)	大型特殊	特殊
25	協和	西仙北協和建設水道事務所	秋田99ま	4005	ニッセキ	ロータリ	大型特殊	
26	協和	西仙北協和建設水道事務所	秋田000る	1199	カワサキ	ショベルローダ	大型特殊	
27	協和	西仙北協和建設水道事務所	秋田00ま	4597	小松メック	タイヤドーザ	大型特殊	
28	協和	西仙北協和建設水道事務所	秋00ま	5010	キャタピラー	タイヤドーザ	大型特殊	
29	協和	西仙北協和建設水道事務所	秋田99ま	4757	ニッセキ	ロータリ	大型特殊	
30	協和	西仙北協和建設水道事務所	秋田000る	67	小松メック	タイヤドーザ	大型特殊	
31	協和	西仙北協和建設水道事務所	秋田900る	91	ニッセキ	ロータリ	大型特殊	
32	協和	西仙北協和建設水道事務所	秋田900る	250	T C M	タイヤドーザ	大型特殊	
33	協和	西仙北協和建設水道事務所	秋田88ゆ	1346	日産	除雪トラック	普通	特種
34	協和	西仙北協和建設水道事務所	秋田000る	2043	キャタピラー	ショベルローダ	大型特殊	
35	協和	西仙北協和建設水道事務所	秋田900る	28	ニイガタ	ロータリ	大型特殊	
36	協和	西仙北協和建設水道事務所	秋田900る	998	ニッセキ	ロータリ	大型特殊	
37	協和	西仙北協和建設水道事務所	秋田900る	1025	ニッセキ	ロータリ	大型特殊	
38	協和	西仙北協和建設水道事務所			小松ビック	ハンドガイドロータリ		
39	協和	西仙北協和建設水道事務所	秋田000る	4246	コマツ	除雪グレーダ	大型特殊	
40	協和	西仙北協和建設水道事務所	秋田900る	1400	コマツ	タイヤドーザ	大型特殊	
41	協和	西仙北協和建設水道事務所	秋田900る	1191	コマツ	タイヤドーザ	大型	特殊
42	協和	西仙北協和建設水道事務所			ワドー	ハンドガイドロータリ		

No.	地域	所 管 課	登録番号		メーカー・車名		種別・用途	
43	協和	西仙北協和建設水道事務所	秋田 00ま	6138	小松メック	タイヤ・ドーザ	大型	特殊
44	協和	西仙北協和建設水道事務所	秋田000る	706	日立	シヨベル・ローダ	大型	特殊
45	協和	西仙北協和建設水道事務所			小松ビック	ハンドガイドロータリー	小型	乗用
46	協和	西仙北協和建設水道事務所			小松ビック	ハンドガイドロータリー	軽自	貨物
47	協和	西仙北協和建設水道事務所	秋田800さ	6317	日産	給水車	普通	特種
48	協和	西仙北協和建設水道事務所	秋田501そ	3101	日産	ウイングロード	小型	乗用
49	協和	西仙北協和建設水道事務所	秋田400さ	8513	トヨタ	ランドクルーザー	小型	貨物
50	協和	西仙北協和建設水道事務所	秋田480け	3146	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物
51	協和	西仙北協和建設水道事務所	秋田59ね	476	トヨタ	カリブ	小型	乗用
52	協和	西仙北協和建設水道事務所	秋田500な	2846	トヨタ	カルディナ	小型	乗用
53	協和	西仙北協和建設水道事務所	秋田100さ	3115	トヨタ	ダイナ	普通	貨物
54	協和	西仙北協和建設水道事務所	秋田480て	3028	スズキ	エブリィ	軽自動車	貨物
55	協和	西仙北協和建設水道事務所	秋田500な	3864	ホンダ	HR-V	小型	乗用
56	協和	生涯学習部協和公民館	秋田501み	7048	日産	ウイングロード	軽自動車	特殊
1	南外	南外/市民サービス課	秋田480せ	3873	ダイハツ	カーゴ	軽自	貨物
2	南外	南外/市民サービス課	秋田200さ	993	日産	シビリアン	普通	乗合
3	南外	南外/市民サービス課	秋田41け	4399	ダイハツ	ハイゼット	軽自	貨物
4	南外	南外/市民サービス課	秋田501ほ	966	トヨタ	ヴィッツ	小型	乗用
5	南外	南外/市民サービス課	秋田480け	7944	ダイハツ	ハイゼット	軽自	貨物

No.	地域	所 管 課	登録番号		メーカー・車名		種別・用途	
6	南外	南外/市民サービス課	秋田300て	9608	トヨタ	エステイマ	普通	乗用
7	南外	南外/市民サービス課	秋田200は	166	日野	メルファ	普通	乗合
8	南外	南外/市民サービス課	秋田501な	8511	日産	ウィングロード	小型	乗用
9	南外	南外/市民サービス課	秋田580の	5582	日産	デイズ	軽自	乗用
10	南外	南外/市民サービス課	秋田80あ	1468	ダイハツ	消防車	軽自動車	特殊
11	南外	南外/市民サービス課	秋田80あ	1469	ダイハツ	消防車	軽自動車	特殊
12	南外	南外/市民サービス課	秋田80あ	1470	ダイハツ	消防車	軽自動車	特殊
13	南外	南外/市民サービス課	秋田80あ	1471	ダイハツ	消防車	軽自動車	特殊
14	南外	南外/市民サービス課	秋田80あ	1472	ダイハツ	消防車	軽自動車	特殊
15	南外	南外/市民サービス課	秋田80あ	1473	ダイハツ	消防車	軽自動車	特殊
16	南外	南外/市民サービス課	秋田301そ	3550	三菱	エクリプスクロス	普通	乗用
17	南外	南外/農林建設課	秋田800す	750	ニッサン	エクストレイル	普通	公共応急作業車
18	南外	南外/農林建設課	秋田300の	5914	スバル	フォレスター	普通	乗用
19	南外	南外/農林建設課	秋田11そ	9694	ニッサンディーゼル	コンドル	普通	貨物
20	南外	南外/農林建設課	秋田00ま	5080	小松メック	ショベル・ローダ	大型	特殊
21	南外	南外/農林建設課	秋田900る	867	ニッセキ	ロータリ除雪自動車	大型	特殊
22	南外	南外/農林建設課	秋00ま	3556	小松メック	タイヤ・ドーザ	大型	特殊
23	南外	南外/農林建設課	秋田00ま	5960	小松メック	タイヤ・ドーザ	大型	特殊
24	南外	南外/農林建設課	秋田000る	494	小松	グレーダ	大型	特殊

No.	地域	所 管 課	登録番号		メーカー・車名		種別・用途	
25	南外	南外/農林建設課	秋田99ま	5226	ニッセキ	ロータリ除雪自動車	大型	特殊
26	南外	南外/農林建設課	秋田900る	327	ニイガタ	ロータリ除雪自動車	大型	特殊
27	南外	南外/農林建設課	秋田000る	2702	コマツ	ショベル・ローダ	大型	特殊
28	南外	南外/農林建設課	秋田900る	1232	コマツ	タイヤ・ドーザ	大型	特殊
29	南外	南外/農林建設課	秋田900る	1255	ニッセキ	ロータリ除雪自動車	大型	特殊
30	南外	南外/農林建設課	秋田900る	1401	コマツ	タイヤ・ドーザ	大型	特殊
31	南外	南外/農林建設課	秋田00ま	5016	コマツ	除雪ドーザ	その他大型	特殊
32	南外	教育総務課	秋田200さ	548	トヨタ	コースター	普通	乗合
33	南外	教育総務課	秋田200さ	550	トヨタ	コースター	普通	乗合
34	南外	教育総務課	秋田200さ	579	日産	シビリアン	普通	乗合
1	仙北	仙北/市民サービス課	秋田200は	275	日産	ニッサンディーゼル	普通	乗合
2	仙北	仙北/市民サービス課	秋田400す	5834	トヨタ	サクシード	小型	貨物
3	仙北	仙北/市民サービス課	秋田500ち	5452	日産	サニー	小型	乗用
4	仙北	仙北/市民サービス課	秋田50ふ	2895	日産	モコ	軽自動車	乗用
5	仙北	仙北/市民サービス課	秋田80あ	1702	ダイハツ	消防車	軽自動車	特殊
6	仙北	仙北/市民サービス課	秋田80あ	1703	ダイハツ	消防車	軽自動車	特殊
7	仙北	仙北/市民サービス課	秋田80あ	1704	ダイハツ	消防車	軽自動車	特殊
8	仙北	仙北/市民サービス課	秋田80あ	1705	ダイハツ	消防車	軽自動車	特殊
9	仙北	仙北/市民サービス課	秋田880あ	89	ダイハツ	消防車	軽自動車	特殊

No.	地域	所 管 課	登録番号		メーカー・車名		種別・用途	
10	仙北	仙北/市民サービス課	秋田880あ	90	ダイハツ	消防車	軽自動車	特殊
11	仙北	仙北/市民サービス課	秋田880あ	91	ダイハツ	消防車	軽自動車	特殊
12	仙北	仙北/市民サービス課	秋田880あ	92	ダイハツ	消防車	軽自動車	特殊
13	仙北	仙北/市民サービス課	秋田480け	7386	三菱	ミニキャブ	軽自動車	貨物
14	仙北	仙北/市民サービス課	秋田580め	6513	日産	デイズ	軽自動車	乗用
15	仙北	仙北/市民サービス課	秋田480さ	3334	ダイハツ	ハイゼット	軽自動車	貨物
16	仙北	仙北/市民サービス課	秋田301そ	2568	三菱	エクリプスクロス	普通	乗用
17	仙北	仙北/市民サービス課	秋田581こ	9588	日産	デイズ	軽自動車	乗用
18	仙北	仙北/農林建設課	秋田000る	2683	コマツ	ショベルローダー	大型	特殊
19	仙北	仙北/農林建設課	秋田000る	1463	川崎	ショベルローダー	大型	特殊
20	仙北	仙北/農林建設課	秋田900る	865	TCM	ロータリ除雪車	大型	特殊
21	仙北	仙北/農林建設課	秋田000る	96	三菱	除雪グレーダ	大型	特殊
22	仙北	仙北/農林建設課	秋田000る	5970	コマツ	除雪グレーダ	大型	特殊
23	仙北	仙北/農林建設課	秋田000る	4243	コマツ	除雪ドーザ	大型	特殊
24	仙北	仙北/農林建設課	秋田000る	1254	ニッセキ	ロータリ除雪車	大型	特殊
25	仙北	仙北/農林建設課	秋田800は	309	いすゞ	除雪作業車 (7t)	普通	特種
26	仙北	仙北/農林建設課	秋田800は	37	いすゞ	除雪トラック	普通	特種
27	仙北	仙北/農林建設課	秋田900る	393	TCM	ロータリ除雪車	大型	特殊
28	仙北	仙北/農林建設課	秋田900る	1463	コマツ	除雪ドーザ	大型	特殊

No.	地域	所 管 課	登録番号		メーカー・車名		種別・用途	
29	仙北	仙北/農林建設課	秋田800は	303	三菱	道路作業車	普通	特種
30	仙北	生涯学習課仙北公民館	秋田501せ	9261	トヨタ	ヴィッツ	小型	乗用
31	仙北	仙北学校給食センター	秋田100さ	5659	いすゞ	エルフ	普通	貨物
32	仙北	仙北学校給食センター	秋田100す	4806	三菱	キャンター	普通	貨物
33	仙北	文化財課	秋田480く	2814	ダイハツ	ハイゼット	軽自動車	貨物
34	仙北	文化財課	秋田480く	543	ダイハツ	ハイゼット	軽自動車	貨物
35	仙北	温泉施設対策室	秋田200さ	1022	日産	シビリアン	普通	乗合
1	太田	太田/市民サービス課	秋田500ね	1655	トヨタ	ウイッシュ	小型	乗用
2	太田	太田/市民サービス課	秋田41く	9340	ダイハツ	ハイゼット	軽自動車	貨物
3	太田	太田/市民サービス課	秋田480け	7385	三菱	ミニキャブ (軽トラ)	軽自動車	貨物
4	太田	太田/市民サービス課	秋田501そ	5250	トヨタ	カローラ (交通指導車)	小型	乗用
5	太田	太田/市民サービス課	秋田500ほ	820	トヨタ	カローラフィルダー	小型	乗用
6	太田	太田/市民サービス課	秋田300ほ	2314	トヨタ	ハイエース	普通	乗用
7	太田	太田/市民サービス課	秋田300す	3584	トヨタ	ハイエース	普通	乗用
8	太田	太田/市民サービス課	秋田200は	173	日野	バス(大型)	普通	乗合
9	太田	太田/市民サービス課	秋田41か	8393	ダイハツ	軽トラック	軽自動車	貨物
10	太田	太田/市民サービス課	秋田880あ	1607	ダイハツ	消防車	軽自動車	特殊
11	太田	太田/市民サービス課	秋田880あ	1481	ダイハツ	消防車	軽自動車	特殊
12	太田	太田/市民サービス課	秋田880あ	1339	ダイハツ	消防車	軽自動車	消防

No.	地域	所 管 課	登録番号		メーカー・車名		種別・用途	
13	太田	太田/市民サービス課	秋田880あ	1079	ダイハツ	消防車	軽自動車	特殊
14	太田	太田/市民サービス課	秋田880あ	1082	ダイハツ	消防車	軽自動車	特殊
15	太田	太田/市民サービス課	秋田880あ	1739	ダイハツ	消防車	軽自動車	特殊
16	太田	太田/市民サービス課	秋田880あ	1746	ダイハツ	消防車	軽自動車	特殊
17	太田	太田/市民サービス課	秋田880あ	1747	ダイハツ	消防車	軽自動車	特殊
18	太田	太田/市民サービス課	秋田880あ	1856	ダイハツ	消防車	軽自動車	特殊
19	太田	太田/市民サービス課	秋田880あ	1857	ダイハツ	消防車	軽自動車	特殊
20	太田	太田/市民サービス課	秋田880あ	2098	ダイハツ	消防車	軽自動車	特殊
21	太田	太田/市民サービス課	秋田880あ	2099	ダイハツ	消防車	軽自動車	特殊
22	太田	太田/市民サービス課	秋田301そ	2566	三菱	エクリプスクロス	普通	乗用
23	太田	中仙太田建設水道事務所	秋田800さ	1492	トヨタ	ランドクルーザー	普通	特種
24	太田	中仙太田建設水道事務所	秋田500み	6217	日産	ウイングロード	小型	乗用
25	太田	中仙太田建設水道事務所	秋田800す	4134	いすゞ	3 t ダンプ	普通	特種
26	太田	中仙太田建設水道事務所	秋田00ま	5762	小松	グレーダ	大型特殊	—
27	太田	中仙太田建設水道事務所	秋田000る	529	川崎	ドーザ	大型特殊	—
28	太田	中仙太田建設水道事務所	秋田900る	318	T C M	小形ロータリ	大型特殊	—
29	太田	中仙太田建設水道事務所	秋田900る	382	T C M	ロータリ	大型特殊	—
30	太田	中仙太田建設水道事務所	秋田900る	20	新潟鉄工所	小形ロータリ	大型特殊	除雪車
31	太田	中仙太田建設水道事務所	秋田000る	3451	K C M	ドーザ	大型特殊	除雪車

No.	地域	所 管 課	登録番号		メーカー・車名		種別・用途	
32	太田	中仙太田建設水道事務所	秋田800は	1169	UDトラックス	除雪トラック	普通	特種
33	太田	中仙太田建設水道事務所	秋田800は	378	いすゞ	凍結防止剤散布車	普通	特殊
34	太田	中仙太田建設水道事務所	秋田900る	1344	ニイガタ	小形ロータリ	大型	特殊
35	太田	中仙太田建設水道事務所	秋田41あ	6081	スバル	軽トラック (キャブオーバー)	軽	乗用
36	太田	中仙太田建設水道事務所	秋田480こ	4137	日産	クリッパー	軽自動車	貨物
37	太田	中仙太田建設水道事務所	秋田900る	1552	コマツ	ドーザー	大型特殊	除雪車
38	太田	生涯学習課太田公民館	秋田41く	4178	スバル	サンバー (軽トラ)	軽自動車	貨物
39	太田	生涯学習課太田公民館	秋田480せ	3370	ダイハツ	ハイゼット	軽自動車	貨物
40	太田	生涯学習課太田公民館	秋田480ち	2037	ダイハツ	ハイゼット	軽自動車	貨物
41	太田	太田農業振興情報センター	秋田41こ	1811	スズキ	エブリイ	軽自動車	貨物
42	太田	太田農業振興情報センター	秋田480す	8232	ダイハツ	ハイゼット	軽自動車	貨物
43	太田	太田学校給食センター	秋田11つ	14	いすゞ	エルフ	普通	貨物
44	太田	太田学校給食センター	秋田11つ	15	いすゞ	エルフ	普通	貨物
45	太田	温泉施設対策室	秋田41か	9040	ダイハツ	軽トラック	軽自動車	乗合
46	太田	温泉施設対策室	秋田501ま	3665	ニッサン	セレナ	小型	乗合
47	太田	温泉施設対策室	秋田300ね	5689	トヨタ	ハイエース	普通	乗合



6-2 秋田県緊急輸送道路ネットワーク計画による緊急輸送路

【1次緊急輸送路線】

(高速国道、指定区間国道、秋田県庁から第1次防災拠点まで連絡する道路)

番号	施設名称	路線名	道路種別	備考
1		秋田自動車道	高速道	
2		国道13号	指定区間国道	
3		国道46号	指定区間国道	
4		国道105号	指定区間外国道	
5	大仙市役所 大曲庁舎	秋田自動車道	高速道	
		国道105号	指定区間外国道	
		飯田線	市道	
		湯沢雄物川大曲線	主要地方道	
		上栄町線	市道	
		大曲大森羽後線	主要地方道	
		市役所前通線	市道	

【2次緊急輸送路線】

(秋田県庁から第2次防災拠点まで連絡する道路)

番号	施設名称	路線名	道路種別	備考
1		国道341号	一般国道	
2	仙北地域振興 局	秋田自動車道	高速道	
		国道105号	指定区間外国道	
		飯田線	市道	
		湯沢雄物川大曲線	主要地方道	
		上栄町4号線	市道	
3	大曲処理セン ター	秋田自動車道	高速道	
		中沢大曲インターチェンジ線	市道	
		国道105号	指定区間外国道	
		国道13号	指定区間国道	
		大戸唐関線	市道	

番号	施設名称	路線名	道路種別	備考
4	大仙警察署	秋田自動車道	高速道	
		国道105号	指定区間外国道	
		飯田線	市道	
		湯沢雄物川大曲線	主要地方道	
		上栄町線	市道	
5	大曲仙北広域 消防本部	秋田自動車道	高速道	
		国道105号	指定区間外国道	
		飯田線	市道	
6	大曲消防署	秋田自動車道	高速道	
		国道105号	指定区間外国道	
		飯田線	市道	
7	大曲国道維持 出張所	秋田自動車道	高速道	
		国道105号	指定区間外国道	
		飯田線	市道	
		湯沢雄物川大曲線	主要地方道	
8	大曲厚生医療 センター	秋田自動車道	高速道	
		中沢大曲インターチェンジ <sup>※</sup> 線	市道	
		国道105号	指定区間外国道	
		大曲大森羽後線	主要地方道	
9	大曲中通病院	秋田自動車道	高速道	
		国道105号	指定区間外国道	
		飯田線	市道	
		湯沢雄物川大曲線	主要地方道	
		上栄町線	市道	
		大町通線	市道	
10	株式会社バイ タルネット大 曲支店	秋田自動車道	高速道	
		国道105号	指定区間外国道	
		飯田線	市道	

番号	施設名称	路線名	道路種別	備考
11	大曲駅	秋田自動車道	高速道	
		中沢大曲インターチェンジ線	市道	
		国道105号	指定区間外国道	
		大曲大森羽後線	主要地方道	
		駅前通り線	市道	
12	神岡中央公園屋内多目的施設「嶽ドーム」(B&G海洋センターを含む)	秋田自動車道	高速道	
		国道341号	一般国道	
		国道13号	指定区間国道	
		四ツ屋神岡線	主要地方道	
		下川原幹線	市道	
13	協和多目的交流施設「樹パル」	秋田自動車道	高速道	
		国道341号	一般国道	
		国道13号	指定区間国道	
14	大仙市総合公園(農業科学館・大曲西中学校を含む)	秋田自動車道	高速道	
		中沢大曲インターチェンジ線	市道	
		中沢線	市道	
		大仙市総合公園園路	その他	
14-1	農業科学館	秋田自動車道	高速道	大仙市総合公園に含む
		中沢大曲インターチェンジ線	市道	
		中沢線	市道	
		大仙市総合公園園路	その他	
14-2	大曲西中学校	秋田自動車道	高速道	大仙市総合公園に含む
		中沢大曲インターチェンジ線	市道	
		中沢線	市道	
		大仙市総合公園園路	その他	
		西中学校スキー場線	市道	
		中沢嶋村線	市道	
14-3	大仙市総合公園駐車場	秋田自動車道	高速道	大仙市総合公園に含む
		中沢大曲インターチェンジ線	市道	
		中沢線	市道	
		大仙市総合公園園路	その他	

番号	施設名称	路線名	道路種別	備考
15	道の駅協和	秋田自動車道	高速道	
		国道341号	一般国道	
		国道13号	指定区間国道	
		国道46号	指定区間国道	
16	道の駅かみお か	秋田自動車道	高速道	
		国道341号	一般国道	
		国道13号	指定区間国道	
17	道の駅なかせ ん	秋田自動車道	高速道	
		国道341号	一般国道	
		国道13号	指定区間国道	
		国道105号	指定区間外国道	
18	仙北地域振興 局防災備蓄倉 庫	秋田自動車道	高速道	
		国道105号	指定区間外国道	
		飯田線	市道	
		湯沢雄物川大曲線	主要地方道	
		上栄町4号線	市道	

### 【3次緊急輸送路線】

(秋田県庁から第3次防災拠点まで連絡する道路)

番号	施設名称	路線名	道路種別	備考
1	大曲体育館	秋田自動車道	高速道	
		国道105号	指定区間外国道	
		飯田線	市道	
		湯沢雄物川大曲線	主要地方道	
		上栄町線	市道	
		大曲大森羽後線	主要地方道	
		市役所前通線	市道	
2	大仙市役所 神岡庁舎	秋田自動車道	高速道	
		国道341号	一般国道	
		国道13号	指定区間国道	

番号	施設名称	路線名	道路種別	備考
3	大仙市役所 西仙北庁舎	秋田自動車道	高速道	
		国道341号	一般国道	
		国道13号	指定区間国道	
		黒森山支線3号線	市道	
		黒森山線	市道	
		本荘西仙北角館線	主要地方道	
		本町線	市道	
4	大仙市役所 中仙庁舎	秋田自動車道	高速道	
		国道341号	一般国道	
		国道13号	指定区間国道	
		国道105号	指定区間外国道	
5	大仙市役所 協和庁舎	秋田自動車道	高速道	
		国道341号	一般国道	
		国道13号	指定区間国道	
		羽後境停車場線	一般県道	
		役場前通1号線	市道	
6	大仙市役所 南外庁舎	秋田自動車道	高速道	
		国道105号	指定区間外国道	
		神岡南外東由利線	主要地方道	
7	大仙市役所 仙北庁舎	秋田自動車道	高速道	
		国道105号	指定区間外国道	
		国道13号	指定区間国道	
		大曲田沢湖線	主要地方道	
8	大仙市役所 太田庁舎	秋田自動車道	高速道	
		国道105号	指定区間外国道	
		国道13号	指定区間国道	
		角館六郷線	主要地方道	
		久保関古館線	市道	









6-3 臨時ヘリポート設置予定地

※南外はなし。

名 称	所 在 地	規 模	広 さ (㎡)	備 考
			幅×長さ (m)	
花館小学校グラウンド	花館中町1-40	大型	21,000	
			140×150	
大曲中学校グラウンド	若竹町7-17	大型	30,000	
			200×150	
大川西根小学校 グラウンド	大曲西根字小館 20	大型	7,000	
			100×70	
四ツ屋公民館 松倉分館グラウンド	四ツ屋字小又35	大型	5,600	
			80×70	
四ツ屋小学校 グラウンド	四ツ屋字下古道81	大型	11,000	
			100×110	
大曲小学校グラウンド	大曲花園町4-88	大型	16,800	
			120×140	
大曲西中学校 グラウンド	内小友字中沢176 -1	大型	21,600	
			120×180	
内小友小学校 グラウンド	内小友字四ツ村 35	大型	9,000	
			100×90	
東大曲小学校 グラウンド	大曲字下高畑81	大型	5,600	
			80×70	
藤木小学校グラウンド	藤木字街道下67	大型	8,000	
			100×80	
大曲南中学校 グラウンド	藤木字上野中70- 2	大型	18,000	
			120×150	
角間川小学校 グラウンド	角間川町字大浦町9 9	大型	13,200	
			110×120	
「大曲の花火」公園	大曲橋下流右岸	大型		増水時を 除く。
神岡小学校 グラウンド	神宮寺字館の北20 -1	大型	14,300	
			110×120	
平和中学校グラウンド	神宮寺字荒屋6	大型	12,000	
			100×120	
旧北神小学校グラウンド (大仙市音楽交流館隣)	北檜岡字嶋151	大型	10,000	
			100×100	
神岡野球場グラウンド	北檜岡字向掘野2- 1	大型	8,100	
			90×90	
中川原グラウンド	神宮寺字吉貝人着1 37	大型	17,680	増水時を 除く。
			208×85	
太平健康広場	神宮寺字鶴ヶ沢出口 50-1	大型	7,216	
			88×82	
西仙北小学校 グラウンド	刈和野字上ノ台32 2	大型		
			100×100	
旧土川小学校グラウン ド	土川字半導寺西野1	大型		
			100×100	

名 称	所 在 地	規 模	広 さ (㎡)		備 考
			幅 × 長さ	(m)	
旧西仙北西中学校グラウンド	強首字上野台 9 2 - 1	大型		110 × 110	
旧双葉小学校グラウンド	強首字上野台 1	大型		90 × 90	
旧大沢郷小学校グラウンド	大沢郷宿字カクマ沢 1 3 8 - 1	大型		60 × 100	
西仙北中学校グラウンド	刈和野字田中蟻塚 1 2	大型		120 × 150 110 × 140	
西仙北緑地運動公園	強首字上野台 2 3 - 1	大型		20,000 200 × 100	
西仙北高等学校	刈和野字北ノ沢嶋山 5 - 1	大型		20,000	
御台農村公園	円行寺字猿井沢地内	大型		350	
中仙中学校グラウンド	長野字新山 5 - 1			23,141	
八乙女運動公園野球場	長野字八乙女 1 0 0 - 4			12,522	
清水小学校グラウンド	清水字上大蔵 8 6			14,457	
豊川小学校グラウンド	豊川字下水無 4 7			12,000	
豊成中学校グラウンド	豊岡字杉ヶ崎 5 7			15,809	
鶯野運動場	上鶯野字沼向 1 - 1			20,132	
旧船岡小学校グラウンド	協和船岡字上中野 1 2 6 - 1	大型		11,900 140 × 85	
協和小学校グラウンド	協和境字岸館 3 7	大型		10,200 120 × 85	
淀川車田グラウンド	協和下淀川字車田 2 9 - 2	大型		12,600 140 × 90	
旧小種小学校グラウンド	協和小種字鏡台 2 - 1			9,100 130 × 70	
米ヶ森公園	協和荒川字新田表地内			16,000	
仙北中学校グラウンド	堀見内字西福嶋 1 1 1				
横堀小学校	福田字穴沢 4				
高梨小学校	高梨字新屋敷 1				
仙北健康広場	堀見内字元田茂木 3 5				
太田ふれあいの里 (グラウンド・ゴルフ場)	太田町太田字惣行小坂地内 外			87,000	

名 称	所 在 地	規 模	広 さ (㎡)	備 考
			幅 × 長さ (m)	
太田球場	太田町横沢字堤田3 50		10,000	
			100×100	
太田中学校グラウンド	太田町太田字新田田 尻76		18,374	
太田南小学校グラウン ド	太田町横沢字窪関南 298		11,900	
太田東小学校グラウン ド	太田町齊内字高野1 -93		9,600	

6 - 4 秋田県消防防災ヘリコプター臨時離着陸場

名 称	所 在 地	広 さ (㎡)	備 考
		幅 × 長さ (m)	
大曲西中学校グラウンド	内小友字中沢 1 7 6 - 1	21,600	
		120 × 180	
雄物川河川緑地	小貫高畑地内	30,000	
		200 × 150	
大曲防災ヘリポート	大曲字向七ツ小屋乙地内		
西仙北高等学校グラウンド	刈和野字北ノ沢嶋山 5 - 1	20,000	
西仙北緑地運動公園	強首字上野台 2 3 - 2 2	20,000	
御台農村公園	円行寺字猿井沢地内	350	
神岡農村広場グラウンド	北檜岡字向堀野地内	8,100	
		90 × 90	
南外山村運動広場	南外字梨木田地内	9,000	
		100 × 90	
大仙市仙北健康広場	堀見内字元田茂木 4 8 番外		
大台スキー場駐車場	太田町川口字大台 1 - 2		
太田国民休養地奥羽山荘	太田町惣行字大谷地 1 0 - 5		
大曲消防署東分署	太田町三本扇字野沢 2 6 8 - 9		
協和大盛資料館駐車場	協和荒川字川前 9 - 1		
協和スキー場	協和船岡字上庄内前田表地内		
メインロード荒川	協和荒川字嗽沢 1 2 - 3		
米ヶ森公園	協和荒川字新田表地内	16,000	
中仙中学校グラウンド	長野字新山 5 - 1	23,141	

6-5 秋田県ドクターヘリ臨時離着陸場

名 称	所 在 地	広さ(㎡)	備 考
		幅×長さ (m)	
大曲防災ヘリポート	大曲字向七ツ小屋乙地内	2,250	
		45×50	
雄物川河川緑地	小貫高畑地内	192,000	
		1,600×120	
花館グラウンド	花館字土川原地内	25,000	
		250×100	
大仙市総合公園野球場 (大曲球場)	内小友字明通58-1	12,000	
		120×100	
ふれあい体育館駐車場	堀見内字下田茂木122	5,016	
		88×57	
仙北ふれあい文化センター駐車場	堀見内字元田茂木7-1	5,913	
		73×81	
仙北健康広場	堀見内字元田茂木35番地 1外	4,290	
		78×55	
太田球場	太田町横沢字堤田350番地	10,000	
		100×100	
大曲消防署東分署	太田町三本扇字野沢268-9	1,800	
		40×45	
太平健康広場	神宮寺字鶴ヶ沢出口50-1	7,216	
		88×82	
中川原グラウンド	神宮寺字吉貝人着137	17,680	
		208×85	
神岡農村広場	北檜岡字向掘野2-1	8,550	
		114×75	
南外運動場(野球場)	大仙市南外字上野99-1	5,600	
		80×70	
南外山村運動広場	南外字梨木田地内	9,000	
		100×90	
西仙北緑地公園	強首字上野台23-22	20,000	
		200×100	
西仙北高等学校野球場	刈和野字北ノ沢嶋山5番地 1	10,000	
		100×100	
西仙北中学校陸上競技場	刈和野字田中蟻塚12	15,000	
		150×100	
強首輪中堤	強首字強首地内	2,025	
		45×45	
八木山運動公園	大沢郷宿字八木山37-1、 37-2	2,009	
		49×41	
新協和カートランド駐車場	協和荒川字嗽沢12-3	2,494	
		43×58	
羽後境駅東集会施設	協和境字野田114-2	1,850	
		37×50	

名 称	所 在 地	広 さ (㎡)	備 考
		幅 × 長さ (m)	
旧船岡小学校グラウンド	協和船岡字上中野 1 2 6 - 1	8,774	
		82 × 107	
協和スキー場駐車場	協和船岡字上庄内 1 1 - 1	4,374	
		54 × 81	
協和小学校グラウンド	協和境字岸館 3 7	8,160	
		85 × 96	
車田グラウンド	協和下淀川字車田 2 9 - 2	6,500	
		65 × 100	
大盛資料館駐車場	協和荒川字川前 9 - 1	1,260	
		35 × 36	
協和市民センター「和ピア」第二駐車場	協和船岡字大袋 1 - 7	2,494	
		43 × 58	
米ヶ森公園	協和荒川字新田表地内	16,000	
中仙中学校グラウンド	長野字新山 5 - 1	18,000	
		180 × 100	

## 第 7 災害危険箇所に関する資料

### 7-1 急傾斜地崩壊危険箇所

(県河川砂防課)

番号	箇所名	大字	小字	人家	告示年月日	告示番号	面積 ha	備考
1	上屋敷2号	蛭川	下屋敷	2				
2	上屋敷	蛭川	上屋敷	5	S54. 3. 31	260	0. 40	
3	上屋敷1号	蛭川	上屋敷	6	S57. 4. 3	294	0. 87	
4	松倉	松倉	松倉	1				
5	大明神	内小友	大明神倉	1				
6	高寺	内小友	高寺	1				
7	元木	内小友	元木	3				
8	浅川	内小友	浅川	1				
9	元木1号	内小友	元木	1				
10	太田1号	内小友	太田	1				
11	泉沢	内小友	泉沢	1				
12	荒山台	内小友	荒山台下り	1				
13	塞ノ神	内小友	塞ノ神	1				
14	谷地田	内小友	谷地田	1				
15	西村	内小友	西村	3				
16	上毘沙門沢	大曲西根	毘沙門沢	1				
17	石山下	蛭川	石山下	1				
18	鷹ノ巣	松倉	鷹ノ巣	1				
19	大明神1号	内小友	大明神	3				
20	元木2号	内小友	元木	1				
21	石山下1号	蛭川	石山下	2				
22	太田	内小友	余り目	4	S55. 12. 27	1046	0. 40	
23	上竜蔵台	北檜岡	上竜蔵台	8				
24	上高野	神宮寺	上高野	2				
25	上高野1号	神宮寺	上高野	1				
26	高城	高城	高城	5				
27	上ノ台2号	刈和野	上ノ台	7	S57. 4. 3	294	0. 23	
28	宿	大沢郷宿	カクマ沢	1	S45. 9. 17	470	0. 25	
29	正手沢	正手沢	正手沢	6				
30	今泉	土川	今泉	1				
31	小杉山	土川	焼山	1				
32	田屋	一ト鶴岱	上ノ台	1				
33	上ノ台1号	刈和野	上ノ台	8	H 6. 3. 25 H 9. 3. 25	195 203	0. 13	
34	坂繁	円行寺	坂繁	5	H 9. 3. 25	203	0. 52	
35	家ノ前	土川	家ノ前	1				
36	家ノ前1号	土川	家ノ前	1				
37	今泉1号	土川	今泉	1				
38	松原	土川	松原	1				
39	鬼頭	土川	鬼頭	1				
40	瀬在郷	土川	瀬在郷	1				

番号	箇所名	大字	小字	人家	告示年月日	告示番号	面積 ha	備考
41	仏沢	土川	仏沢	1				
42	柳沢	土川	柳沢	4				
43	半道寺	土川	半道寺	1				
44	外堤	土川	外堤	2				
45	白坂	大沢郷寺	白坂	1				
46	白坂1号	大沢郷寺	白坂	1				
47	白坂2号	大沢郷寺	白坂	1				
48	白坂3号	大沢郷寺	白坂	2				
49	白坂4号	大沢郷寺	白坂	1				
50	寺村	大沢郷寺	寺村	3				
51	寺村1号	大沢郷寺	白坂	1				
52	宿1号	大沢郷宿	宿	1				
53	布又	円行寺	布又	1				
54	布又3号	円行寺	布又尻	1				
55	布又4号	円行寺	布又尻	1				
56	戸川	円行寺	戸川	2				
57	戸川1号	円行寺	戸川	1				
58	猿井沢	円行寺	猿井沢	1				
59	梵天畑	円行寺	梵天畑	2				
60	坂繁1号	円行寺	坂繁	2				
61	坂繁2号	円行寺	坂繁	1				
62	坂繁4号	円行寺	坂繁	1				
63	六郎沢	円行寺	六郎沢	1				
64	丸山	大沢郷宿	丸山	2				
65	田代野	大沢郷宿	田代野	1				
66	山ノ田	大沢郷宿	山ノ田	3				
67	山ノ田1号	大沢郷宿	椒沢	3				
68	山ノ田2号	大沢郷宿	山ノ田	1				
69	椒沢	大沢郷宿	椒沢	2				
70	正手沢1号	正手沢	トドメキ	2				
71	正手沢2号	正手沢	下樋掛り	2				
72	尊仏	大沢郷宿	尊仏	1				
73	重郎左エ門沢	大沢郷宿	重郎左エ門沢	2				
74	小戸川1号	大沢郷宿	小戸川家ノ前	1				
75	小戸川2号	大沢郷宿	小戸川家ノ前	2				
76	小戸川3号	大沢郷宿	外小戸川	1				
77	布又5号	円行寺	南ヶ沢	1				
78	仏沢1号	土川	仏沢	1				
79	楯越	土川	楯越	2				
80	園町	土川	園町	2				
81	寺村2号	大沢郷寺	寺村前田面	1				
82	布又1号	円行寺	南ヶ沢	1				
83	布又2号	円行寺	田ノ沢	1				
84	戸川2号	円行寺	中田	1				
85	露ヶ台	円行寺	露ヶ台	1				
86	曲師ヶ沢	円行寺	曲師ヶ沢	1				

番号	箇所名	大字	小字	人家	告示年月日	告示番号	面積 ha	備考
87	樋向	円行寺	樋向	2				
88	地藏ノ下	円行寺	地藏ノ下	2				
89	坂繁3号	円行寺	坂繁	1				
90	棚ヶ平	大沢郷宿	棚ヶ平	1				
91	棚ヶ平1号	大沢郷宿	棚ヶ平	1				
92	土沢	大沢郷寺	土沢	1				
93	小戸川	大沢郷宿	小戸川家ノ前	1				
94	戸屋沢	大沢郷宿	戸屋沢	1				
95	高屋	下桧木内	高屋	2				
96	長野山	長野	長野山	1				
97	長野山1号	長野	長野山	1				
98	北野	栗沢	北野	1				
99	北野1号	栗沢	北野	1				
100	十二	豊岡	十二	1				
101	蟬ヶ森	協和船岡	蟬ヶ森	7	S59.10. 5	604	0.83	
102	野田1号	協和境	野田	6	H 3. 3.26	218	0.27	
103	野田	協和境	野田	6	S59.12.21	773	0.43	
104	漆原	協和荒川	上野	6	S62. 3.31	213	1.27	
105	落合	協和稻沢	落合	5				
106	高寺	協和峰吉川	高寺	5				
107	峰吉川1号	協和峰吉川	峰吉川	14				
108	新丁	協和峰吉川	高見	5	S55.12.27	1046	0.30	
109	半仙1号	協和峰吉川	半仙	7				
110	半仙	協和峰吉川	半仙	13				
111	上宿	協和淀川	上宿	6				
112	宇津野	協和船岡	宇津野	7	S45.11.14	589	1.37	
113	君ヶ野	協和船岡	君ヶ野	6	H 4. 3.31	241	0.91	
114	船沢	協和船沢	船沢	8	S45.11.14	589	1.20	
115	菅生田	協和境	菅生田	18	S59.10. 5	604	1.00	
116	岸館	協和境	岸館	16	S45.11.14	589	1.01	
117	上荒川	協和荒川	上荒川	11	H 4.12.11	843	0.34	
118	野田2号	協和境	野田	12	H 6. 3.25	195	1.67	
119	峰吉川	協和峰吉川	峰吉川	6	S53.12.28 S55.12.27	959 1046	1.01	
120	車田	協和小種	車田	3				
121	日暮狐森	協和中淀川	日暮狐森	1				
122	西ノ向	協和船岡	西ノ向	3				
123	東町後	協和上淀川	東町後	3				
124	岸館1号	協和境	岸館	1				
125	下谷地	協和荒川	下谷地	3				
126	下荒川	協和荒川	下荒川	2				
127	平城	協和荒川	平城	1				
128	養四郎岱	協和荒川	養四郎岱	1				
129	面日	協和荒川	面日	2				
130	寺ノ下	協和峰吉川	寺ノ下	2				
131	峰吉川2号	協和峰吉川	峰吉川	1				

番号	箇所名	大字	小字	人家	告示年月日	告示番号	面積 ha	備考
132	葎沢	協和峰吉川	水上沢葎沢	2				
133	小平沢出口	協和峰吉川	小平沢出口	1				
134	上淀川	協和上淀川	上淀川	2				
135	宮田	協和荒川	宮田	2				
136	坊台	協和上淀川	坊台	1				
137	中ノ沢	協和峰吉川	中沢下	4	S57. 2. 20	137	0. 23	
138	湯神台	外小友	湯神台	1				
139	大平	外小友	大平	1				
140	桑台	外小友	中桑台	1				
141	桑台1号	外小友	上桑台	1				
142	中野	外小友	中野	1				
143	滝ノ沢	外小友	滝ノ沢	1				
144	小荒沢	外小友	小荒沢	1				
145	中荒沢	外小友	中荒沢	1				
146	十二ヶ沢	外小友	十二ヶ沢	1				
147	外山	外小友	外山	1				
148	小浪滝	外小友	小浪滝	2				
149	小浪滝1号	外小友	小浪滝	1				
150	小浪滝2号	外小友	小浪滝	1				
151	上荒又	外小友	上荒又	1				
152	向ノ沢	外小友	向ノ沢	1				
153	下釜坂	外小友	下釜坂	1				
154	十二ノ前	外小友	十二ノ前	1				
155	湯元	外小友	湯元	2				
156	坊村	外小友	坊村	1				
157	大柳	外小友	大柳	2				
158	大柳1号	外小友	大柳	1				
159	若林	外小友	若林	1				
160	大畑潜沢	南檜岡	大畑潜沢	1				
161	大畑	南檜岡	大畑	1				
162	山王台	南檜岡	山王台	1				
163	岩瀬	外小友	岩瀬	2				
164	下湯ノ又	外小友	下湯ノ又	1				
165	林ノ沢	南檜岡	林ノ沢	1				
166	北田山田ヶ沢	南檜岡	北田山田ヶ沢	1				
167	一ツ森	板見内	一ツ森	5	S54. 3. 31	260	0. 20	
168	真木	太田町太田	真木	1				
169	大袋	協和船岡	大袋	9	H18. 3. 31	333	0. 66	

7-2 地すべり

(県河川砂防課)

番号	箇所名	大字	水系名	幹川	溪流名	面積	地すべり防止区域		
							指定年月日	告示番号	指定面積
1	小沼山	豊岡	雄物川	玉川	小滝川	20.60	S48.01.05	10	10.50
2	真木	齊内	雄物川	玉川	齊内川	69.80	S51.04.09	725	24.06
3	釜板	外小友	雄物川	檜岡川	湯元川	45.00			
4	松木田	外小友	雄物川	檜岡川	湯元川	11.30			
5	大柳	外小友	雄物川	檜岡川	西ノ又川	14.60			
6	平形	南檜岡	雄物川	雄物川	雄物川	27.50			
7	上野	境	雄物川	淀川	荒川	13.50			

(県農地整備課)

番号	地区名	区域名	指定面積 (ha)	内 訳		保全 対象 戸数	告示番号	指定年月日
				耕地 (ha)	林地その他 (ha)			
1	巢ノ沢	外小友	86.70	29.37	57.33	8	324号	H15.3.11

(県森林整備課)

番号	大字	地区名	面積 (ha)	地区内保全対象			摘要
				人家	公共施設	道路	
1	協和船岡	猫の沢	35	10		県道	
2	協和荒川	荒川	22	4		県道	
3	協和荒川	横道	14	5		県道	
4	協和荒川	貝原	11	5		県道	
5	南外	下木直沢	19	20		市道	
6	南外	滝ノ沢	26			市道	

## 7-3 砂防指定地

(県河川砂防課)

番号	溪流名	大字	指定面積	告示年月日	告示番号	備考
1	蛭川	大川西根	3.20	S.40.11.12	3214	
2	成沢川	大川西根	1.74	S.40.11.12	3214	
3	島堰川	大川西根	1.69	S.40.11.12	3214	
4	浅川	内小友	5.65	S.40.11.12	3214	
5	高寺川	内小友	3.34	S.40.11.12	3214	
6	小出川	内小友	9.69	S.40.11.12	3214	
7	深山川	内小友	4.12	S.40.11.12	3214	
8	大桃沢川	内小友	21.55	H.4.2.6	240	
9	大方寺川	蛭川	13.04	H.7.2.22	269	
10	小又川	土川	9.74	S.40.7.28	2055	
11	布又川	円行寺	3.62	S.42.11.25	3926	
12	小戸川	大沢郷寺	2.35	S.42.11.25	3926	
13	大滝川	土川	1.71	S.42.11.25	3926	
14	明神沢川	土川	2.57	S.59.3.24	707	
15	斉藤川	豊岡	3.13	S.31.12.5	1900	
16	小滝川	豊岡	0.71	S.33.7.31	1292	
17	小滝川	豊岡	0.60	S.34.10.6	1946	
18	小滝川	豊岡	0.81	S.36.3.7	317	
19	小滝川	豊岡	2.41	S.38.10.2	2549	
20	小滝川	豊川豊岡	28.14	S.39.2.28	328	
21	斉内川	大神成	23.46	S.39.2.28	328	
22	栗沢川	豊岡	4.37	S.39.2.28	328	
23	十二田川	大神成	15.29	S.41.2.4	100	
24	内沢川	大神成	7.02	S.41.2.4	100	
25	栗沢川	栗沢	1.39	S.54.5.19	998	
26	小滝川	豊岡	2.00	S.55.8.12	1406	
27	内沢川	大神成	0.03	S.57.8.7	1470	
28	内沢川	大神成	2.85	H.2.1.25	81	
29	斉内川	豊川・栗沢・大神成	22.19	H.4.2.6	240	
30	荒川	協和荒川	7.54	S.28.4.27	641	
31	船岡川	協和船岡	7.54	S.29.10.9	1449	
32	船岡川	協和船岡	1.11	S.34.10.6	1946	
33	船岡川	協和船岡	36.56	S.39.2.28	328	
34	白滝川	協和峰吉川	5.62	S.40.7.28	2055	
35	小黒川	協和船岡	16.85	S.40.7.28	2055	
36	日影沢川	協和荒川	14.43	S.40.7.28	2055	
37	稲沢川	協和稲沢	4.57	S.40.7.28	2055	
38	牛沢又沢川	協和荒川	27.83	S.40.7.28	2055	
39	芦沢川及び支川	協和峰吉川	14.62	S.40.7.28	2055	
40	宮田又沢川	協和荒川	38.62	S.40.7.28	2055	
41	奥山川	協和稲沢	7.73	S.40.7.28	2055	
42	畑山川	協和荒川	2.47	S.40.7.28	2055	
43	古種沢川	協和淀川	8.06	S.40.7.28	2055	

番号	溪流名	大字	指定面積	告示年月日	告示番号	備考
44	諏訪山川	協和稲沢	7.60	S.40. 7.28	2055	
45	繫川	協和稲沢	6.38	S.40. 7.28	2055	
46	前沢川	協和峰吉川	1.73	S.43. 2.19	200	
47	庄内沢川	協和船岡	2.31	S.54. 5.19	998	
48	徳瀬沢川	協和荒川	2.33	S.56. 6.20	1182	
49	宮田又沢川	協和荒川	0.56	S.57. 8. 7	1470	
50	牛沢又沢川	協和荒川	0.42	S.62. 3.16	647	
51	船沢川及び同右支川	協和船沢	1.81	H. 2. 1.25	81	
52	清水ヶ沢川	協和荒川	5.97	H. 4. 2. 6	240	
53	小芦沢川	協和峰吉川	5.39	H. 5. 3. 2	493	
54	釜ノ川沢川	協和稲沢	2.94	H. 5.12. 7	2280	
55	ナンカイ沢	協和荒川	0.25	H. 8. 3.15	641	
56	釜の川沢川	協和稲沢	2.97	H.12. 5.10	1275	
57	黒沢川	南外	2.68	S.51. 4.14	742	
58	斉内川	太田町太田	7.54	S.24. 3. 2	138	
59	川口川	太田町川口	7.54	S.29. 4.12	386	
60	真昼川	太田町川口	5.76	S.32.10. 7	1255	
61	真昼川	太田町三本扇	0.71	S.32.11.25	1476	
62	川口川	太田町川口	29.98	S.39. 2.28	328	
63	大台川	太田町川口	3.07	S.39. 2.28	328	
64	真昼川	太田町三本扇	0.64	S.41.10.18	3458	
65	小堀内沢川	太田町真木	3.60	S.45. 8. 7	1211	
66	川口川	太田町川口	5.48	S.53. 4.11	824	
67	川口川	太田町川口	11.30	S.55. 8.12	1406	
68	川口川	太田町三本扇	3.79	S.60.10.28	1432	
69	斉内川及び同右支川	太田町太田	3.53	H. 2. 1.25	81	
70	川口川	太田町川口	0.81	H.16. 6. 9	624	
71	西根沢	大曲西根	0.88	H.17. 3.22	328	
72	内沢沢	豊岡	0.94	H.18. 6.29	715	
73	坊沢	豊岡	4.40	H.19. 4.25	497	
74	喜左衛門沢	豊岡	2.60	H.19. 4.25	497	
75	西根沢	大曲西根	27.53	H.19. 5.22	651	

(面積単位 : ha)

## 7-4 土石流危険溪流

(県河川砂防課)

番号	水系名	河川名	溪流名	溪流 所在地	流域 面積 (ha)	保全対象		砂防指 定地の 有無	安全な避難場 所の有無 (砂防指定地番号)
						人家 戸数	公 共 施設等		
1	雄物川	小友川	宇津台沢	大曲西根	0.01	0	斎場 1		大川西根小学校
2	雄物川	雄物川	宇津田沢2	大曲西根	0.02	5			大川西根小学校
3	雄物川	雄物川	成沢	大曲西根	0.19	9			大川西根小学校
4	雄物川	雄物川	上成沢沢	大曲西根	0.02	5			大川西根小学校
5	雄物川	雄物川	鳥居沢1	大曲西根	0.08	13			大川西根小学校
6	雄物川	雄物川	鳥居沢	大曲西根	0.14	1	温泉1		大川西根小学校
7	雄物川	雄物川	蛭川	大曲西根	0.81	29		有	花館小学校
8	雄物川	雄物川	小大北寺川	大曲西根	0.17	26		有	花館小学校
9	雄物川	雄物川	蛭川北沢	大曲西根	0.02	6	児童会館1、 寺1		花館小学校
10	雄物川	雄物川	水上沢	大曲西根	0.38	28		有	花館小学校
11	雄物川	雄物川	寺屋敷沢	大曲西根	0.01	5			花館小学校
12	雄物川	玉川	立が沢	松倉	0.04	1	部落会館1		
13	雄物川	小友川	荒山台沢1	内小友	0.95	5			
14	雄物川	小友川	梨木沢	内小友	0.12	1	温泉1		
15	雄物川	小友川	上伊岡沢	内小友	0.06	4	児童会館1		
16	雄物川	小友川	太田沢	内小友	0.02	5	高速道路 0.03km		余目児童館
17	雄物川	小出川	大桃沢	内小友	0.32	6	高速道路 0.07km	有	
18	雄物川	小出川	諏訪沢	内小友	0.09	10			
19	雄物川	小出川	堂ノ前沢1	内小友	0.01	6			
20	雄物川	小反川	上深山2	内小友	0.01	1			
21	雄物川	小反川	上深山沢1	内小友	0.04	1			
22	雄物川	小反川	上深山沢2	内小友	0.01	1			
23	雄物川	小反川	福田沢	内小友	0.14	2			
24	雄物川	小反川	高寺沢1	内小友	0.05	2			余目児童館
25	雄物川	小反川	高寺沢2	内小友	0.05	1			余目児童館
26	雄物川	小反川	元木沢1	内小友	0.01	1			余目児童館
27	雄物川	小反川	高寺沢3	内小友	0.04	1			余目児童館
28	雄物川	小反川	寺山沢	内小友	0.07	2			余目児童館
29	雄物川	小反川	岡崎沢	内小友	0.02	2			九十九沢会館
30	雄物川	小反川	大明神沢	内小友	0.01	3			九十九沢会館
31	雄物川	小反川	元木沢2	内小友	0.07	3			余目児童館
32	雄物川	小反川	元木沢3	内小友	0.03	3	高速道路 0.09km		余目児童館
33	雄物川	小反川	元木沢4	内小友	0.02	2			余目児童館
34	雄物川	小反川	元木沢5	内小友	0.02	1			余目児童館
35	雄物川	小反川	太田沢1	内小友	0.06	4			余目児童館
36	雄物川	小反川	七十刈沢	内小友	0.05	1			
37	雄物川	小反川	荒山台沢2	内小友	0.04	3			

番号	水系名	河川名	溪流名	溪流 所在地	流域 面積	保全対象		砂防指 定地の 有無	安全な避難場 所の有無 (砂防指定地番号)
						人家 戸数	公 共 施設等		
38	雄物川	小反川	甚助沢	内小友	0.04	2			
39	雄物川	小反川	荒山台下沢	内小友	0.02	2			
40	雄物川	小反川	北太田沢1	内小友	0.01	1			余目児童館
41	雄物川	小反川	北太田沢2	内小友	0.02	2			余目児童館
42	雄物川	小反川	北太田沢3	内小友	0.01	2			余目児童館
43	雄物川	小反川	余り目沢	内小友	0.01	2			
44	雄物川	雄物川	宇津田沢3	大曲西根	0.01	3			大川西根小学校
45	雄物川	雄物川	宇津田沢1	大曲西根	0.01	4			大川西根小学校
46	雄物川	雄物川	鳥居沢2	大曲西根	0.04	1			
47	雄物川	小出川	家ノ沢沢	内小友	0.07	1			
48	雄物川	小出川	上小出沢	内小友	0.04	1			
49	雄物川	小出川	小出沢沢1	内小友	0.02	1			
50	雄物川	小出川	小出沢沢2	内小友	0.01	2			
51	雄物川	小出川	小出沢沢3	内小友	0.02	1			
52	雄物川	小出川	小出沢沢4	内小友	0.02	1	国道0.12km		
53	雄物川	小出川	堂ノ前沢2	内小友	0.05	1	高速道路 0.06km		
54	雄物川	小出川	塞ノ神沢	内小友	0.04	1			
55	雄物川	小出川	ザラメ沢1	内小友	0.04	4			
56	雄物川	小出川	ザラメ沢	内小友	0.02	3			
57	雄物川	中山深 山川	松木田沢1	内小友	0.09	1			
58	雄物川	中山深 山川	松木田沢2	内小友	0.02	1			
59	雄物川	雄物川	上毘沙門沢	大曲西根	0.12	4			
60	雄物川	小出川	ドノ沢	内小友	0.04	3			
61	雄物川	雄物川	八石沢	神宮寺	0.01	8	鉄道0.10km		音楽交流館 (旧北神小学校)
62	雄物川	雄物川	岳見沢	神宮寺	0.03	4			岳見会館
63	雄物川	雄物川	八石沢	神宮寺	0.09	3			八石生活総合 センター
64	雄物川	土買川	小杉山沢1	土川	0.01	2			
65	雄物川	土買川	小杉山沢2	土川	0.02	2	生涯学習セ ンター1、県道 0.08km		
65	雄物川	土買川	小内焼山沢	土川	0.01	0	部落会館1、 県道0.06km		
66	雄物川	土買川	小杉山沢3	土川	0.04	7	県道0.14km		
67	雄物川	土買川	*石川郷沢	土川	0.01	5			
68	雄物川	心像川	明神沢	土川	0.80	9			
69	雄物川	心像川	西野沢1	土川	0.02	5			
70	雄物川	心像川	西野沢2	土川	0.02	7			
71	雄物川	心像川	沖田沢	土川	0.09	5			

番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地	流域面積	保全対象		砂防指定地の有無	安全な避難場所の有無 (砂防指定地番号)
						人家戸数	公共施設等		
72	雄物川	心像川	床畑沢	土川	0.03	2	自治会館1、 県道0.06km		
73	雄物川	心像川	館ヶ沢	土川	0.04	5			土川小学校
74	雄物川	心像川	寺下沢	土川	0.02	5			土川小学校
75	雄物川	心像川	西野	土川	0.04	6			土川小学校
76	雄物川	心像川	上ノ台荒 屋敷沢1	刈和野	0.04	7			
77	雄物川	心像川	上ノ台荒 屋敷沢2	刈和野	0.06	8			
78	雄物川	雄物川	正手沢	正手沢	0.01	5	部落会館1、 県道0.13km		
79	雄物川	栩平川	小戸川家 ノ前沢	大沢郷寺	0.06	2	部落会館1		
80	雄物川	雄物川	鳥ノ木沢	高城	0.03	1	自治会館1		大沢郷地区生 活学習センター
81	雄物川	大沢川	山土方沢	大沢郷寺	0.04	1	部落会館1、 県道0.60km		大沢郷地区生 活学習センター
82	雄物川	大沢川	小田ノ沢	大沢郷寺	0.02	4	部落会館1		
83	雄物川	大沢川	寺村沢	大沢郷寺	0.04	4	部落会館1		
84	雄物川	雄物川	皆別当沢	大沢郷宿	0.03	1	部落会館1		
85	雄物川	栩平川	布又沢1	円行寺	0.05	2			
86	雄物川	栩平川	布又沢2	円行寺	0.01	2			
87	雄物川	栩平川	布又沢3	円行寺	0.02	1			
88	雄物川	栩平川	南ヶ沢沢1	円行寺	0.02	1			
89	雄物川	栩平川	田ノ沢沢	円行寺	0.01	1			
90	雄物川	栩平川	南ヶ沢沢2	円行寺	0.13	1			
93	雄物川	栩平川	下布又沢	円行寺	0.04	2			
94	雄物川	栩平川	布又尻沢	円行寺	0.06	1			
95	雄物川	栩平川	上戸沢沢1	円行寺	0.02	1			
96	雄物川	栩平川	上戸沢沢2	円行寺	0.06	2			
97	雄物川	栩平川	上戸川沢	円行寺	0.02	1			
98	雄物川	栩平川	露ヶ台	円行寺	0.11	1			
99	雄物川	栩平川	曲師ヶ沢 沢1	円行寺	0.07	1			青少年自然の 家
100	雄物川	栩平川	曲師ヶ沢 沢2	円行寺	0.01	1			青少年自然の 家
101	雄物川	栩平川	曲師ヶ沢 沢3	円行寺	0.03	1			青少年自然の 家
102	雄物川	栩平川	猿井沢沢	円行寺	0.01	1			
103	雄物川	栩平川	滝ノ沢沢	大沢郷宿	0.04	2			滝沢部落集会所
104	雄物川	土買川	明光沢	土川	0.10	3			
105	雄物川	土買川	大石沢	土川	0.07	3			
106	雄物川	土買川	杉沢沢1	土川	0.06	1			杉沢会館
107	雄物川	土買川	杉沢沢2	土川	0.07	4	県道0.14km		杉沢会館

番号	水系名	河川名	溪流名	溪流 所在地	流域 面積	保全対象		砂防指 定地の 有無	安全な避難場 所の有無 (砂防指定地番号)
						人家 戸数	公 共 施設等		
108	雄物川	土買川	楯越沢1	土川	0.02	2	県道0.10km		
109	雄物川	土買川	楯越沢1	土川	0.09	1			
110	雄物川	土買川	辰ノ口沢1	土川	0.02	1			辰ノ口生活改 善センター
111	雄物川	土買川	辰ノ口沢2	土川	0.01	2			辰ノ口生活改 善センター
112	雄物川	土買川	辰ノ口沢3	土川	0.01	1	県道0.07km		辰ノ口生活改 善センター
113	雄物川	土買川	辰ノ口沢	土川	0.03	4	県道0.11km		辰ノ口生活改 善センター
114	雄物川	土買川	園町沢	土川	0.05	4			明国会館
115	雄物川	心像川	瀬在郷1	土川	0.09	1			
116	雄物川	心像川	瀬在郷2	土川	0.05	1			
117	雄物川	心像川	鬼頭沢	土川	0.16	1			心像第一会館
118	雄物川	心像川	寺村沢	土川	0.03	1			心像保育所
119	雄物川	心像川	添ノ又沢	土川	0.04	2			添田児童館
120	雄物川	心像川	床畑沢1	土川	0.07	2			部落集会所
121	雄物川	心像川	床畑沢2	土川	0.02	3			
122	雄物川	心像川	床畑沢	土川	0.03	4	県道0.05km		部落集会所
123	雄物川	心像川	今泉沢	土川	0.04	2			西今泉生活改 善センター
124	雄物川	心像川	外堤沢	土川	0.01	2			西今泉生活改 善センター
125	雄物川	心像川	家ノ前沢1	土川	0.05	1			
126	雄物川	心像川	家ノ前沢2	土川	0.02	2			
127	雄物川	大沢川	坂繁沢4	円行寺	0.02	1			坂繁部落集会所
128	雄物川	大沢川	坂繁沢5	円行寺	0.04	1			坂繁部落集会所
129	雄物川	大沢川	坂繁沢6	円行寺	0.02	1			坂繁部落集会所
130	雄物川	大沢川	坂繁沢1	円行寺	0.01	4			坂繁部落集会所
131	雄物川	大沢川	坂繁沢2	円行寺	0.04	1			坂繁部落集会所
132	雄物川	大沢川	坂繁沢7	円行寺	0.06	1			坂繁部落集会所
133	雄物川	大沢川	坂繁沢3	円行寺	0.02	2			坂繁部落集会所
134	雄物川	大沢川	坂繁沢8	円行寺	0.01	2			
135	雄物川	大沢川	坂繁沢9	円行寺	0.03	1			坂繁部落集会所
136	雄物川	大沢川	桶向沢1	円行寺	0.01	2			円行寺部落会館
137	雄物川	大沢川	桶向沢2	円行寺	0.04	2			円行寺部落会館
138	雄物川	大沢川	宮ノ前沢	円行寺	0.01	1			円行寺部落会館
139	雄物川	大沢川	丸山沢	円行寺	0.03	4			円行寺部落会館
140	雄物川	大沢川	八木山沢2	円行寺	0.03	3			会館
140	雄物川	大沢川	八木山沢1	円行寺	0.02	3			会館
141	雄物川	大沢川	桶向沢3	円行寺	0.02	1			会館
142	雄物川	大沢川	戸屋沢	大沢郷寺	0.03	3			会館
143	雄物川	大沢川	金剛寺沢	大沢郷寺	0.05	2			大場沢部落会館
144	雄物川	大沢川	砂ノ前沢	大沢郷寺	0.02	1			大場沢部落会館

番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地	流域面積	保全対象		砂防指定地の有無	安全な避難場所の有無 (砂防指定地番号)
						人家戸数	公共施設等		
145	雄物川	大沢川	家越沢	大沢郷寺	0.03	2	県道0.02km		白坂児童館
146	雄物川	大沢川	箱井沢	大沢郷寺	0.01	2			白坂児童館
147	雄物川	大沢川	椒沢沢	大沢郷寺	0.03	1			椒沢児童館
148	雄物川	大沢川	入水沢	大沢郷寺	0.02	3			椒沢児童館
149	雄物川	栩平川	秋通沢1	大沢郷寺	0.02	1			秋通部落集会所
150	雄物川	栩平川	秋通沢2	大沢郷寺	0.02	1			秋通部落集会所
151	雄物川	栩平川	秋通沢3	大沢郷寺	0.03	1			秋通部落集会所
152	雄物川	栩平川	外小戸川	大沢郷寺	0.02	1			
153	雄物川	栩平川	土沢沢	大沢郷寺	0.04	2			下戸川部落会館
154	雄物川	栩平川	釜ノ沢沢	正手沢	0.08	1	県道0.04km		
155	雄物川	栩平川	止手沢	正手沢	0.05	4	県道0.25km		
156	雄物川	栩平川	*皆別当沢	大沢郷宿	0.02	4			
157	雄物川	小滝川	十六沢	豊岡	0.09	13			
158	雄物川	玉川	内沢沢	豊岡	0.07	5			
159	雄物川	栗沢川	栗沢沢	栗沢	0.06	7			豊岡小学校
160	雄物川	小滝川	小沼沢	豊岡	0.58	3			
161	雄物川	栗沢川	栗沢川沢	栗沢	0.05	1			
162	雄物川	土買川	立石沢	長野	0.17	2	県道0.12km		立石会館
163	雄物川	斉内川	ドノ沢	大神成	0.08	2			豊岡公民館 大神成分館
164	雄物川	玉川	長野山沢1	長野	0.12	2	県道0.17km		中仙小学校
165	雄物川	玉川	長野山沢2	長野	0.04	1			中仙小学校
166	雄物川	土買川	立石沢1	長野	0.13	2			立石会館
167	雄物川	雄物川	高寺山沢	協和峰吉川	0.04	6	寺1、国道 0.09km		
168	雄物川	雄物川	中沢	協和峰吉川	0.20	11	国道0.09km		旧峰吉川小学校体育館
169	雄物川	雄物川	峯吉川沢1	協和峰吉川	0.04	7			旧峰吉川小学校体育館
170	雄物川	雄物川	水上沢律沢	協和峰吉川	0.03	14	寺1		旧峰吉川小学校体育館
171	雄物川	雄物川	峯吉川沢3	協和峰吉川	0.01	0	保育園1、 スポーツ会館1		旧峰吉川小学校 校体育館
172	雄物川	雄物川	西窪沢	協和峰吉川	0.06	1	ヤト運輸1.0、 国道0.07km		旧峰吉川小学 校体育館
173	雄物川	雄物川	半仙沢1	協和峰吉川	0.02	16	国道0.10km		半仙部落会館
174	雄物川	雄物川	半仙沢2	協和峰吉川	0.02	31	診療所1、簡易郵便局 1、国道0.09km		旧峰吉川小学 校体育館
175	雄物川	淀川	クジビラ沢	協和船岡	0.26	16			庄内会館
176	雄物川	淀川	庄内前田表沢	協和船岡	0.17	3	温泉施設1		
177	雄物川	淀川	境沢1	協和境	0.02	6	国道0.08km		協和公民館分館
178	雄物川	淀川	野田沢	協和境	0.03	23	国道0.05km		旧荒川小学校
179	雄物川	荒川	上野沢1	協和荒川	0.04	7			荒川地区館
180	雄物川	荒川	上野沢2	協和荒川	0.02	2	部落会館1		荒川地区館
181	雄物川	荒川	ナカイ沢	協和荒川	0.03	7	寺1、国道 0.09km		荒川地区館
182	雄物川	荒川	上荒川沢1	協和荒川	0.03	7	国道0.09km		

番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地	流域面積	保全対象		砂防指定地の有無	安全な避難場所の有無 (砂防指定地番号)
						人家戸数	公共施設等		
183	雄物川	淀川	車田沢1	協和下淀川	0.04	1	変電所1		淀川農村漁業者トレーニングセンター
184	雄物川	神内川	上木沢	協和船沢	0.04	0	エフ・ピーケ(株) 1国道0.09km		
185	雄物川	神内川	船沢	協和船沢	0.13	17	部落会館1、 国道0.22km	有	
186	雄物川	淀川	雨池沢1	協和船沢	0.01	0	県環境保全センター破 砕及び焼却処理施設1		
187	雄物川	淀川	雨池沢2	協和船沢	0.11	0	県環境保全センター破 砕及び焼却処理施設1		
188	雄物川	雄物川	小平沢中 段沢	協和船沢	0.08	1	伊藤木工I、(有)佐 藤建業1、鉄道0.04km		
189	雄物川	雄物川	前沢沢	協和峰吉川	0.06	3	国道0.08km		旧峰吉川小学校体育館
190	雄物川	雄物川	峯吉川沢2	協和峰吉川	0.01	3			旧峰吉川小学校体育館
191	雄物川	荒川	面日沢	協和荒川	0.10	3			大盛資料館大 盛分館
192	雄物川	荒川	川前沢	協和荒川	0.08	1			大盛資料館大 盛分館
193	雄物川	荒川	鍋越沢	協和荒川	0.05	3	国道0.08km		大盛資料館大 盛分館
194	雄物川	宮田又 沢川	林の沢	協和荒川	0.02	4			徳滝荘林業会館
195	雄物川	宮田又 沢川	清水ヶ沢	協和荒川	0.05	4		有	徳滝荘林業会館
196	雄物川	荒川	上野沢3	協和荒川	0.02	3			荒川地区館
197	雄物川	荒川	上荒川沢2	協和荒川	0.02	2	国道0.11km		
198	雄物川	荒川	大橋向沢	協和上淀川	0.07	3			旧荒川小学校
199	雄物川	繫川	稲沢沢	協和稲沢	0.04	1			稲沢センター
200	雄物川	小黒川	西ノ向沢1	協和船岡	0.03	2	国道0.05km		一の渡会館
201	雄物川	小黒川	西ノ向沢2	協和船岡	0.02	2	国道0.05km		一の渡会館
202	雄物川	淀川	中村沢	協和中淀川	0.04	1			旧淀川小学校
203	雄物川	淀川	堤ヶ沢沢	協和小種	0.01	1			土渕部落会館
204	雄物川	神内川	船沢沢	協和船沢	0.05	4	国道0.06km		
205	雄物川	神内川	タマキ沢2	協和船沢	0.01	1			
206	雄物川	神内川	タマキ沢2	協和船沢	0.02	1	国道0.06km		
207	雄物川	雄物川	半仙沢3	協和峰吉川	0.15	1			峰山荘協和と老 人憩いの家
208	雄物川	淀川	庄内沢	協和船岡	0.08	4			庄内会館
209	雄物川	湯元川	小荒沢沢	外小友	0.02	2	集会所1		
210	雄物川	檜岡川	下湯ノ又沢1	外小友	0.05	6	杉田メリヤス工業南 外工場1、県道0.18km		旧南外西小学 校

番号	水系名	河川名	溪流名	溪流 所在地	流域 面積	保全対象		砂防指 定地の 有無	安全な避難場 所の有無 (砂防指定地番号)
						人家 戸数	公 共 施設等		
211	雄物川	檜岡川	下湯ノ又沢2	外小友	0.02	5	学校給食センター1、県道0.18km		旧南外西小学校
212	雄物川	湯元川	下荒又沢1	外小友	0.13	2	縫製工場1、県道0.09km		荒又自治会館
213	雄物川	湯元川	松木田沢	外小友	0.12	2	ふるさと館、県道0.12km		湯ノ又児童館
214	雄物川	檜岡川	揚土沢1	南檜岡	0.05	5	寺1		揚北児童館
215	雄物川	檜岡川	揚土沢2	南檜岡	0.01	5	寺1		揚北児童館
216	雄物川	雄物川	太平山沢	南檜岡	1.26	7	生活センター1、県道0.13km		木直自治会館
217	雄物川	西ノ又川	無尻橋沢	外小友	0.05	5	国道0.04km		大西自治会館
218	雄物川	大畑深山沢	権現山沢1	南檜岡	0.04	0	レクリエーション管理センター1		
219	雄物川	雄物川	平形沢1	南檜岡	0.02	1	寺1		
220	雄物川	雄物川	平形沢2	南檜岡	0.15	4	県道0.06km		木直自治会館
221	雄物川	雄物川	平形沢3	南檜岡	0.49	4	県道0.10km		木直自治会館
222	雄物川	雄物川	木直沢	南檜岡	0.06	2	県道0.10km		木直自治会館
223	雄物川	雄物川	源太の入水沢	南檜岡	0.05	4	県道0.11km		南檜岡小学校
224	雄物川	雄物川	田中田沢1	南檜岡	0.04	3			南檜岡小学校
225	雄物川	黒沢	田中田沢2	南檜岡	0.03	1			南檜岡小学校
226	雄物川	雄物川	春木沢沢	南檜岡	0.23	1			
227	雄物川	檜岡川	滝ノ沢沢	外小友	0.11	1			滝自治会館
228	雄物川	檜岡川	水上沢	外小友	0.05	4			滝自治会館
229	雄物川	檜岡川	滝中田表沢	外小友	0.08	3			滝自治会館
230	雄物川	檜岡川	水上沢沢	外小友	0.05	1			滝自治会館
231	雄物川	檜岡川	下滝沢1	外小友	0.22	3			滝自治会館
232	雄物川	檜岡川	下滝沢2	外小友	0.05	1			滝自治会館
233	雄物川	檜岡川	下滝沢3	外小友	0.37	1			滝自治会館
234	雄物川	檜岡川	於其沢	外小友	0.11	4	県道0.10km		中野自治会館
235	雄物川	檜岡川	手まへの沢	外小友	0.06	4	県道0.10km		中野自治会館
236	雄物川	檜岡川	湯神台沢	外小友	0.02	3			中野自治会館
237	雄物川	檜岡川	十二ヶ沢沢1	外小友	0.02	3			
238	雄物川	檜岡川	オバタテ沢	外小友	0.04	2			
239	雄物川	檜岡川	十二ヶ沢沢2	外小友	0.02	3			
240	雄物川	檜岡川	十二ヶ沢沢3	外小友	0.13	1			
241	雄物川	檜岡川	十二ヶ沢沢4	外小友	0.19	2			
242	雄物川	檜岡川	十二ヶ沢沢5	外小友	0.09	1			
243	雄物川	檜岡川	中荒沢沢1	外小友	0.10	1			
244	雄物川	檜岡川	中荒沢沢2	外小友	0.30	1			

番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地	流域面積	保全対象		砂防指定地の有無	安全な避難場所の有無 (砂防指定地番号)
						人家戸数	公共施設等		
245	雄物川	檜岡川	中荒沢沢3	外小友	0.01	2			
246	雄物川	檜岡川	中荒沢沢4	外小友	0.03	2			
247	雄物川	檜岡川	下荒沢沢1	外小友	0.18	3			
248	雄物川	檜岡川	下荒沢沢2	外小友	0.03	2			
249	雄物川	檜岡川	下荒沢沢3	外小友	0.01	1			
250	雄物川	檜岡川	下荒沢沢4	外小友	0.01	1			
251	雄物川	西ノ又川	大柳沢	外小友	0.03	1			大西自治会館
252	雄物川	西ノ又川	西ノ又沢	外小友	0.14	1	国道0.05km		大西自治会館
253	雄物川	西ノ又川	無尻橋沢	南檜岡	0.03	1	国道0.06km		無尻橋部落会館
254	雄物川	西ノ又川	大和野沢1	南檜岡	0.40	2			無尻橋部落会館
255	雄物川	西ノ又川	大和野沢2	南檜岡	0.02	3			無尻橋部落会館
256	雄物川	西ノ又川	大和野沢3	南檜岡	0.01	3			無尻橋部落会館
257	雄物川	西ノ又川	及位沢1	南檜岡	0.02	3			及位自治会館
258	雄物川	西ノ又川	及位沢2	南檜岡	0.01	2			及位自治会館
259	雄物川	西ノ又川	及位沢3	南檜岡	0.03	4			及位自治会館
260	雄物川	西ノ又川	水沢沢	南檜岡	0.06	1			及位自治会館
261	雄物川	西ノ又川	新屋布沢	南檜岡	0.09	2			南外コミュニティセンター
262	雄物川	檜岡川	寺沢沢1	南檜岡	0.05	1			
263	雄物川	檜岡川	寺沢沢2	南檜岡	0.02	1			
264	雄物川	檜岡川	寺沢沢3	南檜岡	0.05	1			
265	雄物川	檜岡川	大杉沢1	南檜岡	0.02	3			高野地域多目的集会所
266	雄物川	檜岡川	大杉沢2	南檜岡	0.02	4			高野地域多目的集会所
267	雄物川	檜岡川	揚土沢3	南檜岡	0.05	1			
268	雄物川	湯元川	小浪滝沢1	外小友	0.08	2	県道0.03km		荒又自治会館
269	雄物川	湯元川	小浪滝沢2	外小友	0.03	1	県道0.10km		荒又自治会館
270	雄物川	湯元川	上荒又沢	外小友	0.02	1	県道0.07km		荒又自治会館
271	雄物川	湯元川	外山沢1	外小友	0.06	2			
272	雄物川	湯元川	下荒又沢2	外小友	0.03	1	県道0.08km		荒又自治会館
273	雄物川	湯元川	下荒又沢3	外小友	0.05	1			荒又自治会館
274	雄物川	檜岡川	釜坂沢	外小友	0.02	1	県道0.05km		
275	雄物川	湯元川	上釜坂沢1	外小友	0.03	3	県道0.13km		
276	雄物川	湯元川	上釜坂沢2	外小友	0.01	3	県道0.13km		
277	雄物川	湯元川	赤畑沢	外小友	0.01	2			
278	雄物川	湯元川	十二ノ前沢	外小友	0.24	2			
279	雄物川	湯元川	湯元沢1	外小友	0.04	2	県道0.07km		岩倉児童館
280	雄物川	湯元川	湯元沢2	外小友	0.06	1	県道0.09km		
281	雄物川	湯元川	湯元沢3	外小友	0.03	2	県道0.10km		岩倉児童館

番号	水系名	河川名	溪流名	溪流 所在地	流域 面積	保全対象		砂防指 定地の 有無	安全な避難場 所の有無 (砂防指定地番号)
						人家 戸数	公 共 施設等		
282	雄物川	湯元川	湯元沢4	外小友	0.35	2	県道0.11km		
283	雄物川	湯元川	松木田沢	外小友	0.01	1			湯ノ又児童館
284	雄物川	小出川	大畑替沢1	南檜岡	0.09	2	高速道路 0.05km		
285	雄物川	小出川	大畑替沢2	南檜岡	0.28	3	高速道路 0.05km		
286	雄物川	檜岡川	上ノ巣沢沢1	外小友	0.05	1			
287	雄物川	檜岡川	上ノ巣沢沢2	外小友	0.02	1			
288	雄物川	桑台沢	上桑台沢	外小友	0.04	1			
289	雄物川	斉内川	桧山沢	太田町太田	0.74	1	自治会館1		
290	雄物川	斉内川	根堀の沢	太田町太田	0.05	3			
291	雄物川	川口川	大谷地沢	太田町太田	0.29	3			惣行会館
292	雄物川	川口川	小坂沢1	太田町太田	0.33	4			惣行会館
293	雄物川	川口川	小坂沢2	太田町太田	0.14	3			惣行会館

## 7-5 山地

## (1) 山腹崩壊危険地

(県森林整備課)

番号	位置		面積 ha	地区内保全対象			適用
	大字	地区名		人家	公共施設	道路	
1	協和船沢	高仕切	1	4		国道	
2	協和船沢	船沢	2	20		国道	
3	協和船沢	田の沢	1	20		国道	
4	協和船沢	畑ヶ沢	1	2		国道	
5	協和船沢	畑ヶ沢	1	2		国道	
6	協和小種	石田坂	1			県道	
7	協和小種	堤ヶ沢	2	16		市道	
8	協和下淀川	岡田山	3	6		国道	
9	協和中淀川	前山	1	9		県道	
10	協和中淀川	田の沢	1	1		市道	
11	協和中淀川	古種沢	1			市道	
12	協和中淀川	古種沢の内蛇走	4			市道	
13	協和中淀川	古種沢の内水上沢	1			市道	
14	協和中淀川	古種沢の内蛇走	1			市道	
15	協和船岡	唐松岳	6			市道	
16	協和船岡	西の向	1	5		国道	
17	協和船岡	七袋	3			市道	
18	協和船岡	七袋	3			市道	
19	協和船岡	沢内	2	6		市道	
20	協和船岡	庄内前田表	6	14		市道	
21	協和荒川	下中野山	1	18		国道	
22	協和荒川	前山	1	2	1	国道	
23	協和荒川	蟹ヶ沢	9	30		国道	
24	協和荒川	協和荒川後山	1	7		その他	
25	協和荒川	大蕨台	4			市道	
26	協和荒川	橙木	7	9		市道	
27	協和荒川	新田表	23			国道	
28	協和荒川	キハダ沢	10			国道	
29	協和荒川	宮の沢	1	3		市道	
30	協和荒川	ウガイ沢	3			市道	
31	協和荒川	勝右エ門袋	5			市道	
32	協和荒川	学坂	7			市道	
33	協和稲沢	長者森	14			市道	
34	協和稲沢	番屋沢	2	2		国道	
35	協和稲沢	樺坂	1	4		市道	
36	協和稲沢	細越沢	5	10		市道	
37	協和稲沢	細越沢	15			国道	
38	協和稲沢	釜の川	6			国道	
39	協和稲沢	釜の川	6	13		国道	
40	協和荒川	紫倉沢	11			市道	

番号	位 置		面積 ha	地区内保全対象			適 用
	大 字	地 区 名		人家	公共施設	道 路	
41	協和荒川	ニテコ沢	1	11		市道	
42	協和境	下台	4		1	市道	
43	協和中淀川	稗田沢	1			市道	
44	協和中淀川	志の沢	1	1		市道	
45	協和下淀川	大猿田	3			県道	
46	協和小種	車田山内	1	12		市道	
47	強首	大川向山根	10			県道	
48	協和峰吉川	下の沢奥	3			市道	
49	協和峰吉川	半仙	2	5	1	市道	
50	協和峰吉川	半仙	2	1	1	市道	
51	協和峰吉川	半仙	1		1	市道	
52	協和峰吉川	半仙	1		1	国道	
53	協和峰吉川	半仙	1		1	市道	
54	協和峰吉川	半仙	1		1	市道	
55	協和峰吉川	半仙	1	17		国道	
56	協和峰吉川	水上沢葎沢	1	32		市道	
57	協和峰吉川	中の沢	1	30		市道	
58	協和峰吉川	中の沢	2	11		国道	
59	協和峰吉川	高寺山	1	18	1	国道	
60	協和峰吉川	芦沢山	2	10		市道	
61	協和峰吉川	五本松	3			林道	
62	土川	田ノ沢	3			林道	
63	土川	泉沢山	1	6		市道	
64	土川	家の上	1	3		市道	
65	土川	床畑山	1	10		市道	
66	土川	床畑山	6			県道	
67	土川	柳沢山	1	7		市道	
68	土川	十二山	1	4		市道	
69	土川	十二山	1	10		市道	
70	土川	十二山	1	6		市道	
71	土川	鬼頭沢	7	26		市道	
72	土川	鬼頭沢	3	3		市道	
73	土川	瀬在郷沢	3	7		市道	
74	土川	瀬在郷沢	5			市道	
75	土川	瀬在郷沢	5	1		市道	
76	土川	内堤沢	1	2		県道	
77	土川	半道寺館ヶ沢	2	21		市道	
78	土川	小杉山沢家の沢	1	4	1	県道	
79	土川	小杉山沢仏沢山	1	3		市道	
80	土川	小杉山沢仏沢山	4	5		市道	
81	土川	小杉山沢ヨモギ沢	1	2		林道	
82	土川	小杉山沢後山	1	9		県道	
83	土川	小杉山沢丸山	17	6		県道	
84	土川	小杉山沢牢の沢	17	21		県道	

番号	位 置		面積 ha	地区内保全対象			適 用
	大 字	地 区 名		人家	公共施設	道 路	
85	土川	小杉山沢	12			県道	
86	長野	長野山	1	11		県道	
87	土川	小杉山沢	1	2		市道	
88	土川	明光沢尻山	1	2		市道	
89	土川	小杉山沢焼山沢	3	20		県道	
90	土川	小杉山沢入水沢	1	7		市道	
91	神宮寺	小沢山	3	14		市道	
92	土川	小杉山沢乱場	1	5		農道	
93	長戸呂	滝ノ沢	1	7		市道	
94	長野	長野山	2	3		市道	
95	長野	長野山	6	4		県道	
96	長野	長野山	3			県道	
97	豊岡	入角	6			その他	
98	豊岡	小沼山	5	10		市道	
99	豊岡	小沼山	5	15		市道	
100	豊岡	小滝	3			林道	
101	豊岡	小滝	3			林道	
102	栗沢	伊勢ノ腰	2	12		市道	
103	大神成	高寺	2	16		その他	
104	太田町	真木根堀	7	3		林道	
105	太田町	高堂長根武士平	11	3	1	市道	
106	太田町	惣行山	17	10		市道	
107	内小友	下田谷地	1	12		県道	
108	内小友	寺山	1	6		市道	
109	内小友	高寺	1	5		市道	
110	内小友	上深山	1	2		市道	
111	内小友	下深山	2	4		市道	
112	内小友	石持	1	3		市道	
113	内小友	高寺	1	6		市道	
114	内小友	太田	1	26		市道	
115	内小友	荒川岱下り	1	3		県道	
116	内小友	泉台	1	6		市道	
117	内小友	泉沢	1	4		市道	
118	内小友	泉沢	1	7		市道	
119	内小友	中伊岡	2	12		国道	
120	内小友	鳥海沢	1	3		国道	
121	内小友	北太田	1	9		国道	
122	内小友	北太田	1	1		市道	
123	内小友	余り目	1	8		国道	
124	大曲西根	仁応寺	1	10		市道	
125	大曲西根	上成沢	1	16		市道	
126	蛭川	石山下	4	40		国道	
127	蛭川	田ノ上	1	15		市道	
128	蛭川	上屋敷	3	42		市道	

番号	位 置		面積 ha	地区内保全対象			適 用
	大 字	地 区 名		人家	公共施設	道 路	
129	蛭川	下屋敷	4	26		市道	
130	南外南檜岡	木直沢	1	12		県道	
131	内小友	棚木沢	3			市道	
132	内小友	深山	1			市道	
133	内小友	中山	1	12		市道	
134	内小友	小出沢尻	4	3		市道	
135	内小友	小出沢	2	2		市道	
136	内小友	小出沢	1	2		市道	
137	内小友	小出沢	1	2		市道	
138	内小友	下小出沢	1	5		市道	
139	内小友	堂ノ前	1	3		市道	
140	南外外小友	大向	4	11		国道	
141	南外外小友	薬師堂	1	13		市道	
142	南外外小友	胡麻ノ沢出口	1			その他	
143	南外外小友	上巢ノ沢	1	3		市道	
144	南外外小友	巢ノ沢	2			県道	
145	南外外小友	滝中田表	1	2		市道	
146	南外外小友	大黒森	4	6		市道	
147	南外外小友	中桑台	4	3		農道	
148	南外外小友	夏見沢	2			市道	
149	南外外小友	大黒森	2			市道	
150	南外外小友	滝ノ沢	1	2		市道	
151	南外外小友	田尻	3	4		市道	
152	南外外小友	下滝沢	1	11		県道	
153	南外外小友	滝の上	6			県道	
154	南外外小友	一ト刎	1	3		県道	
155	南外外小友	中荒沢	10	7		市道	
156	南外外小友	外小友十二ヶ沢	2	11		市道	
157	南外外小友	十二ヶ沢古真木	3			市道	
158	南外外小友	神口沢	4			市道	
159	南外外小友	外小友十二ヶ沢	1	11		市道	
160	南外外小友	外小友十二ヶ沢	2	1		市道	
161	南外外小友	中荒沢	2	7		市道	
162	南外外小友	小荒沢	1	6		市道	
163	南外外小友	下荒沢	1	10		市道	
164	南外外小友	才の神	5	2		市道	
165	南外外小友	上釜坂	2	5		市道	
166	南外外小友	下荒又	1	2		県道	
167	南外外小友	外山	3	2		市道	
168	南外外小友	外山	2	2		市道	
169	南外外小友	外山	2			市道	
170	南外外小友	中荒又	2	3		県道	
171	南外外小友	上荒又	6	8		県道	
172	南外外小友	中荒又	5	6		県道	

番号	位 置		面積 ha	地区内保全対象			適 用
	大 字	地 区 名		人家	公共施設	道 路	
173	南外外小友	上釜坂	4	10		県道	
174	南外外小友	十二ノ前	3	9		県道	
175	南外外小友	湯元	6	6		県道	
176	南外外小友	松木田	2	4		県道	
177	南外外小友	若林	2	4		市道	
178	南外	西ノ又	1	5		市道	
179	南外	平沢	2	4		国道	
180	南外	大和野	1	8		国道	
181	南外	及位	3	20		国道	
182	南外	水沢沢	1	1		市道	
183	南外	新屋布	2	3		市道	
184	南外南檜岡	寺沢	4	7		市道	
185	南外南檜岡	寺沢	4	3		市道	
186	南外南檜岡	寺沢	7	6		市道	
187	南外	大杉山	1	12		市道	
188	南外	大杉山	3	4		市道	
189	南外	防田石兀ノ下	4			市道	
190	南外	古館山	2	9		市道	
191	南外	十二袋	7	10		市道	
192	南外	梵字ヶ沢	8			市道	
193	南外	物渡山	6			市道	
194	大沢郷寺	重郎左エ門沢	3	9		市道	
195	大沢郷寺	小戸川抱苧	3			市道	
196	円行寺	滝の下	1			県道	
197	円行寺	戸川	2	4		市道	
198	円行寺	戸川	1	4		市道	
199	円行寺	露ヶ台	1	8		県道	
200	円行寺	横山	2			市道	
201	円行寺	布又尻	2	3		市道	
202	円行寺	布又尻	1	2		市道	
203	円行寺	淵ヶ沢	1	3		市道	
204	円行寺	布又	3			市道	
205	円行寺	南ヶ沢	2	1		市道	
206	円行寺	布又尻	1	1		市道	
207	円行寺	横山	4	1		市道	
208	大沢郷宿	滝ノ沢	2	3		県道	
209	大沢郷宿	滝ノ沢	1	3		市道	
210	大沢郷宿	棚ヶ平	3			県道	
211	大沢郷宿	秋通	1	3		市道	
212	大沢郷宿	尊仏	1	11		市道	
213	高城	上野	1	20		市道	
214	高城	羽根木沢	1	4		市道	
215	大沢郷寺	石持	1	13		県道	
216	大沢郷寺	野田家腰	1	13		県道	









番号	位 置		面積 ha	地区内保全対象			適 用
	大 字	地 区 名		人家	公共施設	道 路	
217	大沢郷寺	家の上	1	30		市道	
218	大沢郷寺	高浦田	1	5		市道	
219	大沢郷寺	金木沢	1	2		市道	
220	大沢郷寺	弥八沢	2	1		県道	
221	大沢郷寺	樋向	1	3		市道	
222	大沢郷寺	水上ノ沢	1			市道	
223	大沢郷寺	宮ノ前	1	4		市道	
224	円行寺	冷水ノ沢	2	6		市道	
225	円行寺	坂繫	4	10		市道	
226	円行寺	宮ノ下	1	2		市道	
227	円行寺	地藏下	4	13		市道	
228	円行寺	樋向	3	8		市道	
229	大沢郷宿	屋布前	3	4		市道	
230	大沢郷宿	戸屋沢	2	1		市道	
231	大沢郷宿	戸屋沢	3	6		市道	
232	大沢郷宿	大場沢	1	2		県道	
233	大沢郷宿	小場沢	1	2		市道	
234	大沢郷宿	金剛寺	1	3		市道	
235	大沢郷宿	小田ノ沢	1	14		市道	
236	大沢郷寺	白坂	2	14		市道	
237	大沢郷寺	覚ノ畑	3	4		市道	
238	大沢郷宿	榊沢	1	2		市道	
239	大沢郷宿	榊沢	3	7		林道	
240	大沢郷宿	山の田	3	7		市道	
241	大沢郷宿	田代野	2	4		市道	
242	杉山田	釜の沢	2			県道	
243	正手沢	トドメキ	4	11		県道	
244	正手沢	下桶掛り	4	2		県道	
245	正手沢	釜の沢	3	10		県道	

(市農林整備課)

番 号	位 置		面 積 ha	地区内保全対象			適 用
	大 字	地区名		人家	公共施設	道路	
1	大沢郷宿	粮沢		6	1	県道	

## (2) 崩壊土砂流出危険地

(県森林整備課)

番号	位置		面積 ha	地区内保全対象			適用
	大字	地区名		人家	公共施設	道路	
1	協和船沢	大犬沢	0.63	5		国道	
2	協和船沢	弓の沢	0.54	0		国道	
3	協和船沢	木戸ヶ沢	0.99	2		国道	
4	協和小種	田の沢	0.90	11		県道	
5	協和下淀川	岡田山	0.24	2		県道	
6	協和中淀川	小要山	0.18	10		県道	
7	協和中淀川	六郎沢	2.28	5		県道	
8	協和上淀川	雨池沢	1.26			市道	
9	協和境	古種沢の内蛇走	2.04	1	1	市道	
10	協和境	岩淵	0.63			県道	
11	協和船岡	西の向	0.54	2		国道	
12	協和船岡	七袋	0.12			国道	
13	協和船岡	七袋	0.90			市道	
14	協和船岡	七袋	0.12			市道	
15	協和船岡	寺地	0.12			農道	
16	協和船岡	琴ヶ沢	0.12	1		県道	
17	協和船岡	沢内	0.90	1		市道	
18	協和船岡	沢内	0.30			県道	
19	協和船岡	沢内	0.18			県道	
20	協和船岡	笛ヶ沢	0.54			県道	
21	協和船岡	笛ヶ沢	1.80	12		県道	
22	協和船岡	上庄内	0.63	7		県道	
23	協和船岡	庄内前田表	0.30	15		県道	
24	協和船岡	山田	0.72			県道	
25	協和船岡	向築茂	1.35			農道	
26	協和境	苅谷沢	0.63	20	1	国道	
27	協和境	石森	3.60	10	1	国道	
28	協和境	岸館	0.99	20		国道	
29	協和荒川	島淵山	0.90	7		国道	
30	協和荒川	薬師堂	0.63	30		国道	
31	協和荒川	水沢	0.30			国道	
32	協和荒川	昆野沢	0.30	6		市道	
33	協和荒川	釜の淵	0.18			林道	
34	協和荒川	砂子沢ノ内堀切	4.20	2		市道	
35	協和荒川	五枚平	5.25	5		市道	
36	協和荒川	白石沢	1.17	4		市道	
37	協和荒川	季沢	1.35	4		市道	
38	協和荒川	湯の沢山	4.50	4		市道	
39	協和荒川	猪の沢	0.90			市道	
40	協和荒川	上荻原	0.30			市道	
41	協和荒川	文右エ門滝	2.28	10		市道	
42	協和荒川	金取	0.24			国道	
43	協和荒川	キハダ沢	0.30			国道	

番号	位置		面積 ha	地区内保全対象			適用
	大字	地区名		人家	公共施設	道路	
44	協和荒川	戌平滝の沢	0.63	2		国道	
45	協和荒川	曾世ヶ沢	0.63	7		国道	
46	協和荒川	木仏沢	0.54	4		国道	
47	協和荒川	上畑ヶ沢	0.24	2		市道	
48	協和荒川	上揚	0.18	1		市道	
49	協和荒川	百目石山	0.30			市道	
50	協和荒川	百目石	0.24			林道	
51	協和荒川	宮田又牛沢又沢	0.90			林道	
52	協和荒川	ウガイ沢	0.54			林道	
53	協和荒川	貝場沢	0.12			市道	
54	協和荒川	番屋沢	0.54	5		国道	
55	協和荒川	小牛沢	0.30			林道	
56	協和荒川	長者森	1.17			林道	
57	協和荒川	学坂	0.18			林道	
58	協和稲沢	長者森	0.30			市道	
59	協和稲沢	長者森	0.30			市道	
60	協和稲沢	蛇沢	3.24	2		国道	
61	協和稲沢	小豆沢	1.35			市道	
62	協和稲沢	樺坂	1.35	3		国道	
63	協和稲沢	細越沢	0.63	7		市道	
64	協和稲沢	釜の川	1.80	12		国道	
65	協和稲沢	黒森沢	0.99			国道	
66	協和稲沢	小船沢	2.16			市道	
67	協和稲沢	諏訪山出口	3.00			市道	
68	協和稲沢	春木場沢	0.90			林道	
69	協和稲沢	滝の沢	2.64			林道	
70	協和稲沢	沼の沢	0.90			林道	
71	協和荒川	大倉沢	0.54			林道	
72	協和荒川	紫倉沢	0.36			林道	
73	協和荒川	沢山	2.16			市道	
74	協和荒川	板井沢山	4.35			林道	
75	協和荒川	出羽湯の沢	2.52			林道	
76	協和境	石森	2.04		1	国道	
77	協和境	岩坂下	0.18	4		国道	
78	協和境	下台	0.24		1	国道	
79	協和中淀川	売笈	0.72			県道	
80	協和中淀川	志の沢	0.12	6		市道	
81	協和中淀川	岩の沢	0.63	11		県道	
82	協和下淀川	小林	0.12	2	0	市道	
83	協和小種	泉沢山	0.45	20	0	県道	
84	協和峰吉川	上の沢	1.26	10	0	県道	
85	協和峰吉川	半仙	0.12	3	1	市道	
86	協和峰吉川	半仙	0.12	3	1	市道	
87	協和峰吉川	半仙	0.24		1	市道	

番号	位置		面積 ha	地区内保全対象			適用
	大字	地区名		人家	公共施設	道路	
88	協和峰吉川	半仙	0.63	5	1	国道	
89	協和峰吉川	半仙	0.06	30	1	国道	
90	協和峰吉川	滝の沢	3.24	80	1	国道	
91	協和峰吉川	中の沢	0.18	10	1	国道	
92	協和峰吉川	前沢山	0.99	8	1	国道	
93	協和峰吉川	高寺山	0.18		1	国道	
94	協和峰吉川	高寺山	1.08	7	1	国道	
95	協和峰吉川	芦沢山	0.63			林道	
96	協和峰吉川	松倉山	4.35			国道	
97	協和峰吉川	ナカコ平	0.24			林道	
98	協和峰吉川	真木	0.54			林道	
99	刈和野	阿弥陀沢	0.90	5	1	国道	
100	刈和野	才の神台	1.35	50	1	国道	
101	土川	大佐沢狸沢オイノ沢	3.36	20		国道	
102	刈和野	中沢湯ノ沢	0.90	1		国道	
103	刈和野	田中キツ坂	0.24		1	市道	
104	刈和野	漆原キツ坂	1.26	2		国道	
105	土川	栗木沢	1.08	6		県道	
106	土川	泉沢山	1.08	1		県道	
107	土川	板沢山	0.63	1		市道	
108	土川	水沢山	2.52	10		市道	
109	土川	床畑山	0.72	1		県道	
110	土川	床畑山	0.63	1		県道	
111	土川	床畑山	1.92	15		県道	
112	土川	床畑山	0.12	4		県道	
113	土川	大滝沢	5.10	15		市道	
114	土川	十二山	0.18	6		市道	
115	土川	小又沢	6.45	2		市道	
116	土川	小又沢	0.54			市道	
117	土川	鬼頭沢	1.17	2		市道	
118	土川	鬼頭沢	0.81	11		市道	
119	土川	鬼頭沢	1.26	5		市道	
120	土川	鬼頭沢	0.54	7		市道	
121	土川	鬼頭沢	1.80	12		市道	
122	土川	鬼頭沢	1.56	10		市道	
123	土川	瀬在郷沢	0.30			市道	
124	土川	瀬在郷沢	0.72	2		市道	
125	土川	仁井山沢	0.90	1		市道	
126	土川	大西の又	4.80	20		県道	
127	土川	オジケ沢	0.18	10		県道	
128	土川	湯出の沢	0.54	1		県道	
129	土川	小杉山沢岩の沢	0.72	5		市道	
130	土川	小杉山沢柴倉沢	1.56	15		県道	
131	土川	小杉山沢仏沢山	0.54	2		市道	

番号	位置		面積 ha	地区内保全対象			適用
	大字	地区名		人家	公共施設	道路	
132	土川	小杉山沢大沢	0.72	6		市道	
133	土川	小杉山沢椿沢	1.80	7		市道	
134	土川	小杉山沢東山	1.26	7		県道	
135	土川	小杉山沢後山	0.90	10		県道	
136	土川	小杉山沢牢の沢	0.54	13		県道	
137	土川	小杉山沢	2.64	16		県道	
138	長野	長野山	0.81	3		県道	
139	長野	長野山	0.45	12		県道	
140	土川	小杉山沢	0.54	12		県道	
141	土川	小杉山沢	0.54			県道	
142	土川	小杉山沢前山	0.24			市道	
143	土川	小杉山沢	0.72			市道	
144	土川	小杉山沢	2.28	2		市道	
145	土川	小杉山沢岩長根	0.30	2		県道	
146	土川	小杉山沢大石沢	0.30			県道	
147	長戸呂	ハサバ長根	1.35	20		県道	
148	長戸呂	大沢	0.30	15		県道	
149	長野	長野山	0.72	8		県道	
150	長野	堂山官山	0.30	2		県道	
151	豊岡	入角	1.17			林道	
152	豊岡	小沼山	0.63			市道	
153	豊岡	小沼山	0.12	5		県道	
154	豊岡	小沼山	0.12	20		県道	
155	豊岡	小沼山	0.18	5		市道	
156	豊岡	小沼山	0.18	10		市道	
157	豊岡	小沼山	0.90	2		市道	
158	栗沢	北野	0.18	2		市道	
159	栗沢	伊勢ノ腰	0.18	11		市道	
160	栗沢	作沢山	0.18	7		市道	
161	栗沢	山ノ沢	0.54	1		市道	
162	大神成	扇形山	2.52			林道	
163	大神成	扇形山	0.54			林道	
164	大神成	扇形山	0.99	3		市道	
165	大神成	扇形山	0.24	2		市道	
166	太田	大森台	2.40			林道	
167	太田	真木根堀	0.30			林道	
168	太田	真木根堀	1.08			市道	
169	太田	金井伝山	1.08	10		市道	
170	長信田	内ノ沢	0.63	10		市道	
171	太田	棚台	2.64	12		市道	
172	長信田	大台	2.52	12		市道	
173	太田	惣行山	0.54	11		市道	
174	太田	惣行山	0.81	8		市道	
175	長信田	バチ沢	0.24			市道	

番号	位置		面積 ha	地区内保全対象			適用
	大字	地区名		人家	公共施設	道路	
176	長信田	バチ沢	0.90			林道	
177	齊内	上の山	0.90			市道	
178	川口	北ノ又沢	4.50			市道	
179	内小友	上深山	0.90	5		市道	
180	内小友	石持	0.99	12		市道	
181	内小友	大関	1.08	10		国道	
182	内小友	差森	1.26	6		国道	
183	内小友	荒山台	0.63	6		その他	
184	内小友	館ヶ沢	1.26	13		国道	
185	内小友	泉台	1.08	13		国道	
186	内小友	栗沢	1.08	8		国道	
187	内小友	山根	1.80	20		国道	
188	大曲西根	仁応寺	2.64	10		国道	
189	大曲西根	仁応寺	0.90	10		国道	
190	大曲西根	宇津野台	0.72	5		国道	
191	大曲西根	熊ノ沢	1.80	12		国道	
192	大曲西根	鳥居	0.81	30	2	国道	
193	蛭川	蛭川山	1.17	30		国道	
194	蛭川	大方寺	0.54	30		国道	
195	蛭川	蛭川山	0.72	30		国道	
196	花館	楊ノ森	0.63			市道	
197	神宮寺	落貝	1.17	1		市道	
198	神宮寺	三森腰回	1.26	5		県道	
199	南檜岡	木直沢	2.88	10		県道	
200	南檜岡	下木直山	0.90	2		県道	
201	南檜岡	下木直山	1.26	5		県道	
202	南檜岡	田中田山根	0.30	5	1	県道	
203	南檜岡	坊田	0.90	20		県道	
204	南檜岡	坊田黒沢	7.20	5	1	県道	
205	南檜岡	小出押切沢	0.81	2		市道	
206	南檜岡	大畑深山	2.76	5		市道	
207	南檜岡	大畑潜沢	0.99	3		市道	
208	南檜岡	大畑潜沢	0.63	3		市道	
209	内小友	深山	0.45			市道	
210	内小友	深山	2.40			市道	
211	内小友	深山	0.30			市道	
212	内小友	深山	0.54			市道	
213	内小友	桃の沢	0.90	6		国道	
214	内小友	ザラメキ	0.72	10		市道	
215	内小友	荒山台	0.63	10		国道	
216	内小友	釜の沢	0.30	2		国道	
217	内小友	田の沢	0.63	10		国道	
218	内小友	小出沢	0.18	4		市道	
219	内小友	小出沢	0.12	3		市道	
220	南外外小友	丸木橋	0.18	2		市道	

番号	位置		面積 ha	地区内保全対象			適用
	大字	地区名		人家	公共施設	道路	
221	南外外小友	田ノ沢	0.30	3		市道	
222	南外外小友	笹森沢	0.72			市道	
223	南外外小友	上巢ノ沢	1.35	3		市道	
224	南外外小友	深沢	1.08			市道	
225	南外外小友	川堤	3.12	8		市道	
226	南外外小友	田尻	0.06	5		県道	
227	南外外小友	大平	0.54	1		県道	
228	南外外小友	於其沢	0.54	6		県道	
229	南外外小友	水上沢	0.63	4		県道	
230	南外外小友	下滝	0.24	10		県道	
231	南外外小友	下荒沢	0.12	3		市道	
232	南外外小友	上荒沢	3.00	8		市道	
233	南外外小友	外小友十二ヶ沢	0.24	11		市道	
234	南外外小友	十二ヶ沢畑谷沢	0.72	11		市道	
235	南外外小友	外小友十二ヶ沢	0.24	11		市道	
236	南外外小友	外小友十二ヶ沢	0.24	5		市道	
237	南外外小友	外小友十二ヶ沢	0.18	3		市道	
238	南外外小友	中荒沢	0.24	5		市道	
239	南外外小友	小荒沢	0.63	4		市道	
240	南外外小友	伝上坊	2.64	5		市道	
241	南外外小友	下荒沢	0.72	7		市道	
242	南外外小友	十二ノ前	0.30	3		県道	
243	南外外小友	上釜坂	0.24	5		県道	
244	南外外小友	小浪滝	0.81	10		県道	
245	南外外小友	小浪滝	0.54	3		県道	
246	南外外小友	小浪滝	0.18	2		県道	
247	南外外小友	向ノ沢	0.72	7		県道	
248	南外外小友	折橋沢	2.10	4		県道	
249	南外外小友	下荒又	0.54	1		県道	
250	南外外小友	上釜坂	0.90	3		県道	
251	南外外小友	上釜坂	0.24	5		県道	
252	南外外小友	猿井沢	1.56	7		県道	
253	南外外小友	十二ノ前	0.18	2		県道	
254	南外外小友	外小友寺沢	0.81	4		県道	
255	南外外小友	松木田	0.30	5		県道	
256	南外外小友	下湯ノ又	0.54	15		県道	
257	南外外小友	石仏	0.12	1		国道	
258	南外外小友	石仏	0.63	4		国道	
259	南外外小友	松木沢	2.76	4		国道	
260	南外外小友	外木場	1.80	15		国道	
261	南外南檜岡	西ノ又	1.80	18		国道	
262	南外南檜岡	門ヶ沢	3.12	14		国道	
263	南外南檜岡	平沢	2.04	7		国道	
264	南外南檜岡	葎沢	0.63	8		国道	

番号	位置		面積 ha	地区内保全対象			適用
	大字	地区名		人家	公共施設	道路	
265	南外南檜岡	葎沢	0.63	10		国道	
266	南外南檜岡	水沢沢	2.76	15		市道	
267	南外南檜岡	新屋布	0.18	5		市道	
268	南外南檜岡	南檜岡寺沢	2.16	6		市道	
269	南外南檜岡	南檜岡寺沢	0.63	3		市道	
270	南外南檜岡	和合	0.72	6		市道	
271	南外南檜岡	大杉赤平沢	1.92	5		市道	
272	南外南檜岡	大杉山	0.72	8		市道	
273	南外南檜岡	西平山	0.81	7		市道	
274	南外南檜岡	坊田石	0.54			市道	
275	南外南檜岡	作兵衛沢	2.64	20		市道	
276	南外南檜岡	大春木沢	0.54			市道	
277	南外南檜岡	小春木沢	0.18			市道	
278	南外南檜岡	物渡山	0.30			農道	
279	大沢郷寺	重郎左エ門沢	0.24	1		市道	
280	大沢郷寺	重郎左エ門沢	0.54	2		市道	
281	大沢郷寺	源三郎沢	0.12	4		市道	
282	大沢郷寺	源四郎沢	2.16	8		市道	
283	大沢郷寺	小戸川家の前	0.45	6		市道	
284	大沢郷寺	九十沢	0.54	2		市道	
285	大沢郷宿	糠塚	0.24	2		市道	
286	大沢郷宿	影左エ門畑	0.63	2		県道	
287	大沢郷宿	曲師ヶ沢	1.26	5		県道	
288	円行寺	鳥沢	0.18	3		県道	
289	円行寺	滝の下	0.18	3		県道	
290	円行寺	露ヶ台	0.30	2		県道	
291	円行寺	新堤沢	1.35	5		県道	
292	円行寺	中田	0.99	4		市道	
293	円行寺	ミソハギ	0.18	4		市道	
294	円行寺	地藏前	0.24	4		市道	
295	円行寺	布又尻	0.18	3		市道	
296	円行寺	雪田ノ沢甲	0.90	3		市道	
297	円行寺	布又沢	0.18	2		市道	
298	円行寺	釜の沢	0.18	3		市道	
299	円行寺	山神下	1.80	3		県道	
300	大沢郷宿	棚ヶ平	0.54			県道	
301	大沢郷宿	尊仏	0.30	2		市道	
302	大沢郷宿	山田	0.63	2		県道	
303	大沢郷寺	上の沢南	0.72	15		市道	
304	大沢郷寺	山の田	0.90	14		県道	
305	大沢郷宿	筏見沢	0.24	5		市道	
306	大沢郷宿	作田沢	0.54	5		市道	
307	大沢郷宿	水上ノ沢	0.54	8		市道	
308	円行寺	冷水ノ沢	0.18	4		市道	

番号	位置		面積 ha	地区内保全対象			適用
	大字	地区名		人家	公共施設	道路	
309	円行寺	冷水ノ沢	0.18	7		市道	
310	円行寺	地藏下	0.12	3		市道	
311	円行寺	四枚田ノ沢	1.08	3		市道	
312	円行寺	七郎沢	0.06	4		市道	
313	円行寺	六郎沢	0.63	10		市道	
314	円行寺	太平沢	1.08	10		市道	
315	円行寺	上石仏沢	2.40	12		市道	
316	円行寺	上沼の沢	1.17	10		市道	
317	円行寺	一枚平沢	0.18	2		市道	
318	大沢郷宿	戸屋沢	0.90	6		市道	
319	大沢郷宿	キツガ沢	0.18	2		市道	
320	大沢郷宿	山作沢	0.12	4		県道	
321	大沢郷宿	滝ヶ沢	0.54	5		県道	
322	大沢郷宿	金剛寺	0.18	4		市道	
323	大沢郷宿	蛇の沢	1.35	13		市道	
324	正手沢	熊の沢	1.26	11		県道	









## 7-6 雪崩

## (1) なだれ災害危険地

(県森林整備課)

番号	箇所名	所在字名	人家戸数	備考
1	蛭川北	蛭川	17	
2	蛭川南	蛭川	19	
3	伊岡	内小友	16	
4	庄内	船岡	13	
5	船沢	船沢	17	
6	宮田	荒川	7	
7	上荒川	荒川	30	
8	峰吉川	峰吉川	25	
9	一ツ森	払田	0	
10	トドメキ	正手沢	5	
11	釜ノ沢	正手沢	6	
12	坂繫	円行寺	6	
13	床畑	土川	5	
14	山根	土川	5	
15	柳沢	土川	5	
16	寺の下	土川	7	
17	立石	長野	7	
18	小沼	豊岡	7	
19	川口	太田	0	
20	竹原2号	長野	1	
21	半仙	峰吉川	10	
22	峰吉川1号	峰吉川	8	
23	稲沢	稲沢	6	
24	大杉	南檜岡	6	
25	荒又	外小友	0	
26	湯元2号	外小友	0	
27	館前	払田	5	
28	山北ノ沢	刈和野	0	
29	今泉	土川	5	
30	小杉山	土川	7	
31	高城	高城	7	
32	石持	大沢郷寺	1	
33	白坂	大沢郷寺	10	
34	寺村1号	大沢郷寺	8	
35	寺村2号	大沢郷寺	7	
36	小戸川家の前	大沢郷寺	4	
37	上戸川1号	大沢郷寺	0	
38	露ヶ台	円行寺	5	
39	上布又	円行寺	0	
40	秋通	大沢郷寺	2	

番号	箇所名	所在字名	人家戸数	備考
41	宿	大沢郷宿	7	
42	椒沢	大沢郷宿	5	
43	円行寺	円行寺	6	
44	石神棚台	太田	0	

(県河川砂防課)

番号	箇所名	所在字名	人家戸数	備考
1	蛭川北	蛭川字上屋敷	23	
2	蛭川南	蛭川字石山	20	
3	太田	内小友字太田	5	
4	伊岡	内小友字上伊岡	6	
5	正手沢	正手沢字正手沢	5	
6	釜ノ沢	正手沢字釜ノ沢	5	
7	坂繁	円行寺字坂繁	7	
8	床畑	心像字床畑	5	
9	山根	心像字山根	5	
10	柳沢	小杉山字柳沢	6	
11	寺ノ下	半導寺字寺ノ下	5	
12	立石	長野字立石	8	
13	小沼	豊岡字鳥越	5	
14	庄内	協和船岡字庄内	13	
15	船沢	協和船沢字船沢	15	
16	宮田	協和荒川字宮田	12	
17	上荒川	協和荒川字上荒川	10	
18	峰吉川	協和峰吉川字峰吉川	21	
19	大向	南外字大向	8	
20	薬師堂	南外字薬師堂	8	
21	松木田	南外字松木田	5	
22	釜坂	南外字釜坂	6	
23	上荒又	南外字上荒又	7	
24	小荒沢	南外字小荒沢	5	
25	中荒沢	南外字中荒沢	5	
26	十二ヶ沢2号	南外字十二ヶ沢	5	
27	一ツ森	板見内字一ツ森	1	
28	川口	太田町太田字バチ沢	1	

## 7-7 土砂災害警戒区域等

(仙北地域振興局)

No	箇所 番号	区域名	区域	土砂災害の発 生原因となる 自然現象の種 類	特別 警戒 区域	秋田県 告示 番号	告示 年月日	備考
1	I-0797	上屋敷	大仙市蛭川字上屋敷、寺屋敷	急傾斜地の 崩壊	○	第135号	R4. 3. 22	
2	I-1667	上屋敷 2号	大仙市蛭川字上屋敷	急傾斜地の 崩壊	○	第135号	R4. 3. 22	
3	II-1144	上毘沙 門沢	大仙市大曲西根字上毘沙門沢、仁応 治	急傾斜地の 崩壊	○	第135号	R4. 3. 22	
4	II-1145	石山下	大仙市蛭川字石山下、大方寺、田ノ 上、段長根、大曲西根字上野	急傾斜地の 崩壊	○	第135号	R4. 3. 22	
5	II-人10 4	石山下 1号	大仙市蛭川字石山下、上屋敷	急傾斜地の 崩壊	○	第135号	R4. 3. 22	
6	208-I- 002	宇津台 沢	大仙市大曲西根字仁応治、本田、中 西根、深田	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	
7	208-I- 003	宇津田 沢2	大仙市大曲西根字宇津台、仁応治	土石流		第483号	H21. 10. 30	
8	208-I- 005	上成沢 沢	大仙市大曲西根字上成沢、下成沢、 杉矢崎、鳥居	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	
9	208-I- 006	鳥居沢 1	大仙市大曲西根字鳥居	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	
10	208-I- 007	鳥居沢	大仙市大曲西根字鳥居、蛭川字福伝 山	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	
11	208-I- 008	蛭川	大仙市蛭川字石山下、大方寺、田ノ 上、段長根	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	
12	208-I- 010	蛭川北 沢	大仙市蛭川字上屋敷、中嶋	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	
13	208-I- 011	水上沢	大仙市蛭川字上屋敷、下屋敷、寺屋 敷、雄大方寺、中嶋	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	
14	208-I- 012	寺屋敷 沢	大仙市蛭川字上屋敷、下屋敷、立平	土石流		第483号	H21. 10. 30	
15	208-II- 022	北太田 沢1	大仙市内小友字北太田、太田	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	
16	208-II- 023	北太田 沢2	大仙市内小友字北太田、太田	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	

No	箇所 番号	区域名	区域	土砂災害の発 生原因となる 自然現象の種 類	特別 警戒 区域	秋田県 告示 番号	告示 年月日	備考
17	208-II-024	北太田 沢3	大仙市内小友字北太田、太田	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	
18	208-II-025	余り目 沢	大仙市内小友字余り目、上余り目	土石流		第483号	H21. 10. 30	
19	208-II-026	宇津田 沢3	大仙市大曲西根字宇津台	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	
20	208-II-027	宇津田 沢1	大仙市大曲西根字宇津台	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	
21	208-II-028	鳥居沢 2	大仙市大曲西根字鳥居、蛭川字福伝山	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	
22	208-III-012	上戸沢 沢2	大仙市大曲西根字上成沢、下成沢、杉矢崎、鳥居	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	
23	I-798	上屋敷 1号	大仙市蛭川字上屋敷、下屋敷、寺屋敷	急傾斜地の崩壊	○	第135号	R4. 3. 22	
24	II-1136	浅川	大仙市内小友字浅川、内小友字太田	急傾斜地の崩壊		第150号	H22. 3. 26	
25	II-1138	太田1 号	大仙市内小友字浅川	急傾斜地の崩壊	○	第135号	R4. 3. 22	
26	II-1139	泉沢	大仙市内小友字泉沢、上伊岡、塞ノ神下り	急傾斜地の崩壊	○	第135号	R4. 3. 22	
27	II-1140	荒山台	大仙市内小友字荒山台、荒山台下り	急傾斜地の崩壊	○	第135号	R4. 3. 22	
28	II-1893	太田	大仙市内小友字七頭、北太田、余り目	急傾斜地の崩壊	○	第135号	R4. 3. 22	
29	208-I-014	荒山台 沢1	大仙市内小友字荒山台、塞ノ神下り	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	
30	208-I-015	梨木沢	大仙市内小友字地藏田	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	
31	208-I-016	上伊岡 沢	大仙市内小友字上伊岡、中伊岡	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	
32	208-I-017	太田沢	大仙市内小友字七頭、内小友字北太田、内小友字太田、内小友字落合	土石流		第150号	H22. 3. 26	
33	208-II-016	元木沢 5	大仙市内小友字元木	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	

No	箇所 番号	区域名	区域	土砂災害の発 生原因となる 自然現象の種 類	特別 警戒 区域	秋田県 告示 番号	告示 年月日	備考
34	208-II-017	太田沢1	大仙市内小友字太田	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	
35	208-II-018	七十刈沢	大仙市内小友字七十刈、荒山台、塞ノ神下り	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	
36	208-II-019	荒山台沢2	大仙市内小友字塞ノ神下り	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	
37	208-II-020	甚助沢	大仙市内小友字塞ノ神下り	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	
38	208-II-021	荒山台下り沢	大仙市内小友字荒山台下り、荒山台	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	
39	208-II-037	塞ノ神沢	大仙市内小友字塞ノ神	土石流		第150号	H22. 3. 26	
40	208-III-006	内小友沢6	大仙市内小友字泉沢、塞ノ神下り	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	
41	208-III-007	内小友沢7	大仙市内小友字鳥海沢	土石流		第150号	H22. 3. 26	
42	208-III-009	内小友沢9	大仙市内小友字北太田	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	
43	208-III-010	内小友沢10	大仙市内小友字上余り目、余り目	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	
44	208-III-026	内小友沢24	大仙市内小友字上余り目、余り目	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	
45	II-1141	塞ノ神	大仙市内小友字塞ノ神	急傾斜地の崩壊	○	第135号	R4. 3. 22	
46	I-830	峰吉川	大仙市協和峰吉川字峰吉川、前田、中沢下	急傾斜地の崩壊	○	第135号	R4. 3. 22	
47	I-831	峰吉川1号	大仙市協和峰吉川字峰吉川	急傾斜地の崩壊	○	第135号	R4. 3. 22	
48	I-832	新丁	大仙市協和峰吉川字高見、西窪及び水上沢葎沢	急傾斜地の崩壊	○	第135号	R4. 3. 22	
49	I-833	半仙1号	大仙市協和峰吉川字半仙	急傾斜地の崩壊	○	第135号	R4. 3. 22	
50	II-139	中ノ沢	大仙市協和峰吉川字中沢下、前田、丁田	急傾斜地の崩壊	○	第135号	R4. 3. 22	

No	箇所 番号	区域名	区域	土砂災害の発 生原因となる 自然現象の種 類	特別 警戒 区域	秋田県 告示 番号	告示 年月日	備考
51	208-I-019	大桃沢	大仙市内小友字桃ノ沢	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	
52	208-I-020	諏訪沢	大仙市内小友字中山	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	
53	208-II-038	ザラメ キ沢1	大仙市内小友字ザラメキ	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	
54	208-II-039	ザラメ キ沢	大仙市内小友字ザラメキ、塞ノ神、 中山、桃ノ沢	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	
55	208-III-023	内小友 沢21	大仙市内小友字塞ノ神	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	
56	427-I-002	中沢	大仙市協和峰吉川字峰吉川、中沢下	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	
57	427-I-003	峰吉川 沢1	大仙市協和峰吉川字峰吉川、滝沢出 口、水上沢葎沢	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	
58	427-I-004	水上沢 葎沢	大仙市協和峰吉川字峰吉川、寺ノ下、 滝沢出口	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	
59	427-I-005	峰吉川 沢3	大仙市協和峰吉川字西窪、丁田、水 上沢葎沢	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	
60	427-I-006	西窪沢	大仙市協和峰吉川字葎沢	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	
61	427-I-007	半仙沢 1	大仙市協和峰吉川字半仙	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	
62	427-I-008	半仙沢 2	大仙市協和峰吉川字半仙	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	
63	427-I-022	小平沢 中段沢	大仙市協和峰吉川字小平沢中段	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	
64	427-II-002	峰吉川 沢2	大仙市協和峰吉川字峰吉川、高見、 寺ノ下	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	
65	I-828	高寺	大仙市協和峰吉川字高寺山及び高寺	急傾斜地の 崩壊	○	第604号	H25. 12. 27	
66	I-834	半仙	大仙市協和峰吉川字半仙、小平沢出 口及び橋向畑通	急傾斜地の 崩壊	○	第604号	H25. 12. 27	

No	箇所 番号	区域名	区域	土砂災害の発 生原因となる 自然現象の種 類	特別 警戒 区域	秋田県 告示 番号	告示 年月日	備考
67	Ⅱ-1250	寺ノ下	大仙市協和峰吉川字寺ノ下及び高見	急傾斜地の 崩壊	○	第604号	H25. 12. 27	
68	Ⅱ-1251	峰吉川 2号	大仙市協和峰吉川字滝沢出口、峰吉 川及び水上沢葎沢	急傾斜地の 崩壊	○	第604号	H25. 12. 27	
69	Ⅱ-1252	葎沢	大仙市協和峰吉川字滝沢出口、水上 沢葎沢及び平七ヶ沢	急傾斜地の 崩壊	○	第604号	H25. 12. 27	
70	Ⅱ-1253	小平沢 出口	大仙市協和峰吉川字小平沢出口及び 半仙	急傾斜地の 崩壊	○	第604号	H25. 12. 27	
71	427-Ⅰ- 001	高寺山 沢	大仙市協和峰吉川字高寺山、高寺、 高寺下、牛渕及び牛渕下	土石流	○	第604号	H25. 12. 27	
72	427-Ⅱ- 001	前沢沢	大仙市協和峰吉川字高寺山、前沢砥 石沢、前沢、高寺下、国広、深内及 び天神田	土石流	○	第604号	H25. 12. 27	
73	427-Ⅱ- 020	半仙沢 3	大仙市協和峰吉川字半仙	土石流	○	第604号	H25. 12. 27	
74	428-Ⅰ0 08	太平山 沢	大仙市南外字上木直、平形、木直沢 及び平形中嶋	土石流	○	第604号	H25. 12. 27	
75	428-Ⅱ- 001	平形沢 1	大仙市南外字上木直及び木直沢	土石流	○	第604号	H25. 12. 27	
76	428-Ⅱ- 002	平形沢 2	大仙市南外字上木直、平形、木直沢 及び平形中嶋並びに同市神宮寺字比 ノ沢	土石流		第605号	H25. 12. 27	
77	428-Ⅱ- 003	平形沢 3	大仙市南外字平形、平形中嶋及び下 木直山	土石流	○	第604号	H25. 12. 27	
78	444-Ⅱ- 084	かこ沢	横手市大森町八沢木字大平並びに大 仙市南外字大平	土石流		第605号	H25. 12. 27	※平鹿地 域振興局 指定
79	444-Ⅱ- 085	北大平 沢	横手市大森町八沢木字大平並びに大 仙市南外字大平	土石流		第605号	H25. 12. 27	※平鹿地 域振興局 指定

No	箇所 番号	区域名	区域	土砂災害の発 生原因となる 自然現象の種 類	特別 警戒 区域	秋田県 告示 番号	告示 年月日	備考
80	Ⅱ-11 33	大明神	秋田県大仙市内小友字下田 谷地及び大明神	急傾斜地 の崩壊	○	第553号	H28.10.7	
81	Ⅱ-11 34	高寺	秋田県大仙市内小友字高寺	急傾斜地 の崩壊	○	第553号	H28.10.7	
82	Ⅱ-11 35	元木	秋田県大仙市内小友字元木	急傾斜地 の崩壊	○	第553号	H28.10.7	
83	Ⅱ-11 37	元木1 号	秋田県大仙市内小友字元木	急傾斜地 の崩壊	○	第553号	H28.10.7	
84	Ⅱ-11 42	谷地田	秋田県大仙市内小友字谷地 田	急傾斜地 の崩壊	○	第553号	H28.10.7	
85	Ⅱ-11 43	西村	秋田県大仙市内小友字西村	急傾斜地 の崩壊	○	第553号	H28.10.7	
86	Ⅱ-人 102	大明神 1号	秋田県大仙市内小友字大明 神及び岡崎	急傾斜地 の崩壊	○	第553号	H28.10.7	
87	Ⅱ-人 103	元木2 号	秋田県大仙市内小友字元木	急傾斜地 の崩壊	○	第553号	H28.10.7	
88	208- Ⅰ-00 4	西根沢	秋田県大仙市大曲西根字上 成沢及び鳥居	土石流	○	第553号	H28.10.7	
89	208- Ⅰ-02 1	堂ノ前 沢1	秋田県大仙市内小友字堂ノ 前	土石流	○	第553号	H28.10.7	
90	208- Ⅱ-00 1	上深山 2	秋田県大仙市内小友字上深 山	土石流	○	第553号	H28.10.7	
91	208- Ⅱ-00 3	上深山 沢1	秋田県大仙市内小友字下深 山	土石流	○	第553号	H28.10.7	
92	208- Ⅱ-00 4	下深山 沢2	秋田県大仙市内小友字下深 山	土石流	○	第553号	H28.10.7	
93	208- Ⅱ-00 5	福田沢	秋田県大仙市内小友字福田	土石流	○	第553号	H28.10.7	
94	208- Ⅱ-00 6	高寺沢 1	秋田県大仙市内小友字高寺 及び福田	土石流	○	第553号	H28.10.7	
95	208- Ⅱ-00 7	高寺沢 2	秋田県大仙市内小友字高寺 及び元木	土石流	○	第553号	H28.10.7	

No	箇所 番号	区域名	区域	土砂災害の発 生原因となる 自然現象の種 類	特別 警戒 区域	秋田県 告示 番号	告示 年月日	備考
96	208- Ⅱ-00 8	元木沢 1	秋田県大仙市内小友字高寺 及び元木	土石流	○	第553号	H28. 10. 7	
97	208- Ⅱ-00 9	高寺沢 3	秋田県大仙市内小友字元木	土石流	○	第553号	H28. 10. 7	
98	208- Ⅱ-01 0	寺山沢	秋田県大仙市内小友字寺山	土石流	○	第553号	H28. 10. 7	
99	208- Ⅱ-01 2	大明神 沢	秋田県大仙市内小友字大明 神及び下田谷地	土石流	○	第553号	H28. 10. 7	
100	208- Ⅱ-01 4	元木沢 3	秋田県大仙市内小友字元木	土石流	○	第553号	H28. 10. 7	
101	208- Ⅱ-01 5	元木沢 4	秋田県大仙市内小友字元木	土石流	○	第553号	H28. 10. 7	
102	208- Ⅱ-02 9	家ノ沢 沢	秋田県大仙市内小友字家ノ 沢及び上小出沢	土石流	○	第553号	H28. 10. 7	
103	208- Ⅱ-03 0	上小出 沢	秋田県大仙市内小友字下小 出沢	土石流	○	第553号	H28. 10. 7	
104	208- Ⅱ-03 1	小出沢 沢 1	秋田県大仙市内小友字小出 沢、下小出沢及び東沢	土石流	○	第553号	H28. 10. 7	
105	208- Ⅱ-03 3	小出沢 沢 3	秋田県大仙市内小友字小出 沢、小出沢尻、下小出沢及 び東沢	土石流	○	第553号	H28. 10. 7	
106	208- Ⅱ-03 4	小出沢 沢 4	秋田県大仙市内小友字小出 沢尻	土石流	○	第553号	H28. 10. 7	
107	208- Ⅱ-03 5	堂ノ前 沢 2	秋田県大仙市内小友字堂ノ 前及び矢向	土石流	○	第553号	H28. 10. 7	
108	208- Ⅱ-04 0	松木田 沢 1	秋田県大仙市内小友字松木 田	土石流	○	第553号	H28. 10. 7	

No	箇所 番号	区域名	区域	土砂災害の発 生原因となる 自然現象の種 類	特別 警戒 区域	秋田県 告示 番号	告示 年月日	備考
109	208- Ⅱ-04 1	松木田 沢 2	秋田県大仙市内小友字松木 田	土石流	○	第553号	H28. 10. 7	
110	208- Ⅱ-04 3	ドノ沢	秋田県大仙市内小友字堂ノ 前	土石流	○	第553号	H28. 10. 7	
111	208- Ⅲ-00 1	内小友 沢 1	秋田県大仙市内小友字上深 山	土石流	○	第553号	H28. 10. 7	
112	208- Ⅲ-00 2	内小友 沢 2	秋田県大仙市内小友字下深 山	土石流	○	第553号	H28. 10. 7	
113	208- Ⅲ-00 3	内小友 沢 3	秋田県大仙市内小友字福田	土石流	○	第553号	H28. 10. 7	
114	208- Ⅲ-00 4	内小友 沢 4	秋田県大仙市内小友字福田	土石流	○	第553号	H28. 10. 7	
115	208- Ⅲ-00 5	内小友 沢 5	秋田県大仙市内小友字高寺 及び福田	土石流	○	第553号	H28. 10. 7	
116	208- Ⅲ-01 3	内小友 沢11	秋田県大仙市内小友字家ノ 沢及び上小出沢	土石流	○	第553号	H28. 10. 7	
117	208- Ⅲ-01 4	内小友 沢12	秋田県大仙市内小友字上小 出沢	土石流	○	第553号	H28. 10. 7	
118	208- Ⅲ-01 5	内小友 沢13	秋田県大仙市内小友字上小 出沢、下小出沢及び熊ノ沢	土石流	○	第553号	H28. 10. 7	
119	208- Ⅲ-01 6	内小友 沢14	秋田県大仙市内小友字下小 出沢	土石流	○	第553号	H28. 10. 7	
120	208- Ⅲ-01 7	内小友 沢15	秋田県大仙市内小友字下小 出沢	土石流	○	第553号	H28. 10. 7	
121	208- Ⅲ-01 8	内小友 沢16	秋田県大仙市内小友字小出 沢及び小出沢尻	土石流	○	第553号	H28. 10. 7	

No	箇所 番号	区域名	区域	土砂災害の発 生原因となる 自然現象の種 類	特別 警戒 区域	秋田県 告示 番号	告示 年月日	備考
122	208- Ⅲ-01 9	内小友 沢17	秋田県大仙市内小友字小出 沢及び東沢	土石流	○	第553号	H28. 10. 7	
123	208- Ⅲ-02 0	内小友 沢18	秋田県大仙市内小友字小出 沢、下小出沢及び東沢	土石流	○	第553号	H28. 10. 7	
124	208- Ⅲ-02 1	内小友 沢19	秋田県大仙市内小友字矢向	土石流	○	第553号	H28. 10. 7	
125	208- Ⅲ-02 2	内小友 沢20	秋田県大仙市内小友字堂ノ 前	土石流	○	第553号	H28. 10. 7	
126	208- Ⅲ-02 4	内小友 沢22	秋田県大仙市内小友字石神 下段	土石流	○	第553号	H28. 10. 7	
127	208- Ⅲ-02 5-1・ 2	内小友 沢23	秋田県大仙市内小友字石神	土石流	○	第553号	H28. 10. 7	
128	208- Ⅰ-00 9	大方寺 川	秋田県大仙市蛭川字石山下、 上屋敷、大方寺、田ノ上、 段長根及び雄大方寺	土石流		第554号	H28. 10. 7	
129	208- Ⅱ-01 1	岡崎沢	秋田県大仙市内小友字岡崎 及び寺山	土石流		第554号	H28. 10. 7	
130	208- Ⅱ-01 3	元木沢 2	秋田県大仙市内小友字元木	土石流		第554号	H28. 10. 7	
131	208- Ⅱ-03 2	小出沢 2	秋田県大仙市内小友字小出 沢及び東沢	土石流		第554号	H28. 10. 7	
132	208- Ⅱ-04 2	上毘沙 門沢	秋田県大仙市大曲西根字仁 応寺及び上毘沙門沢	土石流		第554号	H28. 10. 7	
133	Ⅰ-13 71	湯神台	秋田県大仙市南外字湯神台 及び丸木橋	急傾斜地 の崩壊	○	第635号	H28. 11. 29	
134	Ⅱ-12 56	大平	秋田県大仙市南外字大平	急傾斜地 の崩壊	○	第635号	H28. 11. 29	
135	Ⅱ-12 57	桑台	秋田県大仙市南外字中桑台	急傾斜地 の崩壊	○	第635号	H28. 11. 29	
136	Ⅱ-12 58	桑台1 号	秋田県大仙市南外字上桑台	急傾斜地 の崩壊	○	第635号	H28. 11. 29	

No	箇所 番号	区域名	区域	土砂災害の発 生原因となる 自然現象の種 類	特別 警戒 区域	秋田県 告示 番号	告示 年月日	備考
137	Ⅱ-12 59	中野	秋田県大仙市南外字上中野	急傾斜地 の崩壊	○	第635号	H28. 11. 29	
138	Ⅱ-12 60	滝ノ沢	秋田県大仙市南外字滝ノ沢	急傾斜地 の崩壊	○	第635号	H28. 11. 29	
139	Ⅱ-12 61	小荒沢	秋田県大仙市南外字小荒沢	急傾斜地 の崩壊	○	第635号	H28. 11. 29	
140	Ⅱ-12 62	中荒沢	秋田県大仙市南外字中荒沢	急傾斜地 の崩壊	○	第635号	H28. 11. 29	
141	Ⅱ-12 63	十二ヶ 沢	秋田県大仙市南外外小友字 十二ヶ沢	急傾斜地 の崩壊	○	第635号	H28. 11. 29	
142	Ⅱ-12 64	外山	秋田県大仙市南外字外山	急傾斜地 の崩壊	○	第635号	H28. 11. 29	
143	Ⅱ-12 65	小浪滝	秋田県大仙市南外字小浪滝	急傾斜地 の崩壊	○	第635号	H28. 11. 29	
144	Ⅱ-12 66	小浪滝 1号	秋田県大仙市南外字小浪滝	急傾斜地 の崩壊	○	第635号	H28. 11. 29	
145	Ⅱ-12 67	小浪滝 2号	秋田県大仙市南外字上荒又	急傾斜地 の崩壊	○	第635号	H28. 11. 29	
146	Ⅱ-12 68	上荒又	秋田県大仙市南外字上荒又	急傾斜地 の崩壊	○	第635号	H28. 11. 29	
147	Ⅱ-12 69	向ノ沢	秋田県大仙市南外字向ノ沢、 上荒又及び中荒又	急傾斜地 の崩壊	○	第635号	H28. 11. 29	
148	Ⅱ-12 70	下釜坂	秋田県大仙市南外字上釜坂、 下釜坂及び赤畑	急傾斜地 の崩壊	○	第635号	H28. 11. 29	
149	Ⅱ-12 71	十二ノ 前	秋田県大仙市南外字十二ノ 前	急傾斜地 の崩壊	○	第635号	H28. 11. 29	
150	Ⅱ-12 72	湯元	秋田県大仙市南外字湯元	急傾斜地 の崩壊	○	第635号	H28. 11. 29	
151	Ⅱ-12 73	坊村	秋田県大仙市南外字坊村及 び矢向	急傾斜地 の崩壊	○	第635号	H28. 11. 29	
152	Ⅱ-12 74	大柳	秋田県大仙市南外字大柳	急傾斜地 の崩壊	○	第635号	H28. 11. 29	
153	Ⅱ-12 75	大柳 1 号	秋田県大仙市南外字若林及 び大柳	急傾斜地 の崩壊	○	第635号	H28. 11. 29	
154	Ⅱ-12 76	若林	秋田県大仙市南外字若林	急傾斜地 の崩壊	○	第635号	H28. 11. 29	
155	Ⅱ-人 140	岩瀬	秋田県大仙市南外字湯元、 岩瀬及び十二ノ前	急傾斜地 の崩壊	○	第635号	H28. 11. 29	
156	Ⅱ-人 141	下湯ノ 又	秋田県大仙市南外字金屋及 び上野	急傾斜地 の崩壊	○	第635号	H28. 11. 29	
157	Ⅱ-人 142	林ノ沢	秋田県大仙市南外字林ノ沢	急傾斜地 の崩壊	○	第635号	H28. 11. 29	

No	箇所 番号	区域名	区域	土砂災害の発 生原因となる 自然現象の種 類	特別 警戒 区域	秋田県 告示 番号	告示 年月日	備考
158	428- I-00 1	小荒沢 沢	秋田県大仙市南外字小荒沢 及び中荒沢	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
159	428- I-00 2	下湯ノ 又沢 1	秋田県大仙市南外字下湯ノ 又、下田、金屋及び上野	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
160	428- I-00 3	下湯ノ 又沢 2	秋田県大仙市南外字下湯ノ 又、上野、金屋及び下田	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
161	428- I-00 4	下荒又 沢 1	秋田県大仙市南外字下荒又	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
162	428- I-00 5	松木田 沢 1	秋田県大仙市南外字松木田	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
163	428- I-00 6	揚土沢 1	秋田県大仙市南外字揚土及 び古館山	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
164	428- I-00 7	揚土沢 2	秋田県大仙市南外字揚土及 び古館山	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
165	428- I-00 9	無尻橋 沢 1	秋田県大仙市南外南檜岡字 西ノ又並びに同市南外字無 尻橋	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
166	428- II-00 5	源太の 入水沢	秋田県大仙市南外字下木直、 田中田山根及び沖田	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
167	428- II-00 6	田中田 沢 1	秋田県大仙市南外字下木直、 田中田山根及び沖田	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
168	428- II-00 7	田中田 沢 2	秋田県大仙市南外字田中田 山根及び田中田	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
169	428- II-01 0	水上沢	秋田県大仙市南外字田尻	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
170	428- II-01 1	滝中田 表沢	秋田県大仙市南外字田尻、 滝中田表及び大黒森	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	

No	箇所 番号	区域名	区域	土砂災害の発 生原因となる 自然現象の種 類	特別 警戒 区域	秋田県 告示 番号	告示 年月日	備考
171	428- Ⅱ-01 2	水上沢 沢	秋田県大仙市南外字水上沢 及び於其沢	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
172	428- Ⅱ-01 3	下滝沢 1	秋田県大仙市南外字下滝	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
173	428- Ⅱ-01 4	下滝沢 2	秋田県大仙市南外字滝中田 表	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
174	428- Ⅱ-01 5	下滝沢 3	秋田県大仙市南外字上赤坂、 下赤坂及び滝中田表	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
175	428- Ⅱ-01 6	オサノ 沢	秋田県大仙市南外字上中野 及び中野山	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
176	428- Ⅱ-01 7	手まえ の沢	秋田県大仙市南外字上中野 及び中野山	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
177	428- Ⅱ-01 8	湯神台 沢	秋田県大仙市南外字中野山、 湯神台、湯ノ又及び下谷地 田	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
178	428- Ⅱ-01 9	十二ヶ 沢沢 1	秋田県大仙市南外外小友字 十二ヶ沢	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
179	428- Ⅱ-02 0	オバタ テ沢	秋田県大仙市南外外小友字 十二ヶ沢	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
180	428- Ⅱ-02 1	十二ヶ 沢沢 2	秋田県大仙市南外外小友字 十二ヶ沢	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
181	428- Ⅱ-02 2	十二ヶ 沢沢 3	秋田県大仙市南外外小友字 十二ヶ沢	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
182	428- Ⅱ-02 3	十二ヶ 沢沢 4	秋田県大仙市南外外小友字 十二ヶ沢並びに同市南外字 十二ヶ沢野沢	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
183	428- Ⅱ-02 4	十二ヶ 沢沢 5	秋田県大仙市南外字中荒沢	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	

No	箇所 番号	区域名	区域	土砂災害の発 生原因となる 自然現象の種 類	特別 警戒 区域	秋田県 告示 番号	告示 年月日	備考
184	428- Ⅱ-02 5	中荒沢 沢 1	秋田県大仙市南外字中荒沢	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
185	428- Ⅱ-02 7	中荒沢 沢 3	秋田県大仙市南外字中荒沢	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
186	428- Ⅱ-02 8	中荒沢 沢 4	秋田県大仙市南外字中荒沢	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
187	428- Ⅱ-02 9	下荒沢 沢 1	秋田県大仙市南外字下荒沢 及び小荒沢	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
188	428- Ⅱ-03 0	下荒沢 沢 2	秋田県大仙市南外字下荒沢	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
189	428- Ⅱ-03 1	下荒沢 沢 3	秋田県大仙市南外字下荒沢 及び才ノ神	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
190	428- Ⅱ-03 2	下荒沢 沢 4	秋田県大仙市南外字下荒沢 及び才ノ神	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
191	428- Ⅱ-03 3	大柳沢	秋田県大仙市南外字若林	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
192	428- Ⅱ-03 4	西ノ又 沢	秋田県大仙市南外南檜岡字 西ノ又	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
193	428- Ⅱ-03 5	無尻橋 沢 2	秋田県大仙市南外字林ノ沢 及び大和野	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
194	428- Ⅱ-03 6	大和野 沢 1	秋田県大仙市南外南檜岡字 西ノ又並びに同市南外字大 和野及び林ノ沢	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
195	428- Ⅱ-03 7	大和野 沢 2	秋田県大仙市南外南檜岡字 西ノ又並びに同市南外字大 和野及び葎沢	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
196	428- Ⅱ-03 8	大和野 沢 3	秋田県大仙市南外南檜岡字 西ノ又並びに同市南外字大 和野	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	

No	箇所 番号	区域名	区域	土砂災害の発 生原因となる 自然現象の種 類	特別 警戒 区域	秋田県 告示 番号	告示 年月日	備考
197	428- Ⅱ-03 9	及位沢 1	秋田県大仙市南外字及位	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
198	428- Ⅱ-04 0	及位沢 2	秋田県大仙市南外字及位	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
199	428- Ⅱ-04 1	及位沢 3	秋田県大仙市南外字及位	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
200	428- Ⅱ-04 2	水沢沢	秋田県大仙市南外字水沢	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
201	428- Ⅱ-04 3	新屋敷 沢	秋田県大仙市南外字新屋布	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
202	428- Ⅱ-04 4	寺沢沢 1	秋田県大仙市南外南檜岡字 寺沢	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
203	428- Ⅱ-04 5	寺沢沢 2	秋田県大仙市南外南檜岡字 寺沢	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
204	428- Ⅱ-04 6	寺沢沢 3	秋田県大仙市南外南檜岡字 寺沢	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
205	428- Ⅱ-04 7	大杉沢 1	秋田県大仙市南外字赤平貝 沼、大杉河童台、大杉山岸 及び大杉山	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
206	428- Ⅱ-04 8	大杉沢 2	秋田県大仙市南外字大杉二 夕又杉、大杉及び大杉山	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
207	428- Ⅱ-05 0	小浪滝 沢 1	秋田県大仙市南外字小浪滝	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
208	428- Ⅱ-05 1	小浪滝 沢 2	秋田県大仙市南外字上荒又	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
209	428- Ⅱ-05 2	上荒又 沢	秋田県大仙市南外字上荒又、 中荒又及び向ノ沢	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	

No	箇所 番号	区域名	区域	土砂災害の発 生原因となる 自然現象の種 類	特別 警戒 区域	秋田県 告示 番号	告示 年月日	備考
210	428- Ⅱ-05 3	外山沢 1	秋田県大仙市南外字外山	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
211	428- Ⅱ-05 5	下荒又 沢2	秋田県大仙市南外字下荒又	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
212	428- Ⅱ-05 6	下荒又 沢3	秋田県大仙市南外字下荒又	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
213	428- Ⅱ-05 7	釜坂沢	秋田県大仙市南外字上釜坂 及び黒滝	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
214	428- Ⅱ-05 8	上釜坂 沢1	秋田県大仙市南外字上釜坂 及び下釜坂	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
215	428- Ⅱ-05 9	上釜坂 沢2	秋田県大仙市南外字上釜坂 及び下釜坂	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
216	428- Ⅱ-06 0	赤畑沢	秋田県大仙市南外字上釜坂、 下釜坂、赤畑及び十二ノ前	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
217	428- Ⅱ-06 1	十二ノ 前沢	秋田県大仙市南外字十二ノ 前、下釜坂及び上釜坂	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
218	428- Ⅱ-06 2	湯元沢 1	秋田県大仙市南外字湯元及 び岩瀬	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
219	428- Ⅱ-06 3	湯元沢 2	秋田県大仙市南外字湯元	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
220	428- Ⅱ-06 4	湯元沢 3	秋田県大仙市南外字湯元	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
221	428- Ⅱ-06 5	湯元沢 4	秋田県大仙市南外字湯元並 びに同市南外外小友字寺沢	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
222	428- Ⅱ-06 6	松木田 沢2	秋田県大仙市南外字松木田	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	

No	箇所 番号	区域名	区域	土砂災害の発 生原因となる 自然現象の種 類	特別 警戒 区域	秋田県 告示 番号	告示 年月日	備考
223	428- Ⅱ-06 9	上巢ノ 沢沢1	秋田県大仙市南外字上巢ノ 沢	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
224	428- Ⅱ-07 0	上巢ノ 沢沢2	秋田県大仙市南外字上巢ノ 沢	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
225	428- Ⅱ-07 1	上桑台 沢	秋田県大仙市南外字上桑台	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
226	428- Ⅰ-01 0	権現山 沢1	秋田県大仙市南外字大畑深 山	土石流		第636号	H28. 11. 29	
227	428- Ⅱ-00 4	木直沢	秋田県大仙市南外字下木直、 下木直山及び猿ヶ瀬出野中 嶋	土石流		第636号	H28. 11. 29	
228	428- Ⅱ-00 9	滝ノ沢 沢	秋田県大仙市南外字滝ノ沢	土石流		第636号	H28. 11. 29	
229	428- Ⅱ-02 6	中荒沢 沢2	秋田県大仙市南外字中荒沢	土石流		第636号	H28. 11. 29	
230	Ⅰ-84 3	高城	秋田県大仙市高城字家ノ下 及び高城	急傾斜地	○	第118号	H29. 3. 10	
231	Ⅰ-84 4	上ノ台 2号	秋田県大仙市刈和野字上ノ 台荒屋敷	急傾斜地	○	第118号	H29. 3. 10	
232	Ⅰ-84 6	宿	秋田県大仙市大沢郷宿字カ クマ沢及び宿	急傾斜地	○	第118号	H29. 3. 10	
233	Ⅰ-84 7	正手沢	秋田県大仙市正手沢字正手 沢、イカリ及び下桶掛り	急傾斜地	○	第118号	H29. 3. 10	
234	Ⅰ-人 1670	田屋	秋田県大仙市刈和野字一ト 鶴及び一鶴岱	急傾斜地	○	第118号	H29. 3. 10	
235	Ⅱ-11 60	白坂	秋田県大仙市大沢郷寺字白 坂	急傾斜地	○	第118号	H29. 3. 10	
236	Ⅱ-11 61	白坂1 号	秋田県大仙市大沢郷寺字白 坂	急傾斜地	○	第118号	H29. 3. 10	
237	Ⅱ-11 62	白坂2 号	秋田県大仙市大沢郷寺字白 坂	急傾斜地	○	第118号	H29. 3. 10	
238	Ⅱ-11 63	白坂3 号	秋田県大仙市大沢郷寺字白 坂	急傾斜地	○	第118号	H29. 3. 10	
239	Ⅱ-11 64	白坂4 号	秋田県大仙市大沢郷寺字白 坂及び寺村	急傾斜地	○	第118号	H29. 3. 10	
240	Ⅱ-11 65	寺村	秋田県大仙市大沢郷字寺村	急傾斜地	○	第118号	H29. 3. 10	

No	箇所 番号	区域名	区域	土砂災害の発 生原因となる 自然現象の種 類	特別 警戒 区域	秋田県 告示 番号	告示 年月日	備考
241	Ⅱ-11 66	寺村1 号	秋田県大仙市大沢郷寺字寺 村前田面	急傾斜地	○	第118号	H29.3.10	
242	Ⅱ-11 67	宿1号	秋田県大仙市大沢郷宿字カ クマ沢及び宿	急傾斜地	○	第118号	H29.3.10	
243	Ⅱ-11 80	田代野	秋田県大仙市大沢郷字田代 野	急傾斜地	○	第118号	H29.3.10	
244	Ⅱ-11 81	山ノ田	秋田県大仙市大沢郷宿字山 ノ田、田代野、椒沢及び西 ノ沢	急傾斜地	○	第118号	H29.3.10	
245	Ⅱ-11 82	山ノ田 1号	秋田県大仙市大沢郷宿字椒 沢及び西ノ沢	急傾斜地	○	第118号	H29.3.10	
246	Ⅱ-11 83	山ノ田 2号	秋田県大仙市大沢郷宿字西 ノ沢及び椒沢	急傾斜地	○	第118号	H29.3.10	
247	Ⅱ-11 84	椒沢	秋田県大仙市大沢郷宿字椒 沢	急傾斜地	○	第118号	H29.3.10	
248	Ⅱ-11 85	正手沢 1号	秋田県大仙市正手沢字トド メキ及びイカリ	急傾斜地	○	第118号	H29.3.10	
249	Ⅱ-11 86	正手沢 2号	秋田県大仙市正手沢字下桶 掛り、正手沢及びイカリ	急傾斜地	○	第118号	H29.3.10	
250	Ⅱ-11 87	尊仏	秋田県大仙市大沢郷宿字尊 仏	急傾斜地	○	第118号	H29.3.10	
251	Ⅱ-11 88	重郎佐 エ門沢	秋田県大仙市大沢郷寺字重 郎佐エ門沢	急傾斜地	○	第118号	H29.3.10	
252	Ⅱ-11 89	小戸川 1号	秋田県大仙市大沢郷寺字小 戸川家ノ前及び源三郎	急傾斜地	○	第118号	H29.3.10	
253	Ⅱ-11 90	小戸川 2号	秋田県大仙市大沢郷寺字小 戸川家ノ前及び外小戸川	急傾斜地	○	第118号	H29.3.10	
254	Ⅱ-11 91	小戸川 3号	秋田県大仙市大沢郷寺字外 小戸川	急傾斜地	○	第118号	H29.3.10	
255	Ⅱ-人 111	寺村2 号	秋田県大仙市大沢郷寺字寺 村前田面	急傾斜地	○	第118号	H29.3.10	
256	Ⅱ-人 122	土沢	秋田県大仙市大沢郷寺字土 沢及び同市南外字物渡台	急傾斜地	○	第118号	H29.3.10	
257	Ⅱ-人 123	小戸川	秋田県大仙市大沢郷寺字小 戸川家ノ前	急傾斜地	○	第118号	H29.3.10	
258	I-16 68	今泉	秋田県大仙市土川字今泉	急傾斜地	○	第118号	H29.3.10	
259	I-16 69	小杉山	秋田県大仙市土川字小杉山 沢ノ内焼山及び沢田	急傾斜地	○	第118号	H29.3.10	
260	Ⅱ-11 48	家ノ前	秋田県大仙市土川字家ノ前	急傾斜地	○	第118号	H29.3.10	
261	Ⅱ-11 49	家ノ前 1号	秋田県大仙市土川字家ノ前	急傾斜地	○	第118号	H29.3.10	

No	箇所 番号	区域名	区域	土砂災害の発 生原因となる 自然現象の種 類	特別 警戒 区域	秋田県 告示 番号	告示 年月日	備考
262	Ⅱ-11 51	今泉1 号	秋田県大仙市土川字今泉	急傾斜地	○	第118号	H29.3.10	
263	Ⅱ-11 52	松原	秋田県大仙市土川字寺村	急傾斜地	○	第118号	H29.3.10	
264	Ⅱ-11 53	鬼頭	秋田県大仙市土川字中畑及 び市道	急傾斜地	○	第118号	H29.3.10	
265	Ⅱ-11 54	瀬在郷	秋田県大仙市土川字瀬在郷	急傾斜地	○	第118号	H29.3.10	
266	Ⅱ-11 55	仏沢	秋田県大仙市土川字弥八沢	急傾斜地	○	第118号	H29.3.10	
267	Ⅱ-11 56	柳沢	秋田県大仙市土川字小杉山 柳沢及び小杉山沢ノ内根堀 沢	急傾斜地	○	第118号	H29.3.10	
268	Ⅱ-11 58	半道寺	秋田県大仙市土川字半道寺 及び石神	急傾斜地	○	第118号	H29.3.10	
269	Ⅱ-11 59	外堤	秋田県大仙市土川字外堤	急傾斜地	○	第118号	H29.3.10	
270	Ⅱ-人 107	仏沢1 号	秋田県大仙市土川字仏沢堤 下	急傾斜地	○	第118号	H29.3.10	
271	Ⅱ-人 108	楯越	秋田県大仙市土川字小杉山 沢ノ内楯平	急傾斜地	○	第118号	H29.3.10	
272	Ⅱ-人 109	園町	秋田県大仙市土川字園町	急傾斜地	○	第118号	H29.3.10	
273	422- I-00 1	小杉山 沢1	秋田県大仙市土川字小杉山 沢ノ内焼山、沢田及び小杉 山	土石流	○	第118号	H29.3.10	
274	422- I-00 2	小杉山 沢2	秋田県大仙市土川字小杉山 沢ノ内焼山、沢田及び小杉 山	土石流	○	第118号	H29.3.10	
275	422- I-00 3	小内焼 山沢	秋田県大仙市土川字小杉山	土石流	○	第118号	H29.3.10	
276	422- I-00 4	小杉山 沢3	秋田県大仙市土川字小杉山	土石流	○	第118号	H29.3.10	
277	422- I-00 6	西野沢 1	秋田県大仙市土川字心像西 野及び寺村	土石流	○	第118号	H29.3.10	
278	422- I-00 7	西野沢 2	秋田県大仙市土川字心像西 野及び寺村	土石流	○	第118号	H29.3.10	

No	箇所 番号	区域名	区域	土砂災害の発 生原因となる 自然現象の種 類	特別 警戒 区域	秋田県 告示 番号	告示 年月日	備考
279	422- I-00 8	沖田沢	秋田県大仙市土川字心像沖 田	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
280	422- I-00 9	床畑沢	秋田県大仙市土川字床畑山、 床畑及び比山沢	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
281	422- I-01 0	館ヶ沢	秋田県大仙市土川字半道寺 及び石神	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
282	422- I-01 1	寺下沢	秋田県大仙市土川字半道寺、 石神及び寺ノ下	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
283	422- II-01 8	明光沢	秋田県大仙市土川字明光沢	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
284	422- II-01 9	大石沢	秋田県大仙市土川字小杉山 沢ノ内牢ノ沢山	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
285	422- II-02 0	杉沢沢	秋田県大仙市土川字小杉山 沢ノ内牢ノ沢山及び杉沢	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
286	422- II-02 2	楯越沢	秋田県大仙市土川字楯越	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
287	422- II-02 3	楯越沢	秋田県大仙市土川字仏沢、 小杉山沢ノ内台林及び楯越	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
288	422- II-02 4	辰ノ口 沢 1	秋田県大仙市土川字辰ノ口 及び辰ノ口前田	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
289	422- II-02 5	辰ノ口 沢 2	秋田県大仙市土川字辰ノ口 及び辰ノ口前田	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
290	422- II-02 6	辰ノ口 沢 3	秋田県大仙市土川字辰ノ口 及び辰ノ口前田	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
291	422- II-02 8	園町沢	秋田県大仙市土川字園町及 び間明田	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
292	422- II-03 0	瀬在郷 1	秋田県大仙市土川字瀬在郷	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	

No	箇所 番号	区域名	区域	土砂災害の発 生原因となる 自然現象の種 類	特別 警戒 区域	秋田県 告示 番号	告示 年月日	備考
293	422- Ⅱ-03 1	瀬在郷 2	秋田県大仙市土川字瀬在郷	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
294	422- Ⅱ-03 2	鬼頭沢	秋田県大仙市土川字鬼頭	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
295	422- Ⅱ-03 3	寺村沢	秋田県大仙市土川字寺村	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
296	422- Ⅱ-03 4	添ノ又 沢	秋田県大仙市土川字添ノ又、 十二山及び次第森	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
297	422- Ⅱ-03 5	床畑沢 1	秋田県大仙市土川字床畑山 及び松山下	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
298	422- Ⅱ-03 7	床畑沢 3	秋田県大仙市土川字床畑山 及び比山沢	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
299	422- Ⅱ-03 8	今泉沢	秋田県大仙市土川字今泉	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
300	422- Ⅱ-03 9	外堤沢	秋田県大仙市土川字外堤	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
301	422- Ⅱ-04 0	家ノ前 沢 1	秋田県大仙市土川字家ノ前 及び西今泉家ノ後	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
302	422- Ⅱ-04 1	家ノ前 沢 2	秋田県大仙市土川字家ノ前	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
303	422- Ⅰ-01 3	上ノ台 荒屋敷 沢 1	秋田県大仙市刈和野字山堂 ヶ沢、湯田、小野、北ノ沢 嶋山及び上ノ台荒屋敷	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
304	422- Ⅰ-01 4	上ノ台 荒屋敷 沢 2	秋田県大仙市刈和野字湯田、 小野、北ノ沢嶋山及び上ノ 台荒屋敷	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
305	422- Ⅰ-01 5	正手沢	秋田県大仙市正手沢字正手 沢及びイカリ	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
306	422- Ⅰ-01 9	山土方 沢	秋田県大仙市大沢郷寺字野 田	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	

No	箇所 番号	区域名	区域	土砂災害の発 生原因となる 自然現象の種 類	特別 警戒 区域	秋田県 告示 番号	告示 年月日	備考
307	422- I-02 0	小田ノ 沢	秋田県大仙市大沢郷寺字寺 村、寺村前田面、小田ノ沢 及び覚ノ畑	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
308	422- I-02 1	寺村沢	秋田県大仙市大沢郷寺字寺 村、寺村前田面、小田ノ沢 及び覚ノ畑	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
309	422- I-02 2	皆別当 沢	秋田県大仙市大沢郷寺字皆 別当	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
310	422- II-05 9	金剛寺 沢	秋田県大仙市大沢郷宿字金 剛寺、金木沢及び砂子沢	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
311	422- II-06 0	砂ノ前 沢	秋田県大仙市大沢郷宿字金 剛寺、金木沢、砂ノ前及び 寒風	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
312	422- II-06 1	家越沢	秋田県大仙市大沢郷寺字堤 沢、石持及び野田家越	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
313	422- II-06 2	箱井沢	秋田県大仙市大沢郷宿字箱 井及び同市大沢郷寺字覚ノ 畑	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
314	422- II-06 4	入水沢	秋田県大仙市大沢郷宿字田 代野	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
315	422- II-06 8	外小戸 川	秋田県大仙市大沢郷寺字外 小戸川	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
316	422- II-07 0	釜ノ沢 沢	秋田県大仙市正手沢字正手 沢、下樋掛り及びイカリ	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
317	422- II-07 1	正手沢	秋田県大仙市正手沢字正手 沢、イカリ及びトドメキ	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
318	422- II-07 2	皆別当 沢1	秋田県大仙市大沢郷寺字皆 別当	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
319	422- III-00 1	刈布沢 沢	秋田県大仙市土川字刈布沢 及び西今泉松山	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
320	422- III-00 2	田中蟻 塚沢	秋田県大仙市刈和野字田中 蟻塚、上ノ台及び大佐沢	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	

No	箇所 番号	区域名	区域	土砂災害の発 生原因となる 自然現象の種 類	特別 警戒 区域	秋田県 告示 番号	告示 年月日	備考
321	I-84 5	上ノ台 1号	秋田県大仙市刈和野字上ノ 台	急傾斜地		第119号	H29.3.10	
322	422- I-01 2	西野	秋田県大仙市土川字上雨堤	土石流		第119号	H29.3.10	
323	422- I-01 6	小戸川 家ノ前 沢	秋田県大仙市大沢郷寺字小 戸川家ノ前及び重郎左エ門 沢	土石流		第119号	H29.3.10	
324	422- I-01 7	鳥ノ木 沢	秋田県大仙市高城字家ノ下 並びに同市寺館字八幡田	土石流		第119号	H29.3.10	
325	422- II-06 3	椒沢沢	秋田県大仙市大沢郷宿字山 ノ田及び西ノ沢	土石流		第119号	H29.3.10	
326	422- II-06 9	土沢沢	秋田県大仙市大沢郷寺字土 沢及び戸川前田面並びに同 市南外字物渡台	土石流		第119号	H29.3.10	
327	422- I-00 5	明神沢	秋田県大仙市土川字鬼頭	土石流		第119号	H29.3.10	
328	422- II-02 1	杉沢沢 2	秋田県大仙市土川字杉沢	土石流		第119号	H29.3.10	
329	422- II-02 7	辰ノ口 沢	秋田県大仙市土川字辰ノ口	土石流		第119号	H29.3.10	
330	422- II-02 9	石川郷 沢	秋田県大仙市土川字大野	土石流		第119号	H29.3.10	
331	422- II-03 6	床畑沢 2	秋田県大仙市土川字床畑山、 松山下、比山沢及び大堤	土石流		第119号	H29.3.10	
332	I-84 8	坂繫	秋田県大仙市円行寺字坂繫	急傾斜地	○	第145号	H29.3.21	
333	II-11 68	布又	秋田県大仙市円行寺字布又	急傾斜地	○	第145号	H29.3.21	
334	II-11 69	布又3 号	秋田県大仙市円行寺字布又 尻	急傾斜地	○	第145号	H29.3.21	
335	II-11 70	布又4 号	秋田県大仙市円行寺字布又 尻	急傾斜地	○	第145号	H29.3.21	
336	II-11 71	戸川	秋田県大仙市円行寺字戸川	急傾斜地	○	第145号	H29.3.21	

No	箇所 番号	区域名	区域	土砂災害の発 生原因となる 自然現象の種 類	特別 警戒 区域	秋田県 告示 番号	告示 年月日	備考
337	Ⅱ-11 72	戸川 1 号	秋田県大仙市円行寺字戸川	急傾斜地	○	第145号	H29. 3. 21	
338	Ⅱ-11 73	猿井沢	秋田県大仙市円行寺字下猿 井沢	急傾斜地	○	第145号	H29. 3. 21	
339	Ⅱ-11 74	梵天畑	秋田県大仙市円行寺字梵天 畑	急傾斜地	○	第145号	H29. 3. 21	
340	Ⅱ-11 75	坂繫 1 号	秋田県大仙市円行寺字坂繫	急傾斜地	○	第145号	H29. 3. 21	
341	Ⅱ-11 76	坂繫 2 号	秋田県大仙市円行寺字坂繫	急傾斜地	○	第145号	H29. 3. 21	
342	Ⅱ-11 77	坂繫 4 号	秋田県大仙市円行寺字坂繫	急傾斜地	○	第145号	H29. 3. 21	
343	Ⅱ-11 78	六郎沢	秋田県大仙市円行寺字坂繫	急傾斜地	○	第145号	H29. 3. 21	
344	Ⅱ-11 79	丸山	秋田県大仙市大沢郷宿字丸 山	急傾斜地	○	第145号	H29. 3. 21	
345	Ⅱ-11 92	布又 5 号	秋田県大仙市円行寺字南ヶ 沢及び布又	急傾斜地	○	第145号	H29. 3. 21	
346	Ⅱ-18 94	屋布前	秋田県大仙市大沢郷宿字屋 布前及び八木山	急傾斜地	○	第145号	H29. 3. 21	
347	Ⅱ-人 112	布又 1 号	秋田県大仙市円行寺字南ヶ 沢及び布又	急傾斜地	○	第145号	H29. 3. 21	
348	Ⅱ-人 113	布又 2 号	秋田県大仙市円行寺字田ノ 沢及び布又	急傾斜地	○	第145号	H29. 3. 21	
349	Ⅱ-人 114	戸川 2 号	秋田県大仙市円行寺字中田	急傾斜地	○	第145号	H29. 3. 21	
350	Ⅱ-人 115	蔭ヶ台	秋田県大仙市円行寺字蔭ヶ 台	急傾斜地	○	第145号	H29. 3. 21	
351	Ⅱ-人 117	樋向	秋田県大仙市円行寺字樋向	急傾斜地	○	第145号	H29. 3. 21	
352	Ⅱ-人 118	地藏ノ 下	秋田県大仙市円行寺字地藏 下	急傾斜地	○	第145号	H29. 3. 21	
353	Ⅱ-人 119	坂繫 3 号	秋田県大仙市円行寺字坂繫	急傾斜地	○	第145号	H29. 3. 21	
354	Ⅱ-人 120	棚ヶ平	秋田県大仙市大沢郷宿字棚 ヶ平	急傾斜地	○	第145号	H29. 3. 21	
355	Ⅱ-人 121	棚ヶ平 1号	秋田県大仙市大沢郷宿字棚 ヶ平	急傾斜地	○	第145号	H29. 3. 21	
356	Ⅱ-人 124	戸屋沢	秋田県大仙市大沢郷宿字戸 屋沢	急傾斜地	○	第145号	H29. 3. 21	
357	422- Ⅱ-00 2	布又沢 2	秋田県大仙市円行寺字布又	土石流	○	第145号	H29. 3. 21	

No	箇所 番号	区域名	区域	土砂災害の発 生原因となる 自然現象の種 類	特別 警戒 区域	秋田県 告示 番号	告示 年月日	備考
358	422- Ⅱ-00 3	布又沢 3	秋田県大仙市円行寺字布又	土石流	○	第145号	H29. 3. 21	
359	422- Ⅱ-00 6	南ヶ沢 沢2	秋田県大仙市円行寺字南ヶ 沢及び布又	土石流	○	第145号	H29. 3. 21	
360	422- Ⅱ-00 7	下布又 沢	秋田県大仙市円行寺字布又 尻	土石流	○	第145号	H29. 3. 21	
361	422- Ⅱ-00 8	布又尻 沢	秋田県大仙市円行寺字布又 尻及び田ノ沢	土石流	○	第145号	H29. 3. 21	
362	422- Ⅱ-00 9	上戸沢 沢1	秋田県大仙市円行寺字戸川	土石流	○	第145号	H29. 3. 21	
363	422- Ⅱ-01 0	上戸沢 沢2	秋田県大仙市円行寺字戸川	土石流	○	第145号	H29. 3. 21	
364	422- Ⅱ-01 1	上戸川 沢	秋田県大仙市円行寺字戸川	土石流	○	第145号	H29. 3. 21	
365	422- Ⅱ-01 3	曲師ヶ 沢1	秋田県大仙市円行寺字曲師 ヶ沢	土石流	○	第145号	H29. 3. 21	
366	422- Ⅱ-01 4	曲師ヶ 沢2	秋田県大仙市円行寺字曲師 ヶ沢	土石流	○	第145号	H29. 3. 21	
367	422- Ⅱ-01 5	曲師ヶ 沢3	秋田県大仙市円行寺字曲師 ヶ沢及び大場台	土石流	○	第145号	H29. 3. 21	
368	422- Ⅱ-01 7	滝ノ沢 沢	秋田県大仙市大沢郷宿字滝 ノ沢	土石流	○	第145号	H29. 3. 21	
369	422- Ⅱ-04 2	坂繫沢 4	秋田県大仙市円行寺字宮ノ 下及び坂繫	土石流	○	第145号	H29. 3. 21	
370	422- Ⅱ-04 3	坂繫沢 5	秋田県大仙市円行寺字坂繫	土石流	○	第145号	H29. 3. 21	
371	422- Ⅱ-04 4	坂繫沢 6	秋田県大仙市円行寺字坂繫	土石流	○	第145号	H29. 3. 21	

No	箇所 番号	区域名	区域	土砂災害の発 生原因となる 自然現象の種 類	特別 警戒 区域	秋田県 告示 番号	告示 年月日	備考
372	422- Ⅱ-04 5	坂繫沢 1	秋田県大仙市円行寺字坂繫	土石流	○	第145号	H29. 3. 21	
373	422- Ⅱ-04 6	坂繫沢 2	秋田県大仙市円行寺字坂繫	土石流	○	第145号	H29. 3. 21	
374	422- Ⅱ-04 7	坂繫沢 7	秋田県大仙市円行寺字地藏 ノ下	土石流	○	第145号	H29. 3. 21	
375	422- Ⅱ-04 8	坂繫沢 3	秋田県大仙市円行寺字地藏 ノ下	土石流	○	第145号	H29. 3. 21	
376	422- Ⅱ-04 9	坂繫沢 8	秋田県大仙市円行寺字地藏 ノ下	土石流	○	第145号	H29. 3. 21	
377	422- Ⅱ-05 0	坂繫沢 9	秋田県大仙市円行寺字梵天 畑及び地藏ノ下	土石流	○	第145号	H29. 3. 21	
378	422- Ⅱ-05 3	宮ノ前 沢	秋田県大仙市円行寺字宮ノ 前及び家ノ前	土石流	○	第145号	H29. 3. 21	
379	422- Ⅱ-05 6	八木山 沢 1	秋田県大仙市大沢郷宿字樋 向、堂ノ前及び屋布前	土石流	○	第145号	H29. 3. 21	
380	422- Ⅱ-05 7	樋向沢 3	秋田県大仙市大沢郷宿字樋 向、堂ノ前及び屋布前	土石流	○	第145号	H29. 3. 21	
381	422- Ⅱ-05 8	戸屋沢	秋田県大仙市大沢郷宿字戸 屋沢	土石流	○	第145号	H29. 3. 21	
382	Ⅱ-人 116	曲師ヶ 沢	秋田県大仙市円行寺字曲師 ヶ沢	急傾斜地		第146号	H29. 3. 21	
383	422- Ⅱ-00 1 1	布又沢 1	秋田県大仙市円行寺字布又	土石流		第146号	H29. 3. 21	
384	422- Ⅱ-00 4	南ヶ沢 沢 1	秋田県大仙市円行寺字南ヶ 沢	土石流		第146号	H29. 3. 21	
385	422- Ⅱ-00 5	田ノ沢 沢	秋田県大仙市円行寺字田ノ 沢及び布又	土石流		第146号	H29. 3. 21	

No	箇所 番号	区域名	区域	土砂災害の発 生原因となる 自然現象の種 類	特別 警戒 区域	秋田県 告示 番号	告示 年月日	備考
386	422- Ⅱ-01 2	露ヶ台 沢	秋田県大仙市円行寺字蔵ノ 前	土石流		第146号	H29. 3. 21	
387	422- Ⅱ-01 6	猿井沢	秋田県大仙市円行寺字下猿 井沢	土石流		第146号	H29. 3. 21	
388	422- Ⅱ-05 1	樋向沢	秋田県大仙市円行寺字樋向 及び梵天畑	土石流		第146号	H29. 3. 21	
389	422- Ⅱ-05 2	樋向沢	秋田県大仙市円行寺字樋向	土石流		第146号	H29. 3. 21	
390	422- Ⅱ-05 4	丸山沢	秋田県大仙市大沢郷宿字丸 山	土石流		第146号	H29. 3. 21	
391	422- Ⅱ-05 5	八木山 沢 2	秋田県大仙市大沢郷宿字屋 布前及び八木山	土石流		第146号	H29. 3. 21	
392	422- Ⅱ-06 5	秋通沢	秋田県大仙市大沢郷宿字秋 通	土石流		第146号	H29. 3. 21	
393	422- Ⅱ-06 6	秋通沢	秋田県大仙市大沢郷宿字秋 通	土石流		第146号	H29. 3. 21	
394	422- Ⅱ-06 7	秋通沢	秋田県大仙市大沢郷宿字秋 通	土石流		第146号	H29. 3. 21	
395	Ⅱ-11 32	松倉	秋田県大仙市松倉字松倉及 び同市長野字長野山	急傾斜地 の崩壊	○	第99号	H30. 2. 16	
396	I-13 61	上竜蔵 台	秋田県大仙市北檜岡字上龍 蔵台及び戸月並びに同市神 宮寺字戸月入	急傾斜地 の崩壊	○	第99号	H30. 2. 16	
397	Ⅱ-11 46	上高野	秋田県大仙市神宮寺字上高 野	急傾斜地 の崩壊	○	第99号	H30. 2. 16	
398	Ⅱ-11 47	上高野 1号	秋田県大仙市神宮寺字上高 野	急傾斜地 の崩壊	○	第99号	H30. 2. 16	
399	Ⅱ-人 106	愛宕下	秋田県大仙市神宮寺字愛宕 下	急傾斜地 の崩壊	○	第99号	H30. 2. 16	

No	箇所 番号	区域名	区域	土砂災害の発 生原因となる 自然現象の種 類	特別 警戒 区域	秋田県 告示 番号	告示 年月日	備考
400	I-82 4	上荒川	秋田県大仙市協和荒川字上 荒川、町下モ及び平成	急傾斜地 の崩壊	○	第99号	H30.2.16	
401	I-82 6	漆原	秋田県大仙市協和荒川字上 野	急傾斜地 の崩壊	○	第99号	H30.2.16	
402	I-82 7	落合	秋田県大仙市協和稲沢字落 合上野及び本郷野	急傾斜地 の崩壊	○	第99号	H30.2.16	
403	II-12 45	下谷地	秋田県大仙市協和荒川字下 谷地	急傾斜地 の崩壊	○	第99号	H30.2.16	
404	II-12 47	平城	秋田県大仙市協和荒川字平 城及び町下モ	急傾斜地 の崩壊	○	第99号	H30.2.16	
405	II-12 48	養四郎 岱	秋田県大仙市協和荒川字養 四郎岱及び木仏岱	急傾斜地 の崩壊	○	第99号	H30.2.16	
406	II-12 49	面日	秋田県大仙市協和荒川字面 日	急傾斜地 の崩壊	○	第99号	H30.2.16	
407	II-12 55	宮田	秋田県大仙市協和荒川字宮 田	急傾斜地 の崩壊	○	第99号	H30.2.16	
408	I-82 2	岸館	秋田県大仙市協和境字岸館 及び同市協和上淀川字上淀 川	急傾斜地 の崩壊	○	第99号	H30.2.16	
409	II-12 43	東町後	秋田県大仙市協和境字岸館 及び同市協和上淀川字東町 後	急傾斜地 の崩壊	○	第99号	H30.2.16	
410	II-12 44	岸館1 号	秋田県大仙市協和境字岸館 及び同市協和上淀川字東町 後	急傾斜地 の崩壊	○	第99号	H30.2.16	
411	II-12 54	上淀川	秋田県大仙市協和上淀川字 上淀川及び大橋向	急傾斜地 の崩壊	○	第99号	H30.2.16	
412	I-81 8	蟬ヶ森	秋田県大仙市協和船岡字蟬 ヶ森	急傾斜地 の崩壊	○	第99号	H30.2.16	
413	I-81 9	菅生田	秋田県大仙市協和境字苅谷 沢及び菅生田	急傾斜地 の崩壊	○	第99号	H30.2.16	

No	箇所 番号	区域名	区域	土砂災害の発 生原因となる 自然現象の種 類	特別 警戒 区域	秋田県 告示 番号	告示 年月日	備考
414	I-82 0	野田1 号	秋田県大仙市協和境字野田	急傾斜地 の崩壊	○	第99号	H30.2.16	
415	I-82 1	野田	秋田県大仙市協和境字野田、 岩坂下及び岸館	急傾斜地 の崩壊	○	第99号	H30.2.16	
416	I-82 5	野田2 号	秋田県大仙市協和境字菅生 田、境及び野田	急傾斜地 の崩壊	○	第99号	H30.2.16	
417	I-83 5	上宿	秋田県大仙市協和中淀川字 上宿及び日暮狐森	急傾斜地 の崩壊	○	第99号	H30.2.16	
418	II-12 40	車田	秋田県大仙市協和小種字車 田及び車田山並びに同市協 和下淀川字車田	急傾斜地 の崩壊	○	第99号	H30.2.16	
419	II-12 41	日暮狐 森	秋田県大仙市協和中淀川字 日暮狐森及び千着前田表	急傾斜地 の崩壊	○	第99号	H30.2.16	
420	II-人 138	坊台	秋田県大仙市協和上淀川字 坊台及び五百刈田	急傾斜地 の崩壊	○	第99号	H30.2.16	
421	I-81 5	宇津野	秋田県大仙市協和船岡字上 宇津野	急傾斜地 の崩壊	○	第99号	H30.2.16	
422	I-81 6	君ヶ野	秋田県大仙市協和船岡字東 君ヶ野	急傾斜地 の崩壊	○	第99号	H30.2.16	
423	I-81 7	船沢	秋田県大仙市協和船沢字船 沢	急傾斜地 の崩壊	○	第99号	H30.2.16	
424	II-12 42	西ノ向	秋田県大仙市協和船岡字西 ノ向	急傾斜地 の崩壊	○	第99号	H30.2.16	
425	421- I-00 1	八石沢	秋田県大仙市神宮寺字八石 及び荻ノ台	土石流	○	第99号	H30.2.16	
426	427- I-00 9	クジビ ラ沢	秋田県大仙市協和船岡字上 庄内	土石流	○	第99号	H30.2.16	
427	427- I-01 2	野田沢	秋田県大仙市協和境字野田	土石流	○	第99号	H30.2.16	

No	箇所 番号	区域名	区域	土砂災害の発 生原因となる 自然現象の種 類	特別 警戒 区域	秋田県 告示 番号	告示 年月日	備考
428	427- I-01 6	上荒川 沢1	秋田県大仙市協和荒川字上 荒川、町下モ、平城及び下 荒川	土石流	○	第99号	H30.2.16	
429	427- I-01 7	車田沢 1	秋田県大仙市協和下淀川字 小林及び馬場	土石流	○	第99号	H30.2.16	
430	427- I-01 8	上木沢	秋田県大仙市協和船沢字上 木沢及び船沢	土石流	○	第99号	H30.2.16	
431	427- I-01 9	船沢	秋田県大仙市協和船沢字船 沢	土石流	○	第99号	H30.2.16	
432	427- I-02 0	雨池沢 1	秋田県大仙市協和上淀川字 雨池沢	土石流	○	第99号	H30.2.16	
433	427- I-02 1	雨池沢 2	秋田県大仙市協和上淀川字 雨池沢	土石流	○	第99号	H30.2.16	
434	421- II-00 2	八石沢 1	秋田県大仙市神宮寺字八石 及び八石高野	土石流	○	第99号	H30.2.16	
435	427- II-00 3	面日沢	秋田県大仙市協和荒川字面 日	土石流	○	第99号	H30.2.16	
436	427- II-00 4	川前沢	秋田県大仙市協和荒川字川 前	土石流	○	第99号	H30.2.16	
437	427- II-00 5	鍋越沢	秋田県大仙市協和荒川字横 道	土石流	○	第99号	H30.2.16	
438	427- II-00 6	林の沢	秋田県大仙市協和荒川字徳 瀬	土石流	○	第99号	H30.2.16	
439	427- II-00 7	清水ケ 沢	秋田県大仙市協和荒川字徳 瀬	土石流	○	第99号	H30.2.16	
440	427- II-01 1	稲沢沢	秋田県大仙市協和稲沢字稲 沢及び釜ノ川沢	土石流	○	第99号	H30.2.16	
441	427- II-01 2	西ノ向 沢1	秋田県大仙市協和船岡字西 ノ向	土石流	○	第99号	H30.2.16	

No	箇所 番号	区域名	区域	土砂災害の発 生原因となる 自然現象の種 類	特別 警戒 区域	秋田県 告示 番号	告示 年月日	備考
442	427- Ⅱ-01 3	西ノ向 沢2	秋田県大仙市協和船岡字西 ノ向	土石流	○	第99号	H30.2.16	
443	427- Ⅱ-01 4	中村沢	秋田県大仙市協和中淀川字 中村	土石流	○	第99号	H30.2.16	
444	427- Ⅱ-01 5	堤ヶ沢 沢	秋田県大仙市協和小種字堤 ヶ沢及び田中	土石流	○	第99号	H30.2.16	
445	427- Ⅱ-01 6	船沢沢	秋田県大仙市協和船岡字船 沢	土石流	○	第99号	H30.2.16	
446	208- Ⅰ-01 3	立が沢	秋田県大仙市松倉字鷹ノ巣 及び同市長野字長野山	土石流		第100号	H30.2.16	
447	421- Ⅱ-00 1	岳見沢	秋田県大仙市神宮寺字愛宕 下	土石流		第100号	H30.2.16	
448	427- Ⅰ-01 3	上野沢 1	秋田県大仙市協和荒川字上 野	土石流		第100号	H30.2.16	
449	427- Ⅰ-01 4	上野沢 2	秋田県大仙市協和荒川字上 野	土石流		第100号	H30.2.16	
450	427- Ⅰ-01 5	ナンカ イ沢	秋田県大仙市協和荒川字上 荒川	土石流		第100号	H30.2.16	
451	427- Ⅱ-00 8	上野沢 3	秋田県大仙市協和荒川字上 野	土石流		第100号	H30.2.16	
452	427- Ⅱ-00 9	上荒川 沢2	秋田県大仙市協和荒川字上 荒川、町下モ、平城及び下 荒川	土石流		第100号	H30.2.16	
453	427- Ⅱ-01 0	大橋向 沢	秋田県大仙市協和上淀川字 大橋向	土石流		第100号	H30.2.16	
454	427- Ⅰ-01 1	境沢1	秋田県大仙市協和境字苜谷 沢及び野田	土石流		第100号	H30.2.16	
455	427- Ⅰ-01 0	庄内前 田表沢	秋田県大仙市協和船岡字庄 内前田表、上庄内及び庄内	土石流		第100号	H30.2.16	

No	箇所 番号	区域名	区域	土砂災害の発 生原因となる 自然現象の種 類	特別 警戒 区域	秋田県 告示 番号	告示 年月日	備考
456	427- Ⅱ-02 1	庄内沢	秋田県大仙市協和船岡字上 庄内及び庄内前田表	土石流		第100号	H30. 2. 16	
457	427- Ⅱ-01 8	タラメ キ沢2	秋田県大仙市協和船沢字タ ラメキ、畑ヶ沢、高仕切及 び船沢	土石流		第100号	H30. 2. 16	
458	427- Ⅱ-01 9	タラメ キ沢3	秋田県大仙市協和船沢字畑 ヶ沢、タラメキ、木戸ヶ沢 及び船沢	土石流		第100号	H30. 2. 16	
459	193-1	上野1	秋田県大仙市協和荒川字上 野山、ニテコ沢、サンセン タテ、荒倉、上野、上野崎 及び下野崎	地滑り		第599号	H30. 12. 25	
460	193-2	上野2	秋田県大仙市協和荒川字サ ンセンタテ、野崎、上野崎 及び上野	地滑り		第599号	H30. 12. 25	
461	193-3	上野3	秋田県大仙市協和荒川字野 崎及び上野崎	地滑り		第599号	H30. 12. 25	
462	I-人 51	長野山	秋田県大仙市長野字長野山 及び八乙女	急傾斜地	○	第30号	R1. 5. 21	
463	Ⅱ-12 13	長野山 1号	秋田県大仙市長野字長野山	急傾斜地	○	第30号	R1. 5. 21	
464	Ⅱ-12 14	北野	秋田県大仙市栗沢字北野及 び伊勢ノ腰	急傾斜地	○	第30号	R1. 5. 21	
465	Ⅱ-12 15	北野1 号	秋田県大仙市栗沢字北野、 伊勢ノ腰及び社前	急傾斜地	○	第30号	R1. 5. 21	
466	Ⅱ-12 16	十二	秋田県大仙市豊岡字十二	急傾斜地	○	第30号	R1. 5. 21	
467	Ⅱ-12 77	大畑潜 沢	秋田県大仙市南外字大畑深 山及び梨木田	急傾斜地	○	第30号	R1. 5. 21	
468	Ⅱ-12 78	大畑	秋田県大仙市南外字大畑	急傾斜地	○	第30号	R1. 5. 21	
469	Ⅱ-12 79	山王台	秋田県大仙市南外山王台及 び坊田	急傾斜地	○	第30号	R1. 5. 21	

No	箇所 番号	区域名	区域	土砂災害の発 生原因となる 自然現象の種 類	特別 警戒 区域	秋田県 告示 番号	告示 年月日	備考
470	Ⅱ-13 11	真木	秋田県大仙市太田町太田字 真木、真木中ノ瀬及び金井 伝山	急傾斜地	○	第30号	R1. 5. 21	
471	Ⅱ-人 143	北田山 田ヶ沢	秋田県大仙市南外字北田山 田ヶ沢	急傾斜地	○	第30号	R1. 5. 21	
472	425- Ⅰ-00 3-1	栗沢沢 -1	秋田県大仙市栗沢字北野、 伊勢ノ腰及び一本木	土石流	○	第30号	R1. 5. 21	
473	425- Ⅰ-00 3-2	栗沢沢 -2	秋田県大仙市栗沢字北野、 伊勢ノ腰及び一本木	土石流	○	第30号	R1. 5. 21	
474	425- Ⅱ-00 1-1	小沼沢 -1	秋田県大仙市豊岡字南鳥越、 鳥越及び桜田	土石流	○	第30号	R1. 5. 21	
475	425- Ⅱ-00 1-2	小沼沢 -2	秋田県大仙市豊岡字南鳥越、 鳥越及び田中	土石流	○	第30号	R1. 5. 21	
476	425- Ⅱ-00 2	栗沢川 沢	秋田県大仙市栗沢字北野及 び同市豊岡字五百刈田	土石流	○	第30号	R1. 5. 21	
477	425- Ⅱ-00 3	ドノ沢	秋田県大仙市大神成字フカ ウヂ	土石流	○	第30号	R1. 5. 21	
478	425- Ⅱ-00 4	長野山 沢1	秋田県大仙市長野字長野山 及び竹原	土石流	○	第30号	R1. 5. 21	
479	425- Ⅱ-00 6-1	立石沢 -1	秋田県大仙市長野字長野山 及び立石	土石流	○	第30号	R1. 5. 21	
480	425- Ⅱ-00 6-2	立石沢 -2	秋田県大仙市長野字長野山 及び立石	土石流	○	第30号	R1. 5. 21	
481	425- Ⅱ-00 7-1	立石沢 1-1	秋田県大仙市長野字長野山 及び立石並びに同市土川字 長持沢	土石流	○	第30号	R1. 5. 21	
482	425- Ⅱ-00 7-2	立石沢 1-2	秋田県大仙市長野字長野山 及び立石並びに同市土川字 長持沢	土石流	○	第30号	R1. 5. 21	
483	428- Ⅱ-00 8-1	春木沢 沢-1	秋田県大仙市南外字小春木 沢	土石流	○	第30号	R1. 5. 21	

No	箇所 番号	区域名	区域	土砂災害の発 生原因となる 自然現象の種 類	特別 警戒 区域	秋田県 告示 番号	告示 年月日	備考
484	428- Ⅱ-00 8-3	春木沢 沢-3	秋田県大仙市南外字小春木 沢	土石流	○	第30号	R1. 5. 21	
485	428- Ⅱ-04 9	揚土沢 3	秋田県大仙市南外字北田山 田ヶ沢	土石流	○	第30号	R1. 5. 21	
486	428- Ⅱ-06 7	大畑潜 沢沢1	秋田県大仙市南外字大畑潜 沢	土石流	○	第30号	R1. 5. 21	
487	428- Ⅱ-06 8	大畑潜 沢沢2	秋田県大仙市南外字大畑潜 沢	土石流	○	第30号	R1. 5. 21	
488	431- Ⅰ-00 2	桧山沢	秋田県大仙市太田町太田字 真木及び金井伝山	土石流	○	第30号	R1. 5. 21	
489	431- Ⅱ-00 1	根堀の 沢	秋田県大仙市太田町太田字 真木	土石流	○	第30号	R1. 5. 21	
490	431- Ⅱ-00 2	大谷地 沢	秋田県大仙市太田町川口字 大台並びに同市太田町太田 字惣行谷地田及び惣行小坂	土石流	○	第30号	R1. 5. 21	
491	431- Ⅱ-00 3	小坂沢 1	秋田県大仙市太田町川口字大台及び北千本野並び に同市太田町太田字惣行谷地田、惣行家東、惣行 館野、惣行小坂及び惣行大谷地	土石流	○	第30号	R1. 5. 21	
492	431- Ⅱ-00 4	小坂沢 2	秋田県大仙市太田町太田字 惣行大谷地、惣行小坂及び 惣行谷地田	土石流	○	第30号	R1. 5. 21	
493	425- Ⅰ-00 1-1	十六沢 -1	秋田県大仙市豊岡字鳥越、 十二、桜田及び南鳥越	土石流		第31号	R1. 5. 21	
494	425- Ⅰ-00 1-2	十六沢 -2	秋田県大仙市豊岡字鳥越、 十二、桜田及び南鳥越	土石流		第31号	R1. 5. 21	
495	425- Ⅰ-00 2	内沢沢	秋田県大仙市豊岡字十二、 鶴巻田、桜田及び鳥越	土石流		第31号	R1. 5. 21	
496	425- Ⅱ-00 5-1	長野山 沢2-1	秋田県大仙市長野字長野山、 極楽野及び竹原	土石流		第31号	R1. 5. 21	
497	425- Ⅱ-00 5-2	長野山 沢2-2	秋田県大仙市長野字長野山 及び竹原	土石流		第31号	R1. 5. 21	

No	箇所 番号	区域名	区域	土砂災害の発 生原因となる 自然現象の種 類	特別 警戒 区域	秋田県 告示 番号	告示 年月日	備考
498	425- Ⅱ-00 6-3	立石沢 -3	秋田県大仙市長野字長野山 及び立石	土石流		第31号	R1. 5. 21	
499	428- Ⅱ-00 8-2	春木沢 沢-2	秋田県大仙市南外字小春木 沢	土石流		第31号	R1. 5. 21	
500	184-1	真木1	秋田県大仙市太田字大森台、 真木及び真木根堀	地滑り		第112号	R1. 7. 23	
501	184-2	真木2	秋田県大仙市太田字大森台、 真木及び真木根堀	地滑り		第112号	R1. 7. 23	
502	184-3	真木3	秋田県大仙市太田字大森台、 真木及び真木根堀	地滑り		第112号	R1. 7. 23	
503	184-4	真木4	秋田県大仙市太田字大森台 及び真木	地滑り		第112号	R1. 7. 23	
504	189-1	釜坂1	秋田県大仙市南外字上釜坂 及び下釜坂	地滑り		第112号	R1. 7. 23	
505	189-2	釜坂2	秋田県大仙市南外字上釜坂	地滑り		第112号	R1. 7. 23	
506	190-1	松木田 1	秋田県大仙市南外字松木田、 下湯ノ又及び湯ノ又	地滑り		第112号	R1. 7. 23	
507	190-2	松木田 2	秋田県大仙市南外字松木田	地滑り		第112号	R1. 7. 23	
508	191-1	大柳1	秋田県大仙市南外字大柳、 若林及び土場	地滑り		第112号	R1. 7. 23	
509	191-2	大柳2	秋田県大仙市南外字大柳及 び若林	地滑り		第112号	R1. 7. 23	
510	191-3	大柳3	秋田県大仙市南外字大柳及 び若林並びに同市南外南檜 岡字西ノ又	地滑り		第112号	R1. 7. 23	
511	192-1	平形1	秋田県大仙市南外字平形及 び平形中嶋	地滑り		第112号	R1. 7. 23	

No	箇所 番号	区域名	区域	土砂災害の発 生原因となる 自然現象の種 類	特別 警戒 区域	秋田県 告示 番号	告示 年月日	備考
512	192-2	平形2	秋田県大仙市南外字平形及 び平形中嶋	地滑り		第112号	R1. 7. 23	
513	192-3	平形3	秋田県大仙市南外字平形及 び木直沢	地滑り		第112号	R1. 7. 23	
514	2124- 0003	横道	秋田県大仙市協和荒川字木 仏岱、木仏山、横道及び川 前	地滑り		第126号	R2. 3. 24	
515	N61-6	巣ノ沢 A-11	秋田県大仙市南外字上巣ノ 沢及び中桑台	地滑り		第126号	R2. 3. 24	
516	N61-1 4	巣ノ沢 C-2	秋田県大仙市南外字中桑台	地滑り		第126号	R2. 3. 24	
517	N61-1 6	巣ノ沢 C-4	秋田県大仙市南外字上巣ノ 沢及び中桑台	地滑り		第126号	R2. 3. 24	
518	N61-1 8	巣ノ沢 C-7	秋田県大仙市南外字中桑台	地滑り		第126号	R2. 3. 24	
519	N61-1 9	巣ノ沢 C-8	秋田県大仙市南外字中桑台	地滑り		第126号	R2. 3. 24	
520	N61-2 3	巣ノ沢 C-12	秋田県大仙市南外字中桑台	地滑り		第126号	R2. 3. 24	
521	N61-2 9	巣ノ沢 D-4	秋田県大仙市南外字上巣ノ 沢	地滑り		第126号	R2. 3. 24	
522	N61-3 1	巣ノ沢 E-2	秋田県大仙市南外字上巣ノ 沢	地滑り		第126号	R2. 3. 24	

(2) 土砂災害警戒区域等相当

No	箇所 番号	区域名	区域	土砂災害の発 生原因となる 自然現象の種 類	特別 警戒 区域 相当	秋田県 告示 番号	告示 年月日	備考
1	II-人 101	鷹ノ巣	秋田県大仙市松倉字鷹ノ巣 及び長野字長野山	急傾斜地	○	—	—	



7-8 農業用ため池ハザードマップ（HM）作成ため池及び防災重点ため池

（市農林整備課）

番号	地域名	防災重点ため池	ため池名称	所在地	管理者	堤高(m)	堤長(m)	有効貯水量(m <sup>3</sup> )	浸水想定範囲内の民家等	河川氾濫と併発の恐れ	備考
1	大曲	○	第一中沢	内小友字中沢	大仙市大曲土地改良区	2.5	60.0	2,800	○		
2	大曲	○	第一進藤	内小友字北太田	大仙市大曲土地改良区	3.5	50.0	6,000	○		
			第二進藤	内小友字北太田		3.0	40.0	4,000			
3	大曲	○	蛭谷地	内小友字元木	大仙市大曲土地改良区	3.5	50.0	3,000	○	○	
4	大曲	○	第二鳥越沢	内小友字高寺	大仙市大曲土地改良区	4.0	61.0	16,000	○		
5	大曲		鳥谷沢	内小友字上深山	深山水利組合	3.6	39.0	3,700	○		
6	大曲		蟻ヶ沢	内小友字塞の神	菅ヶ沢蟻ヶ沢水利組合	5.8	47.0	200			
7	大曲	○	菅ヶ沢	内小友字塞の神	菅ヶ沢蟻ヶ沢水利組合	5.0	72.0	24,100	○		
8	大曲	○	仁応寺	大曲西根字仁応寺	個人	6.0	50.0	16,000	○	○	
9	大曲		熊の沢	内小友字熊の沢	個人	7.0	42.0	11,800	○		
10	大曲		第一大関	内小友字大関	個人	3.3	60.0	3,000			地元名称：大関下堤
11	大曲		第三鴨の沢	内小友字鴨の沢	個人	1.8	15.0	700	○		
12	大曲		梨の木沢	内小友字上深山	深山水利組合	4.4	20.0	3,800	○		

番号	地域名	防災重点ため池	ため池名称	所在地	管理者	堤高(m)	延長(m)	有効貯水量(m <sup>3</sup> )	浸水想定範囲内の民家等	河川氾濫と併発の恐れ	備考
13	西仙北		新堤	北野目字糸畑沢	大仙市西仙北土地改良区	3.5	82.0	100,000	○	○	
14	西仙北	○	九升田中沼	九升田字中沼	大仙市西仙北土地改良区	6.0	70.0	100,000	○	○	
15	西仙北	○	高城	高城字堤の下	大仙市西仙北土地改良区	10.0	50.0	5,000		○	
16	西仙北		上沼	木原田字戸屋場	大仙市西仙北土地改良区	5.7	210.0	13,000	○	○	
17	西仙北		心像柳沢	土川字心像柳沢	柳沢水利組合	4.1	45.0	15,000	○		
18	西仙北	○	深沢	土川字鳥井野	深沢水利組合	3.3	76.0	8,000	○		
19	西仙北		キツガ沢	大沢郷宿字キツガ沢	個人	4.2	39.0	5,200		○	
20	西仙北		鬼頭	土川字石倉沢	個人	4.0	39.0	3,600	○		
21	西仙北		上柳沢	円行寺字上柳沢	個人	3.4	28.0	12,000	○	○	
22	西仙北		柴倉沢	土川字柴倉沢	個人	3.2	26.0	10,000		○	
23	西仙北		岩瀬	大沢郷宿字坂の下	個人	10.0	70.0	50,000	○	○	

番号	地域名	防災重点ため池	ため池名称	所在地	管理者	堤高(m)	延長(m)	有効貯水量(m <sup>3</sup> )	浸水想定範囲内の民家等	河川氾濫と併発の恐れ	備考
24	西仙北	○	中の沢	刈和野字漆原	個人	3.4	55.0	2,300	○		
25	西仙北	○	堤沢1	大沢郷寺字堤沢	個人	4.5	70.0	14,000	○		
26	西仙北	○	大佐沢	刈和野字大佐沢	大佐沢耕作者組合	6.8	126.0	112,000	○		
27	中仙	○	立石	長野字立石	個人	10.0	118.0	18,000	○	○	
28	中仙	○	第2栗沢	栗沢字作沢	栗沢部落	2.0	120.0	10,000	○		
29	中仙		蓬沢1	大神成字蓬沢	蓬沢ため池水利組合	8.0	65.0	15,000	○		
30	協和	○	杉の沢2号ため池	協和小種字車田山	大仙市協和土地改良区	9.0	100.0	80,000	○	○	
31	協和	○	逢田	協和下淀川字太田台	大仙市協和土地改良区	4.0	57.0	24,000	○		
32	協和		中村	協和中淀川字中村	大仙市協和土地改良区	5.0	38.0	15,000			
33	協和	○	西の沢1号	協和下淀川字西の沢	大仙市協和土地改良区	6.5	30.0	20,000	○		
			西の沢2号	協和下淀川字西の沢		2.7	85.0	15,000			
34	協和		大猿田ため池1号	協和下淀川字大猿田	大仙市協和土地改良区	2.9	36.0	12,000	○		
			大猿田ため池2号	協和下淀川字大猿田		3.0	43.0	20,000			
35	協和	○	葎沢	協和峰吉川字葎沢	葎沢水利組合	4.0	30.0	3,200	○		
36	協和	○	前沢ため池	協和峰吉川字前沢	個人	7.3	60.0	25,000	○	○	

番号	地域名	防災重点ため池	ため池名称	所在地	管理者	堤高(m)	堤長(m)	有効貯水量(m3)	浸水想定範囲内の民家等	河川氾濫と併発の恐れ	備考
37	南外		江の沢堤3	南外字北田山田ヶ沢	北田水利組合	4.5	42.0	9,000	○	○	
38	南外		赤平平家堤1	南外字赤平平家	赤平水利組合	1.2	19.0	300	○		
39	南外	○	六郎沢大堤	南外字赤平六郎沢	赤平水利組合	3.5	105.0	12,000	○		
40	南外		内沢堤2	南外字梵字ヶ沢	西板戸水利組合	1.6	42.0	12,000	○	○	
41	南外	○	小平沢堤3	南外字平沢	個人	6.8	28.0	10,000	○		
42	南外	○	小平沢堤4	南外字平沢	個人	5.0	23.0	3,500	○		
43	南外		上釜坂堤2	南外字上釜坂	個人	8.9	43.0	45,000	○		
44	南外		押切沢1	南外字押切沢	個人	8.4	50.0	50,000	○		
45	南外	○	松木田堤2	南外字松木田	個人	2.8	80.0	5,000	○		
46	太田	○	薬師	太田町永台字上の山	永代部落	5.0	64.0	12,000	○	○	
47	大曲		第二中沢	内小友字中沢	大仙市大曲土地改良区	2.3	94.0	4,500			
48	大曲		第三中沢	内小友字中沢	大仙市大曲土地改良区	4.4	80.0	4,100			
49	大曲		第四中沢	内小友字中沢	大仙市大曲土地改良区	4.2	62.5	2,800			
50	大曲		第五中沢	内小友字中沢	大仙市大曲土地改良区	3.1	89.0	2,200			
51	大曲	○	第二明通	内小友字北太田	大仙市大曲土地改良区	8.5	88.0	112,000	○		

番号	地域名	防災重点ため池	ため池名称	所在地	管理者	堤高(m)	延長(m)	有効貯水量(m <sup>3</sup> )	浸水想定範囲内の民家等	河川氾濫と併発の恐れ	備考
52	西仙北	○	乙越沼	九升田字乙越	大仙市西仙北土地改良区	2.0	80.0	240,000	○		
53	西仙北	○	九升田下沼	九升田字下沼	大仙市西仙北土地改良区	3.0	50.0	10,000	○		
54	中仙		第1栗沢	栗沢字作沢	栗沢部落	4.0	85.0	7,000			
55	協和		杉の沢1号ため池	協和小種字車田山	秋田県協和土地改良区	4.0	90.0	20,000			
56	協和	○	泉沢	協和小種字泉沢	秋田県協和土地改良区	7.0	310.0	800,000			
57	南外		小平沢堤1	南外字平沢	個人	7.0	35.0	11,000			
58	南外		小平沢堤2	南外字平沢	個人	7.8	40.0	9,000			
59	南外		内沢堤1	南外字梵字ヶ沢	西板戸水利組合	3.0	35.0	8,000			
60	南外		江の沢堤1	南外字北田山田ヶ沢	北田水利組合	5.1	46.0	10,000			
61	南外		江の沢堤2	南外字北田山田ヶ沢	北田水利組合	4.0	50.0	7,000			
62	西仙北	○	明光沢	土川字明光沢	秋田県西仙北土地改良区	9.6	112.0	123,000			
63	西仙北	○	秋通り	大沢郷宿字秋通	秋通部落	10.0	50.0	15,000			
64	西仙北	○	大滝沢	土川字大滝沢	秋田県西仙北土地改良区	14.5	50.0	330,000			
65	中仙	○	小滝ダム	豊岡字小滝	五百刈田地域資源保全組合	10.6	86.0	80,000			

番号	地域名	防災重点ため池	ため池名称	所在地	管理者	堤高(m)	延長(m)	有効貯水量(m <sup>3</sup> )	浸水想定範囲内の民家等	河川氾濫と併発の恐れ	備考
66	協和	○	奥山	協和稲沢字奥山出口	水沢水利組合	11.2	295.0	200,000			
67	協和	○	上の沢	協和峰吉川字上ノ沢	湯野沢水利組合	9.1	88.0	201,000			
68	南外	○	南外ダム	南外字細越	大仙市	21.4	114.0	1,724,400			
69	南外	○	水沢々堤	南外字水沢々	田中水利組合	10.5	53.0	24,000			
70	南外	○	坊田黒沢堤	南外字坊田黒沢	坊田黒沢大堤水利組合	15.2	62.0	142,100			
71	中仙		明通（下流側）	大神成字扇形山	明通ため池水利組合	6.0	31.0	9,900			
72	大曲	○	第一明通	内小友字北太田	大仙市大曲土地改良区	7.0	44.0	20,000	○		
73	大曲	○	第一堂後沢	内小友字石神	大仙市大曲土地改良区	8.0	51.0	6,000	○		
74	大曲	○	第二堂後沢	内小友字石神	大仙市大曲土地改良区	7.0	60.0	15,000	○		
75	大曲	○	第三堂後沢	内小友字石神	大仙市大曲土地改良区	4.66	54.0	8,000	○		
76	大曲	○	岡崎	内小友字岡崎	大仙市大曲土地改良区	4.3	89.0	16,000	○		
77	大曲	○	第一鳥越沢	内小友字高寺	大仙市大曲土地改良区	7.0	60.0	15,000	○		
78	大曲	○	上堤	内小友字高寺	大仙市大曲土地改良区	4.3	47.0	5,000	○		
79	大曲	○	第一鴨の沢	内小友字鴨の沢	大仙市大曲土地改良区	3.0	57.5	2,000	○		
80	大曲	○	第二鴨の沢	内小友字鴨の沢	大仙市大曲土地改良区	4.0	56.8	6,000	○		
81	大曲	○	堅田沢	内小友字上深山	深山水利組合	4.0	40.0	6,000	○		
82	大曲	○	第一泉沢	内小友字上泉沢	菅ヶ沢蟻ヶ沢水利組合	4.0	44.0	2,000	○		

番号	地域名	防災重点ため池	ため池名称	所在地	管理者	堤高(m)	延長(m)	有効貯水量(m3)	浸水想定範囲内の民家等	河川氾濫と併発の恐れ	備考
83	大曲	○	第二泉沢	内小友字上泉沢	菅ヶ沢蟻ヶ沢水利組合	3.8	31.0	1,000	○		
84	大曲	○	杉の沢	内小友字高寺	大仙市大曲土地改良区	3.61	30.0	15,000	○		
85	西仙北	○	岩ヶ沢	土川字岩ヶ沢	個人	6.4	87.0	40,000	○		
86	西仙北	○	水長根	土川字水長根	秋田県西仙北土地改良区	5.4	60.0	30,000	○		
87	西仙北	○	水越	土川字水越	半道寺水利組合	2.3	83.0	10,000	○		
88	西仙北	○	北の沢	刈和野字北の沢	北の沢耕作者組合	7.0	30.0	15,000	○		
89	西仙北	○	持ヶ沢	刈和野字持ヶ沢	個人	3.0	50.0	10,000	○		
90	西仙北	○	金山沢1号	金山沢字上野台	大仙市西仙北土地改良区	4.0	30.0	2,000	○		
91	西仙北	○	金山沢3号	金山沢字上野台	大仙市西仙北土地改良区	3.0	60.0	3,000	○		
92	西仙北	○	金山沢4号	金山沢字上野台	大仙市西仙北土地改良区	2.0	50.0	1,000	○		
93	西仙北	○	金山沢5号	金山沢字上野台	大仙市西仙北土地改良区	2.4	45.0	500	○		
94	西仙北	○	宿堤	大沢郷字宿	宿堤水利組合	2.0	50.0	5,000	○		

番号	地域名	防災重点ため池	ため池名称	所在地	管理者	堤高(m)	延長(m)	有効貯水量(m <sup>3</sup> )	浸水想定範囲内の民家等	河川氾濫と併発の恐れ	備考
95	西仙北	○	堤沢4	大沢郷寺字堤沢	個人	2.0	30.0	20,000	○		
96	西仙北	○	九升田中沼	九升田字中沼	大仙市西仙北土地改良区	6.0	4.0	3,000	○		
97	中仙	○	内沢	大神成字内沢	個人	6.0	80.0	15,000	○		
98	中仙	○	蓬沢2	大神成字蓬沢	蓬沢ため池水利組合	4.5	61.0	15,000	○		
99	中仙	○	明通(上流側)	大神成字扇形山	明通ため池水利組合	6.0	37.0	3,200	○		
100	協和	○	滝沢	協和峰吉川字滝沢	滝沢水利組合	7.0	35.0	48,000	○		
101	協和	○	合貝	協和境字苅谷沢	合貝水利組合	3.0	120.0	9,000	○		
102	協和	○	小芦沢	協和峰吉川字高寺山	小芦沢用水組合	6.0	46.0	15,000	○		
103	協和	○	中沢	協和峰吉川字中沢下	中沢水利組合	5.5	52.0	14,000	○		
104	協和	○	堤ヶ沢2号	協和小種字堤ヶ沢	個人	6.0	67.0	35,000	○		
105	協和	○	堤ヶ沢1号	協和小種字堤ヶ沢	個人	5.7	83.0	30,000	○		
106	協和	○	宮の陰	協和小種字高稲荷谷地	秋田県協和土地改良区	5.0	50.0	24,000	○		
107	協和	○	箕の窪	協和稲沢字中水沢田尻	個人	2.0	20.0	1,000	○		
108	協和	○	曾世ヶ沢	協和荒川	個人	4.0	40.0	2,000	○		
109	南外	○	田中田堤2	南外田中田	個人	1.3	29.0	1,000	○		
110	南外	○	梨木田堤1	南外梨木田	梨木田水利組合	3.79	70.0	14,000	○		

番号	地域名	防災重点ため池	ため池名称	所在地	管理者	堤高(m)	堤長(m)	有効貯水量(m <sup>3</sup> )	浸水想定範囲内の民家等	河川氾濫と併発の恐れ	備考
111	南外	○	梨木田堤2	南外梨木田	梨木田水利組合	2.19	26.0	1,600	○		
112	南外	○	下滝堤	南外下滝堤	下滝水利組合	4.54	53.0	18,000	○		
113	南外	○	揚土山沢子堤	南外揚土	個人	3.0	15.0	600	○		
114	南外	○	堂ノ沢	南外新屋布	個人	2.0	26.0	1,500	○		
115	南外	○	及位堤1	南外及位	個人	3.0	40.0	1,500	○		
116	南外	○	及位堤2	南外及位	個人	3.0	90.0	2,000	○		
117	南外	○	水沢堤1	南外水沢	個人	2.0	22.0	1,000	○		
118	南外	○	水沢堤2	南外水沢	個人	3.0	25.0	1,500	○		
119	南外	○	生子ヶ沢堤	南外南檜岡西ノ又	個人	4.5	25.0	3,000	○		
120	南外	○	松木田堤1	南外松木田	個人	3.5	30.0	2,000	○		
121	南外	○	松木田堤2	南外松木田	個人	3.0	80.0	5,000	○		
122	南外	○	上ノ山堤	南外南檜岡西ノ又	個人	4.5	42.0	4,400	○		
123	南外	○	西ノ又堤	南外南檜岡西ノ又	個人	4.0	26.0	1,500	○		
124	南外	○	岩瀬堤1	南外岩瀬	個人	4.5	23.0	3,000	○		
125	南外	○	日暮沢堤1	南外赤畑	個人	6.0	45.0	7,500	○		
126	南外	○	日暮沢堤2	南外赤畑	個人	7.3	19.0	3,000	○		
127	南外	○	サドゴノ沢	南外田ノ沢	個人	0.6	5.6	800	○		

番号	地域名	防災重点ため池	ため池名称	所在地	管理者	堤高(m)	堤長(m)	有効貯水量(m3)	浸水想定範囲内の民家等	河川氾濫と併発の恐れ	備考
128	南外	○	悪田冷堤	南外滝ノ上	個人	5.0	38.0	500	○		
129	南外	○	赤平神社前堤1	南外赤平後野	個人	3.0	22.0	1,200	○		
130	南外	○	赤平神社前堤2	南外赤平後野	個人	1.2	23.0	700	○		
131	南外	○	堤沢2	南外大杉山	大杉水利組合	8.32	46.0	7,100	○		
132	南外	○	堤沢3	南外大杉山	大杉水利組合	5.47	51.0	29,700	○		
133	太田	○	金井伝	太田字金井伝山下	金井伝部落	8.0	60.0	15,000	○		
134	太田	○	南右エ門	太田字惣行谷地田	惣行部落	4.0	190.0	8,000	○		
135	太田	○	北の沢	太田字惣行	個人	1.4	63.4	2,000	○		

※防災重点ため池とは、決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのある秋田県が選定するため池。

## 7-9 重要水防箇所一覧

### (1) 国土交通省重要水防箇所評定基準(案)

種別	重要度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤防高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあたっては計画高潮位）が現況の堤防高を超える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあたっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは、天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
法崩れ・すべり	法崩れまたはすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れまたはすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水が発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工 事 施 工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切により本堤に影響を及ぼす箇所。
新 堤 防 破 堤 跡 旧 川 跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 開			陸開が設置されている箇所

改訂：平成18年10月16日付け国河治第97号河川局治水課長通知「重要水防箇所評定基準（案）の改訂について」より抜粋

(2) 平成25年度重要水防箇所別調書

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	平成25年度評定				対策水防 工法名	関連 計画 等	水防警報 対象 観測所	地域	出張所
				堤防(m)		工作物(箇所)						
				A	B	A	B					
雄物川	30.8 ～32.0	福部羅 右岸	堤防高 (暫々堤)1	1,342 1,342				避難誘導		神宮寺	協和	大曲 出張所
	30.8 ～32.0	〃 右岸	堤防断面 (暫々堤)2	1,342								
	32 ～37.9	〃 右岸	堤防高 (暫々堤)3	5,245 5,245				避難誘導				
	32 ～37.9	〃 右岸	堤防断面 (暫々堤)4	5,245								
	36.2 ～40.4	強首 左岸	堤防高 (無堤)5	3,843 3,843				避難誘導		西仙北		
	36.2 ～40.4	〃 左岸	堤防断面 (無堤)6	3,843								
	36.9	強首 福部羅	福部羅橋 7				1			西仙北 協和		
	42 ～42.2	強首 左岸	堤防高 (無堤)8	270 270				避難誘導		西仙北		
	42 ～42.2	〃 左岸	堤防断面 (無堤)9	270								
	41.7 ～42.0	湯野沢 右岸	堤防高 (無堤)10	276 276				避難誘導		協和		
	41.7 ～42.0	〃 右岸	堤防断面 (無堤)11	276								
	42 ～44.8	岩瀬 右岸	堤防高 (無堤)12	2,763 2,763				避難誘導		西仙北		
	42 ～44.8	〃 右岸	堤防断面 (無堤)13	2,763								
	42.2 ～43.1	寺館大巻 左岸	堤防高 (暫々堤)14	1,093 1,093				避難誘導				
	42.2 ～43.1	〃 左岸	堤防断面 (暫々堤)15		1,093							
	43.1 ～43.3	〃 左岸	堤防高 (暫々堤)16	215 215				避難誘導		西仙北		
	43.1 ～43.3	〃 左岸	堤防断面 (暫々堤)17		215							
	43.3 ～47.0	〃 左岸	堤防高 (暫々堤)18	3,817 3,817				避難誘導				

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

《暫定 HWL以上の堤防》 《暫々定 HWL未満の堤防》

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	平成25年度評定				対策水防 工法名	関連 計画 等	水防警報 対象 観測所	地域	出張所
				堤防(m)		工作物(箇所)						
				A	B	A	B					
雄物川	43.3 ～47.0	寺館大巻 左岸	堤防断面 (暫々堤)19	2,916	901					神宮寺	西仙北	大曲 出張所
	45 ～47.6	中村 右岸	堤防高 (無堤)20	2,763				避難誘導				
	45 ～47.6	" 右岸	堤防断面 (無堤)21	2,763								
	47.6 ～48.5	芦沢 右岸	堤防高 (無堤)22	1,044				避難誘導				
	47.6 ～48.5	" 右岸	堤防断面 (無堤)23	1,044								
	48.5 ～48.8	刈和野 右岸	堤防高 (無堤)24	239				避難誘導				
	48.5 ～48.8	" 右岸	堤防断面 (無堤)25	239								
	47 ～48.6	北野目 左岸	堤防高 (暫々堤)26	1,373				避難誘導				
	47 ～48.6	" 左岸	堤防断面 (暫々堤)27	473	900							
	49.2 ～50.0	刈和野 右岸	堤防高 (特殊堤)28		797			避難誘導				
	48.8 ～50.4	北野目 左岸	堤防高 (暫々堤)29	1,455				避難誘導				
	48.8 ～50.4	" 左岸	堤防断面 (暫々堤)30	18	1,437							
	48.8 ～48.9	" 左岸	漏水 30-1									
	50.2 ～50.7	刈和野 右岸	堤防高 (暫々堤)31	531				避難誘導				
	50.2 ～50.7	" 右岸	堤防断面 (暫々堤)32		531							
	50.7 ～52.0	宇留井谷 地 右岸	堤防高 (暫々堤)33	1,378				避難誘導				
	50.7 ～52.0	" 右岸	堤防断面 (暫々堤)34		1,378							
52 ～52.4	" 右岸	堤防高 (無堤)35	402				避難誘導					

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

《暫定 HWL以上の堤防》 《暫々定 HWL未満の堤防》

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	平成25年度評定				対策水防 工 法 名	関連 計画 等	水防警報 対象 観測所	地域	出張所
				堤防(m)		工作物(箇所)						
				A	B	A	B					
雄物川	52 ～52.4	” 右岸	堤防断面 (無堤) 36	402					神宮寺	神岡	大曲 出張所	
	52.4 ～54.6	神宮寺 右岸	堤防高 (暫々堤)37	1,941 1,941	263 263			避難誘導				
	52.4 ～54.6	” 右岸	堤防断面 (暫々堤)38		2,054							
	54.6 ～54.7	” 右岸	堤防高 (完成堤)39		50			避難誘導				
	54.6 ～54.7	” 右岸	漏水 41		100			釜段工				
	54.7 ～55.3	” 右岸	堤防高 (暫堤)42	465 465				避難誘導				
	54.7 ～55.3	” 右岸	堤防断面 (暫堤)43		465							
	52.6 ～52.8	西板戸 左岸	堤防高 (無堤)44	383 383				避難誘導				
	52.6 ～52.8	” 左岸	堤防断面 (無堤)45	383								
	54 ～55.7	” 左岸	堤防高 (無堤)46	1,871 1,871				避難誘導				
	54.2 ～55.7	” 左岸	堤防断面 (無堤)47	1,871								
	55.3 ～56.6	神宮寺 右岸	堤防高 (暫堤)48	1,457 1,457				避難誘導				
	55.3 ～56.6	” 右岸	堤防断面 (暫堤)49		1,457							
	55.7 ～56.6	” 右岸	漏水 50		996			釜段工				
	56.6 ～59.9	” 右岸	堤防高 (完成堤)51		3,393 3,393			避難誘導				
	57 ～57.2	” 右岸	漏水 52		250			釜段工				
	55.8 ～56.5	檜岡川 左岸	堤防高 (無堤)53	505 505				避難誘導				
	55.8 ～56.5	” 左岸	堤防断面 (無堤)54	505								

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

《暫定 HWL以上の堤防》 《暫々定 HWL未満の堤防》

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	平成25年度評定				対策水防 工 法 名	関連 計画 等	水防警報 対象 観測所	地域	出張所	
				堤防(m)		工作物(箇所)							
				A	B	A	B						
雄物川	56.5 ～59.1	南外 左岸	堤防高 (完成堤)55		2,590 2,590			避難誘導		神宮寺	南外	大曲 出張所	
	56.5 ～59.0	〃 左岸	漏水 56		2,874 284			釜段工					
	56.5 ～59.0	〃 左岸	法崩れ・す べり 56-2		2,874			シート張り工					
	58.5 ～58.6	神宮寺 右岸	漏水 59		100			釜段工					神岡
	58.9	南外 左岸	木直揚水樋 管 60			1							南外
	59	南外 神宮寺	岳見橋 61				1						神岡 南外
	59	〃 〃	岳見橋 側道橋62				1						神岡 南外
	59.9 ～60.4	神宮寺 右岸	堤防高 (無堤)63	231 231	324 324			避難誘導					神岡
	59.9 ～60.4	〃 右岸	堤防断面 (無堤)64	231									神岡
	60.4 ～60.6	〃 右岸	堤防高 (完成堤)65		189 189			避難誘導					大曲
	60.6 ～60.8	間倉 右岸	堤防高 (完成堤)66		257 257			避難誘導					神岡
	60.8 ～60.9	〃 右岸	堤防高 (完成堤)67		105 105			避難誘導					神岡
	60.9 ～61.0	〃 右岸	堤防高 (完成堤)69		111 111			避難誘導					大曲
	61 ～61.4	〃 右岸	堤防高 (完成堤)70		459 459			避難誘導					大曲橋
	61.7 ～63.6	花館 右岸	堤防高 (完成堤)71		1,530 1,530			避難誘導					大曲橋
	63.6 ～66.0	大曲右岸 右岸	法崩れ・す べり 72		2,422 2,422			シート張り工					大曲橋
	63.6 ～66.0	大曲右岸 右岸	漏水 72-2		1,904			釜段工					大曲橋
	62.1 ～66.2	大曲左岸 左岸	堤防高 (完成堤)73		3,345 3,345			避難誘導					大曲橋

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

《暫定 HWL以上の堤防》 《暫々定 HWL未満の堤防》

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	平成25年度評定				対策水防 工 法 名	関連 計画 等	水防警報 対象 観測所	地域	出張所	
				堤防(m)		工作物(箇所)							
				A	B	A	B						
雄物川	62.4 ～62.6	大曲左岸 左岸	漏水 74		250			釜段工		大曲橋	大曲	大曲出張所	
	62.8 ～62.9	〃 左岸	漏水 75		80			釜段工					
	63.6	大曲左岸 大曲右岸	姫神橋 77				1						
	63.6 ～66.0	大曲右岸 右岸	堤防高 (完成堤)78		1,513 1,513			避難誘導					
	66 ～67.8	〃 右岸	法崩れ・すべり 79		1,875 1,875			シート張り工					
	64.9	大曲左岸 左岸	大曲西根 揚水機80			1							
	65.2	大曲左岸 大曲右岸	大曲橋 81				1						
	66.7 ～67.0	〃 右岸	漏水 83		290			釜段工					
	67.1 ～67.3	〃 右岸	漏水 84		340			釜段工					
	67.7	〃 右岸	漏水 85		70			釜段工					
	67.8 ～69.4	〃 右岸	法崩れ・すべり 86		1,644 1,644			シート張り工					
	67.8 ～69.4	〃 右岸	漏水 87		1,644			釜段工					
	68 ～68.1	大曲左岸 左岸	漏水 89		80			釜段工					
	68.5 ～68.7	〃 左岸	漏水 90		150			釜段工					
	68 ～70.3	大曲左岸 左岸	法崩れ・すべり 91		1,645 1,645			シート張り工					
	70.2 ～71.3	大曲左岸 左岸	堤防高 (無堤)92	1,390 1,390	671 671								雄物川橋
	70.2 ～71.3	〃 左岸	堤防断面 (無堤)93	2,061									

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

《暫定 HWL以上の堤防》 《暫々定 HWL未満の堤防》

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	平成25年度評定				対策水防 工法名	関連 計画 等	水防警報 対象 観測所	地域	出張所
				堤防(m)		工作物(箇所)						
				A	B	A	B					
雄物川	74	角間川第二右岸	布晒揚水樋管			1				雄物川橋	大曲	大曲出張所
	74.6 ～75.2	野崎右岸	堤防高 (暫堤)98		631 631			避難誘導				
	74.6 ～75.2	〃右岸	堤防断面 (暫堤)99		631							
玉川	0.7 ～1.0	花館左岸	堤防高 (暫堤)235		248 248			避難誘導		長野		
	0.7 ～1.0	花館左岸	堤防断面 (暫堤)236		248			避難誘導				
	1.6 ～2.8	〃左岸	堤防高 (完成堤)237		1,053 1,053			避難誘導				
	1.6 ～2.2	玉川右岸 下流 右岸	堤防高 (完成堤)238		604 604			避難誘導				
	2.2 ～2.4	〃右岸	堤防高 (暫堤)239		225 225			避難誘導				
	2.2 ～2.4	〃右岸	堤防断面 (暫堤)240		225							
	2.4 ～3.2	〃右岸	堤防高 (無堤)241	762 762				避難誘導				
	2.4 ～3.2	〃右岸	堤防断面 (無堤)242	762								
	3.2 ～3.8	玉川右岸 上流 右岸	堤防高 (暫堤)243		609 609			避難誘導				
	3.2 ～3.8	〃右岸	堤防断面 (暫堤)244		609							
	3.8 ～4.2	〃右岸	堤防高 (暫堤)245		206 206			避難誘導				
	3.8 ～4.2	〃右岸	堤防断面 (暫堤)246		395 189							
	4.8 ～5.0	玉川左岸 上流 左岸	堤防断面 (暫堤)247		20 20							
	6.6 ～7.0	〃左岸	堤防高 (無堤)248	190 190				避難誘導				

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

《暫定 HWL以上の堤防》 《暫々定 HWL未満の堤防》

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	平成25年度評定				対策水防 工法名	関連 計画 等	水防警報 対象 観測所	地域	出張所
				堤防(m)		工作物(箇所)						
				A	B	A	B					
玉川	6.6 ～7.0	玉川左岸 上流 左岸	堤防断面 (無堤)249	308 118					長野	大曲	大曲 張所	
	7 ～9.2	〃 左岸	堤防高 (無堤)250	1,847 1,847	225 225			避難誘導				中仙
	7 ～9.2	〃 左岸	堤防断面 (無堤)251	2,072								
	8.3	高瀬 左岸	水衝・洗掘 252		50			木流し工				
丸子川	0 ～0.9	丸子川左 岸 左岸	漏水 254		863 863			釜段工	大曲橋	大曲		
	0 ～0.9	〃 左岸	法崩れ・す べり 255		863			シート張り工				
	1.0 ～1.2	〃 左岸	堤防断面 (暫堤)256		216 216			避難誘導				
	1.0 ～1.2	丸子川右 岸 右岸	堤防断面 (暫堤)257		130 130			避難誘導				
横手川	0.2	横手川	藤木下橋 259				1					
	0.2 ～1.2	〃 左岸	堤防断面 (暫堤)260		939			避難誘導				
	0 ～1.2	〃 左岸	法崩れ・す べり 261		1,096 1,096			シート張り工				
	0.3 ～0.6	〃 右岸	水衝・洗掘 262		230 130			木流し工				
	0.4 ～0.8	〃 右岸	堤防断面 (暫堤)263		405 405			避難誘導				
	0.6	横手川	藤木上橋 264				1					
	0.6	横手川	藤木上橋 側道橋265				1					
	0.8 ～1.2	横手川右 岸 右岸	堤防高 (無堤)266	413 413				避難誘導				
0.8 ～1.2	〃 右岸	堤防断面 (無堤)267	413									

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

《暫定 HWL以上の堤防》 《暫々定 HWL未満の堤防》

(3) 平成25年度重要水防要注意区間調書

河川名	新距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	平成30年度評定			対策水防 工法名	関連 計画 等	水防警報 対象 観測所	地域	出張所
				工事施工 (箇所)	新堤防 旧川跡(m)	陸 閘 (箇所)					
雄物川	30.8 ～31.4	福部羅 右岸	新堤防 1					神宮寺	協和	大曲 出張所	
	31.4 ～32.4	" 右岸	新堤防 2								
	32.4 ～36.6	" 右岸	新堤防 3								
	36.6 ～37.6	福部羅 右岸	新堤防 4								
	42.2 ～43.1	寺館大巻 左岸	新堤防 5	1,093					西仙北		
	43.1 ～43.3	寺館大巻 左岸	新堤防 6	215							
	43.3 ～47.0		新堤防 9		520				神宮寺		西仙北
丸子川	0.8 ～0.9	" 左岸	旧川跡 15		130			大曲橋		大曲 出張所	
	横手川	0.0 ～0.2	横手川左岸 左岸	新堤防 16							

(4) 「特定の区間」調書

河川名	距離標	地区名及び左右岸別	延長	図面番号	水防警報対象観測所	地域	出張所
雄物川	63.4k ～69.6k	大曲西根 ～藤木右岸	6,091m	1	大曲橋	大曲	大曲

※「特定区間」とは、国土保全上、国民経済上特に重要な水系として指定される、一級水系の直轄管理区間のうち破堤、氾濫した場合に甚大な被害が予想される区間である。

(5) 秋田県重要水防区域評定基準

種別	重要度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤防高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)が現況の堤防高を越える箇所	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれの2分の1以上確保されている箇所	
法崩れ ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所	
漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所 漏水の履歴がないが、破堤跡又は旧川跡の堤防で、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所	
水衝 ・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所 橋台取付部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所 波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所	

種別	重要度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所
新堤防 ・破堤跡 ・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所 破堤跡又は旧川跡の箇所
陸閘			陸閘が設置されている箇所

(6) 平成25年度秋田県重要水防区域一覧表

河川名	重要水防区域								特に警戒を要する延長			関連計画等	上段:危険戸数 (戸) 下段:耕地 (ha)	適要	
	位置	左右岸の区分	認定基準	堤防		工作物		新堤・破堤跡・旧河川(延長m)	工事施工中又は期間	延長(m)	予想される危険概要				対策水防工法
				A (m)	B (m)	A (箇所)	B (箇所)								
淀川	協和小種	右岸	流下能力		1,180						家田畑浸水	土のう積		5 15	
	協和下淀川	左岸			800					300				5 5	
大沢川	円行寺板繁	左岸	堤防高		300					200	家田畑浸水	土のう積		2 5	
	大沢郷宿円行寺八木山	左岸 右岸			3,100 2,000					300	田畑浸水			11	
	大沢郷宿金剛寺箱井	左岸 右岸			3,200 2,500					2,100 2,100				35	
土貫川	土川小杉山	左岸 右岸	流下能力		3,500 4,000					900 900	家田畑浸水	土のう積		10 25	
	土川半道寺	左岸 右岸			1,200 2,054					1,200 2,054				15	
	土川半道寺	左岸 右岸		新堤防		295 272				295 272			総合流域防災事業	15	H19まで
心像川	土川添ノ又	右岸	流下能力		1,400					500	田畑浸水	土のう積		8	
	土川今泉	左岸			900					400				4	
大竜川	土川添ノ又	左岸 右岸	流下能力		500 500					300	家田畑浸水	土のう積		3 6	
榎平川	大沢郷宿滝ノ沢	左岸	流下能力		500					100	家田畑浸水	土のう積		5	
	大沢郷宿尊仏	左岸 右岸			3,200 700					500				12	
布又川	円行寺布又	左岸 右岸	流下能力		100 100						田畑浸水	土のう積		2	
	円行寺下布又	右岸			1,000						道路通行止			5	
櫛岡川	南外田尻	左岸 右岸	流下能力		2,800 3,400					400	家田畑浸水	土のう積		180	
	南外金屋	左岸 右岸			1,700 2,800					300				3 20	

河川名	重要水防区域								特に警戒を要する延長			関連計画等	上段:危険戸数 (戸) 下段:耕地(ha)	適要		
	位置	左右岸の区分	認定基準	堤防		工作物		新堤・破堤跡・旧河川(延長m)	工事施工中又は閉鎖	延長(m)	予想される危険概要				対策水防工法	
				A(m)	B(m)	A(箇所)	B(箇所)									
櫛岡川	南外鞆田	右岸	流下能力		700					700	田畑浸水 道路通行止	土のう積		2 50		
	南外揚土	左岸			200					200					4	
	南外田中	左岸			500 500					200 500					11	
小出川	南外小出	左岸 右岸	流下能力		1,200					600	家田畑浸水			5 8		
	西の又川	左岸			1,400					600			家田畑浸水	土のう積		2 20
西の又川	南外及位	左岸		1,400					600	田畑浸水		20				
	南外落合	左岸 右岸		400					400	家田畑浸水		5 2				
玉川	下鷺野 遠藤	左岸	堤防断面水衝洗掘		3,300					3,200	家田畑浸水	川倉シート張り		30 50		
福留内川	大曲須和町	右岸	流下能力		1,600					400	家屋浸水	土のう積		60		
窪園川	太田東今泉	左岸 右岸	流下能力		400 400					400 400	家田畑浸水	土のう積		3 5		
	川口川	太田三本扇	左岸 右岸	流下能力		1,000 1,000					家田畑浸水	土のう積		3 50		
小友川	内小友館前	左岸 右岸	流下能力		1,000 1,000					500 500	家田畑浸水	土のう積		30 10		
	上総川	下深井南谷地	左岸 右岸	流下能力		600 600					道家田畑浸水	土のう積		10 10		
斎内川	豊川八丁堀	右岸	洗掘		400					200	家田畑浸水	土のう積		5 10		
	栗沢柏木野	右岸			300					300			シート張り		5 10	
	淀川	協和小種		左岸	新堤防		139			139				家田畑浸水	土のう積	広域基幹
協和小種	右岸		20				20			広域基幹		H18まで				
協和小種	左岸 右岸		274					274		総合流域防災事業		15	H20まで			
丸子川	高梨上川原	左岸 右岸	新堤防		350 300					350 300	家田畑浸水	土のう積	県単事業	20	H25まで	
															20	

## (7) 大仙市重要水防箇所

No.	地域	路線名	場所
1	大曲	川崎半在家線	四ツ屋字西下瀬（川崎アンダーパス）
2	大曲	大河原下袋線	花館字間倉（アンダーパス）
3	大曲	上大戸柳町線	花館字上中野（花館上中野アンダーパス）
4	大曲	萩台花館中町線	花館中町（アンダーパス）
5	大曲	花館中町泉町2号線	花館中町（花館中町アンダーパス）
6	大曲	花館上町萩台線	花館上町（門堰アンダーパス）
7	大曲	花園線	朝日町（朝日町アンダーパス）
8	大曲	蛭川幹線	蛭川字吉兵エ野（蛭川アンダーパス）
9	大曲	中通線	大曲黒瀬町（黒瀬アンダーパス）
10	大曲	浜町丸子町線	大曲須和町二丁目（福部内アンダーパス）
11	大曲	バイパス福田線	戸蒔字福田（福田アンダーパス）
12	大曲	バイパス屋敷後線	東川字屋敷後（屋敷後アンダーパス）
13	大曲	バイパス前田表線	東川字前田表（前田表アンダーパス）
14	大曲	上栄町金谷町1号線	大曲金谷町7-30 ヘアーサロンウキシマ付近（道路冠水常襲地区）
15	神岡	荒屋二タ子沢線	神宮寺字荒屋（大浦アンダーパス）
16	神岡	沼尻八石線	北檜岡字布田谷地（沼橋アンダーパス）
17	神岡	坊ヶ沢戸月線	神宮寺字八石家前（八石アンダーパス）
18	神岡	大巻線	神宮寺字館の北（神道アンダーパス）
19	神岡	下新屋線	北檜岡字下新屋（神宮寺BP第7号アンダーパス）
20	神岡	北檜岡山岸線	北檜岡字沖田（神宮寺BP第8号アンダーパス）
21	神岡	豊後野下段1号線	神宮寺字豊後野下段 （神宮寺BP第12号アンダーパス）
22	神岡	大巻線	神宮寺字大巻（大巻アンダーパス）
23	神岡	家後館越中島線	神宮寺字館の北（館ノ北アンダーパス）
24	西仙北	浮島・田中線	刈和野字大佐沢（中学校歩道地下道）
25	西仙北	愛宕下・上ノ台線	刈和野字愛宕下（上ノ台アンダーパス）
26	中仙	押切和村線	下鶯野字下中嶋（中嶋地下道）
27	中仙	押切2号線	下鶯野字下中嶋（押切地下道）
28	中仙	石持高橋線	上鶯野字向飛田（上鶯野地下道）
29	中仙	中仙6号線	上鶯野字新屋敷（石持地下道）
30	中仙	高畑新山線	長野字一ノ坪（横町地下道）
31	中仙	中仙4号線	鍵見内字大根田（八幡地下道）
32	中仙	中仙3号線	長野字太田袋（神林地下道）
33	協和	境・野田3号線	協和境字野田（野田アンダーパス）
34	協和	西窪・西野線	協和峰吉川字西窪（西野アンダーパス）
35	協和	前沢・中村線	協和峰吉川字中村後（国広アンダーパス）
36	協和	上淀川・西町後線	協和上淀川字上淀川（西町後アンダーパス）
37	協和	県道秋田岩見船岡線	協和船岡字一の渡（一の渡地下道）
38	仙北	川前20号線	戸地谷字沼田（戸地谷アンダーパス）

## 第8 危険物に関する事項

### 8-1 高圧ガス

#### (1) 一般高圧ガス第一種製造事業所

事業所名	所在地	ガス種	最大貯蔵数量(t)	備考
由利工業(株) 大曲工場	戸蒔字大槻64	窒素 酸素	12×2	
光山電気工業(株) 秋田工場	泉町4-52	窒素	14.9	
興栄建設(株) 大曲工場	大曲西根字西道地野 502-2	炭酸ガス	4.5	
セイコーインスツル (株)秋田事業所	大曲西根字鳥居58-2	窒素	3.5+12	

#### (2) 高圧ガス第一種貯蔵所

事業所名	所在地	貯蔵ガス種	貯蔵量	備考
由利工業(株)大曲工場	戸蒔字大槻64	圧縮水素	8,274m <sup>3</sup>	
(株)相場商店大曲営業所	花館字上殿屋敷153-1	LPG・ヘリウム 窒素・アルゴン 炭酸・フロン 混合ガス・酸素 アセチレン 水素・プロパン その他混合ガス	2,282m <sup>3</sup>	
(株)タニタ秋田	堀見内字下田茂木添 28-1	LPG	15.44t	

### 8-2 LPガス

#### (1) LPガス第一種製造所、充てん所・輸送事業所

製造所名	所在地	貯蔵能力(t)	製造目的	備考
鈴木商事(株)日の出工場	大曲日の出町2-3-3	20×2 10×1 0.5×2	充填 オート 残ガス回収	
(株)本間 本間プロパン LPガス充填所	戸地谷字大和田216-1	20×1 10×1	充填 オート	

#### (2) LPガス第一種製造所、オートスタンド専用

製造所名	所在地	貯蔵能力(t)	製造目的	備考
鈴木商事(株) 第2オートガススタンド	花館字下殿屋敷 12-1	10×1	オート	

## (3) LPガス第一種製造事業所、移動式製造施設

製造所名	所在地	貯蔵能力 (t)	製造目的	備考
鈴木商事(株)日の出工場	大曲日の出町2-3-3	2×2	移動式	

## (4) LPガス販売所

番号	名称	所在地	備考
1	(株)相場商店大曲営業所	花館字上殿屋敷153-1	
2	(株)まるむ本店	大曲須和町1-6-48	
3	(株)まるむ横沢営業所	太田町三本扇字狐柳190	
4	鈴木商事(株)	大曲日の出町2-3-3	
5	鈴木商事(株)中仙営業所	長野字漆原97-1	
6	鈴木商事(株)鐘見内営業所	鐘見内字野中7-1	
7	(有)羽後燃料	大曲あけぼの町2-59	
8	菊地プロパン	四ツ屋字掬田119	
9	(資)カネ銀佐藤商店	四ツ屋字上前村7-3	
10	(資)高富プロパン商会	大曲須和町2-5-34	
11	(資)四ツ屋物産	高関上郷字大村6-9	
12	(有)斉藤石油	神宮寺字大坪街道下5-3	
13	鈴木鉄工所	福田字穴沢29-6	
14	(有)大釜商店	板見内字一ッ森236-1	
15	(有)進藤商店	南外字下木直285-2	
16	(資)竹屋商店 豊岡営業所	豊岡字中荒井野19-11	
17	佐々木プロパン	太田町横沢字平内清水1-2	
18	高橋和三郎商店	太田町小神成字桜木52-2	
19	三浦成徳商店	大沢郷宿字宿74	
20	斉藤プロパン	強首字根越沢田19-3	
21	(有)田村燃料設備工業	北野目字北野目47-1	
22	(有)小松石油	長野字紫嶋55-1	
23	(有)石川屋商店	清水字大蔵126-8	
24	(株)協和プロパン	協和上淀川字和田171-10	
25	高見プロパン	南外字坊田165-1	
26	(株)本間	戸地谷字大和田216	
27	(株)おばこライフサービス 中央LPガスセンター	高梨字米打橋60	
28	(株)おばこライフサービス 西部LPガスセンター	協和峰吉川字丁田22	
29	熊沢薬局プロパン部	北長野字野口前70-6	
30	鈴木正俊商店(有)	角間川町字西本町8	
31	(有)土井商店	字刈和野312	
32	(有)佐々木電器	南外字下鎌田67-1	
33	(株)いとう	下鶯野字羽場16	
34	黒川商店	刈和野字清光院後42-5	
35	三浦商店	内小友字仙北屋29	

番号	名 称	所在地	備 考
36	イースナーライフ (株)	神宮寺字本郷野72番地1	
37	よろずや商店	上野田字中村107-1	
38	(株)ミツウロコ秋田支店	北檜岡字下中野75-5	
39	東部液化石油(株)秋田南支店	北檜岡字下中野75-5	38と同一敷地内

### 8-3 火薬類

#### (1) 火薬類製造所

業者氏名	事務所 所在地	火 薬 庫			工 場			
		所在地	棟 数	種類 数量 (kg)	所在地	工 場 種 別	棟 数	
大曲花火 化学工業 (有)	四ツ屋字 上原野77	四ツ屋字 上原野77	1	煙火原 料用火 薬	2,400	四ツ屋字 上原野77	危険工室 日乾場 一時置場	5
		四ツ屋字 上原野97	1	その他				1
(株)小松 煙火工業	内小友字 宮林6	内小友字 下高花110 -1	1	煙火原 料用火 薬	18,140	内小友字 中田宮東3 45,354-1, 361,362,4 22-2	危険工室 日乾場	19 1
		内小友字 中土17-3	1	その他				
		内小友字 中田宮東3 45	3					
		内小友字 中田宮東3 54-1	2					
		内小友字 中田宮東3 54-1,361, 362,422-2	2					
		内小友字 中田宮東 362	1					
(株)北日 本花火興 業	神宮寺字 下金葛32 0	神宮寺字 金葛95	2	煙火原 料用火 薬	20,400	神宮寺字 金葛95 神宮寺字 小沢山15- 5 神宮寺字 小沢山15- 8,15-8	危険工室 日乾場	15 1
		神宮寺字 小沢山15- 5	2	その他				
		神宮寺字 小沢山15- 8,15-8	2					

業者氏名	事務所 所在地	火 薬 庫			工 場			
		所在地	棟 数	種類	数量 (kg)	所在地	工 場 種 別	棟 数
(株)和火 屋	神宮寺字 福島30	神宮寺字 豊後野上 段4-1	1	煙火原 料用火 薬	6,000	神宮寺字 豊後野上 段4-1	危険工室 日乾場	6
		神宮寺字 福島家下5 6-1	1	その他		神宮寺字 福島家の 下56-1,5		1
		神宮寺字 福島家下5 9	1			9,88,89,9 0,91-1		
(株)響屋	長戸呂字 ハサバ長 根1番地 5	長戸呂字 ハサバ長 根1番地5	1	煙火原 料用火 薬 その他	2,000	長戸呂字 ハサバ長 根1番地5	危険工室 日乾場	4 1

(2) 火薬類販売店所有・占有火薬庫

火薬庫所有者	事務所所在地	区 分	火薬庫の種類 棟 数	火薬庫所在地
(有)西部 (大曲総合射撃場)	内小友字長持沢11	販 売	実 包 1	内小友字長持沢11

8-4 毒物・劇物

(1) 毒物劇物業務上取扱者

名称	所在地	取扱品目	電話番号
東電化工業(株)	協和船岡字善知鳥14番地1	無機シアン化合物	018-892-3411

8-5 危険物

(1) 市内給油所

名 称	所 在 地	電話番号
(株)有竜ガソリンスタンド 刈和野SS	刈和野字一里塚東2の1	75-1213
(株)イーイービー 油屋金太	花館字間倉176-1	73-5902
メガメトロ(株) ペトラス大曲店	和合字坪立177	52-6070
(株)おばこライフサービス 四ッ屋SS	四ッ屋字上古道183-1	66-1327
(株)おばこライフサービス 淀川SS	協和小種字田中61-1	018-896- 2211
(株)おばこライフサービス 太田SS	太田町横沢字窪関南525-1	88-2207

名	称	所	在	地	電話番号
(株)おばこライフサービス	上野SS	南外字上野	229-3		74-3111
(株)おばこライフサービス	南外SS	南外字太田	111-1		73-1850
(株)おばこライフサービス	横堀SS	福田字穴沢	42-1		69-3367
(株)おばこライフサービス	船岡SS	協和船岡字下船岡	91-2		018-892-3031
(株)おばこライフサービス	内小友SS	内小友字中沢	316-1		68-2360
(株)おばこライフサービス	中仙SS	下鶯野字大谷	157		56-2020
(株)おばこライフサービス	神岡SS	神宮寺字西田	13-1		72-2221
(株)おばこライフサービス	西仙北SS	刈和野字一里塚東	83-2		75-1517
(資)カネ銀佐藤商店		四ツ屋字上前村	87		66-2221
協和石油(株)	セルフ大曲バイパスSS	福田町	17-8		62-2559
草薙商店		豊岡字中荒井野	21		57-2418
(有)小松石油	中仙SS	長野字紫嶋	55-1		56-2073
(有)斉藤石油	神岡町SS	神宮寺字大坪街道下	5-3		72-2929
(有)佐藤工業所	四ツ屋SS	高関上郷字高屋敷	50-1		66-2046
鈴木商事(株)	戸蒔SS	戸蒔字福田	52-1		62-6084
鈴木商事(株)	日の出SS	大曲日の出町	2-3-3		63-4557
鈴木商事(株)	ニュー大曲SS	大曲白金町	8-23		62-1487
鈴木商事(株)	よつや大曲SS	花館字常保寺	75-5		63-7550
鈴木商事(株)	二丁目SS	大曲日の出町	2-3-18		63-4555
鈴木商事(株)	殿屋敷SS	花館字下殿屋敷	12-1		63-3136
鈴木商事(株)	協和SS	協和境字岸館	74-1		892-3191
鈴木商事(株)	神宮寺SS	神宮寺字館ノ越	20-1		72-4267
鈴木正俊商店(有)	角間川SS	角間川町字西本町	8		65-2111
高貝商店	太田SS	太田町斉内字杉元	40		89-1234
(資)竹屋商店	横沢SS	太田町横沢字泥窪	384-2		88-2007
大東物産(株)	大曲北SS	泉町	9-37		62-1441
寺田建設(株)		清水字上大蔵	201		56-2811
戸沢石油	豊川SS	豊川字猫沢	46-6		57-2449
三浦商店	大曲内小友SS	内小友字仙北屋	29		68-2414
三国商事(株)	大曲バイパス給油所	戸地谷字川前	375-1		62-9011
三菱商事エネルギー(株)	東北支店 セルフ大仙飯田SS	小貫高畑字中荒所	82-3		86-3656
(有)村商	油や中仙	北長野字野口前	29-2		56-7005
メガペトロ(株)	ペトラス中仙店	北長野字袴田	79-1		52-6070
(有)柳修商店	横堀SS	福田字大面	123		69-3009
(株)ヤマダ	長野SS	長野字柳田	11-1		56-3804
(株)山二	大曲SS	戸蒔字谷地添	79-1		63-1336

名	称	所	在	地	電話番号
J X T G エネルギー(株)		大曲住吉町3-8			66-2111
Dr. Drive大曲住吉店					66-1605
(資)四ツ屋物産	大曲高関SS	高関上郷字大村4-9			

## 第9 公用負担に関する資料

### 9-1 市長等の応急公用負担

処分権者	条 件	範 囲	補 償 等	根拠法令
水防管理者 消防長 消防署長	水防のため緊急の必要があるとき	1 必要な土地の一時使用 2 土石、竹木、その他の資材を使用し、または収用すること。 3 車馬その他の運搬具もしくは器具を使用すること。 4 工作物その他の障害物を処分すること。	水防管理団体は、損失を受けた者に対し時価により補償する。	水防法 第28条
消防吏員 消防団員	消火もしくは延焼の防止または人命救助のため必要があるとき	火災が発生しようとし、または発生した消防対象物及びこれらのものの在る土地を使用し、処分しまたはその使用を制限すること。		消防法 第29条第1項
消防長 消防署長	火勢、気象の状況その他周囲の事情から合理的に判断して延焼防止のためやむを得ないと認めるとき	延焼のおそれのある消防対象物及びこれらのもののある土地を使用し、処分しまたは使用を制限すること。		消防法 第29条第2項
同上	消火もしくは延焼の防止または人命救助のため緊急の必要があるとき	上記以外の消防対象物及び土地を使用し、処分しまたは使用を制限すること。	市は、損失補償の要求があったときは、時価により補償する。	消防法 第29条第3項、第4項
市長 (警察官) (自衛官)	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置のため緊急の必要があるとき	1 他人の土地、建物、工作物を一時使用すること。 2 土石、竹木、その他の物件を使用し、または収用すること。	市長は、処分により通常生ずべき損失を補償する。	災対法 第64条第1項 第82条第1項
同上	同上	現場の災害を受けた工作物または物件で、応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をとること。	市長は、当該工作物等を保管しなければならない。	災対法 第64条第2項
市長 (警察署長)	災害が発生するおそれがあるとき	災害を拡大させるおそれのある設備、物件の除去、保安その他必要な措置を占有者、所有者又は管理者に指示すること。		災対法 第59条

## 第10 応援協定等に関する資料

### 10-1 災害時における大仙市と座間市相互応援に関する協定書

#### 災害時における大仙市と座間市相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 秋田県大仙市と神奈川県座間市(以下「両自治体」という。)は、両自治体の区域に災害(災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。)が発生した場合において被災した自治体(以下「被災自治体」という。)の要請に応え、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、相互の応援体制について次のとおり協定を締結する。

(応援の種類等)

第2条 応援の種類及び内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 応援措置等を行うにあたって必要となる情報の収集及び提供
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資の提供並びにその供給に必要な資機材の提供
- (3) 被災者の救出、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 救援及び救助活動に必要な車両の提供
- (5) 防疫及び応急復旧活動に必要な職員の派遣
- (6) 被災者の一次収容のための施設等の提供
- (7) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(応援の手続)

第3条 被災自治体は、次の各号に掲げる事項を明らかにして文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、文書の提出は事後とし、電話等により応援の要請ができるものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第2号から第4号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量
- (3) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の種類、人員及び現場での従事内容
- (4) 応援場所、応援場所への経路及び現場付近の状況
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(経費の負担)

第4条 応援に要した経費の負担については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 応援に要した経費については、原則として被災自治体の負担とする。
- (2) 派遣職員が一箇月を超える派遣となる場合は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17に規定する職員の派遣とする。この場合、「阪神・淡路大震災復旧対策等のための職員派遣について(通知)」平成7年2月23日付け自治省行政局公務員部公務員課長通知を準用するものとする。

(連絡責任者)

第5条 第3条の規定による応援の手続きを確実に円滑に行うため、次のとおり連絡責任者を置くものとする。

- (1) 大仙市市民生活部住民課長
- (2) 座間市市民部安全対策課長

(災害対策連絡会議の設置)

第6条 両自治体は、災害発生時の迅速かつ効果的な応援体制の確立を図るため、災害対策連

絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置するものとする。

- (1) 連絡会議は、定期的及び必要に応じて開催し、応援のあり方、協定の見直し等について協議するものとする。
- (2) 両自治体は、協定に基づく応援が円滑に行われるよう地域防災計画その他参考資料を相互に提供するものとする。

（その他）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、両自治体はその都度協議して定めるものとする。

（適用日）

第8条 この協定は、平成17年7月4日から効力を生ずるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、当事者署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成17年7月4日

秋田県大仙市大曲花園町1番1号  
大仙市長 栗 林 次 美

神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目1番1号  
座間市長 星 野 勝 司

## 10-2 災害時における相互援助に関する協定書（県内13市）

### 災害時における相互援助に関する協定書

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定の趣旨にのっとり、秋田県市長会を構成する各市（以下「各都市」という。）の市長の協議により、各都市の全部又は一部において、大規模な災害が発生し、これにより被災した都市（以下「被災都市」という。）のみでは十分な救護等の応急措置が実施できない場合に、都市間の相互援助又は協力（以下「援助」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（援助の種類）

第2条 援助の種類は、次のとおりとする。

- （1）食糧および生活必需品ならびにこれらの供給に必要な資機材及び物資の提供
- （2）救援および救助に必要な車両等の提供
- （3）被災者の救出、医療及び防疫ならびに施設の応急復旧等に必要な資機材の提供
- （4）被災者を一時入所させるための施設の提供
- （5）救助および応急復旧に必要な職員の派遣
- （6）前各号に定めるもののほか、被災都市が特に必要があると認められるもの

（援助要請の手続）

第3条 援助を受けようとする被災都市は、次の各号に掲げる事項を明らかにした電話等による要請を行い、後日速やかに別記様式第1号による文書を提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）援助を受ける場所およびその経路
- （3）援助を受ける期間
- （4）前条第1号から第4号までに掲げるものを要請する場合は、品名、規格、数量等
- （5）前条第5号に掲げる職員の派遣要請をする場合は、事務職、技術職、技能職の職種別及び人員
- （6）前各号に掲げるもののほか必要な事項

（緊急援助活動の実施）

第4条 各都市のいずれかにおいて大規模な災害が発生したことが明らか場合は、前条に規定する援助の要請を受けないときであっても、当該被災都市のほかの市は、直ちに自主的な判断により緊急援助活動を実施することができるものとする。

（調整都市）

第5条 災害時における援助に係る事務を迅速かつ円滑に実施するため、第2条に規定する援助又は前条に規定する緊急援助活動（以下「援助業務」という。）を行う都市（以下「援助都市」という。）と被災都市との総合的な調整を行うための都市（以下「調整都市」という。）を置く。

2 前項の調整都市は、各被災都市に応じて、別紙に定めるとおりとする。

（経費の負担）

第6条 援助業務に要した経費は、原則として被災都市の負担とする。ただし、これにより難しい場合は、関係都市が協議して定めるものとする。

（賠償責任）

第7条 援助業務に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは重度障害者となった場合においては、本人又はその遺族が被った損害は、援助都市がその賠償の責めを負うものとする。

2 援助都市の職員が援助業務を実施している際に、第三者に損害を与えた場合（その損害が被災都市と援助都市との往復途上に生じた場合を除く。）は、被災都市がその賠償の責めを

負うものとする。

(連絡体制等)

第8条 各都市は、別記様式第2号のとおり、この協定書に係る連絡担当部課(室)を定め、大規模な災害が発生したときは、速やかに相互に連絡を取り合うものとする。

2 各都市は、この協定の実効性を高めるため、秋田県都市間災害時相互援助協定連絡会議(以下「会議」という。)を設置する。

3 会議は、必要に応じて大規模災害時における相互援助に関する対策を研究し、又は協議するものとする。

(効力の発生日)

第9条 この協定書は、平成18年4月26日から効力を発生するものとする。

(協議)

第10条 この協定書に定めない事項又は疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書13通を作成し、各都市記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成18年4月26日

秋田市山王1丁目1番1号

秋田市

秋田市長 佐竹 敬久

能代市上町1番3号

能代市

能代市長 齊藤 滋宣

横手市前郷字下三枚橋269番地

横手市

横手市長 五十嵐 忠悦

大館市字中城20番地

大館市

大館市長 小畑 元

由利本荘市尾崎17番地

由利本荘市

由利本荘市長 柳田 弘

男鹿市船川港船川字泉台66番地1

男鹿市

男鹿市長 佐藤 一誠

湯沢市佐竹町1番1号

湯沢市

湯沢市長 鈴木 俊夫

大仙市大曲花園町1番1号

大仙市

大仙市長 栗林 次美

鹿角市花輪字荒田 4 番地 1  
鹿角市  
鹿角市長 児玉 一

潟上市天王字上江川 4 7 番地 1 0 0  
潟上市  
潟上市長 石川 光男

北秋田市花園町 1 9 番地 1 号  
北秋田市  
北秋田市長 岸部 陞

仙北市田沢湖生保内字宮の後 3 0 番地  
仙北市  
仙北市長 石黒 直次

にかほ市象潟町字浜ノ田 1 番地  
にかほ市  
にかほ市長 横山 忠長

年 月 日 号

様

住所  
氏名

災害発生による援助要請について

災害時における相互援助に関する協定書第 3 条に基づき、次のとおり援助の要請をいたします。

項 目	内 容
被 害 状 況	
援 助 内 容 の 種 類	
援 助 を 要 す る 職 種 別 人 員	
援 助 場 所 到 達 経 路	
援 助 を 受 け る 期 間	
そ の 他 援 助 に 必 要 な 事 項	

様式第2号

災害時の連絡担当部課室

( 市)

連 絡 部 課 室 名			
連 絡 担 当 者	責 任 者	課・室長	
	補 助 者		
連 絡 先 電 話 番 号	勤 務 時 間 内	責 任 者	
		T E L	
		F A X	
		補 助 者	
		T E L	
		F A X	
	勤 務 時 間 外	責 任 者	
		T E L	
		F A X	
		補 助 者	
		T E L	
		F A X	
備 考			

連絡担当者に変更が生じたときは、すみやかに通知するものとする。

援 助 調 整 都 市

被災都市	援 助 調 整 都 市 名	
	正	副
秋 田 市	湯 沢 市	大 仙 市
能 代 市	北 秋 田 市	仙 北 市
横 手 市	秋 田 市	男 鹿 市
大 館 市	大 仙 市	横 手 市
由利本荘市	鹿 角 市	大 館 市
男 鹿 市	大 館 市	鹿 角 市
湯 沢 市	能 代 市	に か ほ 市
大 仙 市	男 鹿 市	秋 田 市
鹿 角 市	由利本荘市	潟 上 市
北 秋 田 市	に か ほ 市	由利本荘市
潟 上 市	仙 北 市	湯 沢 市
仙 北 市	潟 上 市	能 代 市
に か ほ 市	横 手 市	北 秋 田 市

## 10-3 災害時における相互援助に関する協定書

### 災害時における相互援助に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、平成25年3月31日に解散した北東北地域連携軸構想推進協議会の構成自治体が、引き続き災害時における相互応援活動を継続していくため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2及び第67条第1項の規定に基づく相互協力及び応援について、必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) ボランティアのあつせん
- (7) 前各号に定めるもののほか、被災市から特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第3条 応援を要請しようとする被災市は、次の各号に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話又は電信等により要請することができるものとし、その後、速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を受ける場所及びその経路
- (3) 前条第1号から第4号までに掲げるものを要請する場合は品名、規格、数量等
- (4) 前条第5号に掲げる職員の派遣要請をする場合は職種別人員及び従事内容並びに期間
- (5) 前条第6号に掲げるボランティアの人数及び従事内容並びに期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(自主応援)

第4条 被災市から応援要請の依頼がない場合、応援する市において事態が緊急を要すると判断した場合は、前条の規定による要請の有無にかかわらず、必要な応援を行うことができるものとする。

(指揮権)

第5条 応援に従事する応援市の職員は、被災市の市長の指揮の下に行動するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市の負担とする。ただし、これによりがたい場合は関係市が協議して定めるものとする。

(災害補償等)

第7条 第2条に定める応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、若しくは負傷し、又は疾病により死亡し、若しくは重度障害者となった場合においては、本人又はその遺族に対する損害賠償は、応援市が負うものとする。

2 応援市の職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災市との往復途上に生じたものを除き、被災市がその賠償の責めを負うものとする。

(連絡体制)

第8条 各市は、相互応援に関する連絡担当部課等を定め、災害が発生したときは、速やかに

相互に連絡するものとする。

2 各市は、この協定に基づく応援を円滑に行うため、必要に応じ、地域防災計画その他防災に関する情報を相互に交換するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(施行期日)

第10条 この協定は、平成25年5月20日から施行する。

この協定の成立を証するため、各市長記名押印のうえそれぞれの1通を保有する。

平成25年5月20日

大船渡市  
大船渡市長 戸 田 公 明

花巻市  
花巻市長 大 石 満 雄

北上市  
北上市長 高 橋 敏 彦

遠野市  
遠野市長 本 田 敏 秋

釜石市  
釜石市長 野 田 武 則

奥州市  
奥州市長 小 沢 昌 記

横手市  
横手市長 五十嵐 忠 悦

湯沢市  
湯沢市長 齊 藤 光 喜

由利本荘市  
由利本荘市長 長谷部 誠

大仙市  
大仙市長 栗 林 次 美

## 10-4 秋田県広域消防相互応援協定書

### 秋田県広域消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定書は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条第2項の規定に基づき、秋田県内の市町、消防の一部組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の消防広域応援体制を確立し、大規模災害等に対処することを目的とする。

2 平成6年12月1日付けで締結した秋田県広域消防相互応援協定は、廃止する。

(大規模災害等)

第2条 この協定において「大規模災害等」とは、次の各号に掲げるもののうち応援活動（市町等の消防隊、救助隊及び救急隊が自ら又は資機材を利用して行う応援の活動をいう。以下同じ。）を必要とするものをいう。

- (1) 大規模林野火災、高層建築物火災、危険物火災その他特殊火災
- (2) 地震、風水害その他大規模な自然災害
- (3) 航空機事故、列車事故等で、大規模又は特殊なもの
- (4) 毒性物質、生物剤又は放射性物質に係る事故による災害
- (5) 前各号に掲げるもの以外の大規模若しくは特殊な災害又は事故

(代表消防機関及び代行消防機関の設置)

第3条 この協定による相互の応援活動を円滑に実施するため、代表消防機関を置く。

2 前項の代表消防機関は、秋田県消防長会会長の所属する消防機関とする。

3 代表消防機関に事故がある場合は、当該機関の機能を代行するため代行消防機関を置く。

4 前項の代行消防機関は、秋田県消防長会副会長の所属する消防機関とする。

(応援隊等の整備)

第4条 市町等は、第2条に規定する大規模災害等が発生した場合において行われる応援活動の要請（以下「応援要請」という。）に備え、応援活動のための出動が可能な消防隊、救助隊及び救急隊（以下「応援隊」という。）並びに資機材を整備しておくものとする。

(応援要請の方法)

第5条 応援要請は、大規模災害が発生した市町等（以下「要請側」という。）の長又は消防長から、他の市町等（以下「応援側」という。）の長又は消防長に対し、応援活動に必要な事項を明確にして行うものとする。

2 前項の応援要請は、災害発生時においては電話等により迅速に行うものとし、当該応援要請後においては、遅滞なくその内容を書面にするものとする。

3 要請側の長又は消防長は、応援要請の内容について、速やかに代表消防機関を経由し、秋田県知事に通報するものとする。

(応援隊の派遣)

第6条 前条第1項の規定により応援要請を受けた応援側の長又は消防長は、応援隊を派遣するものとする。

2 応援隊の派遣を決定したとき、又は特別な事情により派遣し難いときは、応援側の長又は消防長は、その旨を速やかに代表消防機関を経由し要請側の長又は消防長に通知するとともに、秋田県知事に通報するものとする。

(応援の中断)

第7条 応援側の都合により応援隊を帰還させるべき特別な事態が生じた場合においては、応援側の長又は消防長は、要請側の長又は消防長と協議の上、応援活動を中断することができるものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊は、法第47条第1項の規定に基づき、要請側の長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第9条 応援に要する費用の負担については、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 応援側の負担する経費は、次に掲げるものとする。

- ア 旅費及び出動手当等の人件費
- イ 公務災害補償に要する経費
- ウ 車両及び機械器具の燃料費（現地における補給燃料に係る経費を除く。）
- エ 車両及び機械器具の修理費
- オ 要請側との間の移動中に第三者に与えた損害の賠償費等

(2) 要請側が負担する経費は、次に掲げるものとする。

- ア 応援活動中に調達した車両及び機械器具の燃料費
- イ 宿泊費及び食糧費
- ウ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償費等（応援側の故意又は重大な過失に基づく損害賠償費を除く。）
- エ 化学消火薬剤等の資機材費

(3) 前2号に掲げる費用以外の費用については、当該大規模災害等に関する市町等相互がその都度協議して定めるものとする。

(協定の発効)

第10条 この協定は、この協定締結の日から発効する。

(協議)

第11条 この協定書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、市町等相互が協議の上、決定するものとする。

(委任)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して別に定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書13通を作成し、市町等において各1通を保有するものとする。

平成22年12月22日

秋 田 市		
市長	穂 積	志
横 手 市		
市長	五十嵐	忠 悦
大 館 市		
市長	小 畑	元
由利本荘市		
市長	長谷部	誠
北秋田市		
市長	津 谷	永 光
にかほ市		
市長	横 山	忠 長
五城目町		
町長	渡 邊	彦兵衛

湯沢雄勝広域市町村圏組合			
管理者	齊 藤	光 喜	
能代山本広域市町村圏組合			
管理者代表理事	齊 藤	滋 宣	
大曲仙北広域市町村圏組合			
管理者	栗 林	次 美	
鹿角広域行政組合			
管理者	児 玉		一
男鹿地区消防一部事務組合			
管理者	渡 部	幸 男	
湖東地区行政一部事務組合			
管理者	齋 藤	正 寧	

## 10-5 災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定書

### 災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定書

#### (趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、秋田県内において大規模な災害が発生した場合等において、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）独自では被災者の救援等が十分に実施できない場合に、秋田県（以下「県」という。）及び市町村相互の応援による応急活動等を迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

#### (応援の種類)

第2条 この協定に基づく応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料、生活必需品等の備蓄物資の提供
- (2) 避難所の開設及び避難者の受け入れ
- (3) 廃棄物処理や火葬の実施等の応急活動に必要な施設や資機材の提供
- (4) 応急活動に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、被災市町村から特に要請のあったもの

#### (応援の要請)

第3条 被災市町村は、当該市町村の地域にかかる災害が発生した場合等において、応急活動等を実施するため必要があるときは、県に対して応援を要請することができる。

2 全項の規定による要請をしようとする被災市町村（以下「応援要請市町村」という。）は次に掲げる事項を明らかにして、県に要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 要請する応援の内容
  - ア 前条第1号に掲げる応援の場合は、物資の品目、数量、搬入先等
  - イ 前条第2号に掲げる応援の場合は、避難者数、避難期間等
  - ウ 前条第3号に掲げる応援の場合は、応急活動の種類、数量、期間等
  - エ 前条第4号に掲げる応援の場合は、職種、人数、活動内容、派遣期間等
- (3) 前2号に掲げるもののほか必要な事項

3 第1項に規定にかかわらず、応援要請市町村は、県に要請するいとまがないときは、他市町村に直接要請できるものとし、事後速やかに県に報告するものとする。

#### (要請を受けた県及び市町村の役割)

第4条 県は、前条第2項の規定による要請を受けたときは、速やかに他の市町村に応援の要請を通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた市町村は、応援が可能な場合には、その内容を速やかに県に報告するものとする。

3 前項の規定による報告を受けた県は、速やかに応援内容を調整し、その結果を前項の規定により報告した市町村及び応援要請市町村に通知するものとする。

4 前条第3項の規定による要請又は前項の規定による調整により応援を行う市町村は、直ちに応援を実施するものとする。

5 前4項の規定にかかわらず、県は、前条第2項の規定による要請の内容を踏まえ、県自ら実施することが適当と判断した場合には、直ちに応援を実施するものとし、その内容を応援要請市町村に通知するものとする。

(自主応援)

第5条 県及び市町村は、災害の状況に鑑み、特に緊急を要し、かつ、被災市町村が第3条第2項の規定による要請を行うことができない状況にあると判断した場合には、自主的に応援を実施することができるものとし、この場合には、同項の規定による要請があったものとみなす。

2 前項の規定による応援を実施した市町村は、その内容を事後速やかに県に報告するものとする。

(要請等の手段)

第6条 第3条から前条までの規定による要請等は、電話等により行うことができるものとし、事後速やかに、次表に定める区分に従い、当該各号に規定する様式による文書を送付するものとする。

区 分	様 式
第3条第2項及び第3項に規定する応援要請	第1号
第3条第3項に規定する直接応援要請の報告	第2号
第4条第1項に規定する応援要請の通知	第3号
第4条第2項に規定する応援内容の報告	第4号
第4条第3項及び第5項に規定する応援実施の通知	第5号
第5条第2項に規定する自主応援の報告	第6号

(経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他の法令の規定により国又は県が負担する部分を除き、応援要請市町村の負担とする。

(その他)

第8条 この協定書に定めのない事項又は質義が生じた事項については、県及び市町村がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書26通を作成し、県及び各市町村が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成24年 1月20日

秋田市山王四丁目1番1号  
秋田県知事 佐竹敬久

秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市長 穂積志

能代市上町1番3号  
能代市長 齊藤滋宣

横手市条里一丁目1番1号  
横手市長 五十嵐忠悦

大館市字中城20番地  
大館市長 小畑 元

男鹿市船川港船川字泉台66番地1  
男鹿市長 渡部 幸男

湯沢市佐竹町1番1号  
湯沢市長 齊藤 光喜

鹿角市花輪字荒田4番地1  
鹿角市長 児玉 一

由利本荘市尾崎17番地  
由利本荘市長 長谷部 誠

潟上市天王字上江川47番地100  
潟上市長 石川 光男

大仙市大曲花園町1番1号  
大仙市長 栗林 次美

北秋田市花園町19番1号  
北秋田市長 津谷 永光

にかほ市象潟町字浜ノ田1番地  
にかほ市長 横山 忠長

仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30番地  
仙北市長 門脇 光浩

小坂町小坂鉦山字尾樽部37番地2  
小坂町長 細越 満

上小阿仁村小沢田字向川原118番地  
上小阿仁村長 中田 吉穂

藤里町藤琴字藤琴8番地  
藤里町長 佐々木 文明

三種町鵜川字岩谷子8番地  
三種町長 三浦 正隆

八峰町峰浜目名潟字目長田118番地  
八峰町長 加藤 和夫

五城目町西磯ノ目1丁目1番地1  
五城目町長 渡邊 彦兵衛

八郎瀨町字大道 8 0 番地

八郎瀨町長 畠 山 菊 夫

井川町北川尻字海老沢樋ノ口 7 8 番地 1

井川町長 齋 藤 正 寧

大瀨村字中央 1 番地 1

大瀨村長 高 橋 浩 人

美郷町土崎字上野乙 1 7 0 番地 1 0

美郷町長 松 田 知 己

羽後町西馬音内字中野 1 7 7 番地

羽後町長 大 江 尚 征

東成瀬村田子内字仙人下 3 0 番地 1

東成瀬村長 佐々木 哲 男

## 10-6 大規模災害時における秋田・岩手横軸連携相互援助に関する協定

### 大規模災害時における秋田・岩手横軸連携相互援助に関する協定

#### (趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2及び第67条第1項の規定に基づき、秋田・岩手地域連携軸推進協議会の構成自治体（以下「構成自治体」という。）の区域内に大規模災害が発生し、被災自治体のみでは十分な応急措置が実施できない場合において、その応急措置及び復旧に必要な自治体間の相互援助協力について必要な事項を定めるものとする。

#### (相互援助自治体)

第2条 相互援助を行う自治体は、この協定の趣旨に賛同した別表に掲げる構成自治体とする。

#### (援助の種類)

第3条 援助の種類は次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援に必要な車両等の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 被災者を一時入所させるための施設の提供
- (5) 応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) 前各号に定めるもののほか、被災自治体が特に必要があると認めるもの

#### (援助要請の手続き)

第4条 援助を要請しようとする自治体は、次に掲げる事項を明らかにした電話等により援助の要請をするものとする。この場合において、被災自治体は必要事項を記入した文書を後日、速やかに相互援助自治体に送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 援助を受ける場所及びその経路
- (3) 援助を受ける期間
- (4) 前条第1号から第4号までに掲げる援助を要請する場合は、品名、規格、数量等
- (5) 前条第5号に掲げる職員の派遣要請をする場合は事務職、技術職及び技能職の種別並びに人員
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

#### (緊急援助活動の実施)

第5条 被災自治体以外の相互援助自治体は、被災自治体の被害が極めて甚大であることが明らかであり、かつ通信途絶等により被災自治体と連絡が取れない場合には、速やかに被害状況について自主的に情報収集を行い、被災自治体以外の構成自治体相互が連絡調整し、自主援助活動を実施するものとする。

#### (援助経費の負担)

第6条 援助に要した経費は、原則として援助を受けた自治体が負担する。ただし、被災状況等を勘案し、特別な事情が認められる場合は、相互援助自治体による協議において定めるものとする。

(災害補償等)

第7条 援助活動に従事した職員がその活動により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したと認められる場合においては、本人又はその遺族に対する損害賠償は、援助自治体が負うものとする。

2 援助自治体の職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、被災自治体はその賠償の責めを負うものとする。ただし、被災自治体の指揮下に入る前又は解散命令を受けた後に与えた損害については、援助自治体が賠償の責めを負うものとする。

(連絡体制等)

第8条 構成自治体は、相互援助に関する連絡担当部課等を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

2 構成自治体は、この協定に基づく相互援助が迅速かつ円滑に実施されるよう、必要に応じ相互援助に関する対策を研究し、協議し、及び情報等を相互に交換するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

2 この協定は、秋田・岩手地域連携軸推進協議会における協議により、必要に応じて改定することができるものとする。

附則

この協定は、平成22年5月27日から施行する。

この協定の成立を証するため、各自治体記名押印のうえそれぞれ1通を保有する。

平成22年5月27日

潟上市  
潟上市長

秋田市  
秋田市長

大仙市  
大仙市長

仙北市  
仙北市長

雫石町  
雫石町長

滝沢村  
滝沢村長

盛岡市  
盛岡市長

別表

大規模災害時における秋田・岩手横軸連携相互  
援助に関する協定に賛同する自治体

平成22年 5月27日

秋 田 県	潟 上 市
	秋 田 市
	大 仙 市
	仙 北 市
岩 手 県	雫 石 町
	滝 沢 村
	盛 岡 市
	宮 古 市

10-7 災害時応援協定一覧

相手方	協定名称	締結先	締結日	協定内容
国	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省東北地方整備局	H22.11.17	災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣
	「道の駅かみおか」における災害時に関する協定	国土交通省東北地方整備局 湯沢河川国道事務所	R3.3.18	被害状況等の情報の収集・提供、非常用電源の取扱い、避難場所としての使用
	「道の駅協和」における災害時に関する協定	国土交通省東北地方整備局 秋田河川国道事務所	R3.3.18	被害状況等の情報の収集・提供、非常用電源の取扱い、避難場所としての使用
自治体	災害時、大仙市と座間市相互応援に関する協定	神奈川県座間市	H17.7.4	相互応援
	災害時における相互応援に関する協定	秋田県及び県内25市町村	H24.1.20	相互応援
	災害時における相互援助に関する協定	秋田県内13市	H18.4.26	相互応援
	災害時における相互援助に関する協定	北東北地域連携軸構想推進協議会構成自治体 (横手、由利本荘、湯沢、大仙、大船渡、花巻、北上、遠野、釜石、奥州)	H25.5.20	相互応援
	大規模災害時における秋田・岩手横軸連携相互援助に関する協定	秋田・岩手地域連携軸推進協議会構成自治体 (潟上市、秋田市、仙北市、大仙市、雫石町、盛岡市、滝沢村、宮古市)	H22.5.27	相互応援
	「道の駅なかせん」における災害時に関する協定	秋田県仙北地域振興局	R2.3.10	被害状況等の情報の収集・提供、非常用電源の取扱い、避難場所としての使用
団体等	災害時LPガス等応援協定	社団法人秋田県エルピーガス協会大曲仙北支部	H19.7.24	LPガスの供給
	災害時燃料等応援協定	秋田県石油商業協同組合大曲仙北支部	H19.7.24	石油製品の供給
	災害時協力に関する協定	東北電力株式会社大曲営業所	H20.11.10	職員派遣、電力設備の復旧協力
	災害復旧時の協力協定	NTT秋田支店	H21.11.12	職員派遣、通信設備の復旧協力
	災害時建設等応援協定	大仙市建設業協会連合会	H22.3.15	建築物道路等の応急復旧工事

相手方	協定名称	締結先	締結日	協定内容
団体等	災害時電気工事等応援協定	大曲仙北電気工事協同組合	H22.3.15	電気施設の応急復旧工事
	災害時管工事等応援協定	大仙・美郷管工事組合	H22.3.15	水道等管工事の応急復旧工事
	災害時リース等応援協定	社団法人全国建設機械器具リース業協会秋田支部	H22.3.15	建設機械、仮設プレハブ、仮設トイレ等の提供
	災害時福祉避難所設置運営協定	社会福祉法人県南ふくし会以下9福祉会、組合等	H23.9.30	高齢者等の避難所としての指定
	災害時福祉避難所設置運営協定	特定非営利活動法人障がい者自立生活センター「ほっと大仙」	R2.3.18	高齢者等の避難所としての指定
	水道局所管施設の停電対策に関する協定	大曲建設業協会 大曲仙北電気工事協同組合	H23.9.1	自家発電機の搬送・設置、接続
	災害時し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬に係る協定	秋田県環境整備事業協同組合 県南支部大仙美郷業者会	H24.8.8	し尿・浄化槽汚泥の収集運搬
	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	N T T 秋田支店	H24.8.22	非常用電話（特設公衆電話）の設置及び利用
	災害時に係る一次避難所等提供の協定	秋田銀行、北都銀行、羽後信金	H25.5.30	一次避難所、インフラ提供
	災害時における応急対策業務の応援協定	大仙・仙北測量設計業協会	H25.7.31	被災状況の調査、応急対策工法の検討
	災害時における緊急・救援輸送等に関する協定	秋田県トラック協会（大仙支部）	H25.12.16	避難所等へ生活物資等の輸送
	災害時における液化石油ガス等の応援に関する協定	一般社団法人秋田県L P ガス協会	H26.3.26	液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達
	災害時における支援協力に関する協定	秋田県行政書士会	H28.11.4	行政書士業務（罹災証明書交付申請等の無料相談窓口設置）
	新型インフルエンザ等特別対策措置法に基づく特定接種の覚書	秋田県厚生農業協同組合連合会 大曲厚生医療センター	H28.11.24	新型インフルエンザ等特別対策措置法に基づく消防団員のワチンの特定接種
	災害時応急対策業務応援協定書	大仙市機械器具設置工事業協議会	H31.2.1	機械器具施設等の被害拡大防止と早期復旧、排水作業への協力
災害時における応援協力に関する協定	一般社団法人秋田県建造物解体業協会	H31.3.1	被災建築物等による被害拡大防止と早期復旧	

相手方	協定名称	締結先	締結日	協定内容
民間	災害時生活物資等応援協定	株式会社タカヤナギ	H19.7.24	物資、一時避難場所
		(有)中央市場	H19.7.24	物資、一時避難場所
		よねや商事株式会社	H19.7.24	物資、一時避難場所
		株式会社バザール	H19.7.24	物資、一時避難場所
		NPO法人コメリ災害対策センター	H19.7.24	物資、一時避難場所
		みちのくコカ・コーラボトリング株式会社	H19.7.24	飲料供給
		マックスバリュ東北株式会社	H19.7.24	物資、一時避難場所
		株式会社デンコードー	H19.7.24	物資、一時避難場所
		イオンリテール株式会社	H20.10.6	物資、一時避難場所
	福祉避難所の設置及び運営に関する協定	エフシー株式会社、ソイン株式会社	H24.6.29	高齢者等の避難所
災害時における緊急情報放送に関する協定	株式会社TMO大曲	H28.1.25	緊急情報放送（要請に基づく放送、緊急起動放送）	
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	H31.2.1	災害時の市民への情報伝達手段の拡充	
災害時における通信設備復旧等の協力に関する協定書	ソフトバンク株式会社	H31.3.1	災害時における通信設備の早期復旧、通信機器の配備による通信手段の確保	
災害時における電動車両等の支援に関する協定	秋田三菱自動車販売株式会社 三菱自動車工業株式会社	R3.2.1	災害時における電動車両等の貸与	
災害応急対策業務応援協定	株式会社アクティオ	R3.12.15	水中ポンプ、発電機、仮設トイレ等の貸与	
災害時等での施設利用の協力に関する協定	株式会社ダイナム	R4.3.29	災害時にダイナム秋田中仙店の駐車場スペースの貸出し	
地域防災パートナーシップ協定	株式会社秋田放送	R5.11.22	災害情報に関する放送	
その他の協定	大仙市災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定書	社会福祉法人大仙市社会福祉協議会	R4.3.17	災害時のボランティアセンターの設置・運営



## 第 1 1 廃棄物処理に関する資料

### 1 1 - 1 一般廃棄物収集業者

(家庭系) 計画収集業者

業者名	所在地	電話番号	収集車両保有台数		
			パッカー車	運搬車	合計
伊藤清掃	大曲田町21-32	63-2066	1	0	1
有限会社久栄社	大曲西根字瀬下29	68-2695	2	2	4
加藤産業株式会社	内小友字太田125	68-2121	1	0	1
角間川運送 株式会社	藤木字中島19	65-2583	1	2	3
太田理佐雄	高関上郷字田中134	66-1315	1	0	1
有限会社高德商店	高関上郷字杉本420	63-6901	2	2	4
武藤清掃	神宮寺字比の沢6	72-4070	1	1	2
佐々木興業株式会社	刈和野175-1	75-2626	2	1	3
有限会社中仙衛生社	長野字新山46-1	0187-56- 2732	1	1	2
戸嶋一美	長野字柳田139-5	0187-56- 3531	1	0	1
株式会社小田嶋産業	協和境字荻谷沢43	018-892- 3237	2	1	3
株式会社ワカバ	南外字梨木田376-2	73-1136	1	1	2
大山恭兵	横堀字星宮126	090-6228 -3346	2	1	3
高橋組	太田町齊内字壺本柳45	89-1332	2	1	3
高橋久一	南外字土場289	74-2032	0	1	1
Takamitu株式会社	長野字新山92-1	0187- 56-3626	0	1	1

(事業系) 許可業者

業者名	所在地	電話番号	収集車両保有台数		
			パッカー車	運搬車	合計
有限会社久栄社	大曲西根字瀬下29	68-2695	6	5	11
加藤産業株式会社	内小友字太田125	68-2121	5	5	10
合資会社大成	藤木字中島19	65-2411	3	1	4
武藤清掃	神宮寺字比の沢6	72-4070	2	2	4
有限会社太陽環境保全	花館字鶴田75	66-2338	5	9	14
有限会社ケーシーダブリュコーポレーション	北檜岡字小路袋253-3	72-3477	0	2	2
佐々木興業株式会社	刈和野175-1	75-2626	2	3	5

業 者 名	所 在 地	電 話 番 号	収集車両保有台数		
			パッカー車	運搬車	合 計
有限会社中仙衛生社	長野字新山46-1	0187-56-2732	2	8	10
戸嶋一美	長野字柳田139-5	0187-56-3531	2	0	2
株式会社小田嶋産業	協和境字荻谷沢43	018-892-3237	2	2	4
株式会社ワカバ	南外字梨木田376-2	73-1136	1	2	3
株式会社伊藤組	南外字杉橋117	74-2238	0	2	2
有限会社さいとう清掃	戸地谷字川前134-2	63-6048	2	4	6
大山恭兵	横堀字星宮126	090-6228-3346	2	2	4
有限会社広大産業	太田町斉内字庚塚129-1	89-1160	0	4	4
高橋組	太田町斉内字壺本柳45	89-1332	1	1	2
有限会社大清重機	太田町国見字仲村323-1	88-1234	0	1	1
有限会社加昭興業	太田町駒場字荒屋敷140	88-1439	0	3	3
Takamitu株式会社	長野字新山92-1	0187-56-3626	0	12	12
株式会社昭和興業	由利本荘市石脇字山ノ神11-1017	0184-23-4444	2	3	5

#### 1 1 - 2 し尿・浄化槽汚泥収集業者

業 者 名	所 在 地	電 話 番 号	収集車両保有台数
株式会社サイテクト	大曲上栄町13-34	63-1442	8
有限会社堀内清掃工業	大曲日の出町1丁目46-3	63-0755	3
株式会社富樫清掃	東川字屋敷後94-1	62-1443	5
有限会社神岡衛生社	神宮寺字中瀬古川原44-1	72-2630	3
有限会社ケーシーダブリュコーポレーション	北檜岡字小路袋253-3	72-3477	2
佐々木興業株式会社	刈和野175-1	75-2626	3
有限会社中仙衛生社	長野字新山46-1	0187-56-2732	2
株式会社小田嶋産業	協和境字荻谷沢43	018-892-3237	2
協和衛生興業	協和荒川字川前1-5	018-894-2655	1
南外衛生社	南外字悪戸野168	74-2341	1
有限会社さいとう清掃	戸地谷字川前134-2	63-6048	3
有限会社 サニックス	角館町下菅沢185-1	54-1313	3
合資会社 稲穂 羽後衛生社	角館町田町上丁4-1	54-3312	3

## 第 1 2 消防団に関する資料

### 1 2 - 1 大仙市消防団編成表

(消防団本部及び各支団の管轄区域並びに階級別定数)

#### 1. 本部

階級 名称	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	副班長	団員	計	管轄区域
本部	1	3				3		31	38	大仙市一円

#### 2. 大曲支団

階級 名称	団長	副支団長	分団長	副分団長	部長	班長	副班長	団員	計	管轄区域
支団本部	1	2							3	第1分団から第8分団までの管轄区域一円
第1分団			1	2	2	2	2	29	38	大曲地区（主要地方道湯沢雄物川大曲線以南）
第2分団			1	2	2	3	3	24	35	大曲地区（主要地方道湯沢雄物川大曲線以北）
第3分団			1	2	2	3	3	29	40	花館地区
第4分団			1	2	3	4	4	46	60	四ツ屋地区
第5分団			1	2	3	3	3	48	60	内小友地区
第6分団			1	2	2	3	3	24	35	角間川地区
第7分団			1	2	2	3	3	26	37	藤木地区
第8分団			1	2	2	3	3	24	35	大川西根地区
計	1	2	8	16	18	24	24	250	343	

#### 3. 神岡支団

階級 名称	団長	副支団長	分団長	副分団長	部長	班長	副班長	団員	計	管轄区域
支団本部	1	2							3	第1分団及び第2分団の管轄区域一円
第1分団			1	2	2	4	4	24	37	神宮寺、関金、蒲、福島、宮田及び上高野地区
第2分団			1	2	3	5	5	29	45	北檜岡、大浦、八石、戸月、宇留井谷地及び船戸地区
計	1	2	2	4	5	9	9	53	85	

#### 4. 西仙北支団

階級 名称	団長	副支団長	分団長	副分団長	部長	班長	副班長	団員	計	管轄区域
支団本部	1	2							3	第1分団から第4分団までの管轄区域一円
第1分団			1	2	2	2	2	2 1	3 0	刈和野地区
第2分団			1	2	2	2	2	2 1	3 0	土川地区
第3分団			1	2	2	4	4	3 0	4 3	大沢郷東地区、寺館地区、大巻地区、小戸川、山辺沢、九升田、強首、乙越、大場崎及び温泉地区
第4分団			1	2	2	4	4	2 7	4 0	杉山田、椒沢、正手沢、上野台地区、木原田地区、金山沢地区、大沢郷宿地区、大沢郷寺地区（東地区、小戸川及び山辺沢地域を除く）及び円行寺地区
計	1	2	4	8	8	1 2	1 2	9 9	1 4 6	

#### 5. 中仙支団

階級 名称	団長	副支団長	分団長	副分団長	部長	班長	副班長	団員	計	管轄区域
支団本部	1	2							3	第1分団から第5分団までの管轄区域一円
第1分団			1	2	2	4	4	3 5	4 8	長戸呂、一部を除く鑓見内及び長野地区、北長野の一部及び豊川地区の一部（坂ノ下）
第2分団			1	2	2	4	4	3 1	4 4	上鶯野地区、下鶯野地区、一部を除く北長野地区、豊川地区の一部（手車）
第3分団			1	2	2	4	4	3 1	4 4	清水地区、鑓見内地区及び長野地区の一部
第4分団			1	2	1	2	2	1 7	2 5	手車、坂ノ上を除く豊川地区
第5分団			1	2	1	2	2	1 7	2 5	大神成、栗沢及び豊岡地区
計	1	2	5	1 0	8	1 6	1 6	1 3 1	1 8 9	

6. 協和支団

階級 名称	団長	副支団長	分団長	副分団長	部長	班長	副班長	団員	計	管轄区域
支団本部	1	2							3	第1分団から第4分団までの管轄区域一円
第1分団			1	2	2	9	9	37	60	境、上淀川及び峰吉川地区
第2分団			1	2	2	6	6	30	47	荒川及び稲沢地区
第3分団			1	2	2	8	8	47	68	船沢及び船岡地区
第4分団			1	2	2	7	7	43	62	中淀川（坊台含む）、下淀川及び小種地区
計	1	2	4	8	8	30	30	157	240	

7. 南外支団

階級 名称	団長	副支団長	分団長	副分団長	部長	班長	副班長	団員	計	管轄区域
支団本部	1	2							3	第1分団から第3分団までの管轄区域一円
第1分団			1	2	2	3	3	25	36	大向、金屋、中袋、下袋、悪戸野、上野、細川、中宿、和寺、落合、及水、大和野、無尻橋、大西及び土場地区
第2分団			1	2	2	2	2	21	30	滝、夏見、桑台、中野、湯松、薬師堂、湯ノ又、湯元、荒沢、十二ヶ沢、荒又及び釜坂地区
第3分団			1	2	2	2	2	22	31	北田、大杉、日吉、小出、大畑、高野、赤平、梨木田団地、平形、木直、田屋、本川、西板戸、物渡及び揚坊地区
計	1	2	3	6	6	7	7	68	100	

8. 仙北支団

階級 名称	団長	副支団長	分団長	副分団長	部長	班長	副班長	団員	計	管轄区域
支団本部	1	2							3	第1分団から第4分団までの管轄区域一円
第1分団			1	2	2	2	2	21	30	横堀及び福田地区 堀見内の西寺村地区
第2分団			1	2	2	2	2	21	30	板見内及び堀見内地区（西寺村地区を除く。）
第3分団			1	2	2	2	2	21	30	払田及び上野田地区 高梨地区の一部
第4分団			1	2	2	2	2	21	30	橋本及び戸地谷地区 高梨地区の一部
計	1	2	4	8	8	8	8	84	123	

9. 太田支団

階級 名称	団長	副支団長	分団長	副分団長	部長	班長	副班長	団員	計	管轄区域
支団本部	1	2							3	第1分団から第4分団までの管轄区域一円
第1分団			1	2	1	3	3	17	27	永代、川口、東今泉、惣行、石神、長田湯伝、金井伝、真木、築地古館及び新田地区
第2分団			1	2	1	3	3	17	27	小神成、斉内及び大町地区
第3分団			1	2	1	3	3	17	27	三本扇、横沢及び中里地区
第4分団			1	2	1	3	3	17	27	駒場及び国見地区
計	1	2	4	8	4	12	12	68	111	

## 第 1 3 後方支援計画に関する資料

### 1 3 - 1 後方支援計画の一例

災大仙総防第〇〇〇号  
年 月 日  
大仙市災害対策本部

### 〇〇震災大仙市後方支援計画

地図：1 / 5 万大仙市管内図

#### 1. 震災の概要及び被害状況

##### (1) 震災の概要

- ア 発生日時
- イ 震央地名（震源地の地名）
- ウ 震源の深さ、規模
- エ 各地の震度、大仙市管内の震度

##### (2) 被害状況

- ア 国、東北地方、県内等
- イ 大仙市内の状況
  - ① 人的被害
  - ② 住宅被害等

#### 2. 国、県の災害対策本部設置状況

#### 3. 大仙市の対応状況

時系列に概要及び対応内容を簡潔に記述

#### 4. 大仙市の後方支援構想

##### (1) 基本方針

大仙市は、〇〇において、〇〇年〇月〇日までに〇〇市及び〇〇地区に対する後方支援準備を完了する。

後方支援の実施は被災地の状況を考慮し、速やかに救援物資などの輸送支援を開始する。事後、順次到着する応援部隊などの受け入れ態勢を円滑に整備しつつ、被災地のニーズに応じた支援を継続する。必要により、秋田県や横手市と協働した広域防災拠点を開設し継続的な後方支援を実施する。この際、人命救助に関する〇〇支援を最重視する。

##### (2) 段階期区分

- ア 第 1 期 初動期 震災発生から 3 日（〇月〇日午後〇〇まで）
  - ① 発災から 2 4 時間 （〇月〇日午後〇〇まで）
  - ② 発災から 4 8 時間 （〇月〇日午後〇〇まで）

- ③ 発災から72時間 (〇月〇日午後〇〇まで)
- イ 第2期 混乱期 震災4日から一週間 (〇月〇日午後〇〇まで)
- ウ 第3期 本格期 震災一週間から一ヶ月 (〇月〇日午後〇〇まで)
- エ 第4期 拡張期 震災から二ヶ月以降

## 5. 後方支援の実施要領

### (1) 段階期区分別の後方支援要領

#### ア 第1期 (初動期)

発災当初は、初動対応や情報収集などに努力するが、被災地は混乱状態にあり情報の入手が困難なことから積極的に被災地の情報収集に努めるとともに被災地の救援物資輸送を優先して後方支援準備を促進する。

この際、人命に関わるニーズを重視し、迅速かつ自発的に救援物資を輸送手段を重視する。

#### イ 第2期 (混乱期)

逐次に判明する被災地ニーズに基づき適時適切な支援項目を精選し応援態勢を強化する。

この際、全国から参集する自衛隊などの防災機関の受入れ体制との両立を図り、連携の保持に努める。

#### ウ 第3期 (本格期)

被災地の状況に即応したニーズを的確に把握し、避難生活に必要な物資等について継続的な支援を重視する。また、ボランティアの受け入れ、活動拠点などの調整を円滑に実施する。この際、後方支援本部の機能の強化拡充を図る。

#### エ 第4期 (拡張期)

当時の状況により定める。

### (2) 広域防災拠点 (後方支援拠点) の構成

秋田県と密接に連携し、〇〇地域に大仙市後方支援本部を設置し国道〇〇〇号線を主として緊急補給道路に指定する。

#### ア 臨時ヘリポート

〇〇地点 (開設完了：〇月〇日午前〇〇時〇〇分)

細部：別紙「ヘリポート配置図」

#### イ 自衛隊・警察・消防などの展開地

① 陸上自衛隊第〇後方支援連隊 〇〇地区 受入れ担当 建設部

② 応援警察〇〇隊、広域緊急応援隊 〇〇地区 受入れ担当 市民部

③ 緊急消防援助隊 〇〇地区 受入れ担当 企画部

#### ウ 統合指揮本部調整所 受入れ担当 総務部

大曲交流センター (開設完了：〇月〇日午前〇〇時〇〇分)

#### エ 集中救援物資保管施設 受入れ担当 経済産業部

神岡中央公園嶽ドーム周辺 (開設完了：〇月〇日午前〇〇時〇〇分)

協和多目的交流施設樹パル (開設完了：〇月〇日午前〇〇時〇〇分)

#### オ ボランティアセンター 受入れ担当 健康福祉部 (社会福祉協議会)

大曲駅前健康福祉棟及び児童福祉棟内

(開設完了：〇月〇日午前〇〇時〇〇分)

#### カ 大規模避難所 受入れ担当 経済産業部

ぬく森温泉「ユメリア」 (開設完了：〇月〇日午前〇〇時〇〇分)

- キ その他の施設  
当時の状況により、定める。

## 6. 各部等の業務

- (1) 後方支援本部  
本部長 ○○副市長  
本部事務局 総務部総合防災課  
編成 別紙○○による。
- (2) 人員増強及び広域防災拠点等の配置人員表  
別紙 ○○による。

## 7. 各機能別の支援業務

- (1) 補給業務  
糧食、燃料、通信、生活物資類などの救援  
①取得 大仙市備蓄内及び秋田県や協定締結市から送付分により取得  
②配分 輸送先被災地決定後、最適手段にて輸送方法を決定し交付
- (2) 輸送業務  
秋田県トラック協会支部及び市内の民間企業などを活用し安全な経路により輸送する。  
この際、関係職員も帯同させ受け渡しなどを円滑に実施する。  
ア 輸送計画 別紙○○による。  
イ 輸送路の統制 別紙○○による。

### (3) 衛生業務

主として秋田県の医療救護計画に基づき仙北地域災害医療対策本部（大仙保健所）との連携を重視する。この際、地域医療センターとしての大曲厚生医療センターの体制確認や必要に応じSUC端末地開設やドクターヘリなどの運行に協力する。

### (4) ボランティア運用業務

大仙市社会福祉協議会を核心とするボランティアセンターを開設し、団体、個人別のボランティアニーズをコーディネートする。

また、市長会や応援協定締結市などの個別ニーズにおいては、主として後方支援本部で対応する。

別紙 「大仙市ボランティアセンター開設運営マニュアル」による。

### (5) 自衛隊・警察・消防などの防災関係機関の受入れ業務

後方支援本部で事前受入れ計画に基づき、部隊の規模、必要地積、日程などを一元的に調整統制する。この際、横手市との連携を密にし応援部隊の分散化や支援行動の容易性発揮を重視し決定する。

別紙 ○○展開図による。

### (6) 整備・回収業務

努めて自主整備を促進し民間事業所などの全面協力により実施する。

### (7) その他の業務

応援協定締結自治体及び団体等の連携を密にし避難者のサポート業務や高速道路使用免除整理並びに罹災照明書発行手続きについては、後方支援本部事務局扱いとするも、当時の状況により決定する。

8. 後方支援活動の休止または撤収  
当時の状況により、定める。

添付書類

- 別紙第1 「被災状況の概要」
- 別紙第2 「臨時ヘリポート指定図」
- 別紙第3 「大仙市後方支援本部編成図」
- 別紙第4 「大仙市後方支援活動人員割当て表」
- 別紙第5 「輸送計画及び道路交通規制図」
- 別紙第6 「応援部隊の展開図」

13-2 広域防災拠点候補一覧

施設(エリア)の名称	所在地	全体(延床)面積㎡	所有者(管理者)	駐車可能台数	広域防災拠点機能	候補となる施設の名称	使用可能(延床)面積㎡	候補施設として相応しい点	候補施設として懸念される点
大曲野球場グラウンド	大仙市内小友地内	9,000	大仙市			臨時ヘリポート 大曲野球場グラウンド	9,000		
大曲中学校グラウンド	大仙市若竹町7-17	21,000	大仙市			臨時ヘリポート 大曲中学校グラウンド	21,000		
四ツ屋小学校グラウンド	大仙市四ツ屋字下古道81	11,000	大仙市			臨時ヘリポート 四ツ屋小学校グラウンド	11,000		
大曲南中学校グラウンド	大仙市藤木字野中70-2	18,000	大仙市			臨時ヘリポート 大曲南中学校グラウンド	18,000		
「大曲の花火」公園	大仙市大曲橋下流右岸		国土交通省(大仙市)			臨時ヘリポート 雄物川河川緑地運動公園		野営地及び大型駐車場としても相応しい	増水時使用不可
旧北神小学校グラウンド	大仙市北檜岡字嶋151	10,000	大仙市			臨時ヘリポート 旧北神小学校グラウンド	10,000		
神岡野球場グラウンド	大仙市北檜岡向堀野2-1	8,100	大仙市			臨時ヘリポート 神岡野球場グラウンド	8,100		
大曲西中学校含む総合運動公園	大仙市内小友字中沢頭地内	89,000	大仙市			野営地及び大型駐車場 大曲西中学校含む総合運動公園	89,000		
雄物川河川緑地運動公園	大曲橋下流右岸		国土交通省(大仙市)			野営地及び大型駐車場 雄物川河川緑地運動公園			増水時使用不可
中川原運動公園	神宮寺吉貝人着137		国土交通省(大仙市)			野営地及び大型駐車場 中川原運動公園			増水時使用不可
ふれあい体育館周辺(仙北)	大仙市堀見内下田茂木122	48,550	大仙市			野営地及び大型駐車場 ふれあい体育館周辺(仙北)	48,550		
大曲中央公園	大仙市大曲河原町2	51,000	大仙市			野営地及び大型駐車場 大曲中央公園	51,000		
玉川河川敷(水辺の楽校)	大仙市四ツ屋松倉橋	68,000	国土交通省(大仙市)			野営地及び大型駐車場 玉川河川敷(水辺の楽校)	68,000		増水時使用不可

施設(エリア)の名称	所在地	全体(延床)面積㎡	所有者(管理者)	駐車可能台数	広域防災拠点機能	候補となる施設の名称	使用可能(延床)面積㎡	候補施設として相応しい点	候補施設として懸念される点
大曲農業高等学校グラウンド	大仙市大仙市大曲金谷町26-9	41,624	秋田県		野営地及び大型駐車場	大曲農業高等学校グラウンド	41,624		
大曲市民会館、大曲交流センター、同駐車場全面地域	大仙市大曲日の出町2丁目6-50		大仙市		総合指揮本部機能	大曲市民会館、大曲交流センター、同駐車場全面地域			
大曲武道館及び大曲体育館	大仙市大曲花園町1番1号		大仙市		総合指揮本部機能	大曲武道館及び大曲体育館			
大仙市役所大曲庁舎	大仙市大曲花園町1番1号	4,916	大仙市		総合指揮本部機能	大仙市役所大曲庁舎			
大曲厚生医療センター(屋上ヘリポート含む)	大仙市大曲通町8番65号		大曲厚生医療センター		SCU(広域搬送拠点臨時医療施設チーム)				
大曲厚生医療センター周辺(南地区含む)	大仙市大曲通町		大曲厚生医療センター		SCU(広域搬送拠点臨時医療施設チーム)				
中通総合病院付近	大仙市大曲上栄町6-4		中通総合病院		SCU(広域搬送拠点臨時医療施設チーム)			雄物川左岸ヘリポートとの連携	
大仙市B&G海洋センター及び嶽ドーム周辺	大仙市神宮寺中瀬古川敷212		大仙市		支援物資の集積、仕分け、輸送準備施設				
さくまろ館	大仙市高梨田茂木10		大仙市		支援物資の集積、仕分け、輸送準備施設				
神岡体育館	大仙市神宮寺字大坪街道下22		大仙市		支援物資の集積、仕分け、輸送準備施設				

施設(エリア)の名称	所在地	全体(延床)面積㎡	所有者(管理者)	駐車可能台数	広域防災拠点機能	候補となる施設の名称	使用可能(延床)面積㎡	候補施設として相応しい点	候補施設として懸念される点
大仙市社会福祉協議会本所・支所			社会福祉協議会		ボランティアセンター				
ぬく森温泉ユメリア	大仙市刈和野字山北ノ沢5-4		大仙市(新生ビルテクノ株式会社)		被災者受け入れのための大規模避難所				
嶽の湯	大仙市神宮寺字下川原前開86-1		大仙市(株式会社神岡ふるさと振興公社)		被災者受け入れのための大規模避難所				
柵の湯	大仙市板見内字一ツ森149		大仙市(株式会社東北ダイケン秋田支店)		被災者受け入れのための大規模避難所				
四季の湯	大仙市協和船岡字庄内214		大仙市(株式会社協和振興開発公社)		被災者受け入れのための大規模避難所				
中里温泉	大仙市太田町中里字新屋敷114		大仙市		被災者受け入れのための大規模避難所				
南外ふるさと館	大仙市南外字松木田44-2		厚生ビル管理株式会社		被災者受け入れのための大規模避難所				
国(湯沢河川国道事務所)管轄の防災センター			湯沢河川国道事務所		交通規制本部				

## 第 1 4 その他の資料

### 1 4 - 1 市内土木工事業者一覧

名 称	代表者氏名	所 在 地	電話番号
秋田振興建設（株）	小 原 将司郎	大曲西根字嶋村60	68-3111
高吉建設（株）	佐 藤 藤 男	大曲福住町6-6	62-4321
加藤産業（株）	黒 山 誠	内小友字太田125	68-2121
（株）丸茂組	三 浦 尚	花館字間倉157-6	63-1370
大曲土建（株）	小 原 良 英	大曲飯田町22-2	63-2525
（株）藤嶋建設	藤 嶋 文 人	四ツ屋字草刈野10	66-2229
（株）荒屋舗建設	今 野 春 夫	花館字下殿屋敷9	63-0405
大曲舗装（株）	三 浦 正 夫	大曲通町13-7	62-5109
（株）佐々木組 南支店	佐々木 英 則	大曲栄町6-26	63-3269
はりま建設（株）大仙支店	茂 木 茂 樹	大花町9-6-12	86-3052
大和建設（株）大仙支店	松 塚 孝 治	飯田字大道端40-5	62-3001
（有）三康建設	三 浦 康 博	花館字下大戸50-1	62-3781
（株）加賀谷組	加賀谷 清 美	大曲川原町10-14	63-6305
（株）木村土木	木 村 勝 秋	下深井字板口端31	63-6344
三浦建設（株）	三 浦 忠 夫	花館字間倉304-1	63-1454
（株）佐々木工務店	佐々木 誠	若竹町31-8	63-4349
（有）県南開発工業	高 橋 勲	大曲飯田町1-11	63-3858
秋南電気土木（株）	高 橋 俊 悦	大曲福見町3-15	63-0420
興栄建設（株）	齋 藤 靖	大曲西根字西道地野502-2	68-2288
（有）高德建設	高 橋 日出男	花館柳町6-23	62-3291
（有）ムトウ	武 藤 進	大花町5-60	62-0077
（有）藤谷工務店	藤 谷 光 一	内小友字宮林104-5	68-2193
（有）政建	三 浦 政 和	蛭川字石山下287-1	68-2999
石川興業（株）	石 川 第 助	高関上郷字杉本425	63-5830
（有）丸橋産業	丸 橋 一 夫	角間川町字元道巻58	65-2722
（株）手塚組	手 塚 仁	大曲西根字仁応治504-1	68-3375
（株）宮原組	宮 原 竜 也	神宮寺字家後18-2	72-4545
（株）小笠原組	小笠原 武男	神宮寺字愛宕下22-4	72-2004
（有）佐藤土建	佐 藤 善 満	神宮寺字家後13-3	72-2422
（有）田中建設	田 中 宿 雄	北檜岡字北檜岡97	72-3129
黒川建設	黒 川 敏 夫	神宮寺字宇留井谷地324	72-2143
丸保建設	佐々木 保	神宮寺字明德64-2	72-3914
（有）太陽環境保全	今 野 勇 二 郎	神宮寺字上新川中島25	72-2338
（株）齋兵組	齋 藤 兵 左 工 門	刈和野字一里塚東108	75-1234
（株）伊藤土木	伊 藤 章 雄	大沢郷寺字野田家越18	75-2492

名 称	代表者氏名	所 在 地	電話番号
(有) 田村燃料設備工業	田 村 哲 朗	北野目字北野目47-1	75-1196
(有) 佐々木工務店	佐々木 長利	木原田字中野153	77-2708
仲周建設(株)	仲野谷 康	長野字二日町92-5	56-3223
寺田建設(株)	寺 田 文 夫	清水字上大蔵202-1	56-2811
Takamitu(株)	高 橋 篤 美	長野字新山92-1	56-3626
(有) 豊成建設	谷 藤 幸 喜	豊岡字西八日市5	57-3031
(有) 中仙建設	柴 田 敬 章	長野字神林102	56-4535
(有) 藤澤技建	藤 澤 昇	大神成字上村97	57-2530
(有) 横山建設	横 山 茂 男	長野字狐塚97	56-2203
中仙塗装工業(株) 中仙支店	小 松 弘 芳	長野字柳田69-1	56-2262
高勇組(株)	熊 谷 学	長野字小合田90-1	56-2015
谷藤組	谷 藤 徳 男	豊岡字新田161-1	57-2985
進藤建設(株)	進 藤 章	協和峰吉川字半仙86-2	895-2131
(株) 協和土建	茂 木 義 行	協和稲沢字堤ヶ沢出口3-8	894-2323
(有) 丸陽建設工業	鈴 木 一 彦	協和境字岩坂下77-16	892-3211
(有) 峰吉川建設	進 藤 章	協和峰吉川字半仙29-87	895-2772
(有) 鈴木工務店	鈴 木 武 夫	協和稲沢字堤ヶ沢出口6-45	894-2248
(有) 稲沢工業	茂 木 義 裕	協和稲沢字堤ヶ沢出口3-8	894-2470
(株) 伊藤組	伊 藤 松 雄	南外字杉橋117	74-2238
(株) ワカバ	堀 井 一 清	南外字梨木田376-2	73-1136
(有) タカタツ	高 橋 辰 郎	南外字悪戸野108-3	73-1262
(有) 伊藤産業	伊 藤 カツ子	南外字葎沢87-4	74-3144
(株) 佐藤工務店	佐 藤 大 助	南外字広表24-1	74-2551
(有) 高強建設	高 橋 強	南外字上野207-1	74-2065
(有) 出羽建設	八 嶋 雄 市	南外字中宿2	73-1605
佐藤建設工業	佐 藤 清 悦	南外字上野33	74-2898
(資) 佐々木林業	佐々木 実	南外字十二ノ前72	74-2876
高倉工業(株)	高 橋 日 出 男	板見内字続橋12-4	69-3413
(株) 太黒	新 田 辰 長	戸地谷字川前226-1	63-4959
(有) 仙北建設	高 橋 清 悦	堀見内字南谷地村79-2	69-3454
大滝建設(株)	大 釜 滝 浩	高梨字上り場2	62-1433
(有) 大沢工務店	大 沢 隆 夫	板見内字弥兵衛谷地126	69-2556
(株) シーグ	佐 藤 力 哉	戸地谷字川前366-1	63-7731
(有) 進藤産業	進 藤 義 弘	堀見内字西穴澤137-2	69-2225
むつみ造園土木(株) 県南営業所	鈴 木 郁 弘	戸地谷字天ヶ沢211-1	62-3116

名 称	代表者氏名	所 在 地	電話番号
三建塗装（株）大仙支店	飛 鳥 治	戸地谷字川前359	63-8035
高禮建設（株）	安 宅 信 之	太田町齊内字高野1-434	89-1233
（株）佐藤建設	佐 藤 吉 博	太田町三本扇字狐柳69-2	88-1102
大仙建設サービス（株）	風 間 隆 晴	大曲金谷町13-27	88-8351

1 4 - 2 市内建築工事業者一覧

名 称	代表者氏名	所 在 地	電話番号
高吉建設（株）	佐藤 藤 男	大曲福住町6-6	62-4321
（株）さとう	佐藤 賢 一	藤木字東八圭68-5	65-3232
（株）荒屋舗建設	今野 春 夫	花館字下殿屋敷9	63-0405
（株）丸茂組	三浦 尚	花館字間倉157-6	63-1370
（株）佐々木工務店	佐々木 誠	若竹町31-8	63-4349
興栄建設（株）	齋藤 靖	大曲西根字西道地野502-2	68-2288
（株）佐々木組 南支店	佐々木 英 則	大曲栄町6-26	63-3269
はりま建設（株）大仙支店	茂木 茂 樹	大花町9-6-12	86-3052
大曲土建（株）	小原 良 英	大曲飯田町22-2	63-2525
（有）品川住宅産業	品川 秀 男	大曲日の出町1-41-9	63-2505
（株）栗津鉄工建設	栗津 貞一郎	川目字月山132-2	63-7871
（株）佐々木丸六工務店	佐々木 寿 和	四ツ屋字下前村76	66-2011
佐藤工務店	佐藤 稔	四ツ屋字下前村142-2	66-2622
（有）佐々正工務店	佐々木 正 美	角間川町字中野14-7	65-2980
（有）佐々木工務店	佐々木 長利	木原田字中野153	77-2708
鈴木工務店	鈴木 勝 治	刈和野字百人畑9-5	75-2658
（株）佐々木建材店	佐々木 峰生	北野目字三条川原52-1	75-2300
仲周建設（株）	仲野谷 康	長野字二日町92-5	56-3223
（株）三浦工務店	三浦 昭 夫	長野字小合田81	56-2440
（有）村上工務店	村上 剛 朗	清水字新田清水15	56-3711
進藤建設（株）	進藤 章	協和峰吉川字半仙86-2	895-2131
（有）鈴木工務店	鈴木 武 夫	協和稲沢字堤ヶ沢出口	894-2248
（株）佐藤工務店	佐藤 大 助	南外字広表24-1	74-2551
高禮建設（株）	安宅 信 之	太田町齊内字高野1-434	89-1233
長澤工務店（株）	長澤 幸 広	太田町駒場字高倉114	88-2083

1 4 - 3 給排水暖冷房衛生設備工事業者一覧

名 称	代表者氏名	所 在 地	電話番号
大曲施設工業（株）	伊 藤 功	大曲須和町2-9-15	63-4581
（株）アクサム	武 野 智	大曲須和町2-6-7	62-1081
（株）朝日水道工業所	遠 田 博 士	大曲須和町1-3-58	63-0399
（株）富士開発機工	小 松 英 巳	大曲須和町1-1-17	62-2170
山二施設工業（株） 大曲営業所	八 嶋 浩 芳	飯田字大道端40-7	63-5666
（株）渡部設備	渡 部 隆 一	四ツ屋字川口98	66-2510
（株）マルビック	丸 藤 孝 雄	四ツ屋字上古道180-4	66-2723
（有）田村燃料設備工業	田 村 哲 朗	北野目字北野目47-1	75-1196
（有）中仙施設工業	柴 田 義 光	長野字神林160	56-4356
（株）シーグ	佐 藤 力 哉	戸地谷字川前366-1	63-7731

#### 1 4 - 4 簡易水道施設一覽表

##### 【大曲地域】

No.	施設名	給水戸数	給水人口	計画1日最大給水量 (m <sup>3</sup> )
1	日照町	33	82	40
2	前村	49	138	54
3	新屋敷	29	92	34
4	上谷地半在家	31	82	50
5	新谷地	29	91	50
6	町口	32	96	30
7	田中上野	32	80	36
8	杉本	33	72	26
9	福田杉本	22	59	26
10	二ツ屋	30	83	30
11	宮林北部	90	209	75

##### 【神岡地域】

No.	施設名	給水戸数	給水人口	計画1日最大給水量 (m <sup>3</sup> )
1	神宮寺	994	2,641	1,630
2	宇留井谷地・船戸・戸月地区営農飲雑用水	128	423	351
3	北檜岡	254	748	480

##### 【西仙北地域】

No.	施設名	給水戸数	給水人口	計画1日最大給水量 (m <sup>3</sup> )
1	刈和野	1,049	2,426	1,870
2	強首	445	1,026	596
3	川西	261	716	516
4	大沢郷	375	929	736
5	心像小杉山	262	733	410
6	半道寺	284	753	442
7	大野	19	43	38

【中仙地域】

No.	施設名	給水戸数	給水人口	計画1日最大給水量 (m <sup>3</sup> )
1	長野駅前通	123	224	163
2	入角	129	418	147
3	豊岡	350	1,150	432
4	極楽野・立石	34	95	77

【協和地域】

No.	施設名	給水戸数	給水人口	計画1日最大給水量 (m <sup>3</sup> )
1	中央地区	1,270	2,986	2,040
2	稲沢地区	155	416	205
3	南部地区	333	858	590
4	淀川地区	389	836	650
5	小種地区	172	490	239
6	沢庄地区	99	220	195

【南外地域】

No.	施設名	給水戸数	給水人口	計画1日最大給水量 (m <sup>3</sup> )
1	南外地区	1,072	2,743	1,195

【仙北地域】

No.	施設名	給水戸数	給水人口	計画1日最大給水量 (m <sup>3</sup> )
1	下福田	46	122	95
2	川戸賀	43	110	63
3	仙北中央	287	901	441
4	下横堀	54	169	90
5	上福田	46	136	78
6	上川原	60	179	70
7	板見内	33	98	47
8	中屋布	62	170	98
9	谷地	45	133	68
10	戸地谷	442	1,000	470
11	下田茂木	68	192	96
12	新屋敷	23	45	30

【太田地域】

No.	施設名	給水戸数	給水人口	計画1日 最大給水量 ( $m^3$ )
1	中里	33	115	59
2	古館	32	66	48
3	北野	57	166	63
4	三本扇	43	121	66

1 4 - 5 小規模水道施設一覽表

令和4年9月現在

【大曲地域】

No.	施設名	給水戸数	給水人口	計画1日最大給水量 (m <sup>3</sup> )
1	水木田	16	47	20
2	川崎	16	59	25
3	塹田	12	38	20
4	卯時田	22	58	25
5	四ツ屋駅前	48	125	30
6	宮林第一	22	50	20

【西仙北地域】

No.	施設名	給水戸数	給水人口	計画1日最大給水量 (m <sup>3</sup> )
1	江原田	21	73	19

【中仙地域】

No.	施設名	給水戸数	給水人口	計画1日最大給水量 (m <sup>3</sup> )
1	下大蔵	13	50	19
2	新町	13	45	17
3	前田	13	52	17
4	横町	11	32	11
5	上大蔵	14	33	15
6	下黒土南	21	66	15
7	中村	9	30	13
8	長戸呂	13	32	14

【協和地域】

No.	施設名	給水戸数	給水人口	計画1日最大給水量 (m <sup>3</sup> )
1	船沢地区	25	63	31

【仙北地域】

No.	施設名	給水戸数	給水人口	計画1日最大給水量 (m <sup>3</sup> )
1	団子町	17	46	18
2	西寺村	24	57	18
3	上橋本	25	79	17
4	王野田	32	70	13

【太田地域】

No.	施設名	給水戸数	給水人口	計画1日最大給水量 (m <sup>3</sup> )
1	上堰	11	24	15

1 4 - 6 樋門・樋管一覧表

【河川名：雄物川】

番号	工作物種別 (樋門・樋管)	施設名	設置場所	管理者
1	樋門	油川排水樋門	角間川町字門の目	湯沢河川国道事務所
2	樋管	木内排水樋管	角間川町字松川原	湯沢河川国道事務所
3	樋管	柳中島排水樋管	角間川町字旭森	湯沢河川国道事務所
4	樋管	内小友樋管	内小友字桶沼	湯沢河川国道事務所
5	樋管	下野樋管	内小友字下野	湯沢河川国道事務所
6	樋管	角間川排水樋管	角間川町字町小中島	湯沢河川国道事務所
7	樋管	宮林樋管	藤木字天久	湯沢河川国道事務所
8	樋門	上総川樋門	川の目字南中島	湯沢河川国道事務所
9	樋管	川の目樋管	川の目字中島	湯沢河川国道事務所
10	樋管	大島樋管	小貫高畑字向大島下段甲	湯沢河川国道事務所
11	樋管	飯田樋管	小貫高畑字柳原	湯沢河川国道事務所
12	樋管	金谷排水樋管	小貫高畑字七ツ小屋	湯沢河川国道事務所
13	樋管	蓮沼樋管	大曲金谷町蓮沼下段	湯沢河川国道事務所
14	樋門	新堀樋門	大曲西根字瀬下	湯沢河川国道事務所
15	樋管	東道地樋管	大曲西根字東道地野	湯沢河川国道事務所
16	樋管	鳥居川樋管	大曲西根字上寺野	湯沢河川国道事務所
17	樋管	蛭川樋管	蛭川字上屋敷	湯沢河川国道事務所
18	樋管	竹花樋管	花館字南裏地	湯沢河川国道事務所
19	樋管	裏堰樋管	花館字西裏地	湯沢河川国道事務所
20	樋管	幸福寺樋管	花館字幸福寺	湯沢河川国道事務所
21	樋管	中堰樋管	花館字中野下川原	湯沢河川国道事務所
22	樋管	柳原排水樋管	花館字間倉	湯沢河川国道事務所
23	樋管	間倉排水樋管	花館字間倉	湯沢河川国道事務所
24	樋門	後川排水樋門	神宮寺字上新川中島	湯沢河川国道事務所
25	樋管	神宮寺第一樋管	神宮寺字屋敷南	湯沢河川国道事務所
26	樋管	宇留井谷地排水樋管	神宮寺字宇留井谷地	湯沢河川国道事務所
27	樋門	北檜岡排水樋門	北檜岡字一本木野	湯沢河川国道事務所
28	樋管	小路袋排水樋管	北檜岡字小路袋	湯沢河川国道事務所
29	樋門	高花排水樋門	北檜岡字茨野	湯沢河川国道事務所
30	樋管	南外排水樋管	南外字猿ヶ瀬中島	湯沢河川国道事務所
31	樋管	川口排水樋管	南外字下木直古川端	湯沢河川国道事務所
32	樋管	北野目排水樋管	北野目字高畑	湯沢河川国道事務所
33	樋管	刈和野排水樋管	刈和野字三枚橋街道西	湯沢河川国道事務所
34	樋門	三枚川排水樋門	刈和野字三枚橋街道西	湯沢河川国道事務所
35	樋門	北野目排水樋門	北野目字北野目	湯沢河川国道事務所
36	樋管	強首排水樋管	強首字強首	湯沢河川国道事務所
37	樋管	南明谷地樋管	協和峰吉川字橋向畑通	湯沢河川国道事務所
38	樋門	沼館川排水樋門	協和小種字田仲野	湯沢河川国道事務所
39	樋門	小種排水樋門	協和小種地内	湯沢河川国道事務所

【河川名：横手川】

番号	工作物種別 (樋門・樋管)	施設名	設置場所	管理者
1	樋管	横手川樋管	藤木字乙大久保	湯沢河川国道事務所
2	樋管	横手川排水樋管	藤木地内	湯沢河川国道事務所
3	樋管	横手川第二排水樋管	藤木字中野中	湯沢河川国道事務所
4	樋門		角間川町字四上町	大仙市
5	樋門		角間川町字道東	大仙市
6	樋門	横手川第三排水樋管	藤木地内	湯沢河川国道事務所

【河川名：丸子川】

番号	工作物種別 (樋門・樋管)	施設名	設置場所	管理者
1	樋門		高梨字繁昌（払田橋～薬師橋間）	
2	樋門		高梨字上り場（薬師橋下流）	
3	樋門		高梨字上川原（薬師橋下流）	
4	樋門		高梨字米打橋（北川目橋上流）	
5	樋門		高梨字米打橋（北川目橋上流）	
6	樋管		高梨字米打橋（北川目橋下流）	
7	樋管		高梨字車瀬（北川目橋下流）	
8	樋管		高梨字米打橋（丸高橋上流）	
9	樋門		高梨字米打橋（丸高橋下流）	
10	樋門		高梨字車瀬（丸高橋下流）	
11	樋管		高梨字金堀（田茂木橋上流）	
12	樋管		高梨字田茂木（東京端一（株）裏）	
13	樋管		高梨字田茂木	
14	樋管		高梨字水里（川前橋上流）	
15	樋管		高梨字沼田（川前橋上流）	
16	樋管		高梨字沼田（川前橋下流）	
17	樋門		戸地谷字川前（川前橋下流）	
18	樋門		戸地谷字川前（川前橋上流）	
19	樋門		戸地谷字天ヶ沢	
20	樋門		堀見内字元田茂木（田茂木橋下流）	
21	樋管	西下野樋管	花館字下竹花下川原	湯沢河川国道事務所
22	樋管		大曲丸子町（丸子児童館裏）	大仙市
23	樋管		大曲丸子町（大曲自動車学校裏）	秋田県仙北地域振興局
24	樋管		大花町地内（大花団地）	大仙市
25	樋管		大花町地内（八嶋木材裏）	秋田県仙北地域振興局
26	樋管		大曲黒瀬町（オリエントホテル裏）	大仙市
27	樋管		大曲大町（仙北医院裏）	大仙市

番号	工作物種別 (樋門・樋管)	施設名	設置場所	管理者
28	樋管	井戸堰水門	大曲丸の内町 (大曲パーク横)	大仙市
29	樋管	浜町樋管	大曲浜町 (グラントパレス川端裏)	湯沢河川国道事務所
30	樋管	二ツ森樋管	大曲丸の内町 (八幡神社裏)	湯沢河川国道事務所
31	樋管	土屋城樋管	大曲丸の内町 (八幡児童公園裏)	湯沢河川国道事務所
32	樋管	中島樋管	若竹町 (大曲中学校裏)	湯沢河川国道事務所

【河川名：窪堰川】

番号	工作物種別 (樋門・樋管)	施設名	設置場所	管理者
1	樋門		横堀字高倉 (高倉橋下流)	
2	樋門		横堀字高倉 (高倉橋下流)	
3	樋門		横堀字蔵開 (二三橋上流)	
4	樋門		戸地谷字花園 (杉本橋上流)	
5	樋門		戸地谷字大和田 (大和田橋上流)	
6	樋門		戸地谷字川前 (大仙橋上流)	
7	樋管	川福橋排水樋管	戸地谷字大和田 (川福橋下流)	
8	樋門		戸地谷字大和田	大仙市
9	樋門		福田町	大仙市
10	樋門		福田町	
11	樋門		高関上郷字杉本	(農業排水)
12	樋門		高関上郷字堅田	
13	樋門		高関上郷字堅田	(農業排水)
14	樋門		高関上郷字十二木	(農業排水)
15	樋門		高関上郷字向高関	(農業排水)
16	樋門		高関上郷字上関根	(農業排水)
17	樋門		高関上郷字上関根	(農業排水)
18	樋門		高関上郷字鳥屋場	(農業排水)
19	樋門		四ツ屋字川崎	(農業排水)
20	樋門		高関上郷字半在家	(農業排水)
21	樋門		高関上郷字半在家	(農業排水)

【河川名：川口川】

番号	工作物種別 (樋門・樋管)	施設名	設置場所	管理者
1	樋門		堀見内字西寺村	
2	樋管	北畑排水樋管	板見内字北畑 (二合田橋上流)	

【河川名：矢島川】

番号	工作物種別 (樋門・樋管)	施設名	設置場所	管理者
1	樋門		弘田字森合（鳥川橋上流）	
2	樋門		堀見内字南福嶋瀬（福嶋橋下流）	
3	樋門		高梨字穂田原	
4	樋門		堀見内字南福嶋	
5	樋門		高梨字八嶋（八嶋橋上流）	
6	樋門		高梨字八嶋（八嶋橋下流）	
7	樋門		高梨字下矢嶋（堀高橋上流）	

【河川名：玉川】

番号	工作物種別 (樋門・樋管)	施設名	設置場所	管理者
1	樋管	高瀬樋管	長野字高瀬	湯沢河川国道事務所
2	樋管	松倉樋管	松倉字鷹ノ巣	湯沢河川国道事務所
3	樋門	了徳樋門	四ツ屋字草刈野上川原	湯沢河川国道事務所
4	樋管	北大川原排水樋管	松倉字大川原	湯沢河川国道事務所
5	樋管	大川原排水樋管	四ツ屋字機織	湯沢河川国道事務所
6	樋管	上大戸排水樋管	四ツ屋字上水呑場	湯沢河川国道事務所
7	樋管	下袋第二排水樋管	四ツ屋字下袋	湯沢河川国道事務所
8	樋管	下川原排水樋管	花館字上大戸	湯沢河川国道事務所
9	樋管	下袋第一排水樋管	花館字蒲古川敷	湯沢河川国道事務所
10	樋管	大戸排水樋管	花館字大戸下川原	湯沢河川国道事務所
11	樋管	下袋樋管	花館字間倉崎	湯沢河川国道事務所
12	樋管	玉川第一樋管	花館柳町字中野下川原	湯沢河川国道事務所

【河川名：齊内川】

番号	工作物種別 (樋門・樋管)	施設名	設置場所	管理者
1	樋門		豊川字喜内野	仙北平野土地改良区

【河川名：小滝川】

番号	工作物種別 (樋門・樋管)	施設名	設置場所	管理者
1	樋門		長野字高畑	仙北平野土地改良区
2	樋門		豊川字谷地中	仙北平野土地改良区
3	樋門		豊川字松ノ木	仙北平野土地改良区
4	樋門		豊川字松ノ木	豊川土地改良区

【河川名：後川】

番号	工作物種別 (樋門・樋管)	施設名	設置場所	管理者
1	樋門		神宮寺字沢田地内	神宮寺松倉堰土地改良区

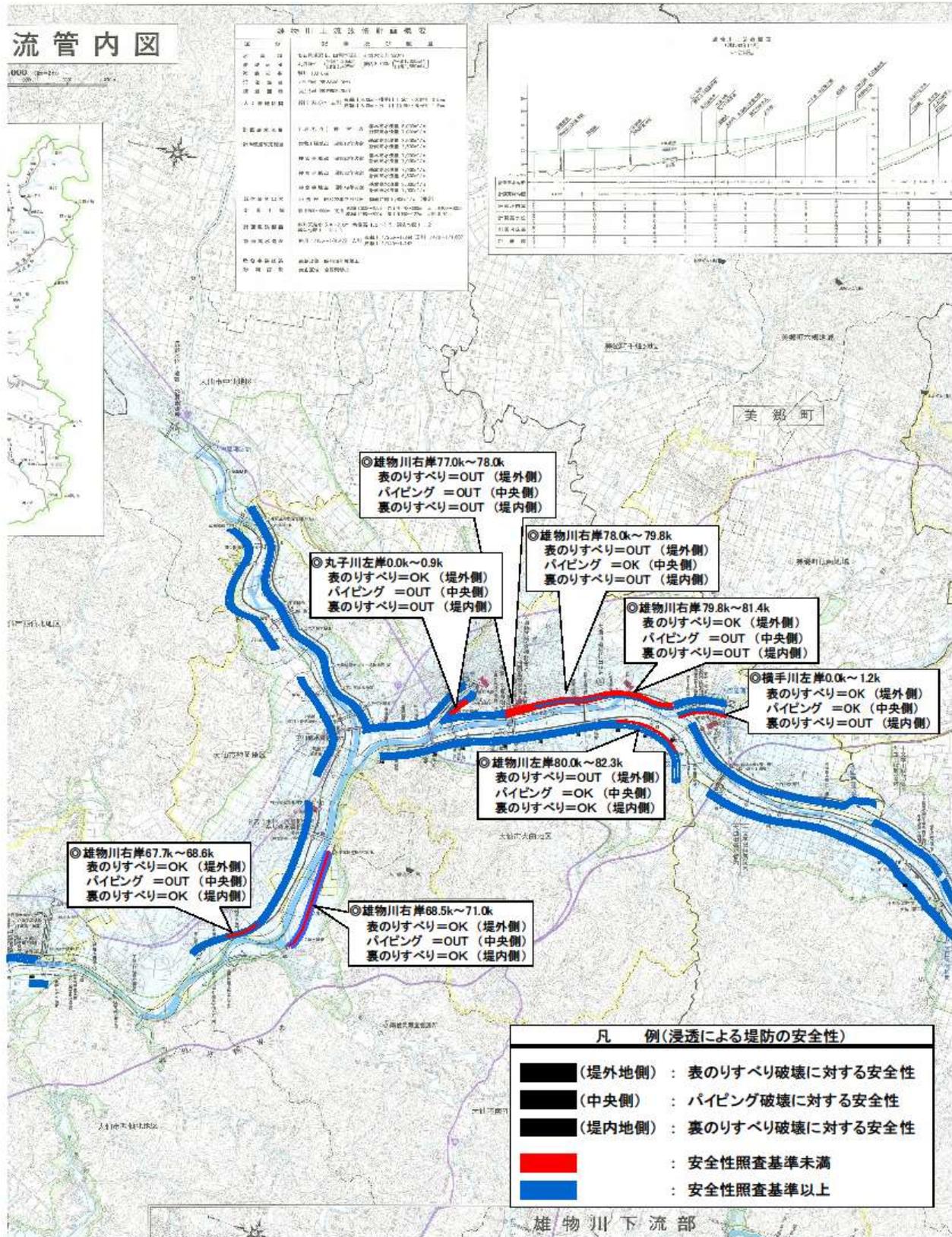
【河川名：土買川】

番号	工作物種別 (樋門・樋管)	施設名	設置場所	管理者
1	樋管	土買川排水樋管	字刈和野	秋田県仙北地域振興局
2	樋管	土買川第二排水樋管	刈和野字水尺川向大道東	秋田県仙北地域振興局
3	樋管	浮島第一樋管	刈和野字浮島	秋田県仙北地域振興局
4	樋管	浮島第二樋管	刈和野字浮島	秋田県仙北地域振興局
5	樋門	古川排水樋門	刈和野字水尺川向大道西	秋田県仙北地域振興局
6	樋管	野中排水樋管	北野目字野中	秋田県仙北地域振興局
7	樋門	大佐沢排水樋門	刈和野字浮島	

14-7 河川堤防詳細点検結果情報図

河川堤防詳細点検結果情報図

平成20年12月時点  
提供:国土交通省湯沢河川国道事務所



1 4 - 8 農地及び農業用施設を利用して地域の防災力強化に取り組む地区

(市農林整備課)

番号	位置	地区名	農用地の湛水状況		湛水機能増進施設 実施年度
			農用地 面積(ha)	排水方法	
1	大仙市北野目	三条川原	79	自然排水	H28～H30
2	大仙市協和中淀川	山谷	21	自然排水	H28～H30
3	大仙市太田町	斉内	262	自然排水	H29～
4	大仙市大神成	大神成	73	自然排水	H29～
5	大仙市協和下淀川	下淀川	55	自然排水	H29～
6	大仙市大沢郷	六合	79	自然排水	H30～
7	大仙市高梨	畑屋中央	6	自然排水	H31～
8	大仙市協和小種	協和川口	26	自然排水	R2～
9	大仙市内小友	内小友東部	196	自然排水	R2～
10	大仙市内小友	内小友西部	157	自然排水	R3～
11	大仙市神宮寺	宮田・福島	60	自然排水	R3～
12	大仙市土川	杉沢・柳沢	71	自然排水	R4～
13	大仙市太田町	太田南部	345	自然排水	R3～
14	大仙市豊岡	豊岡南部	169	自然排水	R8～
15	大仙市協和下淀川	協和西台	25	自然排水	R5～
16	大仙市太田町	新興	105	自然排水	R5～
17	大仙市戸地谷	戸地谷北部	52	自然排水	R7～
18	大仙市大曲	花館・高関上郷	52	自然排水	R6～
19	大仙市土川	大野	27	自然排水	R3～
20	大仙市協和	高野三郡野	36	自然排水	R7～
21	大仙市南外	大畑深山	16	自然排水	R8～
22	大仙市太田町	大台	232	自然排水	R8～
23	大仙市協和小種	協和(泉沢・車田)	7	自然排水	R3～
24	大仙市土川	築山	3	自然排水	R4～
25	大仙市土川	小杉山	100	自然排水	R9～

14-9 水防法第15条第1項に定める要配慮者利用施設

要配慮者利用施設		住 所
種 別	施設名	
小学校	大曲小学校	大仙市大曲花園町4番88号
	東大曲小学校	大仙市大曲字下高畑81番地
	花館小学校	大仙市花館中町1番40号
	内小友小学校	大仙市内小友字四ツ村35
	大川西根小学校	大仙市大曲西根字小館20番地
	藤木小学校	大仙市藤木字街道下67
	角間川小学校	大仙市角間川町字大浦町99番地
	神岡小学校	大仙市神宮寺字神宮寺52番地
中学校	大曲中学校	大仙市若竹町7番17号
	大曲南中学校	大仙市藤木字上野中70-2
	平和中学校	大仙市神宮寺字荒屋20番地
	中仙中学校	大仙市長野字新山5番地1
高等学校	大曲高等学校	大仙市大曲栄町6番7号
	大曲農業高等学校	大仙市大曲金谷町26番9号
	大曲工業高等学校	大仙市大曲若葉町3番17号
	秋田修英高等学校	大仙市大曲須和町1丁目1番30号
老人福祉施設 【老人デイサービスセンター】	にこにこリハビリデイサービス大曲るーむ	大仙市大曲福住町5番18号
	デイサービスふく	大仙市大曲福住町5番29号 SKビル1F
	デイ・サロン中通り	大仙市大曲中通り6番1号
	デイサービスセンターひびき愛	大仙市大曲上大町9番15号
	デイサービスだいせんおおまがり	大仙市大曲字福辺内2番地1
	歩行と言葉のリハビリ空間なごみ	大仙市大曲栄町13番38号
	虹の楽えん	大仙市戸蒔字谷地中11番地1
	ハートフルケア大曲デイサービスセンター	大仙市川目字月山229番地1
	デイサービスセンター鷹揚館	大仙市佐野町3番41号
	デイサービスあんり	大仙市戸蒔字福田132
	デイサービスホーム仙寿園	大仙市花館字間倉250番地8
	にこにこリハビリデイサービス花館るーむ	大仙市花館柳町1-35
	リハビリデイもみじの家	大仙市戸蒔字谷地中16-3
	デイサービスあしたば	大仙市戸地谷字勸農地113-3
	早稲田イーライフ秋田	大仙市戸地谷字大和田132-14
	株式会社水里の家デイサービスセンター 水里の家	大仙市高梨字水里155-1
	デイサービスサンライズ	大仙市堀見内字元田茂木74-7

要配慮者利用施設		
種 別	施設名	住 所
老人福祉施設 【老人短期 入所施設】	J A秋田おばこショートステイやすらぎ	大仙市大曲通町8番68号
	大曲中通病院ショートステイ	大仙市大曲上栄町6-4
	ショートステイ大曲	大仙市飯田字大槻127番地1
	ショートステイ神岡	大仙市神宮寺字本郷野3番地9
	ショートステイ大仙あんり	大仙市戸地谷字大和田288-1
	ショートステイえにしの郷	大仙市高梨字水里151番地
	ショートステイ刈和野	大仙市刈和野字愛宕下178-5
老人福祉施設 【特別養護 老人ホーム】	特別養護老人ホームこもれびの杜	大仙市飯田字堰東235番地
	特別養護老人ホームサン・サルビア	大仙市角間川町字元道巻97番地
	特別養護老人ホーム愛幸園	大仙市神宮寺字本郷道南78番地
	特別養護老人ホーム桜寿苑	大仙市北長野字野口前47番地
	特別養護老人ホームウォームハート	大仙市刈和野字愛宕町17番地1
	特別養護老人ホーム真森苑	大仙市板見内字一ツ森410
	特別養護老人ホーム花館	大仙市花館柳町1-51
	特別養護老人ホームなごみの家	大仙市大曲船場町一丁目1-43
老人福祉施設 【老人福祉 センター】	大仙市神岡福祉センター	大仙市神宮寺字神宮寺17番地
有料老人 ホーム	ハートライフ	大仙市大曲日の出町1丁目42番22号
	有料老人ホーム日乃出	大仙市大曲日の出町2丁目5番6号
	有料老人ホームおうようかん	大仙市富士見町3番8号
	有料老人ホームサポートハウスアイビー	大仙市神宮寺字新屋野14番地10
	植える花夢ドンパン	大仙市長野字新山90番地4
	有料老人ホームこまち	大仙市高梨字水里177番地
	有料老人ホームおおまがり	大仙市大曲日の出町2-7-62
	有料老人ホームかえで	大仙市福田町341-2
サービス付き 高齢者向け 住宅	さらさ大曲	大仙市大曲通町12番36号
	あいばる大曲	大仙市大曲福住町5番3号
	シニアマンション大仙・大曲	大仙市大曲金谷町21番1号
	リライエ大曲	大仙市大花町3-60-6
認知症対応型 老人共同生活 援助事業の用 に供する施設	グループホーム大曲はなぞの	大仙市大曲花園町25番28号
	えがお大曲	大仙市大曲船場町1丁目1番21号
	グループホーム大仙大曲	大仙市大曲字福辺内3番地1
	グループホーム杉矢崎	大仙市大曲西根字杉矢崎12番地6
	グループホームのぞみ東棟・西棟	大仙市大曲西根字鳥居57-1
	グループホームひかり	大仙市藤木字東八圭21番地1
	グループホームあったか荘	大仙市角間川町字四上町88
	えがお神宮寺	大仙市神宮寺字上栗谷田67番地5
	グループホーム西仙・多機能ホーム西仙	大仙市刈和野字愛宕下54番地1
	ありす刈和野	大仙市刈和野字愛宕下85番地
	グループホームやまゆりの家	大仙市南外字下木直519番地4
	グループホームほほえみの家	大仙市戸地谷字川前209番地2
	グループホーム仙北ふくし苑	大仙市堀見内字穴沢16番地
	えがお上大町	大仙市大曲上大町10-12

要配慮者利用施設		
種 別	施設名	住 所
介護老人保健施設	介護老人保健施設なごみのさと	大仙市大曲船場町1丁目1番4号
	介護老人保健施設八乙女荘	大仙市北長野字野口前23番地
小規模多機能型居宅介護	えがお介護センターひびき愛	大仙市大曲花園町21番19号
	角間川介護支援センターあかり	大仙市角間川町字西上町22-8
	虹の街看護小規模多機能おおまがり	大仙市大花町3-60-6
障害者福祉サービス事業の用に供する施設	障害福祉サービス事業所ほっぺ	大仙市大曲中通町1番29号
	グループホームあけぼの	大仙市大曲あけぼの町6番19号
	サンワーク大曲	大仙市大曲戸巻町2番68号
	つくし寮	大仙市藤木字西八圭39番地1
	かわ舟の里角間川	大仙市角間川町字町頭98番地
	かわみなと寮	大仙市角間川町字四上町88番地7
	南風寮	大仙市角間川町字町頭180番地7
	テnderランドリーファクトリー	大仙市神宮寺字屋敷南37番地1
福祉エリア ありす刈和野	大仙市刈和野字愛宕下85番地	
障害児通所支援事業の用に供する施設	地域サポートセンター川音	大仙市角間川町字八幡前285番地1
	あきた児童デイサービス大曲店	大仙市大曲西根字瀬下60-1
	みらいざジュニア	大仙市大曲船場町二丁目1番2号
小規模住居型児童養育事業の用に供する施設	秋田さとうホーム	大仙市九升田字洲崎道越86-2
地域活動支援センター	地域活動支援センターふれあい	大仙市小貫高畑字中荒所60番地5
児童福祉施設【保育所】	大曲東保育園	大仙市大曲須和町1丁目3番53号
	大曲乳児保育園	大仙市大曲住吉町2番29号
	大曲南保育園	大仙市大曲住吉町2番62号
	日の出ベビー保育園	大仙市大曲日の出町1丁目35番45号
	きらきら保育園大曲	大仙市大曲通町12番36号
	高畑保育園	大仙市大曲字下高畑87番地2
	大曲北保育園	大仙市大花町12番1-23号
	はなだて保育園	大仙市花館上町6番29号
	内小友保育園	大仙市内小友字仙北屋3-1
	大川西根保育園	大仙市大曲西根字小館218番地
角間川保育園	大仙市角間川町字八幡前47番地	
児童福祉施設【保育所】 認定こども園	認定こども園 大曲駅前こども園	大仙市大曲通町1-43
	認定こども園 大曲中央こども園	大仙市大曲花園町4-88
	認定こども園 すくすくだけっこ園	大仙市神宮寺字中瀬古川敷31番地4
	西仙北あおぞらこども園	大仙市刈和野字川原田27番地1
	認定こども園 なかせんワイワイらんど	大仙市長野字新山131番地
	認定こども園 せんぼくちびっこらんど みどり園	大仙市堀見内字藍野75番地1

要配慮者利用施設		住 所
種 別	施設名	
放課後児童健全育成事業の用に供する施設	第1 ぽぷら児童クラブ	大仙市大曲花園町4番88号 (大曲小学校内)
	第2 ぽぷら児童クラブ	大仙市大曲花園町4番88号 (大曲小学校内)
	第3 ぽぷら児童クラブ	大仙市大曲花園町4番88号 (大曲小学校内)
	花園児童クラブ	大仙市大曲川原町2番5号
	桂児童クラブ	大仙市大曲若葉町2番62号 (桂児童センター内)
	日の出児童クラブ	大仙市大曲日の出町1丁目35番45号 (日の出キッズクラブ内)
	第1 東児童クラブ	大仙市大曲字下高畑81番地 (東大曲小学校内)
	第2 東児童クラブ	大仙市大曲字下高畑87番地2 (高畑保育園内)
	第1 いちちょう児童クラブ	大仙市花館中町1番40号 (花館小学校内)
	第2 いちちょう児童クラブ (A) (B)	大仙市大曲白金町12番12号 (旧大曲北幼稚園)
	内小友児童クラブ	大仙市内小友字四ツ村35 (内小友小学校内)
	大川西根児童クラブ	大仙市大曲西根字小館20番地 (大川西根小学校内)
	藤木児童クラブ	大仙市藤木字街道下67 (藤木小学校内)
	角間川児童クラブ	大仙市角間川町字大浦町99番地 (角間川小学校内)
	神岡児童クラブ (A) (B)	大仙市神宮寺字神宮寺53番地6
	西仙北児童クラブ	大仙市刈和野字上ノ台322番地
	西仙北第2 児童クラブ	大仙市刈和野字本町5番地
	ひまわり児童クラブ	大仙市高梨字新屋敷9-3
病院・診療所 【病院】	大曲厚生医療センター	大仙市大曲通町8番65号
	医療法人あけぼの会 花園病院	大仙市大曲あけぼの町9番26号
	社会医療法人明和会 大曲中通病院	大仙市大曲上栄町6番4号
	市立大曲病院	大仙市飯田字堰東210番地
病院・診療所 【診療所】	佐藤レディースクリニック	大仙市戸蔭字谷地添106番地1
	くしま産婦人科医院	大仙市幸町1番53号
	大仙眼科クリニック	大仙市大花町14-3

14-10 土砂災害防止法第8条第1項に定める要配慮者利用施設

No	施設名称	施設区分	所在地	電話番号	F A X	土砂災害警戒区域等	その他
1	有料老人ホーム大曲温泉すみれ	老人福祉関係施設	大仙市大曲西根字鳥居215-9	0187-88-8931	0187-88-8931	土砂災害警戒区域(土石流)	
2	福寿園デイサービスセンター(ぬくもりの郷内)	老人福祉関係施設	大仙市南外字松木田119	0187-88-8450	0187-88-8670	土砂災害警戒区域(土石流・地滑り)	
3	南外小学校	学校	大仙市南外字田中田17	0187-73-1800	0187-73-1802	土砂災害警戒区域(土石流)	
4	湯ノ又児童館	児童館	大仙市南外字湯ノ又106	0187-74-2011		土砂災害警戒区域(地滑り)	
5	NPO法人ワークスコープ秋田大仙地域福祉事業所いぶりん	障がい者福祉施設	大仙市協和境字野田4	018-893-5667	018-893-5670	土砂災害警戒区域(急傾斜地)	
6	グループホームやまゆりの家	老人福祉関係施設	大仙市南外字下木直519-4	0187-73-1177	0187-73-1177	土砂災害警戒区域(土石流)	

1 4 - 1 1 孤立の可能性のある集落一覧

(平成 2 5 年度内閣府調査結果)

農漁別	地域	孤立可能性 集落名	うち通信機器 あり	うち非常電源 あり	備考
農業集落	西仙北	田ノ沢			
	南外	荒沢	○	○	
	南外	十二ヶ沢	○		
	南外	荒又	○	○	
	南外	釜坂	○	○	
	南外	平形	○		
	南外	和寺	○		
計		7	6	3	

※内閣府の「第 2 回中山間地等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性に関する状況フォローアップ調査」結果

1 4 - 1 2 応急仮設住宅建設予定地一覧

(市建築住宅課)

名称	所在地	面積 (㎡)
旧大曲南保育園跡地	大曲日の出町1丁目27番地内	3,300
旧北神小学校(音楽交流館)グラウンド	北檜岡字嶋151番地	12,280
旧土川小学校グラウンド	土川字半道寺西野1-11外	6,728
旧大沢郷小学校グラウンド	大沢郷宿字カクマ沢138-1	12,320
旧双葉小学校グラウンド	強首字上野台1-2	19,000
旧西仙北西中学校グラウンド	強首字上野台92-1	45,733
西仙北緑地運動広場	強首字上野台23-22	24,372
中仙公民館鶯野分館グラウンド	下鶯野字上村1	6,406
ドンパン広場	北長野字茶畑地内	7,280
旧稲沢小学校グラウンド	協和稲沢字堤ヶ沢出口6	14,969
旧船岡小学校グラウンド	協和船岡字上中野126-1	11,958
旧小種小学校グラウンド	協和小種字上鏡台2-1	11,070
旧協和給食センター駐車場	協和荒川字下谷地10	1,302
旧南外西小学校グラウンド・運動広場	南外字下湯ノ又198-14	15,612
真山公園あやめ園側広場	払田字真山	2,600
上野田児童遊園	上野田字中村	2,000
川戸賀農村公園	横堀字沖田	2,600
上村農村公園	横堀字熊元	1,300
太田多目的グラウンド	太田町齊内字北開182-1	14,995
太田体育館南側駐車場	太田町横沢字堤田515-1	3,355
太田球場南側駐車場	太田町横沢字堤田474-1	10,146
大台スキー場南側駐車場	太田町川口字大台1番地2の内	3,600

1 4 - 1 3 土地改良区管理施設で防災機能を有する施設一覧

(市農林整備課)

番号	施設名	延長	施設管理者	備考
1	北川支排1号	L=187m	秋田県仙北平野土地改良区	
2	北川支排2号	L=2,368m	秋田県仙北平野土地改良区	
3	福辺内川支排1号	L=3,602m	秋田県仙北平野土地改良区	
4	福辺内川支排3号	L=1,963m	秋田県仙北平野土地改良区	美郷町分あり(総延長L=3,927m)
5	福辺内川支排4号	L=1,201m	秋田県仙北平野土地改良区	
6	福辺内川支排5号	L=2,469m	秋田県仙北平野土地改良区	
7	小滝川支排2号	L=1,197m	秋田県仙北平野土地改良区	
8	万太郎川	L=16m	秋田県仙北平野土地改良区	
9	与吉川	L=4,542m	秋田県仙北平野土地改良区	
10	赤関川	L=1,295m	秋田県仙北平野土地改良区	
11	払田堰	L=89m	秋田県仙北平野土地改良区	
12	梁場川	L=2,677m	秋田県仙北平野土地改良区	